

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [58条 計装設備]

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。			
相違No.	相違理由		
①	【東海第二】 東海第二は、温度計測機能を有する計測器と温度計測機能を有さない計測器の2種類を使用		
②	【柏崎6/7】 島根2号炉は、BWR-5設計のため、低圧炉心スプレイ・ポンプを有する		
③	【柏崎6/7, 東海第二】 柏崎6/7は、設計基準事故対処設備の格納容器内水素濃度（2個）と新たに設置した格納容器内水素濃度（SA）（2個）を重大事故等対処設備としている。東海第二は、設計基準事故対処設備の格納容器内水素濃度を重大事故等対処設備として使用せず、新たに設置した格納容器内水素濃度（SA）（2個）を重大事故等対処設備としている。島根2号炉は、設計基準事故対処設備の格納容器水素濃度（B系）（1個）を重大事故等時の耐環境性を有する設計とすることで重大事故等対処設備とし、新たに設置した格納容器水素濃度（SA）（1個）を重大事故等対処設備としている		
④	【柏崎6/7, 東海第二】 柏崎6/7, 東海第二は、起動領域計装（SRNM）を設置しているが、島根2号炉は、中性子源領域計装（SRM）、中間領域計装（IRM）を採用している		
⑤	【柏崎6/7】 島根2号炉は、原子炉補機冷却水系系統流量と同じ流量である残留熱除去系熱交換器冷却水流量を残留熱除去系熱交換器出口温度の代替パラメータと整理している		
⑥	【柏崎6/7】 島根2号炉は、サブプレッション・プール水位（SA）の重要代替監視パラメータとして整理している		
⑦	【柏崎6/7, 東海第二】 柏崎6/7は、設計基準事故対処設備の格納容器内酸素濃度（2個）を重大事故等対処設備としている。東海第二は、設計基準事故対処設備の格納容器内酸素濃度を重大事故等対処設備として使用せず、新たに設置した格納容器酸素濃度（SA）（2個）を重大事故等対処設備としている。島根2号炉は、設計基準事故対処設備の格納容器酸素濃度（B系）（1個）を重大事故等時の耐環境性を有する設計とすることで重大事故等対処設備とし、新たに設置した格納容器酸素濃度（SA）（1個）を重大事故等対処設備としている		
⑧	【東海第二】 島根2号炉は、熱電対の検出器、東海第二はガイドパルス式の検出器の水位・温度計を設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備としている		
⑨	【柏崎6/7, 東海第二】 常設注水及び可搬注水の流量計構成の相違（詳細はp3.15-87に記載） 【東海第二】 代替注水流量（常設）は、超音波式流量計を採用しており、崩壊熱相当の低流量の計測も可能な特徴を有しており、狭帯域用の流量計を設置する必要がない 【柏崎6/7】 島根2号炉は、崩壊熱相当に絞った低流量で原子炉注水又はベデスタル注水する必要があるため、崩壊熱相当の注水量を監視可能なよう狭帯域用の流量計を設置している		
⑩	【柏崎6/7】 島根2号炉は、東海第二の代替循環冷却系と同様な設備である残留熱代替除去系を50条の重大事故等対処設備に整理しており流量計を記載しているが、柏崎6/7は流量計を記載していない		
⑪	【柏崎6/7】 島根2号炉は、原子炉圧力容器破損判断のため、ベデスタル水温度（SA）を設置している		
⑫	【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、RPV破損前に原子炉格納容器下部に溶融炉心の冷却に必要な水量の事前注水の把握のため、重大事故等対処設備としている		
⑬	【柏崎6/7】 柏崎6/7は、格納容器内に直接測定する水素濃度計を設置しているが、島根2号炉は、サンプリング式の水素濃度計を設置している		
⑭	【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、残留熱代替除去系の温度を残留熱除去系熱交換器出口温度により確認する整理としている		
⑮	【柏崎6/7】 島根2号炉は、格納容器フィルタベント系の運転時、事故収束時に使用するスクラバ容器温度を重大事故等対処設備としている		
⑯	【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、第1ベントフィルタ出口水素濃度を可搬型で採用している		
⑰	【柏崎6/7】 島根2号炉は、金属フィルタの閉塞のリスクが極めて低いため、差圧計を設置しておらず、閉塞した場合においてもスクラバ容器圧力の上昇傾向により確認する整理としている		
⑱	【柏崎6/7】 島根2号炉は、ベント時のスクラビング水の水位変動を考慮しても放射性物質の除去性能を維持し、ベント開始後7日間は水補給が不要となるよう設定しているため、ベント中のpH監視は不要であることから自主対策設備としている		
⑲	【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、耐圧強化ベント系を重大事故等対処設備としていない		
⑳	【東海第二】 東海第二は、残留熱除去系熱交換器出口温度の代替パラメータを緊急用海水系流量としているが、島根2号炉は、残留熱除去系熱交換器冷却水流量と整理している		
㉑	【柏崎6/7】 柏崎6/7は、復水貯蔵槽を重大事故等時の水源として採用しているが、島根2号炉は、低圧原子炉代替注水槽を重大事故等時の水源として採用している		
㉒	【東海第二】 島根2号炉は、サブプレッション・プール水位（SA）の代替パラメータとして高圧原子炉代替注水流量を代替パラメータとしている		
㉓	【柏崎6/7】 柏崎6/7は、代替循環冷却を復水補給水ポンプを経由して注水することから、その圧力計を使用しているが、島根2号炉は、残留熱代替除去ポンプを新設しており、新規に圧力計を設置している		
㉔	【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、ガイドパルス式の検出器、柏崎6/7, 東海第二は熱電対の検出器を採用している		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 15 計装設備【58 条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b> (計装設備)</p> <p>第五十八条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のもを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第58条に規定する「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。</p> <p>a) 設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態の把握能力を明確にすること。(最高計測可能温度等)</p> <p>b) 発電用原子炉施設の状態の把握能力(最高計測可能温度等)を超えた場合の発電用原子炉施設の状態の推定手段を整備すること。</p> <p>i) 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位が推定できる手段を整備すること。</p> <p>ii) 原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量が推定できる手段を整備すること。</p> <p>iii) 推定するために必要なパラメータは、複数のパラメータの中から確からしさを考慮し、優先順位を定めておくこと。</p> <p>c) 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要なパラメータが計測又は監視及び記録ができること</p>	<p>6. 4 計装設備(重大事故等対処設備)</p>	<p>3. 15 計装設備【58 条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b> (計装設備)</p> <p>第五十八条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のもを含む。)の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第58条に規定する「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態を意味する。</p> <p>a) 設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態の把握能力を明確にすること。(最高計測可能温度等)</p> <p>b) 発電用原子炉施設の状態の把握能力(最高計測可能温度等)を超えた場合の発電用原子炉施設の状態の推定手段を整備すること。</p> <p>i) 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位が推定できる手段を整備すること。</p> <p>ii) 原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量が推定できる手段を整備すること。</p> <p>iii) 推定するために必要なパラメータは、複数のパラメータの中から確からしさを考慮し、優先順位を定めておくこと。</p> <p>c) 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要なパラメータが計測又は監視及び記録ができること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.15.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。</p> <p>当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ（炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ）は、「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 第10.1表 重大事故等対策における手順書の概要</u>」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された主要パラメータ（重要監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。</p> <p>当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 第10.1表 重大事故等対策における手順書の概要</u>」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ（重要代替監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備（重大事故等対処設備）について、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。</p> <p>計測範囲を第3.15-1表に、設計基準最大値等を第3.15-2表に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計装設備概要図等を第3.15-1図、第3.15-2図及び第3.15-3図に示す。</p>	<p>6.4.1 概要</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。</p> <p>当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ（炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ）は、<u>添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」</u>のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された主要パラメータ（重要監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。</p> <p>当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、<u>添付書類十の「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要」</u>のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ（重要代替監視パラメータ及び常用代替監視パラメータ）とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備（重大事故等対処設備）について、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。</p> <p>計測範囲を第6.4-1表に、設計基準最大値等を第6.4-2表に示す。</p> <p><u>計装設備（重大事故等対処設備）の系統概要図を第6.4-1図から第6.4-6図に示す。</u></p> <p>また、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。なお、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等</p>	<p>3.15.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する。</p> <p>当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ（炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ）は、「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 第10.1表 重大事故等対策における手順書の概要</u>」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された主要パラメータ（重要監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。</p> <p>当該パラメータを推定するために必要なパラメータは、「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 第10.1表 重大事故等対策における手順書の概要</u>」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」のパラメータの選定で分類された代替パラメータ（重要代替監視パラメータ及び有効監視パラメータ）とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備（重大事故等対処設備）について、設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にする。</p> <p>計測範囲を第3.15-1表に、設計基準最大値等を第3.15-2表に示す。</p> <p><u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計装設備概要図等を第3.15-1図、第3.15-2図及び第3.15-3図に示す。</u></p> <p>また、<u>電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。なお、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違【柏崎6/7】 柏崎6/7は補助パラメータの記載なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 15. 1. 1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 監視機能喪失時に使用する設備</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ又は有効監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）の計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合は、「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 第 10.1 表 重大事故等対策における手順書の概要</u>」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時の代替パラメータによる推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>計器故障時に、当該パラメータの他チャンネルの計器がある場合、他チャンネルの計器により計測するとともに、重要代替監視パラメータが複数ある場合は、推定する重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し、優先順位を定める。推定手段及び優先順位を第 3.15-3 表に示す。</p> <p>(2) 計器電源喪失時に使用する設備</p> <p>非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計測設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、<u>所内蓄電式直流電源設備</u>又は可搬型直流電源設備を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備 <u>(6 号及び 7 号炉共用)</u> (3.14 電源設備)</li> <li>・可搬型代替交流電源設備 <u>(6 号及び 7 号炉共用)</u> (3.14 電源設備)</li> </ul>	<p>の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。重大事故等対処設備の補助パラメータの対象を第 6.4-4 表に示す。</p> <p>6.4.2 設計方針</p> <p>(1) 監視機能喪失時に使用する設備</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ又は有効監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）の計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合は、<u>添付書類十の「第 5.1-1 表 重大事故等対策における手順書の概要」</u>のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時の代替パラメータによる推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>計器故障時に、当該パラメータの他チャンネルの計器がある場合、他チャンネルの計器により計測するとともに、重要代替監視パラメータが複数ある場合は、推定する重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し、優先順位を定める。推定手段及び優先順位を第 6.4-3 表に示す。</p> <p>(2) 計器電源喪失時に使用する設備</p> <p>非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計測設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、<u>所内常設直流電源設備</u>、<u>常設代替直流電源設備</u>又は<u>可搬型代替直流電源設備</u>を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備 <u>(10.2 代替電源設備)</u></li> <li>・可搬型代替交流電源設備 <u>(10.2 代替電源設備)</u></li> </ul>	<p>の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。<u>重大事故等対処設備の補助パラメータの対象を第 3.15-4 表に示す。</u></p> <p>3.15.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 監視機能喪失時に使用する設備</p> <p>発電用原子炉施設の状態の把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状態を推定する手段を有する設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ又は有効監視パラメータ（原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等）の計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合は、「<u>「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 第 10.1 表 重大事故等対策における手順書の概要</u>」のうち、「1.15 事故時の計装に関する手順等」の計器故障時の代替パラメータによる推定又は計器の計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>計器故障時に、当該パラメータの他チャンネルの計器がある場合、他チャンネルの計器により計測するとともに、重要代替監視パラメータが複数ある場合は、推定する重要監視パラメータとの関係性がより直接的なパラメータ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し、優先順位を定める。推定手段及び優先順位を第 3.15-3 表に示す。</p> <p>(2) 計器電源喪失時に使用する設備</p> <p>非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、計測設備への代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、<u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>、<u>常設代替直流電源設備</u>又は<u>可搬型直流電源設備</u>を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設代替交流電源設備 <u>(3.14 電源設備)</u></li> <li>・可搬型代替交流電源設備 <u>(3.14 電源設備)</u></li> </ul>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】</li> <li>島根 2 号炉は単独申請であり、該当しない</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ <u>所内蓄電式直流電源設備</u> (3. 14 電源設備)</p> <p>・ <u>可搬型直流電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> (3. 14 電源設備)</p> <p>常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, <u>所内蓄電式直流電源設備</u>及び可搬型直流源設備については, 「3. 14 電源設備」に記載する。</p> <p>また, 代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合, 特に重要なパラメータとして, 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備については, 温度, 圧力, 水位及び流量に係るものについて, 乾電池等を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。</p> <p>なお, 可搬型計測器による計測においては, 計測対象の選定を行う際の考え方として, 同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は, いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について, 複数のパラメータがある場合は, いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <p>・ 可搬型計測器</p>	<p>・ <u>所内常設直流電源設備</u> (10. 2 代替電源設備)</p> <p>・ <u>常設代替直流電源設備</u> (10. 2 代替電源設備)</p> <p>・ <u>可搬型代替直流電源設備</u> (10. 2 代替電源設備)</p> <p>・ <u>代替所内電気設備</u> (10. 2 代替電源設備)</p> <p>・ <u>燃料給油設備</u> (10. 2 代替電源設備)</p> <p>常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, <u>所内常設直流電源設備</u>, 常設代替直流電源設備, <u>可搬型代替直流電源設備</u>, 代替所内電気設備及び<u>燃料給油設備</u>については, 「10. 2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>また, 代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合, 特に重要なパラメータとして, 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備については, 温度, 圧力, 水位及び流量に係るものについて, 乾電池を電源とした可搬型計測器 (<u>原子炉压力容器及び原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位及び流量 (注水量) 計測用</u>) 及び可搬型計測器 (<u>原子炉压力容器及び原子炉格納容器内の圧力, 水位及び流量 (注水量) 計測用</u>) (以下「可搬型計測器」という。)) により計測できる設計とする。</p> <p>なお, 可搬型計測器による計測においては, 計測対象の選定を行う際の考え方として, 同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は, いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について, 複数のパラメータがある場合は, いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <p>・ <u>可搬型計測器 (原子炉压力容器及び原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位及び流量 (注水量) 計測用)</u></p>	<p>・ <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u> (3. 14 電源設備)</p> <p>・ <u>常設代替直流電源設備</u> (3. 14 電源設備)</p> <p>・ <u>可搬型直流電源設備</u> (3. 14 電源設備)</p> <p>・ <u>代替所内電気設備</u> (3. 14 電源設備)</p> <p>常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>, <u>常設代替直流電源設備</u>, 可搬型直流電源設備及び<u>代替所内電気設備</u>については, 「3. 14 電源設備」に記載する。</p> <p>また, 代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合, 特に重要なパラメータとして, 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備については, 温度, 圧力, 水位及び流量に係るものについて, 乾電池を電源とした可搬型計測器により計測できる設計とする。</p> <p>なお, 可搬型計測器による計測においては, 計測対象の選定を行う際の考え方として, 同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は, いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。同一の物理量について, 複数のパラメータがある場合は, いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <p>・ 可搬型計測器</p>	<p>・ 設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は単独申請であり, 該当しない</p> <p>・ 記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】 柏崎6/7は, 代替所内電気設備の記載なし</p> <p>・ 記載方針の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉は常設代替交流電源設備の系統機能設備として燃料給油設備を整理</p> <p>・ 記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】 柏崎6/7は, 代替所内電気設備の記載なし</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は, 温度計測機能を有する計測器と温度計測機能を有さない計測器の2種類を使用 (以下, ①の相違)</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) パラメータ記録時に使用する設備</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータが計測又は監視及び記録できる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p><u>・安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置)</u></p> <p>計装設備 (重大事故等対処設備) の主要機器仕様並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第 3.15-1 表及び第 3.15-2 表に、代替パラメータによる主要パラメータの推定を第 3.15-3 表に示す。また、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを第 3.15-4 表に示す。</p> <p>3.15.1.1.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。</p> <p>重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重要監視パラメータを計測する設備及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源は、共通要因によって同時に機能を</p>	<p>・可搬型計測器 (原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の圧力、水位及び流量 (注水量) 計測用)</p> <p>(3) パラメータ記録時に使用する設備</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータが計測又は監視及び記録できる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p><u>・安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS データ表示装置)</u></p> <p>6.4.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。</p> <p>重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、代替する機能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備の電源は、共</p>	<p>(3) パラメータ記録時に使用する設備</p> <p>原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータが計測又は監視及び記録できる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p><u>・安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS データ収集サーバ、SPDS 伝送サーバ及びSPDS データ表示装置)</u></p> <p>計装設備 (重大事故等対処設備) の主要機器仕様並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第 3.15-1 表及び第 3.15-2 表に、代替パラメータによる主要パラメータの推定を第 3.15-3 表に示す。また、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを第 3.15-4 表に示す。</p> <p>3.15.1.1.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要代替監視パラメータを計測する設備は、重要監視パラメータを計測する設備と異なる物理量の計測又は測定原理とすることで、重要監視パラメータを計測する設備に対して可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。</p> <p>重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>重大事故等対処設備の補助パラメータは、代替する機能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備の電源は、共</p>	<p>①の相違</p> <p>・記載箇所の相違【東海第二】</p> <p>・記載方針の相違【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし ・記載方針の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「3.14 電源設備」にて記載する。</p> <p>3.15.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置は、<u>チャンネル相互を物理的、電氣的に分離し、チャンネル間の独立を図る設計とする。また、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においてもパラメータ相互をヒューズにより電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.15.1.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、<u>6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p>	<p>通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「<u>10.2 代替電源設備</u>」にて記載する。</p> <p>6.4.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「<u>3.14 電源設備</u>」にて記載する。</p> <p>3.15.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備のうち、多重性を有するパラメータの計測装置並びに<u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測装置の間においては、パラメータ相互をヒューズ、アイソレータ等により電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、<u>電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.15.1.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、<u>運転員の対応状況等</u>）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ、安全性の向上を図る設計とする。</p>	<p>【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、多重性を有するパラメータについて、電氣的分離により悪影響防止を図っている</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は共用しない設計としている</p> <p>・記載表現の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、安全パラメータ表示システム (SPDS) は、共用により悪影響を及ぼさないよう、<u>6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>3.15.1.1.4 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、設計基準事故時の計測機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の計測範囲が、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できるため、設計基準事故対処設備と同仕様の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・<u>原子炉隔離時冷却系系統流量</u></li> <li>・<u>高圧炉心注水系系統流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>残留熱除去系系統流量</u></li> <li>・<u>格納容器内水素濃度</u></li> </ul>	<p>6.4.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、設計基準事故時の計測機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の計測範囲が、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できるため、設計基準事故対処設備と同仕様の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・<u>原子炉隔離時冷却系系統流量</u></li> <li>・<u>高圧炉心スプレイ系系統流量</u></li> <li>・<u>低圧炉心スプレイ系系統流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>残留熱除去系系統流量</u></li> </ul>	<p><u>また、安全パラメータ表示システム (SPDS) は、共用により悪影響を及ぼさないよう、必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>3.15.1.1.4 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、設計基準事故時の計測機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の計測範囲が、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できるため、設計基準事故対処設備と同仕様の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・<u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</u></li> <li>・<u>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</u></li> <li>・<u>低圧炉心スプレイポンプ出口流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>残留熱除去ポンプ出口流量</u></li> <li>・<u>格納容器水素濃度 (B系)</u></li> </ul>	<p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は単独申請であるが、島根3号炉と廃炉プラントである島根1号炉を考慮して記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、BWR-5設計のため、低圧炉心スプレイ・ポンプを有する(以下、②の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>柏崎6/7は、設計基準事故対処設備の格納容器内水素濃度(2個)と新たに設置した格納容器内水素濃度(SA)(2個)を重大事故等対処設備としている。東海第二は、設計基準事故対処設備の格納容器内水素濃度を重大事故等対処設備として使用せず、新たに設置した格納容器内</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)</u></li> <li>・ <u>格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)</u></li> <li>・ <u>起動領域モニタ</u></li>   <li>・ <u>平均出力領域モニタ</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器出口温度</u></li> <li>・ <u>原子炉補機冷却水系系統流量</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)</u></li> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)</u></li> <li>・ <u>起動領域計装</u></li>   <li>・ <u>平均出力領域計装</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器出口温度</u></li>   <li>・ <u>残留熱除去系海水系系統流量</u></li>   <li>・ <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)</u></li> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ)</u></li> <li>・ <u>中性子源領域計装</u></li> <li>・ <u>中間領域計装</u></li>   <li>・ <u>平均出力領域計装</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器出口温度</u></li>   <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器冷却水流量</u></li>   <li>・ <u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力</u></li> </ul>	<p>水素濃度 (S A) (2 個) を重大事故等対処設備としている。島根 2 号炉は, 設計基準事故対処設備の格納容器水素濃度 (B 系) (1 個) を重大事故等時の耐環境性を有する設計とすることで重大事故等対処設備とし, 新たに設置した格納容器水素濃度 (S A) (1 個) を重大事故等対処設備としている (以下, ③の相違)</p> <p>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b>  柏崎 6/7, 東海第二は, 起動領域計装 (S R N M) を設置しているが, 島根 2 号炉は, 中性子源領域計装 (S R M), 中間領域計装 (I R M) を採用している (以下, ④の相違)</p> <p>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  島根 2 号炉は, 原子炉補機冷却水系系統流量と同じ流量である残留熱除去系熱交換器冷却水流量を残留熱除去系熱交換器出口温度の代替パラメータと整理している (以下, ⑤の相違)</p> <p>・ 設備の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度</u></li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ 原子炉水位 (SA)</li>   <li>・ <u>高圧代替注水系系統流量</u></li>   <li>・ <u>復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</u></li> </ul>	<p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度</u></li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA広帯域)</u></li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA燃料域)</u></li> <li>・ <u>高圧代替注水系系統流量</u></li>   <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器下部注水流量</u></li> </ul>	<p>常設の重大事故等対処設備のうち以下のパラメータを計測する設備は、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度 (SA)</u></li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA)</u></li>   <li>・ <u>高圧原子炉代替注水流量</u></li>   <li>・ <u>代替注水流量 (常設)</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水流量</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>格納容器代替スプレイ流量</u></li> <li>・ <u>ペデスタル代替注水流量</u></li> <li>・ <u>ペデスタル代替注水流量 (狭帯域用)</u></li> </ul>	<p><b>【東海第二】</b> 島根2号炉は、熱電対の検出器、東海第二はガイドパルス式の検出器の水位・温度計を設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備としている (以下、⑧の相違)</p> <p>・ 設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二】</b> 常設注水及び可搬注水の流量計構成の相違 (詳細は p3. 15-87 に記載)</p> <p><b>【東海第二】</b> 代替注水流量 (常設) は、超音波式流量計を採用しており、崩壊熱相当の低流量の計測も可能な特徴を有しており、狭帯域用の流量計を設置する必要がない</p> <p><b>【柏崎6/7】</b> 島根2号炉は、崩壊熱相当に絞った低流量で原子炉注水又はペデスタル注水するため、崩壊熱相当の注水量を監視可能なよう狭帯域用の流量計を設置している (以下、⑨の相違)</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器下部水位</u></li> <li>・ <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>復水補給水系温度 (代替循環冷却)</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置水位</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置入口圧力</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置水素濃度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器下部水位</u></li> <li>・ <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>代替循環冷却系ポンプ入口温度</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置水位</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置圧力</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置スクラビング水温度</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置入口水素濃度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ペDESTAL水位</u></li> <li>・ <u>格納容器水素濃度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>スクラバ容器水位</u></li> <li>・ <u>スクラバ容器圧力</u></li> <li>・ <u>スクラバ容器温度</u></li>   <li>・ <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は, 格納容器内に直接測定する水素濃度計を設置しているが, 島根 2号炉は, サンプリング式の水素濃度計を設置している (以下, ⑬の相違)</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は, 残留熱代替除去系の温度を残留熱除去系熱交換器出口温度により確認する整理としている (以下, ⑭の相違)</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は, 格納容器フィルタベント系の運転時, 事故収束時に使用するスクラバ容器温度を重大事故等対処設備としている (以下, ⑮の相違)</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は, 第1ベントフィルタ出口水素濃度を可搬型で採用し</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィルタ装置金属フィルタ差圧</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置スクラバ水 pH</u></li>   <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></li>   <li>・ <u>緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器)</u></li> <li>・ <u>緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)</u></li> </ul>		<p>ている (以下, ⑩の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  島根 2号炉は, 金属フィルタの閉塞のリスクが極めて低いため, 差圧計を設置しておらず, 閉塞した場合においてもスクラバ容器圧力の上昇傾向により確認する整理としている (以下, ⑪の相違)</li>   <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  島根 2号炉は, ベント時のスクラビング水の水位変動を考慮しても放射性物質の除去性能を維持し, ベント開始後 7 日間は水補給が不要となるよう設定しているため, ベント中の pH 監視は不要であることから自主対策設備としている (以下, ⑫の相違)</li>   <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b>  島根 2号炉は, 耐圧強化ベント系を重大事故等対処設備としていない (以下, ⑬の相違)</li>   <li>・ 設備の相違  <b>【東海第二】</b>  東海第二は, 残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)</u></p> <p>・ <u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></p> <p>・ <u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む)</u></p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時に発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なたデータを伝送することができる設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量 (注水量) 等の計測用として <u>6号炉、7号炉それぞれ 1 セット 24 個</u> (測定時の故障を想定した予備</p>	<p>・ <u>格納容器内酸素濃度 (SA)</u></p> <p>・ <u>使用済燃料プール温度 (SA)</u></p> <p>・ <u>使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></p> <p>・ <u>使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む)</u></p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断ができ、系統の目的に応じて必要となる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時に発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なたデータを伝送することができる設計とする。</p> <p>可搬型計測器 (原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量 (注水量) の計測用) は、1 セット <u>20 個</u> (測定時の故障を想定した予備 1 個含む) 使用する。保有数は、故</p>	<p>・ <u>静的触媒式水素処理装置出口温度</u></p> <p>・ <u>格納容器酸素濃度 (SA)</u></p> <p>・ <u>燃料プール水位 (SA)</u></p> <p>・ <u>燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA)</u></p> <p>・ <u>燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む)</u></p> <p>重大事故等対処設備の補助パラメータは、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断ができ、系統の目的に応じて必要となる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、想定される重大事故等時に発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なたデータを伝送することができる設計とする。</p> <p><u>第 1 ベントフィルタ出口水素濃度は、計器の不確かさを考慮しても設計基準を超える状態において発電用原子炉施設の状態を推定できる設計とする。原子炉格納容器の排出経路での水素濃度監視用として 1 セット 1 個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1 個を加えた合計 2 個保管する設計とする。</u></p> <p>可搬型計測器は、<u>原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量 (注水量) 等の計測用として 1 セット 30 個</u> (測定時の故障を想定した予備 1 個含む) 使用する。保</p>	<p>号炉は、残留熱代替除去ポンプを新設しており、新規に圧力計を設置している (以下、③の相違)</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑦の相違</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、ガイドパルス式の検出器、柏崎 6/7, 東海第二は熱電対の検出器を採用している (以下、④の相違)</p> <p>・ 記載方針の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑩の相違</p> <p>・ 設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1 個含む) 使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として <u>24 個 (6 号及び 7 号炉共用)</u> を含めて <u>合計 72 個</u> を分散して保管する。</p> <p>3.15.1.1.5 環境条件等 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度</u></li> <li>・ <u>ドライウエル雰囲気温度</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ気体温度</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ・プール水温度</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器下部水位</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>起動領域モニタ</u></li> </ul>	<p>障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として <u>20 個</u> を含めて <u>合計 40 個</u> を分散して保管する。 可搬型計測器 (<u>原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の圧力、水位及び流量 (注水量) の計測用</u>) は、<u>1 セット 19 個 (測定時の故障を想定した予備 1 個含む)</u> 使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として <u>19 個</u> を含めて <u>合計 38 個</u> を分散して保管する。</p> <p>6.4.2.4 環境条件等 基本方針については、「<u>1.1.7.3 環境条件等</u>」に示す。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度</u></li> <li>・ <u>ドライウエル雰囲気温度</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器下部水温</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ雰囲気温度</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・プール水温度</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器下部水位</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>起動領域計装</u></li> </ul>	<p>有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として <u>30 個</u> を含めて <u>合計 60 個</u> を保管する設計とする。</p> <p>3.15.1.1.5 環境条件等 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>ドライウエル温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL温度 (SA)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ペDESTAL水温度 (SA)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・プール水温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>ドライウエル水位</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL水位</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中性子源領域計装</u></li> <li>・ <u>中間領域計装</u></li> </ul>	<p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 可搬型計測器の個数の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は単独申請であり、該当しない</p> <p>・ 記載表現の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 柏崎 6/7, 東海第二は、ドライウエル雰囲気温度にペDESTAL温度を含んだパラメータとしている ・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑪の相違</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑫の相違</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ③, ⑬の相違, 設置場所の相違</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ <u>平均出力領域モニタ</u>          なお、<u>起動領域モニタ</u>及び<u>平均出力領域モニタ</u>については、想定される重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉圧力</li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ 原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・ 原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・ 原子炉水位 (SA)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高圧代替注水系系統流量</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉隔離時冷却系系統流量</u></li> <li>・ <u>高圧炉心注水系系統流量</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系系統流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内圧力 (D/W)</u></li> <li>・ <u>格納容器内圧力 (S/C)</u></li> <li>・ <u>サプレッション・チェンバ・プール水位</u></li> </ul>	<p>・ <u>平均出力領域計装</u>          なお、<u>起動領域計装</u>及び<u>平均出力領域計装</u>については、想定される重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、<u>原子炉建屋原子炉棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉圧力</li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ 原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・ 原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA広帯域)</u></li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA燃料域)</u></li> <li>・ <u>高圧代替注水系系統流量</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器下部注水流量</u></li> <li>・ <u>原子炉隔離時冷却系系統流量</u></li> <li>・ <u>高圧炉心スプレイ系系統流量</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系系統流量</u></li> <li>・ <u>低圧炉心スプレイ系系統流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>代替循環冷却系原子炉注水流量</u></li> <li>・ <u>代替循環冷却系格納容器スプレイ流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ドライウエル圧力</u></li> <li>・ <u>サプレッション・チェンバ圧力</u></li> <li>・ <u>サプレッション・プール水位</u></li> <li>・ <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u></li> </ul>	<p>・ <u>平均出力領域計装</u>          なお、<u>中性子源領域計装</u>、<u>中間領域計装</u>及び<u>平均出力領域計装</u>については、想定される重大事故等時初期における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉圧力</li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ 原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・ 原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高圧原子炉代替注水流量</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水流量</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>格納容器代替スプレイ流量</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL代替注水流量</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</u></li> <li>・ <u>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</u></li> <li>・ <u>残留熱除去ポンプ出口流量</u></li> <li>・ <u>低圧炉心スプレイポンプ出口流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>残留熱代替除去系原子炉注水流量</u></li> <li>・ <u>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ドライウエル圧力 (SA)</u></li> <li>・ <u>サプレッション・チェンバ圧力 (SA)</u></li> <li>・ <u>サプレッション・プール水位 (SA)</u></li> <li>・ <u>格納容器水素濃度 (SA)</u></li> </ul>	<p>④の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載方針の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</li> <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b>            ⑨の相違</li> <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            ②の相違</li> <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            ⑩の相違</li> <li>・ 設備の相違  <b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b>            ③, ⑬の相違, 設置場</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内水素濃度</u></li>   <li>・ <u>格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)</u></li> <li>・ <u>格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系温度 (代替循環冷却)</u></li>   <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ (7号炉)</u></li>   <li>・ 残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>・ 残留熱除去系熱交換器出口温度</li> <li>・ <u>原子炉補機冷却水系系統流量 (6号炉区分Ⅲ)</u></li>   <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量</u></li>   <li>・ <u>高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>原子炉建屋水素濃度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素再結合器 動作監視装置</u></li>   <li>・ <u>格納容器内酸素濃度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)</u></li> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)</u></li> <li>・ <u>代替循環冷却系ポンプ入口温度</u></li>   <li>・ 残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>・ 残留熱除去系熱交換器出口温度</li>   <li>・ <u>残留熱除去系海水系系統流量 (A系)</u></li> <li>・ <u>常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>代替循環冷却系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>原子炉建屋水素濃度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</u></li>   <li>・ <u>格納容器内酸素濃度 (S A)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器水素濃度 (B系)</u></li>   <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)</u></li> <li>・ <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (サプレッション・チェンバ)</u></li>   <li>・ 残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>・ 残留熱除去系熱交換器出口温度</li>   <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器冷却水流量</u></li>   <li>・ <u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力</u></li> <li>・ <u>高圧炉心スプレイポンプ出口圧力</u></li> <li>・ <u>残留熱除去ポンプ出口圧力</u></li> <li>・ <u>低圧炉心スプレイポンプ出口圧力</u></li>   <li>・ <u>原子炉建物水素濃度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素処理装置入口温度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素処理装置出口温度</u></li> <li>・ <u>格納容器酸素濃度 (S A)</u></li>   <li>・ <u>格納容器酸素濃度 (B系)</u></li> </ul>	<p>所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ③の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑭の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑰の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ⑳の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 設置場所の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑦の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</u></li>     <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、<u>原子炉建屋内の原子炉区域外、タービン建屋内又は廃棄物処理建屋内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>                   <li>・ <u>フィルタ装置入口圧力</u></li>             <li>・ <u>フィルタ装置水素濃度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料プール温度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料プール監視カメラ</u></li> <li>・ <u>非常用窒素供給系供給圧力</u></li> <li>・ <u>非常用窒素供給系高圧窒素ポンベ圧力</u></li> <li>・ <u>非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力</u></li> <li>・ <u>非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンベ圧力</u></li>   <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、<u>原子炉建屋廃棄物処理棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>                   <li>・ <u>フィルタ装置入口水素濃度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>燃料プール水位・温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>燃料プール水位 (SA)</u></li>   <li>・ <u>燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA)</u></li> <li>・ <u>燃料プール監視カメラ (SA)</u></li> <li>・ <u>RCWサージタンク水位</u></li>   <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、<u>原子炉建物付属棟内及びその他の建物内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>代替注水流量 (常設)</u></li>         <li>・ <u>残留熱代替除去ポンプ出口圧力</u></li>           <li>・ <u>スクラバ容器水位</u></li>     <li>・ <u>スクラバ容器圧力</u></li> <li>・ <u>スクラバ容器温度</u></li> </ul> </ul>	<p>⑦の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑧, ⑭の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載方針の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載方針の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑨の相違, 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 ⑳の相違</p> <p>【東海第二】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】 ⑮の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑯の相違, 設置場所の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ (6号炉)</u></li>   <li>・ <u>原子炉補機冷却水系系統流量 (6号炉区分I, II, 7号炉)</u></li>   <li>・ <u>復水貯蔵槽水位 (SA)</u></li> <li>・ <u>復水移送ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li>   <li>・ <u>残留熱除去系海水系系統流量 (B系)</u></li>   <li>・ <u>緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器)</u></li> <li>・ <u>緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)</u></li>   <li>・ <u>緊急用直流 125V 主母線盤電圧</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)</u></li>   <li>・ <u>低圧原子炉代替注水槽水位</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</u></li>   <li>・ <u>燃料プール監視カメラ用冷却設備</u></li>   <li>・ <u>C-メタクラ母線電圧</u></li> <li>・ <u>D-メタクラ母線電圧</u></li> <li>・ <u>HPCS-メタクラ母線電圧</u></li> <li>・ <u>C-ロードセンタ母線電圧</u></li> <li>・ <u>D-ロードセンタ母線電圧</u></li> <li>・ <u>緊急用メタクラ電圧</u></li> <li>・ <u>SAロードセンタ母線電圧</u></li> <li>・ <u>A-115V系直流盤母線電圧</u></li> <li>・ <u>B-115V系直流盤母線電圧</u></li> <li>・ <u>SA用115V系充電器盤蓄電池電圧</u></li> <li>・ <u>230V系直流盤(常用)母線電圧</u></li> <li>・ <u>B1-115V系蓄電池(SA)電圧</u></li> <li>・ <u>ADS用N<sub>2</sub>ガス減圧弁二次側圧力</u></li> <li>・ <u>N<sub>2</sub>ガスボンベ圧力</u></li> <li>・ <u>RCW熱交換器出口温度</u></li> </ul>	<p>相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ⑱の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設置場所の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 設置場所の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ⑳の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ㉑の相違</li>   <li>・ 記載箇所の相違 【東海第二】</li> <li>・ 記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は補助パラメータの記載なし</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、格納容器圧力逃がし装置格納槽内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>フィルタ装置水位</u></li> <li>・<u>フィルタ装置圧力</u></li> <li>・<u>フィルタ装置スクラビング水温度</u></li> </ul> <p><u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、常設低圧代替注水系ポンプ室内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>代替淡水貯槽水位</u></li> <li>・<u>常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力</u></li> </ul> <p><u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、常設代替高圧電源装置置場（地下）に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>西側淡水貯水設備水位</u></li> <li>・<u>緊急用M / C 電圧</u></li> <li>・<u>緊急用P / C 電圧</u></li> </ul> <p><u>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置</u></li> <li>・<u>M / C 2 C 電圧</u></li> <li>・<u>M / C 2 D 電圧</u></li> <li>・<u>M / C HPCS 電圧</u></li> <li>・<u>P / C 2 C 電圧</u></li> <li>・<u>P / C 2 D 電圧</u></li> <li>・<u>直流 125V 主母線盤 2 A 電圧</u></li> <li>・<u>直流 125V 主母線盤 2 B 電圧</u></li> <li>・<u>直流 125V 主母線盤 HPCS 電圧</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、原子炉建物付属棟内及びその他の建物内に整理</li>   <li>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、原子炉建物付属棟内及びその他の建物内に整理</li>   <li>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、原子炉建物付属棟内及びその他の建物内に整理)</li>   <li>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、原子炉建物付属棟内及びその他の建物内に整理</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィルタ装置水位</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置金属フィルタ差圧</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置スクラバ水 pH</u></li> </ul> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、原子炉建屋屋上に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u></li> </ul> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、<u>コントロール建屋内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>直流±24V 中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧</u></li> <li>・ <u>直流±24V 中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧</u></li> </ul> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ)</u></li> <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></li> </ul> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、<u>原子炉建屋付属棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち以下のパラメータを計測する設備は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ)</u></li> <li>・ <u>第1ベントフィルタ出口水素濃度</u></li> </ul> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のSPDSデータ収集サーバは、<u>廃棄物処理建物内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDSデータ収集サーバは、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 設置場所の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑰の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑱の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設置場所の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ⑲の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑳の相違, 設置場所の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 設置場所の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS 表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、コントロール建屋内及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型計測器の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>3.15.1.1.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・原子炉隔離時冷却系系統流量</li> <li>・高圧炉心注水系統流量</li> <li>・残留熱除去系系統流量</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器内水素濃度</li> <li>・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)</li> <li>・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)</li> <li>・起動領域モニタ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均出力領域モニタ</li> <li>・残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>・残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul>	<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置は、緊急時対策所建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS データ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS データ表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、原子炉建屋付属棟内及び緊急時対策所建屋内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型計測器の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>6.4.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・原子炉隔離時冷却系系統流量</li> <li>・高圧炉心スプレイ系系統流量</li> <li>・残留熱除去系系統流量</li> <li>・低圧炉心スプレイ系系統流量</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)</li> <li>・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)</li> <li>・起動領域計装</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均出力領域計装</li> <li>・残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>・残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul>	<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 伝送サーバは、緊急時対策所に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS 伝送サーバは、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS データ表示装置は、緊急時対策所に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS データ表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、廃棄物処理建物内及び緊急時対策所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型計測器の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>3.15.1.1.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</li> <li>・高圧炉心スプレイポンプ出口流量</li> <li>・残留熱除去ポンプ出口流量</li> <li>・低圧炉心スプレイポンプ出口流量</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器水素濃度 (B系)</li> <li>・格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)</li> <li>・格納容器雰囲気放射線モニタ (サプレッション・チェンバ)</li> <li>・中性子源領域計装</li> <li>・中間領域計装</li> <li>・平均出力領域計装</li> <li>・残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>・残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③, ⑬の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉補機冷却水系系統流量</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量</u></li> <li>・ <u>高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>格納容器内酸素濃度</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</u></li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。<u>格納容器内水素濃度</u>及び<u>格納容器内酸素濃度</u>を計測するためのサンプリング装置は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>残留熱除去系海水系系統流量</u></li> <li>・ <u>高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>残留熱除去系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)</u></li>   <li>・ <u>M / C 2 C 電圧</u></li> <li>・ <u>M / C 2 D 電圧</u></li> <li>・ <u>M / C HPCS 電圧</u></li> <li>・ <u>P / C 2 C 電圧</u></li> <li>・ <u>P / C 2 D 電圧</u></li> <li>・ <u>直流 125V 主母線盤 2 A 電圧</u></li> <li>・ <u>直流 125V 主母線盤 2 B 電圧</u></li> <li>・ <u>直流 125V 主母線盤 HPCS 電圧</u></li> <li>・ <u>直流 ±24V 中性子モニター用分電盤 2 A 電圧</u></li> <li>・ <u>直流 ±24V 中性子モニター用分電盤 2 B 電圧</u></li> <li>・ <u>非常用窒素供給系供給圧力</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>残留熱除去系熱交換器冷却水流量</u></li> <li>・ <u>高圧炉心スプレイポンプ出口圧力</u></li> <li>・ <u>残留熱除去ポンプ出口圧力</u></li> <li>・ <u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力</u></li>   <li>・ <u>低圧炉心スプレイポンプ出口圧力</u></li>   <li>・ <u>格納容器酸素濃度 (B系)</u></li>   <li>・ <u>燃料プール水位・温度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>C-メタクラ母線電圧</u></li> <li>・ <u>D-メタクラ母線電圧</u></li> <li>・ <u>HPCS-メタクラ母線電圧</u></li> <li>・ <u>C-ロードセンタ母線電圧</u></li> <li>・ <u>D-ロードセンタ母線電圧</u></li> <li>・ <u>A-115V 系直流盤母線電圧</u></li> <li>・ <u>B-115V 系直流盤母線電圧</u></li> <li>・ <u>230V 系直流盤 (常用) 母線電圧</u></li> <li>・ <u>B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧</u></li> <li>・ <u>N<sub>2</sub>ガスポンベ圧力</u></li> <li>・ <u>RCWサージタンク水位</u></li> <li>・ <u>RCW熱交換器出口温度</u></li> <li>・ <u>原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力</u></li> </ul> <p style="margin-top: 20px;">格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系) は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。<u>格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系) を計測するためのサンプリング装置は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑦の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ⑧の相違</li>   <li>・ 記載方針の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③, ⑦の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度</u></li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ 原子炉水位 (SA)</li>   <li>・ <u>高圧代替注水系系統流量</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</u></li> <li>・ <u>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</u></li>   <li>・ <u>ドライウエル雰囲気温度</u></li>   <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ気体温度</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ・プール水温度</u></li> <li>・ <u>格納容器内圧力 (D/W)</u></li> <li>・ <u>格納容器内圧力 (S/C)</u></li>   <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ・プール水位</u></li> <li>・ <u>格納容器下部水位</u></li> </ul>	<p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度</u></li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA広帯域)</u></li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA燃料域)</u></li> <li>・ <u>高圧代替注水系系統流量</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)</u></li> <li>・ <u>低圧代替注水系格納容器下部注水流量</u></li> <li>・ <u>代替循環冷却系原子炉注水流量</u></li> <li>・ <u>代替循環冷却系格納容器スプレイ流量</u></li> <li>・ <u>ドライウエル雰囲気温度</u></li>   <li>・ <u>格納容器下部水温</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ雰囲気温度</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・プール水温度</u></li> <li>・ <u>ドライウエル圧力</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ圧力</u></li>   <li>・ <u>サブプレッション・プール水位</u></li> <li>・ <u>格納容器下部水位</u></li> </ul>	<p><u>中性子源領域計装及び中間領域計装は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で、重大事故等対処設備として使用できる設計とする。中性子源領域計装及び中間領域計装は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>常設の重大事故等対処設備のうち、以下のパラメータを計測する設備は設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子炉圧力容器温度 (SA)</u></li> <li>・ 原子炉圧力 (SA)</li> <li>・ <u>原子炉水位 (SA)</u></li>   <li>・ <u>高圧原子炉代替注水流量</u></li> <li>・ <u>代替注水流量 (常設)</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水流量</u></li> <li>・ <u>低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)</u></li> <li>・ <u>格納容器代替スプレイ流量</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL代替注水流量</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用)</u></li>   <li>・ <u>残留熱代替除去系原子炉注水流量</u></li> <li>・ <u>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</u></li> <li>・ <u>ドライウエル温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL温度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>ペDESTAL水温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・プール水温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>ドライウエル圧力 (SA)</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・チェンバ圧力 (SA)</u></li> <li>・ <u>ドライウエル水位</u></li> <li>・ <u>サブプレッション・プール水位 (SA)</u></li> <li>・ <u>ペDESTAL水位</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑨の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑩の相違</li> <li>・ 記載表現の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 柏崎 6/7, 東海第二は、ドライウエル雰囲気温度にペDESTAL温度を含んだパラメータとしている</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑪の相違</li>   <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑫の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>復水補給水系温度 (代替循環冷却)</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置水位</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置入口圧力</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置金属フィルタ差圧</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置スクラバ水 pH</u></li>   <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></li>   <li>・ <u>復水貯蔵槽水位 (SA)</u></li>   <li>・ <u>復水移送ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>原子炉建屋水素濃度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素再結合器 動作監視装置</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>代替循環冷却系ポンプ入口温度</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置水位</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置圧力</u></li> <li>・ <u>フィルタ装置スクラビング水温度</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li>   <li>・ <u>フィルタ装置入口水素濃度</u></li>   <li>・ <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></li>   <li>・ <u>緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器)</u></li> <li>・ <u>緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)</u></li>   <li>・ <u>代替淡水貯槽水位</u></li> <li>・ <u>西側淡水貯水設備水位</u></li>   <li>・ <u>常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力</u></li>   <li>・ <u>代替循環冷却系ポンプ吐出圧力</u></li> <li>・ <u>原子炉建屋水素濃度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器水素濃度 (SA)</u></li>   <li>・ <u>スクラバ容器水位</u></li> <li>・ <u>スクラバ容器圧力</u></li> <li>・ <u>スクラバ容器温度</u></li>   <li>・ <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li>   <li>・ <u>低圧原子炉代替注水槽水位</u></li>   <li>・ <u>低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</u></li>   <li>・ <u>残留熱代替除去ポンプ出口圧力</u></li> <li>・ <u>原子炉建物水素濃度</u></li> <li>・ <u>静的触媒式水素処理装置入口温度</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③, ⑬の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑭の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑮の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑯の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑰の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑱の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑲の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ⑳の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ㉑の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ㉒の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ㉓の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ㉔の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ㉕の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む)</u></li> </ul> <p><u>フィルタ装置スクラバ水 pH を計測するためのサンプリング装置は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。フィルタ装置スクラバ水 pH を計測するためのサンプリング装置は、屋外で弁及び付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は、原子炉建屋内の原子炉区域外で弁及び付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>格納容器内酸素濃度 (SA)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料プール温度 (SA)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></li> <li>・ <u>使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む)</u></li> <li>・ <u>緊急用M/C電圧</u></li> <li>・ <u>緊急用P/C電圧</u></li> <li>・ <u>緊急用直流 125V 主母線盤電圧</u></li> <li>・ <u>非常用窒素供給系高圧窒素ポンベ圧力</u></li> <li>・ <u>非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力</u></li> <li>・ <u>非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンベ圧力</u></li> </ul> <p><u>格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) 並びにフィルタ装置入口水素濃度は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) 並びにフィルタ装置入口水素濃度を計測するためのサンプリング装置は、中央制御室の制御盤の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置は、中央制御室の制御盤の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>静的触媒式水素処理装置出口温度</u></li> <li>・ <u>格納容器酸素濃度 (SA)</u></li> <li>・ <u>燃料プール水位 (SA)</u></li> <li>・ <u>燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA)</u></li> <li>・ <u>燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。)</u></li> <li>・ <u>緊急用メタクラ電圧</u></li> <li>・ <u>SAロードセンタ母線電圧</u></li> <li>・ <u>SA用 115V 系充電器盤蓄電池電圧</u></li> <li>・ <u>ADS用N<sub>2</sub>ガス減圧弁二次側圧力</u></li> </ul> <p><u>格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA) を計測するためのサンプリング装置は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>燃料プール監視カメラ用冷却設備は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。燃料プール監視カメラ用冷却設備は、原子炉建物付属棟内で弁及び付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑦の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑭の相違</li> <li>・ 記載方針の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</li> <li>・ 設備の相違, 記載箇所の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ③, ⑦, ⑯の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑱の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 東海第二は, 中央制御室で操作を行うが, 島根 2号炉は現場で操作を行う</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>フィルタ装置水素濃度は、耐圧強化ベント系と格納容器圧力逃がし装置で兼用するものであり、想定される重大事故等時において耐圧強化ベント系を使用する際に、弁操作により、サンプリングラインを格納容器圧力逃がし装置から耐圧強化ベント系に速やかに切り替えられる設計とする。フィルタ装置水素濃度を計測するためのサンプリング装置は、原子炉建屋内の原子炉区域外で弁及び付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち<u>データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置</u>は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち <u>SPDS表示装置</u>は、付属の操作スイッチにより <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>で操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、設計基準対象施設とは兼用しないため、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型計測器は、<u>運転員等</u>が携行して屋内のアクセスルートを通行できる設計とする。可搬型計測器の計装ケーブルの接続は、ボルト・ネジ接続とし、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち<u>データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置</u>は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち <u>SPDSデータ表示装置</u>は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、設計基準対象施設とは兼用しないため、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型計測器は、<u>重大事故等対応要員</u>が携行して<u>屋外・屋内のアクセスルート</u>を通行できる設計とする。可搬型計測器の計装ケーブルの接続は、ボルト・ネジ接続とし、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p><u>第1ベントフィルタ出口水素濃度は、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。第1ベントフィルタ出口水素濃度は、車両による運搬、移動ができる設計とともに、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。第1ベントフィルタ出口水素濃度を計測するためのサンプリング装置は、屋外でサンプリング装置の弁及び付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち <u>SPDSデータ収集サーバ及びSPDS伝送サーバ</u>は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち <u>SPDSデータ表示装置</u>は、付属の操作スイッチにより <u>緊急時対策所内</u>で操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、設計基準対象施設とは兼用しないため、想定される重大事故等時に切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型計測器は、<u>運転員</u>が携行して屋内のアクセスルートを通行できる設計とする。可搬型計測器の計装ケーブルの接続は、ボルト・ネジ接続とし、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できる設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑩の相違 島根2号炉は、屋外及び中央制御室で操作が可能 【柏崎6/7】 柏崎6/7は、耐圧強化ベントに切り替えて計測するが、島根2号炉は、切り替えて計測しない</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、現場運転員が対応するが、柏崎6/7は、中央制御室運転員又は現場運転員が対応するため、等が記載されている 【東海第二】 東海第二は、屋外から中央制御室の移動があるが、島根2号炉は中央制御室からの移動のため屋外のアクセスルー</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.15.1.1.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>6.4.3 主要設備及び仕様</p> <p><u>計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様並びに重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第6.4-1表及び第6.4-2表に、代替パラメータによる主要パラメータの推定を第6.4-3表に示す。また、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを第6.4-4表に示す。</u></p> <p>6.4.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>3.15.1.1.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに重大事故等対処設備の補助パラメータを計測する設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型計測器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>トは記載していない</p> <p>・記載箇所の相違 【東海第二】</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 柏崎 6/7 は補助パラメータの記載なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.15-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様</p> <p>(1) 原子炉压力容器温度            個数 2            計測範囲 <u>0~350℃</u></p> <p>(2) 原子炉圧力            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個数 <u>3</u>            計測範囲 0~10MPa [gage]</p> <p>(3) 原子炉圧力 (SA)            個数 1            計測範囲 0~11MPa [gage]</p> <p>(4) 原子炉水位 (広帯域)            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個数 <u>3</u>            計測範囲 <u>-3,200~3,500mm</u> *1</p> <p>(5) 原子炉水位 (燃料域)            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個数 2            計測範囲 <u>-4,000~1,300mm</u> *2</p> <p>(6) 原子炉水位 (SA)            個数 <u>1</u>  <u>1</u>            計測範囲 <u>-3,200~3,500mm</u> *1  <u>-8,000~3,500mm</u> *1</p>	<p>第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様</p> <p>(1) 原子炉压力容器温度            個数 <u>4</u>            計測範囲 0~500℃</p> <p>(2) 原子炉圧力            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個数 2            計測範囲 <u>0~10.5MPa [gage]</u></p> <p>(3) 原子炉圧力 (SA)            個数 <u>2</u>            計測範囲 <u>0~10.5MPa [gage]</u></p> <p>(4) 原子炉水位 (広帯域)            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個数 2            計測範囲 <u>-3,800mm~1,500mm</u> *1</p> <p>(5) 原子炉水位 (燃料域)            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個数 2            計測範囲 <u>-3,800mm~1,300mm</u> *2</p> <p>(6) 原子炉水位 (SA広帯域)            個数 <u>1</u>            計測範囲 <u>-3,800mm~1,500mm</u> *1</p> <p>(7) 原子炉水位 (SA燃料域)            個数 <u>1</u>            計測範囲 <u>-3,800mm~1,300mm</u> *2</p>	<p>第3.15-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様</p> <p>(1) 原子炉压力容器温度 (SA)            個数 <u>2</u>            計測範囲 <u>0~500℃</u></p> <p>(2) 原子炉圧力            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装系            個数 <u>2</u>            計測範囲 <u>0~10MPa [gage]</u></p> <p>(3) 原子炉圧力 (SA)            個数 <u>1</u>            計測範囲 <u>0~11MPa [gage]</u></p> <p>(4) 原子炉水位 (広帯域)            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装系            個数 <u>2</u>            計測範囲 <u>-400~150cm</u> *1</p> <p>(5) 原子炉水位 (燃料域)            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装系            個数 2            計測範囲 <u>-800~-300cm</u> *1</p> <p>(6) 原子炉水位 (SA)            個数 <u>1</u>            計測範囲 <u>-900~150cm</u> *1</p>	<p>・設備, 運用の相違  <b>【柏崎6/7, 東海第二】</b>            ①~④の相違            設備設計の相違による設備仕様(個数, 計測範囲)の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) <u>高压代替注水系系統流量</u>            個 数 1            計測範囲 0～300m<sup>3</sup>/h</p> <p>(10) <u>復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量)</u>            個 数 1            計測範囲 6号炉 0～200m<sup>3</sup>/h            7号炉 0～150m<sup>3</sup>/h</p> <p>(11) <u>復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</u>            個 数 1            計測範囲 0～350m<sup>3</sup>/h</p> <p>(13) <u>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</u>            個 数 1            計測範囲 6号炉 0～150m<sup>3</sup>/h            7号炉 0～100m<sup>3</sup>/h</p> <p>(8) <u>原子炉隔離時冷却系系統流量</u>            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個 数 1            計測範囲 0～300m<sup>3</sup>/h</p>	<p>(8) <u>高压代替注水系系統流量</u>            個 数 1            計測範囲 0～50L/s</p> <p>(9) <u>低压代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン用)</u>            個 数 1            計測範囲 0～500m<sup>3</sup>/h</p> <p>(10) <u>低压代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン狭帯域用)</u>            個 数 1            計測範囲 0～80m<sup>3</sup>/h</p> <p>(11) <u>低压代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン用)</u>            個 数 1            計測範囲 0～300m<sup>3</sup>/h</p> <p>(12) <u>低压代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン狭帯域用)</u>            個 数 1            計測範囲 0～80m<sup>3</sup>/h</p> <p>(18) <u>低压代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)</u>            個 数 1            計測範囲 0～500m<sup>3</sup>/h</p> <p>(19) <u>低压代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)</u>            個 数 1            計測範囲 0～500m<sup>3</sup>/h</p> <p>(20) <u>低压代替注水系格納容器下部注水流量</u>            個 数 1            計測範囲 0～200m<sup>3</sup>/h</p> <p>(14) <u>原子炉隔離時冷却系系統流量</u>            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装            個 数 1            計測範囲 0～50L/s</p>	<p>(7) <u>高压原子炉代替注水流量</u>            個 数 1            計測範囲 0～150m<sup>3</sup>/h</p> <p>(8) <u>代替注水流量 (常設)</u>            個 数 1            計測範囲 0～300m<sup>3</sup>/h</p> <p>(9) <u>低压原子炉代替注水流量</u>            個 数 2            計測範囲 0～200m<sup>3</sup>/h</p> <p>(10) <u>低压原子炉代替注水流量 (狭帯域用)</u>            個 数 2            計測範囲 0～50m<sup>3</sup>/h</p> <p>(11) <u>格納容器代替スプレイ流量</u>            個 数 2            計測範囲 0～150m<sup>3</sup>/h</p> <p>(12) <u>ペDESTAL代替注水流量</u>            個 数 2            計測範囲 0～150m<sup>3</sup>/h</p> <p>(13) <u>ペDESTAL代替注水流量 (狭帯域用)</u>            個 数 2            計測範囲 0～50m<sup>3</sup>/h</p> <p>(14) <u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</u>            兼用する設備は以下のとおり。            ・原子炉プラント・プロセス計装系            個 数 1            計測範囲 0～150m<sup>3</sup>/h</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(9) <u>高圧炉心注水系系統流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~1,000m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(12) <u>残留熱除去系系統流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 3 計測範囲 0~1,500m<sup>3</sup>/h</p> <p>(14) <u>ドライウェル雰囲気温度</u> 個 数 <u>2</u> 計測範囲 0~300℃</p>	<p>(15) <u>高圧炉心スプレイ系系統流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 1 計測範囲 <u>0~500L/s</u></p> <p>(16) <u>残留熱除去系系統流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 3 計測範囲 <u>0~600L/s</u></p> <p>(17) <u>低圧炉心スプレイ系系統流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 1 計測範囲 <u>0~600L/s</u></p> <p>(13) <u>代替循環冷却系原子炉注水流量</u> 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~150m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(21) <u>代替循環冷却系格納容器スプレイ流量</u> 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~300m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(22) <u>ドライウェル雰囲気温度</u> 個 数 <u>8</u> 計測範囲 0~300℃</p> <p>(25) <u>格納容器下部水温</u> <u>ペDESTAL床面高さ 0m 検知用<sup>*3</sup></u> 個 数 <u>5</u> 計測範囲 <u>0~500℃</u></p>	<p>(15) <u>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~1,500m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(16) <u>残留熱除去ポンプ出口流量</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 3 計測範囲 <u>0~1,500m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(17) <u>低圧炉心スプレイポンプ出口流量</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・原子炉プラント・プロセス計装系</u> 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~1,500m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(18) <u>残留熱代替除去系原子炉注水流量</u> 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~50m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(19) <u>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</u> 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~150m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(20) <u>ドライウェル温度 (S A)</u> 個 数 <u>7</u> 計測範囲 0~300℃</p> <p>(21) <u>ペDESTAL温度 (S A)</u> 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~300℃</u></p> <p>(22) <u>ペDESTAL水温度 (S A)</u> 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~300℃</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載表現の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 柏崎 6/7, 東海第二 は、ドライウェル雰囲気 温度にペDESTAL温度 を含んだパラメータと している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(15) サプレッション・チェンバ気体温度 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~300°C</u></p> <p>(16) サプレッション・チェンバ・プール水温度 個数 <u>3</u> 計測範囲 <u>0~200°C</u></p> <p>(17) 格納容器内圧力 (D/W) 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~1,000kPa[abs]</u></p> <p>(18) 格納容器内圧力 (S/C) 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~980.7kPa[abs]</u></p> <p>(19) サプレッション・チェンバ・プール水位 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>-6~11m</u> <u>(T.M.S.L. -7,150~+9,850mm) *3</u></p> <p>(20) 格納容器下部水位 個数 <u>3</u> 計測範囲 <u>+1m, +2m, +3m</u> <u>(T.M.S.L. -5,600mm, -4,600mm,</u> <u>-3,600mm) *3</u></p>	<p><u>ペDESTアル床面高さ+0.2m 検知用*3</u> 個数 <u>5</u> 計測範囲 <u>0~500°C</u></p> <p>(23) サプレッション・チェンバ雰囲気温度 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~200°C</u></p> <p>(24) サプレッション・プール水温度 個数 <u>3</u> 計測範囲 <u>0~200°C</u></p> <p>(26) ドライウエル圧力 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~1MPa [abs]</u></p> <p>(27) サプレッション・チェンバ圧力 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~1MPa [abs]</u></p> <p>(28) サプレッション・プール水位 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>-1m~9m</u> <u>(EL. 2,030mm~12,030mm) *4</u></p> <p>(29) 格納容器下部水位 <u>ペDESTアル床面高さ+0.50m 検知用*3</u> 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>EL. 12,306mm</u> <u>ペDESTアル床面高さ+0.95m 検知用*3</u> 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>EL. 12,756mm</u> <u>ペDESTアル床面高さ+1.05m 検知用*3</u> 個数 <u>2</u></p>	<p>(23) サプレッション・チェンバ温度 (S A) 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~200°C</u></p> <p>(24) サプレッション・プール水温度 (S A) 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~200°C</u></p> <p>(25) ドライウエル圧力 (S A) 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~1,000kPa [abs]</u></p> <p>(26) サプレッション・チェンバ圧力 (S A) 個数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~1,000kPa [abs]</u></p> <p>(27) サプレッション・プール水位 (S A) 個数 <u>1</u> 計測範囲 <u>-0.80~5.50m**2</u></p> <p>(28) ドライウエル水位 個数 <u>3</u> 計測範囲 <u>-3.0m**3, -1.0m**3, +1.0m**3</u></p> <p>(29) ペDESTアル水位 個数 <u>4</u> 計測範囲 <u>+0.1m**4, +1.2m**4, +2.4m**4,</u> <u>+2.4m**4</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(21) <u>格納容器内水素濃度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 2 計測範囲 6号炉 0～30vol% 7号炉 0～20vol% / 0～100vol%</p> <p>(22) <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 2 計測範囲 0～100vol%</p> <p>(23) <u>格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 2 計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math></p> <p>(24) <u>格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 2 計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math></p>	<p>計測範囲 <u>EL. 12, 856mm</u> <u>ペDESTAL床面高さ+2.25m 満水管理用※3</u> 個 数 2 計測範囲 <u>EL. 14, 056mm</u> <u>ペDESTAL床面高さ+2.75m 満水管理用※3</u> 個 数 2 計測範囲 <u>EL. 14, 556mm</u></p> <p>(30) <u>格納容器内水素濃度 (SA)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 2 計測範囲 0～100vol%</p> <p>(31) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)</u> <u>第8.1-2表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</u></p> <p>(32) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)</u> <u>第8.1-2表 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</u></p>	<p>(30) <u>格納容器水素濃度 (B系)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 1 計測範囲 <u>0～5 vol% / 0～100vol%</u></p> <p>(31) <u>格納容器水素濃度 (SA)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 1 計測範囲 0～100vol%</p> <p>(32) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 2 計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math></p> <p>(33) <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (サプレッション・チェンバ)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 2 計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}</math></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(25) <u>起動領域モニタ</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉核計装</p> <p>個 数            <u>10</u> 計測範囲        <math>10^{-1} \sim 10^6 \text{s}^{-1}</math>                     <math>(1.0 \times 10^3 \sim 1.0 \times 10^9 \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p> <p>0~40%又は0~125% <math>(1.0 \times 10^8 \sim 2.0 \times 10^{13} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p>	<p>(33) <u>起動領域計装</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・核計装</p> <p>個 数            <u>8</u> 計測範囲        <math>10^{-1} \text{cps} \sim 10^6 \text{cps}</math>                     <math>(1.0 \times 10^3 \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 1.0 \times 10^9 \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p> <p>0~40%又は0~125% <math>(1.0 \times 10^8 \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 1.5 \times 10^{13} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p>	<p>(34) <u>中性子源領域計装</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉中性子計装系</p> <p>個 数            <u>4</u> 計測範囲        <math>10^{-1} \sim 10^6 \text{s}^{-1}</math>                     <math>(1.0 \times 10^3 \sim 1.0 \times 10^9 \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p> <p>(35) <u>中間領域計装</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉中性子計装系</p> <p>個 数            <u>8</u> 計測範囲        0~40%又は0~125%                     <math>(1.0 \times 10^8 \sim 1.5 \times 10^{13} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p>	
<p>(26) <u>平均出力領域モニタ</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉核計装</p> <p>個 数            <u>4</u><sup>*4</sup> 計測範囲        0~125%                     <math>(1.2 \times 10^{12} \sim 2.8 \times 10^{14} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p>	<p>(34) <u>平均出力領域計装</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・核計装</p> <p>個 数            <u>2</u><sup>*5</sup> 計測範囲        0~125%                     <math>(1.0 \times 10^{12} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 1.0 \times 10^{14} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p>	<p>(36) <u>平均出力領域計装</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉中性子計装系</p> <p>個 数            <u>6</u><sup>*5</sup> 計測範囲        0~125%                     <math>(1.2 \times 10^{12} \sim 2.8 \times 10^{14} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1})</math></p>	
<p>(27) <u>復水補給水系温度 (代替循環冷却)</u></p> <p>個 数            <u>1</u> 計測範囲        <u>0~200°C</u></p>	<p>(41) <u>代替循環冷却系ポンプ入口温度</u></p> <p>個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>0~100°C</u></p>		
<p>(28) <u>フィルタ装置水位</u></p> <p>個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>0~6,000mm</u></p>	<p>(35) <u>フィルタ装置水位</u></p> <p>個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>180mm~5,500mm</u></p>	<p>(37) <u>スクラバ容器水位</u></p> <p>個 数            <u>8</u> 計測範囲        <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></p>	
<p>(29) <u>フィルタ装置入口圧力</u></p> <p>個 数            <u>1</u> 計測範囲        0~1MPa [gage]</p>	<p>(36) <u>フィルタ装置圧力</u></p> <p>個 数            <u>1</u> 計測範囲        0~1MPa [gage]</p>	<p>(38) <u>スクラバ容器圧力</u></p> <p>個 数            <u>4</u> 計測範囲        0~1MPa [gage]</p>	
	<p>(37) <u>フィルタ装置スクラビング水温度</u></p> <p>個 数            <u>1</u> 計測範囲        0~300°C</p>	<p>(39) <u>スクラバ容器温度</u></p> <p>個 数            <u>4</u> 計測範囲        <u>0~300°C</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(30) <u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> </ul> <p>個 数            2</p> <p>計測範囲        <u>10<sup>-2</sup>~10<sup>5</sup>mSv/h</u></p> <p>(31) <u>フィルタ装置水素濃度</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> </ul> <p>個 数            <u>2</u></p> <p>計測範囲        0~100vol%</p> <p>(32) <u>フィルタ装置金属フィルタ差圧</u></p> <p>個 数            <u>2</u></p> <p>計測範囲        0~50kPa</p> <p>(33) <u>フィルタ装置スクラバ水 pH</u></p> <p>個 数            <u>1</u></p> <p>計測範囲        <u>pH0~14</u></p> <p>(34) <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> </ul> <p>個 数            <u>2</u></p> <p>計測範囲        <u>10<sup>-2</sup>~10<sup>5</sup>mSv/h</u></p> <p>(35) <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉プラント・プロセス計装</li> </ul> <p>個 数            <u>3</u></p> <p>計測範囲        <u>0~300℃</u></p>	<p>(38) <u>フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u> <u>第8.1-2表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。</u></p> <p>(39) <u>フィルタ装置入口水素濃度</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> </ul> <p>個 数            <u>2</u></p> <p>計測範囲        0~100vol%</p> <p>(40) <u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u> <u>第8.1-2表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。</u></p> <p>(42) <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉プラント・プロセス計装</li> </ul> <p>個 数            2</p> <p>計測範囲        <u>0~300℃</u></p>	<p>(40) <u>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> </ul> <p>個 数            2</p> <p>計測範囲        <u>1</u> <u>10<sup>-2</sup>~10<sup>5</sup>Sv/h</u> <u>10<sup>-3</sup>~10<sup>4</sup>mSv/h</u></p> <p>(41) <u>第1ベントフィルタ出口水素濃度</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> </ul> <p>個 数            <u>1 (予備1)</u></p> <p>計測範囲        <u>0~20vol% / 0~100vol%</u></p> <p>(42) <u>残留熱除去系熱交換器入口温度</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉プラント・プロセス計装系</li> </ul> <p>個 数            <u>2</u></p> <p>計測範囲        <u>0~200℃</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(36) 残留熱除去系熱交換器出口温度 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>3</u> 計測範囲 <u>0~300℃</u></p> <p>(37) 原子炉補機冷却水系系統流量 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>3</u> 計測範囲 <u>6号炉 区分Ⅰ,Ⅱ 0~4,000m<sup>3</sup>/h</u> <u>区分Ⅲ 0~3,000m<sup>3</sup>/h</u> <u>7号炉 区分Ⅰ,Ⅱ 0~3,000m<sup>3</sup>/h</u> <u>区分Ⅲ 0~2,000m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(38) 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>3</u> 計測範囲 <u>6号炉 0~2,000m<sup>3</sup>/h</u> <u>7号炉 0~1,500m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(40) 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>3</u> 計測範囲 <u>0~3.5MPa [gage]</u></p>	<p>(43) 残留熱除去系熱交換器出口温度 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~300℃</u></p> <p>(44) 残留熱除去系海水系系統流量 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~550L/s</u></p> <p>(54) 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 個 数 <u>3</u> 計測範囲 <u>0~4MPa [gage]</u></p> <p>(45) 緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~800m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(46) 緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~50m<sup>3</sup>/h</u></p>	<p>(43) 残留熱除去系熱交換器出口温度 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~200℃</u></p> <p>(44) 残留熱除去系熱交換器冷却水流量 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~1,500m<sup>3</sup>/h</u></p> <p>(45) 残留熱除去ポンプ出口圧力 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 個 数 <u>3</u> 計測範囲 <u>0~4MPa [gage]</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(41) <u>復水貯蔵槽水位 (SA)</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>6号炉 0～16m</u> <u>7号炉 0～17m</u></p> <p>(42) <u>復水移送ポンプ吐出圧力</u></p> <p>個 数 3</p> <p>計測範囲 <u>0～2MPa [gage]</u></p> <p>(39) <u>高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装</p> <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 0～12MPa [gage]</p>	<p>(47) <u>代替淡水貯蔵槽水位</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～20m</u></p> <p>(48) <u>西側淡水貯水設備水位</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～6.5m</u></p> <p>(49) <u>常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～10MPa [gage]</u></p> <p>(50) <u>常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力</u></p> <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 <u>0～5MPa [gage]</u></p> <p>(52) <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・原子炉プラント・プロセス計装</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～10MPa [gage]</u></p> <p>(53) <u>高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～10MPa [gage]</u></p> <p>(55) <u>低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～4MPa [gage]</u></p> <p>(51) <u>代替循環冷却系ポンプ吐出圧力</u></p> <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 <u>0～5MPa [gage]</u></p>	<p>(46) <u>低圧原子炉代替注水槽水位</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～1,500m<sup>3</sup> (0～12,542mm)</u></p> <p>(47) <u>低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</u></p> <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 <u>0～4MPa [gage]</u></p> <p>(48) <u>原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・原子炉プラント・プロセス計装系</u></p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～10MPa [gage]</u></p> <p>(49) <u>高圧炉心スプレイポンプ出口圧力</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～12MPa [gage]</u></p> <p>(50) <u>低圧炉心スプレイポンプ出口圧力</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 <u>0～5MPa [gage]</u></p> <p>(51) <u>残留熱代替除去ポンプ出口圧力</u></p> <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 <u>0～3MPa [gage]</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(43) <u>原子炉建屋水素濃度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>8</u> 計測範囲        <u>0~20vol%</u></p> <p>(44) <u>静的触媒式水素再結合器 動作監視装置</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>4</u> 計測範囲        <u>0~300℃</u></p> <p>(45) <u>格納容器内酸素濃度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>6号炉 0~30vol%</u>                     <u>7号炉 0~10vol%/0~30vol%</u></p>	<p>(56) <u>原子炉建屋水素濃度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p><u>原子炉建屋原子炉棟6階</u> 個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>0~10vol%</u></p> <p><u>原子炉建屋原子炉棟2階, 地下1階</u> 個 数            <u>3</u> 計測範囲        <u>0~20vol%</u></p> <p>(57) <u>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>4</u> 計測範囲        <u>0~300℃</u></p>	<p>(52) <u>原子炉建物水素濃度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>1</u>                     <u>6</u> 計測範囲        <u>0~10vol%</u>                     <u>0~20vol%</u></p> <p>(53) <u>静的触媒式水素処理装置入口温度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>0~100℃</u></p> <p>(54) <u>静的触媒式水素処理装置出口温度</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>2</u> 計測範囲        <u>0~400℃</u></p> <p>(55) <u>格納容器酸素濃度 (B系)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装系 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>個 数            <u>1</u> 計測範囲        <u>0~5vol%/0~25vol%</u></p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(46) <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</u> 第 3. 11-1 表 <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(47) <u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)</u> 第 3. 11-1 表 <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(48) <u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u> 第 3. 11-1 表 <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(49) <u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む)</u> 第 3. 11-1 表 <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(50) <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> 第 3. 19-1 表 <u>通信連絡を行うために必要な設備 (常設) の主要機器仕様</u>に記載する。</p>	<p>(58) <u>格納容器内酸素濃度 (SA)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 <u>2</u> 計測範囲 <u>0~25vol%</u></p> <p>(59) <u>使用済燃料プール水位・温度 (SA広域)</u> 第 4. 3-1 表 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(60) <u>使用済燃料プール温度 (SA)</u> 第 4. 3-1 表 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(61) <u>使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</u> 第 8. 1-2 表 <u>放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(62) <u>使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む)</u> 第 4. 3-1 表 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(63) <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> 第 10. 12-2 表 <u>通信連絡を行うために必要な設備 (常設) の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(64) <u>可搬型計測器 (原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度, 圧力, 水位及び流量 (注水量) 計測用)</u> 個 数 <u>20 (予備 20)</u></p> <p>(65) <u>可搬型計測器 (原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の圧力, 水位及び流量 (注水量) 計測用)</u> 個 数 <u>19 (予備 19)</u></p>	<p>(56) <u>格納容器酸素濃度 (SA)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 個 数 <u>1</u> 計測範囲 <u>0~25vol%</u></p> <p>(57) <u>燃料プール水位・温度 (SA)</u> 第 3. 11-1 表 <u>燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(58) <u>燃料プール水位 (SA)</u> 第 3. 11-1 表 <u>燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(59) <u>燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA)</u> 第 3. 11-1 表 <u>燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(60) <u>燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。)</u> 第 3. 11-1 表 <u>燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(61) <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u> 第 3. 19-1 表 <u>通信連絡を行うために必要な設備 (常設) の主要機器仕様</u>に記載する。</p> <p>(62) <u>可搬型計測器</u> 個 数 <u>30 (予備 30)</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>*1: 基準点は蒸気乾燥器スカート下端 (原子炉圧力容器零レベルより 1,224cm)</p> <p>*2: 基準点は有効燃料棒頂部 (原子炉圧力容器零レベルより 905cm)</p> <p>*3: T. M. S. L. = 東京湾平均海面</p> <p>*4: 局部出力領域モニタの検出器は 208 個であり, 平均出力領域モニタの各チャンネルには, 52 個ずつの信号が入力される。</p>	<p>※1 基準点は蒸気乾燥器スカート下端 (原子炉圧力容器零レベルより 1,340cm)</p> <p>※2 基準点は燃料有効長頂部 (原子炉圧力容器零レベルより 920cm)</p> <p>※3 ペDESTAL底面 (コリウムシールド上表面: EL. 11, 806mm) からの高さ</p> <p>※4 基準点は通常運転水位: EL. 3, 030mm (サブプレッション・チェンバ底部より 7, 030mm)</p> <p>※5 平均出力領域計装 A~F の 6 チャンネルのうち, A, B の 2 チャンネルが対象。平均出力領域計装の A, C, E チャンネルにはそれぞれ 21 個, B, D, F にはそれぞれ 22 個の検出器がある。</p>	<p>※1: 基準点は気水分離器下端 (原子炉圧力容器零レベルより 1,328cm)。</p> <p>※2: 基準点はサブプレッション・プール通常水位 (EL5610)。</p> <p>※3: 基準点は格納容器底面 (EL10100)。</p> <p>※4: 基準点はコリウムシールド上表面 (EL6706)。</p> <p>※5: 局部出力領域計装の検出器は 124 個であり, 平均出力領域計装の各チャンネルには 14 個又は 17 個の信号が入力される。</p>	

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
① 原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	2	0~350℃	最大値：300℃*4	重大事故等時における炉心温度の冷却状態を把握し、適切に対応するための判断基準 (300℃) に対して、350℃までを監視可能。	1
	原子炉圧力*1				「②」原子炉圧力容器内の圧力を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力 (SA) *1					
	原子炉水位 (広帯域) *1					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA) *1					
	残留熱除去系熱交換器入口温度*1					
	原子炉圧力*2					
	原子炉圧力 (SA) *2					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
② 原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA) *1	3	0~10MPa [gauge]	最大値： 8.48MPa [gauge]	重大事故等時における原子炉圧力容器最高圧力 (8.92MPa [gauge]) を包括する範囲として設定。なお、主蒸気発生機が安全弁の自動操作により変動する範囲についても計測範囲に包摂されており、監視可能である。	1
	原子炉圧力 (SA) *2	1	0~11MPa [gauge]	最大値： 8.48MPa [gauge]	原子炉圧力容器最高使用圧力 (8.62MPa [gauge]) の 1.2 倍 (10.34MPa [gauge]) を監視可能。	
	原子炉水位 (広帯域) *1					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA) *1					
	原子炉圧力容器温度*1					
	原子炉水位 (広帯域) *2	3	-3200~3500mm*3	-6872~1650mm*3,7		
	原子炉水位 (燃料域) *2	2	-4000~1300mm*3	-3680~4813mm*3,7	炉心の冷却状態を把握する上で、原子炉水位計測範囲 (レベル3~8) 及び有効燃料棒底部まで監視可能。	
	原子炉水位 (SA) *2	1	-3200~3500mm*3	-6872~1650mm*3,7		
	原子炉水位 (SA) *1	1	-8000~3500mm*3			
③ 原子炉圧力容器内の水位	原子炉圧力容器温度*1					
	原子炉水位 (広帯域) *1					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA) *1					
	原子炉圧力容器温度*1					
	原子炉水位 (SA) *1					
	原子炉圧力*1					
	原子炉圧力 (SA) *1					
	格納容器内圧力 (S/C) *1					
	格納容器内圧力 (S/C) *1					

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (1/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
① 原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	4	0~500℃	302℃以下*4	重大事故等時における損傷炉心の冷却状態を把握し、適切に対応するための判断基準 (300℃) に対して、500℃まで監視可能。	1
	原子炉圧力*1				「②」原子炉圧力容器内の圧力を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力 (SA) *1					
	原子炉水位 (広帯域) *1					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA 広帯域) *1					
	原子炉水位 (SA 燃料域) *1					
	残留熱除去系熱交換器入口温度*1					
	原子炉圧力*2	2	0~10.5MPa [gauge]	8.62MPa [gauge] 以下		
	原子炉圧力 (SA) *2	2	0~10.5MPa [gauge]	8.62MPa [gauge] 以下	原子炉圧力容器最高使用圧力 (8.62MPa [gauge]) の 1.2 倍 (10.34MPa [gauge]) を監視可能。	
② 原子炉圧力容器内の圧力	原子炉水位 (広帯域) *1					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA 広帯域) *1					
	原子炉水位 (SA 燃料域) *1					
	原子炉圧力容器温度*1					
	原子炉水位 (SA) *1					
	原子炉圧力*1					
	原子炉圧力 (SA) *1					
	原子炉圧力容器温度*1					
	原子炉圧力容器内の圧力					

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (1/18)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
① 原子炉圧力容器温度 (SA)	原子炉圧力容器温度 (SA)	2	0~500℃	最大値： 302℃	重大事故等時における損傷炉心の冷却状態を把握し、適切に対応するための判断基準 (300℃) に対して、500℃までを監視可能。	1
	原子炉圧力*1				「②」原子炉圧力容器内の圧力を監視するパラメータと同じ	
	原子炉圧力 (SA) *1					
	原子炉水位 (広帯域) *1					
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA) *1					
	残留熱除去系熱交換器入口温度*1					
	原子炉圧力*2	2	0~10MPa [gauge]	最大値： 8.29MPa [gauge]	重大事故等時における原子炉圧力容器最高圧力 (8.68MPa [gauge]) を包括する範囲として設定。なお、蒸気発生機全弁の自動操作により変動する範囲についても計測範囲に包摂されており、監視可能である。	
	原子炉圧力 (SA) *2	1	0~11MPa [gauge]	最大値： 8.29MPa [gauge]	原子炉圧力容器最高使用圧力 (8.62MPa [gauge]) の 1.2 倍 (10.34MPa [gauge]) を監視可能。	
	原子炉水位 (広帯域) *1					
原子炉水位 (燃料域) *1						
原子炉水位 (SA) *1						
原子炉圧力容器温度 (SA) *1						

備考  
・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①~④の相違  
設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備)

Table with 6 columns: 分類, 重要監視パラメータ, 重要代替監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力 (計測範囲の考え方), 可搬型計測器個数. Includes parameters like 原子炉圧力, 原子炉水位, 残留熱除去系熱交換器入口温度.

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (2 / 11)

Table with 6 columns: 分類, 重要監視パラメータ, 重要代替監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力 (計測範囲の考え方), 可搬型計測器個数. Includes parameters like 原子炉水位, 原子炉圧力, 高圧代替注水系統流量.

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (2 / 18)

Table with 6 columns: 分類, 重要監視パラメータ, 重要代替監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力 (計測範囲の考え方), 可搬型計測器個数. Includes parameters like 原子炉水位, 原子炉圧力, 高圧原子炉代替注水流量.

※1: 重要監視パラメータ... ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ... ※3: 基準点は気水分離器下流... ※4: 基準点はサブプレッシャポンプ・ブール通常水位... ※5: 基準点は核燃料貯蔵庫... ※6: 基準点はコリウムレベルと表面... ※7: 島根出力領域計装の検出限は124個であり... ※8: 重大事故発生時に使用する設備のため... ※9: 原子炉停止直後の経過時間における核燃料貯蔵庫内滞留放射線レベルの値で判断する... ※10: 基準点は使用済燃料貯蔵タンク上端... ※11: 検出点は7箇所。

・設備、運用の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
①～⑭の相違
設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器種数
④ 原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量	1	0~300m <sup>3</sup> /h	—**	高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (182m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	1
	原子炉隔離時冷却系系統流量	1	0~300m <sup>3</sup> /h	0~182m <sup>3</sup> /h	原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (182m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	高圧炉心注水系系統流量	2	0~1000m <sup>3</sup> /h	0~72m <sup>3</sup> /h	高圧炉心注水系ポンプの最大注水量 (72m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	復水補給水系流量 (RR A系代替注水系)	1	0~200m <sup>3</sup> /h (6号炉) 0~150m <sup>3</sup> /h (7号炉)	—**	復水移送ポンプを用いた低圧代替注水系 (RR A系ライン) における最大注水量 (90m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	復水補給水系流量 (RR B系代替注水系)	1	0~350m <sup>3</sup> /h	—**	復水移送ポンプを用いた低圧代替注水系 (RR B系ライン) における最大注水量 (300m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	残留熱除去系系統流量	3	0~1500m <sup>3</sup> /h	0~95m <sup>3</sup> /h	残留熱除去系ポンプの最大注水量 (96m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	復水貯蔵槽水位 (SA) *1			⑩本架の確保) を監視するパラメータと同じ。		
	サブレーション・チェンバ・プール水位*1			⑨原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉水位 (広帯域) *1			⑨原子炉圧力容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉水位 (燃料域) *1			⑨原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉水位 (SA) *1			⑨原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		
	復水補給水系流量 (RR B系代替注水系)			⑨原子炉圧力容器への注水量) を監視するパラメータと同じ。		
	復水補給水系流量 (格納容器下部注水系)	1	0~150m <sup>3</sup> /h (6号炉) 0~100m <sup>3</sup> /h (7号炉)	—**	復水移送ポンプを用いた格納容器下部注水系の最大注水量 (90m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	復水貯蔵槽水位 (SA) *1			⑩本架の確保) を監視するパラメータと同じ。		

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (3/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器種数
④ 原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量	1	0~50L/s	—**	常設高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (38L/s) を監視可能。	1
	原子炉隔離時冷却系系統流量	1	0~50L/s	40L/s	原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (40L/s) を監視可能。	
	高圧炉心スブレイ系系統流量	1	0~500L/s	438L/s	高圧炉心スブレイ系ポンプの最大注水量 (438L/s) を監視可能。	
	低圧代替注水系原子炉注水流 (常設ライン用)	1	0~500m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (常設) による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (378m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧代替注水系原子炉注水流 (可搬ライン用)	1	0~80m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (常設) による原子炉圧力容器への注水時に おけるミニフロー調整時の最大注水量 (75m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧代替注水系原子炉注水流 (可搬ライン用)	1	0~300m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (110m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧代替注水系原子炉注水流 (可搬ライン用)	1	0~80m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水時に おけるミニフロー調整時の最大注水量 (75m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	代替循環冷却系原子炉注水流 (可搬ライン用)	2	0~150m <sup>3</sup> /h	—**	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (100m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	残留熱除去系系統流量	3	0~600L/s	470L/s	残留熱除去系ポンプの最大注水量 (470L/s) を監視可能。	
	低圧炉心スブレイ系系統流量	1	0~600L/s	456L/s	低圧炉心スブレイ系ポンプの最大注水量 (456L/s) を監視可能。	
	代替淡水貯蔵水位 *1			⑩水源の確保) を監視するパラメータと同じ。		
	西側淡水貯水設備水位 *1			⑨原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		
	サブレーション・チェンバ・プール水位 *1			⑨原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉水位 (広帯域) *1			⑨原子炉圧力容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。		

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (3/18)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器種数
④ 原子炉圧力容器への注水量 (1/2)	高圧原子炉代替注水流	1	0~150m <sup>3</sup> /h	—**	高圧原子炉代替注水系ポンプの最大注水量 (96m <sup>3</sup> /h) を監視可能である。	1
	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	1	0~150m <sup>3</sup> /h	0~99m <sup>3</sup> /h	原子炉隔離時冷却ポンプの最大注水量 (99m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	高圧炉心スブレイポンプ出口流量	1	0~1,500m <sup>3</sup> /h	0~1,314m <sup>3</sup> /h	高圧炉心スブレイ・ポンプの最大注水量 (1,314m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	代替注水流 (常設)	1	0~300m <sup>3</sup> /h	—**	低圧原子炉代替注水系ポンプの最大注水量 (220m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧原子炉代替注水流	2	0~200m <sup>3</sup> /h	—**	大量送水を用いた低圧原子炉代替注水系 (可搬型) における最大注水量 (20m <sup>3</sup> /h) を監視可能。また、副溶熱相当の注水量 (12m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧原子炉代替注水流 (狭帯域用)	2	0~50m <sup>3</sup> /h	—**		
	残留熱除去ポンプ出口流量	3	0~1,500m <sup>3</sup> /h	0~1,380m <sup>3</sup> /h	残留熱除去ポンプの最大注水量 (1,380m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧炉心スブレイポンプ出口流量	1	0~1,500m <sup>3</sup> /h	0~1,314m <sup>3</sup> /h	低圧炉心スブレイ・ポンプの最大注水量 (1,314m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	残留熱代替除去系原子炉注水流	1	0~50m <sup>3</sup> /h	—**	残留熱代替除去系原子炉注水系の最大注水量 (30m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①~④の相違  
設備設計の相違による設備仕様 (計測範囲の考え方) の相違  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

※1: 重要代替監視パラメータ  
※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ  
※3: 基準点は式水分離器下流 (原子炉圧力容器等レベルより 1.328cm)。 ※4: 基準点はサブレーション・プール通常水位 (EL5610)。  
※5: 基準点は格納容器底面 (EL10100)。 ※6: 基準点はコリムシールド上表面 (EL6706)。  
※7: 局部出力領域計測の検出器は 124 個であり、平均出力領域計測の各チャンネルには 14 個又は 17 個の信号が入力される。  
※8: 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故時は容量なし。  
※9: 炉心損傷は原子炉停止後の経過時間における格納容器内空房放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約 108S/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準値は炉心損傷しないことからこの値を下回る。  
※10: 基準点は使用済燃料貯蔵タンク上端 (EL35518)。 ※11: 検出点は 7 箇所。

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数	
④ 原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量	1	0~300m <sup>3</sup> /h	—**	高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (182m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	1	
	原子炉隔離時冷却系系統流量	1	0~300m <sup>3</sup> /h	0~182m <sup>3</sup> /h	原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (182m <sup>3</sup> /h) を監視可能。		
	高圧炉心注水系系統流量	2	0~1000m <sup>3</sup> /h	0~72m <sup>3</sup> /h	高圧炉心注水系ポンプの最大注水量 (72m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	1	
	復水補給水系流量 (RR A系代替注水系)	1	0~200m <sup>3</sup> /h (6号炉) 0~150m <sup>3</sup> /h (7号炉)	—**	復水移送ポンプを用いた低圧代替注水系 (RR A系ライン) における最大注水量 (90m <sup>3</sup> /h) を監視可能。		
	復水補給水系流量 (RR B系代替注水系)	1	0~350m <sup>3</sup> /h	—**	復水移送ポンプを用いた低圧代替注水系 (RR B系ライン) における最大注水量 (300m <sup>3</sup> /h) を監視可能。		
	残留熱除去系系統流量	3	0~1500m <sup>3</sup> /h	0~95m <sup>3</sup> /h	残留熱除去系ポンプの最大注水量 (96m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	1	
	復水貯蔵槽水位 (SA) *1				⑩水源の確保 を監視するパラメータと同じ。		
	サブプレッション・チェンバ・プール水位*1				⑩原子炉格納容器内の水位 を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉水位 (広帯域) *1				⑩原子炉圧力容器内の水位 を監視するパラメータと同じ。		
	原子炉水位 (SA) *1						
	⑤ 原子炉格納容器内の注水量	復水補給水系流量 (RR B系代替注水系)				④原子炉圧力容器への注水量 を監視するパラメータと同じ。	1
		復水補給水系流量 (格納容器下部注水系)	1	0~150m <sup>3</sup> /h (6号炉) 0~100m <sup>3</sup> /h (7号炉)	—**	復水移送ポンプを用いた格納容器下部注水系の最大注水量 (90m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
		復水貯蔵槽水位 (SA) *1				⑩水源の確保 を監視するパラメータと同じ。	1
		格納容器内圧力 (D型) *1				⑩原子炉格納容器内の圧力 を監視するパラメータと同じ。	
格納容器下部水位*1					⑩原子炉格納容器内の水位 を監視するパラメータと同じ。		
ドライウェル雰囲気温度		2	0~300℃	最大値: 138℃	格納容器の境界温度 (300℃) を監視可能。		
サブプレッション・チェンバ温度*2		1	0~300℃	最大値: 138℃	格納容器の境界温度 (300℃) を監視可能。	1	
サブプレッション・チェンバ・プール温度*2		3	0~200℃	最大値: 97℃	格納容器の境界圧力 (24・60MPa[gage]) におけるサブプレッション・チェンバ・プール水の飽和温度 (約166℃) を監視可能。		
格納容器内圧力 (D型) *1					⑩原子炉格納容器内の圧力 を監視するパラメータと同じ。		
格納容器内圧力 (S/C) *1							

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (3/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
④ 原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量	1	0~50L/s	—**	常設高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (38L/s) を監視可能。	1
	原子炉隔離時冷却系系統流量	1	0~50L/s	40L/s	原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量 (40L/s) を監視可能。	
	高圧炉心スプレイ系系統流量	1	0~600L/s	438L/s	高圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量 (438L/s) を監視可能。	1
	低圧代替注水系原子炉注水流 (常設ライン用)	1	0~500m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (常設) による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (375m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧代替注水系原子炉注水流 (可搬ライン用)	1	0~80m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (常設) による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (110m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	低圧代替注水系原子炉注水流 (可搬ライン用)	1	0~300m <sup>3</sup> /h	—**	低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (110m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	
	代播機冷却系原子炉注水流	2	0~150m <sup>3</sup> /h	—**	代播機冷却系による原子炉圧力容器への注水時に おける最大注水量 (75m <sup>3</sup> /h) を監視可能。	1
	残留熱除去系系統流量	3	0~600L/s	470L/s	残留熱除去系ポンプの最大注水量 (470L/s) を監視可能。	
	低圧炉心スプレイ系系統流量	1	0~600L/s	456L/s	低圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量 (456L/s) を監視可能。	
	代播機水貯槽水位*1				⑩水源の確保 を監視するパラメータと同じ。	1
	西側海水貯水設備水位*1				⑩原子炉格納容器内の水位 を監視するパラメータと同じ。	
	サブプレッション・プール水位*1					
	原子炉水位 (広帯域) *1				⑩原子炉圧力容器内の水位 を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (燃料域) *1					
原子炉水位 (SA 広帯域) *1						
原子炉水位 (SA 燃料域) *1						

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (4/18)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
④ 原子炉圧力容器への注水量 (2/2)	サブプレッション・プール水位 (SA) *1				⑩原子炉格納容器内の水位 を監視するパラメータと同じ	1
	低圧原子炉代替注水槽水位*1				⑩水源の確保 を監視するパラメータと同じ	
	原子炉水位 (広帯域) *1				⑩原子炉圧力容器内の水位 を監視するパラメータと同じ	
	原子炉水位 (燃料域) *1					
	原子炉水位 (SA) *1					

※1: 重要代替監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ  
 ※3: 基準点は気水分離器下端 (原子炉圧力容器着レベリより1.328cm)。 ※4: 基準点はサブプレッション・プール通常水位 (EL5610)。  
 ※5: 基準点は格納容器底面 (EL10100)。 ※6: 基準点はコリウムシールド上表面 (EL6706)。  
 ※7: 局所出力領域計装の検出器は124個であり、平均出力領域計装の各チャンネルには14個又は17個の信号が入力される。  
 ※8: 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故時は値なし。  
 ※9: 炉心損傷は原子炉停止後の経過時間における格納容器内蒸気放熱線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約105sv/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。  
 ※10: 基準点は使用済燃料貯蔵ラック上端 (EL35518)。 ※11: 検出点は7箇所。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①~④の相違  
 設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

Table with columns: 分類, 重要監視パラメータ, 計測範囲, 個数, 監視範囲, 設計基準, 把握能力, 可搬型計測器の取組.

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対応設備) (4/11)

Table with columns: 分類, 重要監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力, 可搬型計測器の取組.

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対応設備) (5/18)

Table with columns: 分類, 重要監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力, 可搬型計測器の取組.

・設備、運用の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
①～④の相違
設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

※1: 重要代替監視パラメータ
※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ
※3: 基準点は気水分離器下流 (原子炉圧力容器水平線より 1,328cm)
※4: 基準点はサブプレッシャ・プール通常水位 (E15010)
※5: 基準点は格納容器底面 (E110100)
※6: 基準点はコリウムシールド上表面 (E16706)
※7: 局部出力領域計装の検出器は 124 個であり, 平均出力領域計装の各チャンネルには 14 個又は 17 個の信号が入力される。
※8: 重大事故等時に使用する設備のため, 設計基準事故時は値なし。
※9: 炉心損傷は原子炉停止後の経過時間における格納容器内雰囲気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約 108SV/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準値では炉心損傷しないことからこの値を下回る。
※10: 基準点は使用済燃料貯蔵トラック上端 (E135518)
※11: 検出点は 7 箇所。





分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
① 原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力 (D/P) ※2	1	0~1000kPa[abs]	最大値: 246kPa[gage] 最小値: 177kPa[gage]	格納容器の限界圧力 (2Pd: 620kPa[gage]) を監視可能。	1
	格納容器内圧力 (S/C) ※2	1	0~980.7kPa[abs]			
	ドライウエール雰囲気温度※1					
サブプレッション・チェンバース体内温度※1						
② 原子炉格納容器内の水位	サブプレッション・チェンバース・プール水位	1	-6~+11m (T.M.S.L.-7150~+9550mm) ※1	-2.59~+0m (T.M.S.L.-3740~+1150mm) ※1	ウェットウエールベント操作可否判断 (ベントライン高さ+1m~+9.1m) を把握できる範囲を監視可能。 (サブプレッション・チェンバース・プールを水源とする非常用炉心冷却系の起動時に想定される変動 (低下) 水位: -2.59m を監視可能。)	1
	格納容器下部水位	3	+1m~+2m~+3m (T.M.S.L.-5000mm~+6000mm, -3000mm) ※1	-**	重大事故等時において、格納容器下部に溶融炉心の冷却に必要な水深 (底部から+2m) があることを監視可能。	
	取水給排水系流量 (DRB B 副代射注水流量) ※1					
	取水給排水系流量 (格納容器下部注水流量) ※1					
	復水貯蔵槽水位 (SA) ※1					
格納容器内圧力 (D/P) ※1						
格納容器内圧力 (S/C) ※1						
③ 原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度※2	2	0~30vol% (6号炉) 0~20vol% /0~100vol% (7号炉)	0~6.2vol%	重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0~38vol%) を監視可能。なお、6号炉については、格納容器内水素濃度が30vol%を超えた場合においても、格納容器内水素濃度 (SA) により把握可能。	-
	格納容器内水素濃度 (SA) ※2	2	0~100vol%			
	格納容器内雰囲気放射線レベル (D/P) ※2	2	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>0</sup> Sv/h	10Sv/h未満※10	炉心損傷後の判断値 (原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h) を把握する上で監視可能 (上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる)。	
	格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) ※2	2	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>0</sup> Sv/h	10Sv/h未満※10	炉心損傷後の判断値 (原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約10Sv/h) を把握する上で監視可能 (上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる)。	

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (5/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数	
① 原子炉格納容器内の圧力	ドライウエール圧力※2	1	0~1MPa [abs]	279kPa [gage] 以下	原子炉格納容器の限界圧力 (620kPa [gage]) を監視可能。	1	
	サブプレッション・チェンバース圧力※2	1	0~1MPa [abs]	279kPa [gage] 以下			
ドライウエール雰囲気温度※1							
サブプレッション・チェンバース雰囲気温度※1							
② 原子炉格納容器内の水位	サブプレッション・プール水位	1	-1m~+9m (EL. 2, 030mm~12, 030mm) ※9	-0.5m~+0m (EL. 2, 530mm~3, 030mm) ※9	ウェットウエールベント操作可否判断 (ベントライン下層高さ+1.64m: 通常水位+6.5m) を把握できる範囲を監視可能。 (サブプレッション・チェンバース内のプールを水源とする非常用炉心冷却系等の起動時に想定される変動 (低下) 水位 (0.5m) を監視可能。)	1	
	格納容器下部水位	(高さ 1m 超検知用)	2	+1.05m ※7 (EL. 12, 856mm)	-**		炉心損傷後、原子炉圧力容器格納槽までの間に、ベデスタル床面から+1m を超える高さまでの事前注水されたことの検知が可能。
		(高さ 0.5m, 1.0m 未満検知用)	各 2	+0.50m, +0.95m ※7 (EL. 12, 306mm, 12, 756mm)	-**		ベデスタル床面から+0.2m 以上のデブリ堆積後、ベデスタル床面から+0.5m~+1m の範囲に水位が維持されていることの確認が可能。
	格納容器内水素濃度	(高水管理用)	各 2	+2.25m, +2.75m ※7 (EL. 14, 056mm, 14, 556mm)	-**		ベデスタル床面から+0.2m 以上のデブリ堆積後、ベデスタル床面から+2.25m~+2.75m の範囲に水位が維持されていることの確認が可能。
		低圧代替注水系原子炉注水流量 (蒸発ライオン) ※1					
低圧代替注水系原子炉注水流量 (乾燥ライオン) ※1							
低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライオン) ※1							
低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライオン) ※1							
低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライオン) ※1							
低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライオン) ※1							
低圧代替注水系格納容器下部注水流量※1							
代替取水貯蔵水位※1							
西側取水貯蔵水位※1							
ドライウエール圧力※1							
サブプレッション・チェンバース圧力※1							
「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。							
「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。							
「⑥原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
「⑦原子炉格納容器内の水素濃度」を監視するパラメータと同じ。							

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (7/18)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
① 原子炉格納容器内の圧力	ドライウエール圧力 (SA) ※2	2	0~1,000kPa [abs]	最大値: 32kPa [gage]	原子炉格納容器の限界圧力 (2Pd: 853kPa [gage]) を監視可能。	1
	サブプレッション・チェンバース圧力 (SA) ※2	2	0~1,000kPa [abs]	最大値: 20kPa [gage]		
ドライウエール温度 (SA) ※1						
ベデスタル温度 (SA) ※1						
サブプレッション・チェンバース温度 (SA) ※1						
「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ						

※1: 重要代替監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ  
 ※3: 基準点は気水分離器下流 (原子炉圧力容器等レベルより 1,328cm) ※4: 基準点はサブプレッション・プール通常水位 (EL5610)。  
 ※5: 基準点は格納容器底面 (EL10100) ※6: 基準点はコリウムシールド上面 (EL6706)。  
 ※7: 局部出力領域計装の検出器は 124 個であり、平均出力領域計装の各チャンネルには 14 個又は 17 個の信号が入力される。  
 ※8: 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故時は値なし。  
 ※9: 炉心損傷は原子炉停止後の経過時間における格納容器内雰囲気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約 10Sv/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。  
 ※10: 基準点は使用済燃料貯蔵ラック上端 (EL35518) ※11: 検出点は 7 箇所。

備考  
 ・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①~④の相違  
 設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)





(つづき)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
⑩ 床 境界の 維持又は 監視	起動領域モニタ <sup>※2</sup>	10	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> s <sup>-1</sup> (1.0×10 <sup>0</sup> ~ 1.0×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> ) 0~40%又は0~125% (1.0×10 <sup>0</sup> ~2.0×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )	定格出力の 約10倍	原子炉の停止時から起動時及び起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。 なお、起動領域モニタが測定できる範囲を超えた場合は、平均出力領域モニタによって監視可能。	-
	平均出力領域モニタ <sup>※2</sup>	4 <sup>※3</sup>	0~125% (1.2×10 <sup>0</sup> ~2.8×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )		原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能 なお、設計基準事故時及び重大事故時等時、一時的に計測範囲を超えるが、負の反応度フィードバック効果により短時間で減衰し、かつ出力上昇及び下降は急峻である。125%を超えた領域でも運転監視上影響はない。また、重大事故等時においても原子炉再始動前より約10分程度前より中性子束は低下するため、現状の計測範囲でも対応が可能。	
⑪ 最終 トリン の 確保	サブプレッション・チェンバ・プールの水温度 <sup>※2</sup>					
	復水補給水温度 (代替循環冷却)	1	0~200℃	- <sup>※3</sup>	代替循環冷却における復水移送ポンプの最高使用温度 (85℃) に余裕を見込んだ設定とする。	1
	復水補給水流量 (RIR A 系代替注水流量) <sup>※2</sup>				⑩原子炉圧力容器への注水量) を監視するパラメータと同じ。	
	復水補給水流量 (RIR B 系代替注水流量) <sup>※2</sup>				⑩原子炉圧力容器への注水量) を監視するパラメータと同じ。	
	復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) <sup>※2</sup>				⑩原子炉圧力容器への注水量) を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (広帯域) <sup>※1</sup>				⑩原子炉圧力容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (燃料棒) <sup>※1</sup>				⑩原子炉圧力容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (SA) <sup>※1</sup>				⑩原子炉圧力容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。	
	復水移送ポンプ吐出圧力 <sup>※1</sup>				⑩水の確保) を監視するパラメータと同じ。	
	格納容器内圧力 (S/C) <sup>※1</sup>				⑦原子炉格納容器内の圧力) を監視するパラメータと同じ。	
	サブプレッション・チェンバ・プール水位 <sup>※1</sup>				⑩原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。	
	格納容器下部水位 <sup>※1</sup>				⑩原子炉格納容器内の水位) を監視するパラメータと同じ。	
サブプレッション・チェンバ気体温度 <sup>※1</sup>				⑩原子炉格納容器内の温度) を監視するパラメータと同じ。		
トライウエル雰囲気温度 <sup>※1</sup>				⑩原子炉圧力容器内の温度) を監視するパラメータと同じ。		
原子炉圧力容器温度 <sup>※1</sup>				⑩原子炉圧力容器内の温度) を監視するパラメータと同じ。		

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (6/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
⑩ 原子 炉格 納容 器内 の水 蒸 度	格納容器内水蒸度 (SA)	2	0~100vol%	約 3.3vol%以下	重大事故等時に原子炉格納容器内の水蒸度が変動する可能性のある範囲 (0~56.6vol%) を監視可能。	-
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) <sup>※2</sup>	2	10 <sup>-2</sup> Sv/h~10 <sup>6</sup> Sv/h	90Sv/h 未満 <sup>※10</sup>	炉心損傷の判断値 (原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約 90Sv/h) を把握する上で監視可能 (上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる)。	-
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) <sup>※2</sup>	2	10 <sup>-2</sup> Sv/h~10 <sup>6</sup> Sv/h	90Sv/h 未満 <sup>※10</sup>	炉心損傷の判断値 (原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約 90Sv/h) を把握する上で監視可能 (上記の判断値は原子炉停止後の経過時間とともに低くなる)。	-
⑪ 床 境界の 維持又は 監視	起動領域計装 <sup>※2</sup>	8	10 <sup>-1</sup> cps~10 <sup>6</sup> cps (1.0×10 <sup>0</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> ~ 1.0×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> ) 0~40%又は0~125% (1.0×10 <sup>0</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> ~ 1.5×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )	定格出力の 約19倍	原子炉の停止時から起動時及び起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。 なお、起動領域計装が測定できる範囲を超えた場合は、平均出力領域計装によって監視可能。	-
	平均出力領域計装 <sup>※2</sup>	2 <sup>※3</sup>	0~125% (1.0×10 <sup>0</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> ~ 1.0×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )		原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。 なお、設計基準事故時及び重大事故等時、一時的に計測範囲を超えるが、負の反応度フィードバック効果により短時間で減衰し、かつ出力上昇及び下降は急峻である。125%を超えた領域でも運転監視上影響はない。また、重大事故等時においても再始動前より約10分程度前より中性子束は低下するため、現状の計測範囲でも対応が可能。	-

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (10/18)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
⑩ 床 境界の 維持又は 監視	中性子源領域計装 <sup>※2</sup>	4	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> s <sup>-1</sup> (1.0×10 <sup>0</sup> ~ 1.0×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )		原子炉の停止時から起動時の中性子束を監視可能。 なお、中性子源領域計装が測定できる範囲を超えた場合は、中間領域計装、平均出力領域計装によって監視可能。	-
	中間領域計装 <sup>※2</sup>	8	0~40% 又は0~125% (1.0×10 <sup>0</sup> ~ 1.5×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )	定格出力の 約21倍	原子炉の停止時から起動時の中性子束を監視可能。 なお、中間領域計装が測定できる範囲を超えた場合は、平均出力領域計装によって監視可能。	-
	平均出力領域計装 <sup>※2</sup>	6 <sup>※7</sup>	0~125% (1.2×10 <sup>0</sup> ~ 2.8×10 <sup>6</sup> cm <sup>-2</sup> ・s <sup>-1</sup> )		原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。 なお、設計基準事故時及び重大事故等時、一時的に計測範囲を超えるが、負の反応度フィードバック効果により短時間で減衰し、かつ出力上昇及び下降は急峻である。125%を超えた領域でも運転監視上影響はない。また、重大事故等時においても再始動前より約10分程度前より中性子束は低下するため、現状の計測範囲でも対応が可能。	-

※1: 重要代替監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ  
 ※3: 基準点は気水分離器下流 (原子炉圧力容器等レベルより 1,328cm) ※4: 基準点はサブプレッション・プール通常水位 (E15610)。  
 ※5: 基準点は格納容器底面 (E110100) ※6: 基準点はコリウムシールド上表面 (E16706)。  
 ※7: 局部出力領域計装の検出器は124個であり、平均出力領域計装の各チャンネルには14個又は17個の検出器が入れられる。  
 ※8: 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故時には、格納容器内雰囲気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約 10Sv/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準値では炉心損傷しないことからこの値を下回る。  
 ※9: 炉心損傷は原子炉停止後の経過時間における格納容器内雰囲気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合は約 10Sv/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準値では炉心損傷しないことからこの値を下回る。  
 ※10: 基準点は使用済燃料貯蔵ラック上端 (E135518) ※11: 検出器は7箇所。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①~④の相違  
 設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)





分類	重要監視パラメータ、 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
格納容器圧力逃がし装置 ①最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置水位**	2	0~6000mm	-**	スクラハノズル上端を計測範囲のゼロ点とし、フィルタ装置機能維持のための上限：約2200mm、下限：約500mmを監視可能。	1
	フィルタ装置入口圧力	1	0~1MPa[gage]	-**	格納容器ベント実施時に、格納容器圧力逃がし装置内の最高圧力(0.62MPa[gage])を監視可能。	1
	フィルタ装置出口放射線モニタ	2	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> msv/h	-**	格納容器ベント実施時に、想定されるフィルタ装置出口の最大放射線量率(約7×10 <sup>5</sup> msv/h)を監視可能。	-
	フィルタ装置水素濃度	2	0~100vol%	-**	格納容器ベント停止後の窒素によるバージを実施し、フィルタ装置及び耐圧強化ベントラインの配管内に滞留する水素濃度が可燃限界(4vol%)未満であることを監視可能。	-
	フィルタ装置金属フィルタ差圧	2	0~50kPa	-**	フィルタ装置金属フィルタの上限差圧が監視可能。	1
	フィルタ装置スクラハノズル水 pH	1	pH~14	-**	フィルタ装置スクラハノズルのpH(pH~14)が監視可能。	-
	格納容器内圧力(D/W) **				⑦原子炉格納容器内の圧力を監視するパラメータと同じ。	
	格納容器内圧力(S/C) **				⑦原子炉格納容器内の圧力を監視するパラメータと同じ。	
	格納容器内水素濃度(SA) **				⑧原子炉格納容器内の水素濃度を監視するパラメータと同じ。	
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	2	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> msv/h	-**	重大事故等時の耐圧強化ベント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量率(約4×10 <sup>5</sup> msv/h)を監視可能。	-
フィルタ装置水素濃度	1		①最終ヒートシンクの確保 (格納容器圧力逃がし装置)	を監視するパラメータと同じ。		
格納容器内水素濃度(SA) **				⑧原子炉格納容器内の水素濃度を監視するパラメータと同じ。		

第6.4-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (8/11)

分類	重要監視パラメータ、 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器個数
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	2	10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>5</sup> msv/h	-**	重大事故等時の排気ラインの耐圧強化ベント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量率(約9×10 <sup>4</sup> msv/h)を監視可能。	-
	残留熱除去系熱交換器入口温度**	2	0~300℃	182℃以下	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高温度(182℃)を監視可能。	1
	残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0~300℃	182℃以下	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高温度(182℃)を監視可能。	1
	残留熱除去系系統流量				④原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去系海水系系統流量*1	2	0~550L/s	493L/s	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系海水系ポンプの最大流量(493L/s)を監視可能。	1
	緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器)*1	1	0~800m <sup>3</sup> /h	-**	緊急用海水系の運転時における、緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器)の最大流量(650m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	
	緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)*1	1	0~50m <sup>3</sup> /h	-**	緊急用海水系の運転時における、緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)の最大流量(40m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	
	原子炉圧力容器温度*1				①原子炉圧力容器内の温度を監視するパラメータと同じ。	
	サブプレッション・プール水温度*1				⑥原子炉格納容器内の温度を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力*1				④水源の確保を監視するパラメータと同じ。	

備考  
 ・設備、運用の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**  
 ①~④の相違  
 設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違  
 (柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器種数
②最終トリプティングの確保	残留熱除去系熱交換器入口温度**	3	0~300℃	最大値:182℃	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度(182℃)を監視可能。	1
	残留熱除去系熱交換器出口温度	3	0~300℃	最大値:182℃	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度(182℃)を監視可能。	1
③最終トリプティングの確保	残留熱除去系系統流量				④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉補機冷却水系統流量*	3	0~400m <sup>3</sup> /h (6号炉区分 I, II) 0~300m <sup>3</sup> /h (6号炉区分 III, 7号炉区分 I, II) 0~200m <sup>3</sup> /h (7号炉区分 III)	0~220m <sup>3</sup> /h (6号炉区分 I, II) 0~170m <sup>3</sup> /h (6号炉区分 III, 7号炉区分 I, II) 0~200m <sup>3</sup> /h (7号炉区分 III)	原子炉補機冷却水系統中間冷却ポンプの最大流量(220m <sup>3</sup> /h (6号炉区分 I, II), 170m <sup>3</sup> /h (6号炉区分 III), 200m <sup>3</sup> /h (7号炉区分 I, II), 160m <sup>3</sup> /h (7号炉区分 III))を監視可能。 代替原子炉補機冷却水ポンプの最大流量(60m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	1
	残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量*	3	0~200m <sup>3</sup> /h (6号炉) 0~150m <sup>3</sup> /h (7号炉)	0~120m <sup>3</sup> /h	残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量の最大流量(120m <sup>3</sup> /h)を監視可能。 熱交換器ユニット(代替原子炉補機冷却水ポンプ)の最大流量(70m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	1
	原子炉圧力容器温度*				①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	サブプレッション・ブール水温度*				⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力*				⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。	

第6.4-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (8/11)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器種数
②最終トリプティングの確保	耐圧強化ベント系放射線モニタ	2	10 <sup>-2</sup> msv/h~10 <sup>5</sup> msv/h	-**	重大事故等時の排気ラインの耐圧強化ベント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量率(約9×10 <sup>4</sup> msv/h)を監視可能。	-
	残留熱除去系熱交換器入口温度**	2	0~300℃	182℃以下	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高温度(182℃)を監視可能。	1
③最終トリプティングの確保	残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0~300℃	182℃以下	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高温度(182℃)を監視可能。	1
	残留熱除去系系統流量				④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去系海水系統流量*1	2	0~550L/s	493L/s	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系海水系ポンプの最大流量(493L/s)を監視可能。	
	緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器)*1	1	0~800m <sup>3</sup> /h	-**	緊急用海水系の運転時における、緊急用海水系流量(650m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	1
	緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)*1	1	0~50m <sup>3</sup> /h	-**	緊急用海水系の運転時における、緊急用海水系流量(残置熱除去系補機)の最大流量(40m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	
	原子炉圧力容器温度*1				①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	サブプレッション・ブール水温度*1				⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力*1				⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。	

第3.15-2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (13/18)

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器種数
②最終トリプティングの確保	残留熱除去系熱交換器入口温度**	2	0~200℃	185℃以下	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度(185℃)を監視可能。	1
	残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0~200℃	185℃以下	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系系統水の最高使用温度(185℃)を監視可能。	1
③最終トリプティングの確保	残留熱除去系ポンプ出口流量				④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力容器温度(SA)*1				①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	サブプレッション・ブール水温度(SA)*1				⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去系熱交換器冷却水流量*1	2	0~1,500m <sup>3</sup> /h	0~1,218m <sup>3</sup> /h	残留熱除去系熱交換器冷却水流量の最大流量(1,218m <sup>3</sup> /h)を監視可能。 移動式代替熱交換器設備の最大流量(600m <sup>3</sup> /h)を監視可能。	1
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力*1				⑩格納容器バイパスの監視」を監視するパラメータと同じ。	

※1: 重要代替監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ  
 ※3: 基準点は気水分離器下端(原子炉圧力容器器レベルより1,328cm)。 ※4: 基準点はサブプレッション・ブール通常水位(EL5610)。  
 ※5: 基準点は格納容器底面(EL10100)。 ※6: 基準点はコリウムシールド上表面(EL6706)。  
 ※7: 局部出力領域計表の検出器は124個であり、平均出力領域計表の各チャンネルには14個又は17個の信号が入力される。  
 ※8: 重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故時は破なし。  
 ※9: 炉心損傷は原子炉停止後の経過時間における格納容器内雰囲気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに低くなる)であり設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。 ※10: 検出点は7箇所。  
 ※11: 基準点は使用済燃料貯蔵ラック上端(EL35518)。

備考  
 ・設備、運用の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**  
 ①~④の相違  
 設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違  
 (柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)



分類	重要監視パラメータ、重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型計測器個数
設備監視バイバスの監視	原子炉水位 (広帯域) ※2				③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (燃料域) ※2					
	原子炉水位 (SA) ※2					
	原子炉圧力 ※2				②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力 (SA) ※2					
	原子炉圧力容器温度 ※1				①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	ドライウエル雰囲気温度 ※2					
	格納容器内圧力 (D) ※2				⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	格納容器内圧力 (S) ※1				⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	最大値： 11.5MPa [ease]	2	0 ~ 12MPa [ease]	高圧炉心注水系の運転時における、高圧炉心注水系統の最高使用圧力 (約 11.5MPa [ease]) を監視可能。	1
残留熱除去系ポンプ吐出圧力	最大値： 3.5MPa [ease]	3	0 ~ 3.5MPa [ease]	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系統の最高使用圧力 (約 3.5MPa [ease]) を監視可能。		
原子炉圧力 ※1				②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。		
原子炉圧力 (SA) ※1						
原子炉水位 (広帯域) ※2						
原子炉水位 (燃料域) ※2						
原子炉水位 (SA) ※2						
原子炉圧力 ※1				重大事故等時における、復水補給水系の最高使用圧力 (約 1.7MPa [ease]) を監視可能。	1	
残留熱除去系ポンプ吐出圧力 ※1				④格納容器バイバスの監視」を監視するパラメータと同じ。		

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (9/11)

分類	重要監視パラメータ、重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型計測器個数
格納容器バイバスの監視	原子炉水位 (広帯域) ※2				③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (燃料域) ※2					
	原子炉水位 (SA 広帯域) ※2					
	原子炉水位 (SA 燃料域) ※2					
	原子炉圧力 ※2				②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力 (SA) ※2				①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力容器温度 ※1					
	ドライウエル雰囲気温度 ※2					
	ドライウエル圧力 ※2					
	サブプレッション・チェンバ圧力 ※1				⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
高圧炉心スプレレイ系ポンプ吐出圧力						
原子炉格納容器内の状態				⑩水源の確保」を監視するパラメータと同じ。		
原子炉格納容器内の状態				②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。		

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (14/18)

分類	重要監視パラメータ、重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型計測器個数
格納容器バイバスの監視	原子炉水位 (広帯域) ※2				③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉水位 (燃料域) ※2					
	原子炉水位 (SA) ※2					
	原子炉圧力 ※2				②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力 (SA) ※2				①原子炉圧力容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。	
	原子炉圧力容器温度 (SA) ※1					
	ドライウエル温度 (SA) ※2					
	ドライウエル圧力 (SA) ※2					
	サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ※1				⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。	
	残留熱除去ポンプ出口圧力	最大値： 1.0MPa [ease]	3	0 ~ 4MPa [ease]	残留熱除去系の運転時における、残留熱除去系統の最高使用圧力 (1.0MPa [ease]) を監視可能。	1
低圧炉心スプレレイポンプ出口圧力	最大値： 2.0MPa [ease]	1	0 ~ 5MPa [ease]	低圧炉心スプレレイ系の運転時における、低圧炉心スプレレイ系統の最高使用圧力 (2.0MPa [ease]) を監視可能。		
原子炉格納容器内の状態				②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。		

※1：重要代替監視パラメータ ※2：重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ  
 ※3：基準点は気水分離器下流 (原子炉圧力容器基準レベルより 1.328m) ※4：基準点はサブプレッション・プール通常水位 (EL5610)。  
 ※5：基準点は格納容器底面 (EL10100) ※6：基準点はコリウムシールド上表面 (EL6706)。  
 ※7：局部出力領域計装の検出器は 124 個であり、平均出力領域計装の各チャンネルには 14 個又は 17 個の信号が入力される。  
 ※8：重大事故等時に使用する設備のため、設計基準事故時における格納容器内雰囲気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合の判断値は約 10Sv/h (経過時間とともに低くなる) であり設計基準では炉心損傷しないことから、この値を下回る。  
 ※9：炉心損傷は使用済燃料貯蔵ラック上端 (EL35518) ※10：基準点は使用済燃料貯蔵ラック上端 (EL35518) ※11：検出点は 7 箇所。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①~④の相違  
 設備設計の相違による設備仕様 (計測範囲の考え方) の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)







(つづき)

Table with 7 columns: 分類, 重要監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力, 可搬型計測器種別. Rows include parameters for water level, temperature, and radiation within the containment vessel and fuel element assembly.

※1: 重要監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ ※3: 局所出力領域計装の検出器は208個であり、平均出力領域モニタの各チャンネルには、52個ずつの信号が入力される。

第 6.4-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (U/U)

Table with 6 columns: 分類, 重要監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力. Rows include parameters for pressure, temperature, and radiation in the containment vessel.

※1: 重要代替監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ ※3: 平均出力領域計装 A～F の 6 チャンネルのうち、A、B の 2 チャンネルが対象。平均出力領域計装の A、C、B チャンネルにはそれぞれ 21 個、B、D、F にはそれぞれ 22 個の検出器がある。

第 3.15-2 表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ (重大事故等対処設備) (I8/I8)

Table with 6 columns: 分類, 重要監視パラメータ, 個数, 計測範囲, 設計基準, 把握能力. Rows include parameters for fuel element temperature, pressure, and radiation within the containment vessel.

※1: 重要代替監視パラメータ ※2: 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ ※3: 基準点は気水分離器下端 (原子炉圧力容器蓄積レベルより 1.328cm) ※4: 基準点はサブプレッション・プール通常水位 (EL5610)。

・設備、運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ①～④の相違 設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違

(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(つづき)</p> <p>*10：炉心損傷は、原子炉停止後の経過時間における格納容器内空気放射線レベルの値で判断する。原子炉停止直後に炉心損傷した場合は判断値は約 10Sv/h (経過時間は低くなる) であり、設計基準では炉心損傷しないことからこの値を下回る。</p> <p>*11：検出点は14箇所、*12：検出点は8箇所</p>			<p>・設備、運用の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>①～⑭の相違</p> <p>設備設計の相違による設備仕様(計測範囲の考え方)の相違</p> <p>(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)</p>

第3.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 ②原子炉圧力 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ③残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 また、スクラム後、原子炉水位が有効燃料棒頂部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器温度を推定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、原子炉圧力容器内の圧力を優先する。

第6.4-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 ②原子炉圧力 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ③残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 また、スクラム後、原子炉水位が燃料棒頂部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器温度を推定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA広帯域) ③原子炉水位 (SA燃料域) ③原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA広帯域) ③原子炉水位 (SA燃料域) ③原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (断震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第3.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 ②原子炉圧力 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ③残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力容器温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。また、スクラム後、原子炉水位が燃料棒頂部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器温度を推定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (断震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
  
(柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

第3.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)	①原子炉圧力容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ④残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (広帯域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (燃料域) ⑥原子炉水位 (SA)	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、原子炉圧力容器内の圧力を優先する。
	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、原子炉圧力容器内の圧力を優先する。

第6.4-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA) ⑥原子炉水位 (SA) ⑦原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。 また、スクラム後、原子炉水位が燃料有効長頂部に到達するまでの経過時間より原子炉圧力容器温度を推定する。 ③残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA) ⑥原子炉水位 (SA) ⑦原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA) ⑥原子炉水位 (SA) ⑦原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA) ⑥原子炉水位 (SA) ⑦原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (断震性又は断震検知等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第3.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (2/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉圧力	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA) ⑥原子炉水位 (SA) ⑦原子炉圧力容器温度 (SA)	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度 (SA) により飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ②原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA) ⑤原子炉水位 (SA) ⑥原子炉圧力容器温度 (SA)	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度 (SA) により飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 推定は、原子炉圧力容器内の圧力を優先する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (断震性又は断震検知等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)







(つづき)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*		代替パラメータ推定方法
		①	②	
原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域)	①高圧貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (燃料域)	①高圧代替注水系統流量の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	復水補給水系統流量 (RIR A 系代替注水流量) *	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域)	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域)	①復水貯蔵槽水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	復水補給水系統流量 (RIR B 系代替注水流量)	①原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域)	①RIR A 系代替注水流量 (RIR A 系代替注水流量) による注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。	①RIR B 系代替注水流量 (RIR B 系代替注水流量) による注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	*代替補給冷却系運転時は「最終ヒートシンクの確保」を参照			
原子炉圧力容器への注水量	原子炉隔離時冷却系系統流量	①原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域)	①原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域)	①原子炉隔離時冷却系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	高圧炉心注水系統流量	①原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域)	①高圧炉心注水系統流量 (SA) ②原子炉水位 (広帯域)	①高圧炉心注水系統流量の監視が不可能となった場合は、水源である高圧炉心注水系統流量 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	残留熱除去系系統流量	①サブプレッション・チェンバ・プール水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域)	①サブプレッション・チェンバ・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・チェンバ・プール水位 (SA) を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	*代替補給冷却系運転時は「最終ヒートシンクの確保」を参照			
注水量	復水補給水系統流量 (RIR B 系代替注水流量) *	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (燃料域) ③格納容器下部水位	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (燃料域)	①復水補給水系統流量 (RIR B 系代替注水流量) の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③注水先の格納容器内圧力 (S/C) により注水量を推定する。
	復水補給水系統流量 (RIR A 系代替注水流量)	①サブプレッション・チェンバ・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①サブプレッション・チェンバ・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・チェンバ・プール水位 (SA) を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
	*代替補給冷却系運転時は「最終ヒートシンクの確保」を参照			

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (4/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*		代替パラメータ推定方法
		①	②	
原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレイレイ系系統流量	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域)	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①高圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③高圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、高圧炉心スプレイレイ系系統流量 (燃料域) から吐出圧力から高圧炉心スプレイレイ系ポンプの注水特性を用いて、高圧炉心スプレイレイ系系統流量が確保されていることを推定する。
	残留熱除去系系統流量	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域)	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系系統流量 (燃料域) から吐出圧力から低圧炉心スプレイレイ系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。
	低圧炉心スプレイレイ系系統流量	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (広帯域)	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①低圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③低圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、低圧炉心スプレイレイ系系統流量 (燃料域) から吐出圧力から低圧炉心スプレイレイ系ポンプの注水特性を用いて、低圧炉心スプレイレイ系系統流量が確保されていることを推定する。

\*1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
\*2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性能等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (4/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*		代替パラメータ推定方法
		①	②	
原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレイレイ系系統流量	①サブプレッション・プール水位 (SA) ②原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (広帯域)	①高圧炉心スプレイレイ系系統流量 (SA) ②原子炉水位 (燃料域)	①高圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③高圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、高圧炉心スプレイレイ系系統流量 (燃料域) から吐出圧力から高圧炉心スプレイレイ系ポンプの注水特性を用いて、高圧炉心スプレイレイ系系統流量が確保されていることを推定する。
	残留熱除去系系統流量	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (広帯域)	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系系統流量 (燃料域) から吐出圧力から低圧炉心スプレイレイ系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。
	低圧炉心スプレイレイ系系統流量	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (広帯域)	①サブプレッション・プール水位 ②原子炉水位 (燃料域)	①低圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。 ③低圧炉心スプレイレイ系系統流量の監視が不可能となった場合は、低圧炉心スプレイレイ系系統流量 (燃料域) から吐出圧力から低圧炉心スプレイレイ系ポンプの注水特性を用いて、低圧炉心スプレイレイ系系統流量が確保されていることを推定する。

\*1 : 代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
\*2 : [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性能等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①〜④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器への注水量	高圧代替注水系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①高圧代替注水系統流量の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系統流量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵槽水位 (SA) を優先する。
	復水補給水系統流量 (RR A系代替注水流量) * 復水補給水系統流量 (RR B系代替注水流量)	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水補給水系統流量 (RR A系代替注水流量)、復水補給水系統流量 (RR B系代替注水流量) の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系統流量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵槽水位 (SA) を優先する。
原子炉格納容器への注水量	高圧炉心注水系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①原子炉隔離時冷却系系統流量の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心注水系統流量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵槽水位 (SA) を優先する。
	残留熱除去系統流量	①サブプレッション・プールの水位 ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①残留熱除去系統流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッション・プールの水位により注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱除去系統流量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵槽水位 (SA) を優先する。
原子炉格納容器への注水量	復水補給水系統流量 (RR B系代替注水流量) * 復水補給水系統流量 (格納容器下部注水流量) *	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②格納容器内圧力 (D/F) ③格納容器内圧力 (S/C) ④格納容器下部水位	①復水補給水系統流量 (RR B系代替注水流量)、復水補給水系統流量 (格納容器下部注水流量) の監視が不可能となった場合は、水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。 ③注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系統流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい復水貯蔵槽水位 (SA) を優先する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (5/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器への注水量	低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (常設ライン用) 低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)	①代替淡水貯槽水位 ①西側淡水貯水設備水位 ②サブプレッション・プール水位	①低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)、低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用) の監視が不可能となった場合は、水源である代替淡水貯槽水位又は西側淡水貯水設備水位により注水量を推定する。なお、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先のサブプレッション・プール水位の変化により低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)、低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用) を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい代替淡水貯槽水位又は西側淡水貯水設備水位を優先する。
	代替循環冷却系格納容器スプレイ流量	①代替循環冷却系原子炉注水流量 ①代替循環冷却系ポンプ吐出圧力	①代替循環冷却系格納容器スプレイ流量の監視が不可能となった場合は、代替循環冷却系ポンプ吐出圧力から代替循環冷却系の注水特性を用いて流量を推定し、この流量から代替循環冷却系原子炉注水流量を差し引いて、代替循環冷却系格納容器スプレイ流量を推定する。
原子炉格納容器への注水量	低圧代替注水系統格納容器下新注水流量	①代替淡水貯槽水位 ①西側淡水貯水設備水位 ②格納容器下部水位	①低圧代替注水系統格納容器下新注水流量の監視が不可能となった場合は、水源である代替淡水貯槽水位又は西側淡水貯水設備水位により注水量を推定する。なお、代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先の格納容器下部水位の変化により低圧代替注水系統格納容器下新注水流量を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい代替淡水貯槽水位又は西側淡水貯水設備水位を優先する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (5/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器への注水量	代替注水流量 (常設)	①低圧原子炉代替注水槽水位 ②ドライウエル圧力 (SA) ②サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ②ドライウエル水位 ②サブプレッション・プール水位 ②ベデスタル水位	①代替注水流量 (常設) の監視が不可能となった場合は、水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ②注水先のドライウエル圧力 (SA) 又はサブプレッション・チェンバ圧力 (SA) より代替注水流量 (常設) を推定する。 ③注水先のドライウエル水位、サブプレッション・プール水位 (SA) 及びベデスタル水位の水位変化により代替注水流量 (常設) を推定する。 推定は、環境悪化の影響が小さい低圧原子炉代替注水槽水位を優先する。
	格納容器代替スプレイ流量	①ドライウエル圧力 (SA) ①サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ①ドライウエル水位 ①サブプレッション・プール水位 ①ベデスタル水位	①格納容器代替スプレイ流量の監視が不可能となった場合は、注水先のドライウエル圧力 (SA) 又はサブプレッション・チェンバ圧力 (SA) より格納容器代替スプレイ流量を推定する。 ②注水先のドライウエル水位、サブプレッション・プール水位 (SA) 及びベデスタル水位の変化により注水量を推定する。
原子炉格納容器への注水量	ベデスタル代替注水流量 (狭帯域用) ベデスタル代替注水流量 (格納容器スプレイ流量)	①ベデスタル水位 ①ドライウエル水位	①ベデスタル代替注水流量、ベデスタル代替注水流量 (狭帯域用) の監視が不可能となった場合は、注水先のベデスタル水位及びドライウエル水位の変化により注水量を推定する。
	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	①残留熱代替除去系原子炉注水流量 ①残留熱代替除去系ポンプ出口圧力	①残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量の監視が不可能となった場合は、残留熱代替除去系ポンプ出口圧力から残留熱代替除去系の注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系原子炉注水流量を差し引いて、残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を推定する。

※1 : 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 : [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

(つづき)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の温度	ドライウエル雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	①ドライウエル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②ドライウエル雰囲気温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (D/W) によりドライウエル雰囲気温度を推定する。 ③格納容器内圧力 (S/C) により、上記②と同様にドライウエル雰囲気温度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	サブプレッション・チェンバ体温度	①サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ②格納容器内圧力 (S/C) ③[サブプレッション・チェンバ気体温度]*	①サブプレッション・チェンバ気体温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバ・プール水温度によりサブプレッション・チェンバ気体温度を推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (S/C) によりサブプレッション・チェンバ気体温度を推定する。 ③監視可能であればサブプレッション・チェンバ気体温度 (常用計器) により、温度を推定する。推定は、サブプレッション・チェンバ内にあるサブプレッション・チェンバ・プール水温度を優先する。
原子炉格納容器内の圧力	サブプレッション・チェンバ・プール水温度	①主要パラメータの他チャンネル ②サブプレッション・チェンバ気体温度	①サブプレッション・チェンバ・プール水温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②サブプレッション・チェンバ・プール水温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバ気体温度によりサブプレッション・チェンバ・プール水温度を推定する。
	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C) ②ドライウエル雰囲気温度 ③[格納容器内圧力 (D/W)]*	①格納容器内圧力 (D/W) の圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (S/C) により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。 ③監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。推定は、真空破装置、連通孔及びベント管を介して均圧される格納容器内圧力 (S/C) を優先する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (6/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の温度	ドライウエル雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネル ②ドライウエル圧力 ③サブプレッション・チェンバ圧力	①ドライウエル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②ドライウエル雰囲気温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル雰囲気温度を推定する。 ③サブプレッション・チェンバ圧力により、上記②と同様にドライウエル雰囲気温度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	サブプレッション・チェンバ雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネル ②サブプレッション・プール水温度 ③サブプレッション・チェンバ圧力	①サブプレッション・チェンバ雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②サブプレッション・プール水温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバ圧力によりサブプレッション・チェンバ雰囲気温度を推定する。 ③飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッション・チェンバ圧力によりサブプレッション・チェンバ雰囲気温度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器下部水温	①主要パラメータの他チャンネル ②サブプレッション・チェンバ雰囲気温度	①格納容器下部水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②サブプレッション・チェンバ雰囲気温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバ雰囲気温度によりサブプレッション・プール水温度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

※1: 代替パラメータの番号は優先順位のを示す。  
※2: [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (断続性又は断続監視等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状況を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (6/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の温度	ドライウエル温度 (S/A)	①主要パラメータの他チャンネル ②ベデスタル温度 (S/A)	①ドライウエル温度 (S/A) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②ドライウエル温度 (S/A) の監視が不可能となった場合には、ベデスタル温度 (S/A) により推定する。 ③飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力 (S/A) によりドライウエル温度 (S/A) を推定する。 ④サブプレッション・チェンバ圧力 (S/A) により、上記③と同様にドライウエル温度 (S/A) を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	ベデスタル温度 (S/A)	①主要パラメータの他チャンネル ②ドライウエル温度 (S/A)	①ベデスタル温度 (S/A) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②ベデスタル温度 (S/A) の監視が不可能となった場合には、ドライウエル温度 (S/A) により推定する。 ③飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力 (S/A) によりベデスタル温度 (S/A) を推定する。 ④サブプレッション・チェンバ圧力 (S/A) により、上記③と同様にベデスタル温度 (S/A) を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	サブプレッション・チェンバ温度 (S/A)	①主要パラメータの他チャンネル ②サブプレッション・プール水温度 (S/A) ③サブプレッション・チェンバ圧力 (S/A)	①サブプレッション・チェンバ温度 (S/A) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②サブプレッション・チェンバ温度 (S/A) の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・プール水温度 (S/A) によりサブプレッション・チェンバ温度 (S/A) を推定する。 ③飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッション・チェンバ圧力 (S/A) によりサブプレッション・チェンバ温度 (S/A) を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

※1: 代替パラメータの番号は優先順位のを示す。  
※2: [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (断続性又は断続監視等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状況を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

(つづき)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の温度	ドライウエル雰囲気温度	①主要パラメータの他チヤンネル ②格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	①ドライウエル雰囲気温度のIチヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。 ②ドライウエル雰囲気温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (D/W) によりドライウエル雰囲気温度を推定する。 ③格納容器内圧力 (S/C) により、上記②と同様にドライウエル雰囲気温度を推定する。
	サブプレッジョン・チェンバ体温度	①サブプレッジョン・チェンバ気 ②格納容器内圧力 (S/C) ③[サブプレッジョン・チェンバ気体温度]*2	①サブプレッジョン・チェンバ気体温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度によりサブプレッジョン・チェンバ気体温度を推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (S/C) によりサブプレッジョン・チェンバ気体温度を推定する。 ③監視可能であればサブプレッジョン・チェンバ気体温度 (常用計器) により、温度を推定する。推定は、サブプレッジョン・チェンバ内にあるサブプレッジョン・チェンバ、プール水温度を優先する。
原子炉格納容器内の圧力	サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①主要パラメータの他チヤンネル ②サブプレッジョン・チェンバ気体温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度のIチヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。 ②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ気体温度によりサブプレッジョン・チェンバ、プール水温度を推定する。
	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C) ②ドライウエル雰囲気温度 ③[格納容器内圧力 (D/W)]*2	①格納容器内圧力 (D/W) の圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (S/C) により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。 ③監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。推定は、真空破壊装置、連通孔及びベント管を介して均圧される格納容器内圧力 (S/C) を優先する。
原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内圧力 (D/W) ②サブプレッジョン・チェンバ気体温度 ③[格納容器内圧力 (S/C)]*2	①格納容器内圧力 (S/C) の圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (D/W) により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッジョン・チェンバ気体温度により格納容器内圧力 (S/C) を推定する。 ③監視可能であれば格納容器内圧力 (S/C) (常用計器) により、圧力を推定する。推定は、真空破壊装置、連通孔及びベント管を介して均圧される格納容器内圧力 (D/W) を優先する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (7/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の圧力	ドライウエル圧力	①サブプレッジョン・チェンバ圧力 ②ドライウエル雰囲気温度 ③ [ドライウエル圧力] *2	①ドライウエル圧力の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ圧力により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度によりドライウエル圧力を推定する。 ③監視可能であればドライウエル圧力 (常用代替監視パラメータ) により、圧力を推定する。推定は、真空破壊装置、ベント管を介して均圧されるサブプレッジョン・チェンバ圧力を優先する。
	サブプレッジョン・チェンバ圧力	①ドライウエル圧力 ②サブプレッジョン・チェンバ雰囲気温度 ③ [サブプレッジョン・チェンバ圧力] *2	①サブプレッジョン・チェンバ圧力の監視が不可能となった場合は、ドライウエル圧力により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッジョン・チェンバ雰囲気温度によりサブプレッジョン・チェンバ圧力を推定する。 ③監視可能であればサブプレッジョン・チェンバ圧力 (常用代替監視パラメータ) により、圧力を推定する。推定は、真空破壊装置、ベント管を介して均圧されるドライウエル圧力を優先する。

\*1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (7/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の圧力	ドライウエル圧力 (SA)	①主要パラメータの他チヤンネル ②サブプレッジョン・チェンバ圧力 (SA) ③ドライウエル温度 (SA) ③ペデスタル温度 (SA)	①ドライウエル圧力 (SA) のIチヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。 ②ドライウエル圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ圧力 (SA) により推定する。 ③飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度 (SA)、ペデスタル温度 (SA) によりドライウエル圧力 (SA) を推定する。 推定は、主要パラメータの他チヤンネルを優先する。
	サブプレッジョン・チェンバ圧力 (SA)	①主要パラメータの他チヤンネル ②ドライウエル圧力 (SA) ③サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA)	①サブプレッジョン・チェンバ圧力 (SA) のIチヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。 ②サブプレッジョン・チェンバ圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、ドライウエル圧力 (SA) により推定する。 ③飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッジョン・チェンバ温度 (SA) によりサブプレッジョン・チェンバ圧力 (SA) を推定する。推定は、主要パラメータの他チヤンネルを優先する。

\*1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2 [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の水位	サブプレッション・チェンバ・プールの水位 ①復水補給水流量 ②復水貯蔵槽水位 (SA) ③格納容器内圧力 (D/F) ④「サブプレッション・チェンバ、プール水位」 <sup>※2</sup>	①サブプレッション・チェンバ・プールの水位の監視が不可能となった場合は、復水補給水流量 (RR-B系代替注水流量) ②復水貯蔵槽水位 (SA) ③格納容器内圧力 (D/F) ④「サブプレッション・チェンバ、プール水位」 <sup>※2</sup>	①サブプレッション・チェンバ・プールの水位の監視が不可能となった場合は、復水補給水流量 (RR-B系代替注水流量) の注水量により、サブプレッション・チェンバ、プール水位を推定する。 ②水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サブプレッション・チェンバ、プール水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 ③上記①、②の推定方法は、注水量及び水源の水位変化から算出した注水量が全てサブプレッション・チェンバへ移行する場合を想定しており、サブプレッション・チェンバ、プール水位の計測目的 (ウェットウェルベントの操作可否判断 (ベントトライオン高さ:9.1m) を把握すること) から考えると保守的な評価となることが多い。 ④格納容器内圧力 (D/F) と格納容器内圧力 (S/C) の差圧によりサブプレッション・チェンバ、プールの水位を推定する。 ⑤監視可能であればサブプレッション・チェンバ、プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。
格納容器下部水位	①主要パラメータの他チャンネル ②復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) ③復水貯蔵槽水位 (SA)	①サブプレッション・チェンバ・プールの水位 ②復水補給水流量 (RR-B系代替注水流量) ③格納容器内圧力 (D/F) ④「サブプレッション・チェンバ、プール水位」 <sup>※2</sup>	推定は、注水先に近い復水補給水流量 (RR-B系代替注水流量) を優先する。 ①格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器下部水位の監視が不可能となった場合は、復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。 ③水源である復水貯蔵槽水位の変化により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
格納容器内水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 ①格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
格納容器内水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 ①格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度 (SA) の監視が不可能となった場合は、格納容器内水素濃度により推定する。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の水位	サブプレッション・プールの水位 ①低圧代替注水原系原注水流量 (常設ライン用) ②低圧代替注水原系原注水流量 (常設ライン 狭帯域用) 及び低圧代替注水系統格納容器スプレイレイ流量 (常設ライン用) ③低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) ④低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) ⑤低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) ⑥低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用)	①サブプレッション・プールの水位の監視が不可能となった場合は、低圧代替注水原系原注水流量 (常設ライン用)、低圧代替注水原系原注水流量 (常設ライン 狭帯域用)、低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用)、低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) 及び低圧代替注水系統格納容器スプレイレイ流量 (常設ライン用)、低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) を優先して推定する。 ②低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) の監視が不可能となった場合は、低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) 及び低圧代替注水系統格納容器スプレイレイ流量 (常設ライン用) を優先して推定する。 ③低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) の監視が不可能となった場合は、低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) を優先して推定する。 ④低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) の監視が不可能となった場合は、低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) を優先して推定する。	
格納容器下部水位	①主要パラメータの他チャンネル ②低圧代替注水原系原注水流量 (常設ライン用) ③低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) ④低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) ⑤低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) ⑥低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) ⑦低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) ⑧低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用) ⑨低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン用) ⑩低圧代替注水原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用)	①サブプレッション・プールの水位 ②復水補給水流量 (RR-B系代替注水流量) ③格納容器内圧力 (D/F) ④「サブプレッション・チェンバ、プール水位」 <sup>※2</sup>	推定は、注水先に近い復水補給水流量 (RR-B系代替注水流量) を優先する。 ①格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器下部水位の監視が不可能となった場合は、復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。 ③水源である復水貯蔵槽水位の変化により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
 ※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (断薬注又は断薬監視パラメータ (断薬注又は断薬監視パラメータ (断薬注又は断薬監視パラメータ) の状態を把握することが可能な計器) を示す。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
ドライウエル水位		①サブプレッション・プール水位 (SA) ②代替注水流量 (常設) ③低圧原系原注水流量 (狭帯域用) ④格納容器代替注水流量 (狭帯域用) ⑤ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用)	①原子炉格納容器下部注水の停止判断に用いるドライウエル水位計の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・プール水位 (SA) により推定する。 ②ドライウエル水位の監視が不可能となった場合は、代替注水流量 (常設)、低圧原系原注水流量 (狭帯域用)、低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) の注水量により、サブプレッション・プール水位を推定する。 ③低圧原系原注水流量 (狭帯域用) の注水量により、低圧原系原注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。 ④格納容器代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、格納容器代替注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。 ⑤ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。
サブプレッション・プールの水位		①代替注水流量 (常設) ②低圧原系原注水流量 (狭帯域用) ③低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) ④格納容器代替注水流量 (狭帯域用) ⑤ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) ⑥低圧原系原注水流量 (狭帯域用) ⑦低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) ⑧低圧原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用)	①サブプレッション・プールの水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、代替注水流量 (常設)、低圧原系原注水流量 (狭帯域用)、低圧原系原注水流量 (可稼ライン用)、格納容器代替注水流量 (狭帯域用)、ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、サブプレッション・プール水位 (SA) を推定する。 ②水源である低圧原系原注水流量 (狭帯域用) の注水量により、低圧原系原注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。 ③低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) の注水量により、低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) の注水量を推定する。 ④格納容器代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、格納容器代替注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。 ⑤ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。
ベドスタル水位		①主要パラメータの他チャンネル ②代替注水流量 (常設) ③格納容器代替注水流量 (狭帯域用) ④ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) ⑤低圧原系原注水流量 (狭帯域用) ⑥低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) ⑦低圧原系原注水流量 (可稼ライン 狭帯域用)	①サブプレッション・プールの水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②ベドスタル水位の監視が不可能となった場合は、代替注水流量 (常設)、格納容器代替注水流量 (狭帯域用)、ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、ベドスタル水位を推定する。 ③水源である低圧原系原注水流量 (狭帯域用) の注水量により、低圧原系原注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。 ④低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) の注水量により、低圧原系原注水流量 (可稼ライン用) の注水量を推定する。 ⑤格納容器代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、格納容器代替注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。 ⑥ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量により、ベドスタル代替注水流量 (狭帯域用) の注水量を推定する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
 ※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (断薬注又は断薬監視パラメータ (断薬注又は断薬監視パラメータ) の状態を把握することが可能な計器) を示す。

- ・設備、運用の相違
- 【柏崎6/7, 東海第二】
- ①～④の相違
- 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違
- (柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

(つづき)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の水位	サブプレッジョン・チェンバ、プールの水位 ①復水補給水系流量 (RR B系代替注水流水量) ②復水貯蔵槽水位 (SA) ③格納容器内圧力 (D/W) ④「サブプレッジョン・チェンバ、プール水位」 <sup>**2</sup>	①サブプレッジョン・チェンバ、プールの水位の監視が不可能となった場合は、復水補給水系流量 (RR B系代替注水流水量) の注水量により、サブプレッジョン・チェンバ、プールの水位を推定する。 ②水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サブプレッジョン・チェンバ、プールの水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 (上記①、②の推定方法は、注水量及び水源の水位変化から算出した水量が全てサブプレッジョン・チェンバへ移行する場合を想定しており、サブプレッジョン・チェンバ、プールの水位の計画目的 (ウェットウェルベントの操作可否判断 (ベントライオン高さ=9.1m) を把握すること) から考えると保守的な評価となることから問題ない。)	①サブプレッジョン・チェンバ、プールの水位 (常用計器) により、水位を推定する。 ④監視可能であればサブプレッジョン・チェンバ、プールの水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、注水先に近い復水補給水系流量 (RR B系代替注水流水量) を優先する。
格納容器下部水位	①主要パラメータの他チャンネル ②復水補給水系流量 (格納容器下部注水流水量) ③格納容器内圧力 (SA)	①格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器下部水位の監視が不可能となった場合は、復水補給水系流量 (格納容器下部注水流水量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。 ③水源である復水貯蔵槽水位の変化により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。	①格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器内水素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、水素濃度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
格納容器内水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	①格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器内水素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、水素濃度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度	①1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度 (SA) の監視が不可能となった場合は、格納容器内水素濃度により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。	①1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器内水素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、水素濃度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

第6.4-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②「格納容器内水素濃度」 <sup>**1</sup>	①格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器内水素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、水素濃度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)	①格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)	①1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) により推定する。	①格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器雰囲気放射線モニタ (常用代替監視パラメータ) により、放射線量率を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	起動傾成計装	①主要パラメータの他チャンネル ②平均出力傾成計装 ③「制御棒操作監視系」 <sup>**2</sup>	①起動傾成計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力傾成計装の監視が不可能となった場合は、平均出力傾成計装により推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制棒挿入状態にあることが確認できる場合は、制御棒状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	平均出力傾成計装	①主要パラメータの他チャンネル ②起動傾成計装 ③「制御棒操作監視系」 <sup>**2</sup>	①平均出力傾成計装の監視が不可能となった場合は、他チャンネルにより推定する。 ②起動傾成計装の監視が不可能となった場合は、平均出力傾成計装により推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制棒挿入状態にあることが確認できる場合は、制御棒状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	制御棒操作監視系 <sup>**2</sup>	①起動傾成計装 ②平均出力傾成計装	①制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) の監視が不可能となった場合は、起動傾成計装により推定する。 ②平均出力傾成計装により推定する。 推定は、低出力傾成を監視する起動傾成計装を優先する。

<sup>\*1</sup> 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

<sup>\*\*2</sup> [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐振動性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第3.15-3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系)	①格納容器水素濃度 (SA) ②「格納容器水素濃度 (A系)」 <sup>**2</sup>	①格納容器水素濃度 (B系) の監視が不可能となった場合は、格納容器水素濃度 (SA) により推定する。 ②監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。推定は、格納容器水素濃度 (SA) を優先する。
	格納容器水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (B系) ②「格納容器水素濃度 (A系)」 <sup>**2</sup>	①格納容器水素濃度 (SA) の監視が不可能となった場合は、格納容器水素濃度 (B系) により推定する。 ②監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。推定は、格納容器水素濃度 (B系) を優先する。
	格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)	①主要パラメータの他チャンネル ②「エリア放射線モニタ」 <sup>**2</sup>	①格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッジョン・チェンバ)	①主要パラメータの他チャンネル ②「エリア放射線モニタ」 <sup>**2</sup>	①格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッジョン・チェンバ) の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

<sup>\*1</sup> 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

<sup>\*\*2</sup> [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐振動性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
(柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)



(つづき)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内放射線量率	格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル ②[エア放線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル ②[エア放線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。
未臨界の維持又は監視	起動領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル ②平均出力領域モニタ ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 ①起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②起動領域モニタの監視が不可能となった場合は、平均出力領域モニタにより推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。
	平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル ②起動領域モニタ ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 ①平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②起動領域モニタの監視が不可能となった場合は、起動領域モニタにより推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。
	[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ	推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 ①制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) の監視が不可能となった場合は、起動領域モニタにより推定する。 ②平均出力領域モニタにより推定する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内放射線量率	格納容器内雰囲気放射線モニタ (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②[格納容器内放射線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器内雰囲気放射線モニタ (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器内放射線モニタ (常用代替監視パラメータ) により、放射線量を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)	①格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) の監視が不可能となった場合は、格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
未臨界の維持又は監視	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)	①格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) の監視が不可能となった場合は、格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	起動領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②平均出力領域計装 ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力領域計装の監視が不可能となった場合は、平均出力領域計装により推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
未臨界の維持又は監視	平均出力領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②起動領域計装 ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①平均出力領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力領域計装の監視が不可能となった場合は、平均出力領域計装により推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域計装 ②平均出力領域計装	①制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) の監視が不可能となった場合は、起動領域計装により推定する。 ②平均出力領域計装により推定する。 推定は、低出力領域を監視する起動領域計装を優先する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (簡便性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内放射線量率	格納容器水素濃度 (B系)	①格納容器水素濃度 (SA) ② [格納容器水素濃度 (A系)] <sup>*2</sup>	①格納容器水素濃度 (B系) の監視が不可能となった場合は、格納容器水素濃度 (SA) により推定する。 ②監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。 推定は、格納容器水素濃度 (SA) を優先する。
	格納容器水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (B系) ② [格納容器水素濃度 (A系)] <sup>*2</sup>	①格納容器水素濃度 (SA) の監視が不可能となった場合は、格納容器水素濃度 (B系) により推定する。 ②監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。 推定は、格納容器水素濃度 (B系) を優先する。
原子炉格納容器内放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)	①主要パラメータの他チャンネル ② [エア放線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エア放線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレンジオン・チェンバ)	①主要パラメータの他チャンネル ② [エア放線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレンジオン・チェンバ) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エア放線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

※1 : 代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
※2 : [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (簡便性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル ②[エリア放射線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル ②[エリア放射線モニタ] <sup>*2</sup>	①格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
未臨界の維持又は監視	起動領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル ②平均出力領域モニタ ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②起動領域モニタの監視が不可能となった場合は、平均出力領域モニタにより推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他チャンネル ②起動領域モニタ ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力領域モニタの監視が不可能となった場合は、起動領域モニタにより推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ	①制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) の監視が不可能となった場合は、起動領域モニタにより推定する。 ②平均出力領域モニタにより推定する。 推定は、低出力領域を監視する起動領域モニタを優先する。

(つづき)

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (9/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②[格納容器内水素濃度] <sup>*2</sup>	①格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②監視可能であれば格納容器内水素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、水素濃度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)	①格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) により推定する。
未臨界の維持又は監視	格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)	①格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) の監視が不可能となった場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) により推定する。
	起動領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②平均出力領域計装 ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力領域計装の監視が不可能となった場合は、平均出力領域計装により推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
未臨界の維持又は監視	平均出力領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②起動領域計装 ③[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①平均出力領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②平均出力領域計装の監視が不可能となった場合は、起動領域計装により推定する。 ③制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	[制御棒操作監視系] <sup>*2</sup>	①起動領域計装 ②平均出力領域計装	①制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ) の監視が不可能となった場合は、起動領域計装により推定する。 ②平均出力領域計装により推定する。 推定は、低出力領域を監視する起動領域計装を優先する。

\*1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (厳密性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (10/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
未臨界の維持又は監視	中性子源領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域計装 ③[制御棒手動操作・監視系] <sup>*2</sup>	①中性子源領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②中間領域計装の監視が不可能となった場合は、中間領域計装、平均出力領域計装により推定する。 ③制御棒手動操作・監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	中間領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②中性子源領域計装 ③[制御棒手動操作・監視系] <sup>*2</sup>	①中間領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②中性子源領域計装の監視が不可能となった場合は、中性子源領域計装、平均出力領域計装により推定する。 ③制御棒手動操作・監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	平均出力領域計装	①主要パラメータの他チャンネル ②中性子源領域計装 ③[制御棒手動操作・監視系] <sup>*2</sup>	①平均出力領域計装の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②中性子源領域計装の監視が不可能となった場合は、中性子源領域計装、中間領域計装により推定する。 ③制御棒手動操作・監視系 (有効監視パラメータ) により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
未臨界の維持又は監視	[制御棒手動操作・監視系] <sup>*2</sup>	①中性子源領域計装 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装	①制御棒手動操作・監視系 (有効監視パラメータ) の監視が不可能となった場合は、中性子源領域計装により推定する。 ②中間領域計装により推定する。 ③平均出力領域計装により推定する。 推定は、低出力領域を監視する中性子源領域計装を優先する。

\*1 : 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2 : [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (厳密性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①主要パラメータの他サブプレッジョン・チェンバ気体温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、他サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度により推定する。 ②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ気体温度によりサブプレッジョン・チェンバ、プール水温度を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ気体温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、他サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度により推定する。
復水補給水系流量 (代替循環冷却)	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①復水補給水系流量 (代替循環冷却) の監視が不可能となった場合は、熱交換器ユニットの熱交換器評価からサブプレッジョン・チェンバ、プール水温度により推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により復水補給水系流量 (RR A系代替注水流量) を推定する。
復水補給水系流量 (RR A系代替注水流量)	①原子炉炉水位 (広帯域)	①原子炉炉水位 (広帯域)	①原子炉炉水位 (広帯域) の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により復水補給水系流量 (RR A系代替注水流量) を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により復水補給水系流量 (RR A系代替注水流量) を推定する。
復水補給水系流量 (RR B系代替注水流量)	①原子炉炉水位 (燃料域)	①原子炉炉水位 (燃料域)	①原子炉炉水位 (燃料域) の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により復水補給水系流量 (RR B系代替注水流量) を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により復水補給水系流量 (RR B系代替注水流量) を推定する。
代替循環冷却系	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、原子炉炉圧力容器側の流量計である復水補給水系流量 (RR A系代替注水流量) と復水移送ポンプ吐出圧力、格納容器内圧力 (S/C)、サブプレッジョン・チェンバ、プール水位から復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。
最終ヒートシンクの確保	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	①サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器側の流量計である復水補給水系流量 (RR B系代替注水流量) と復水移送ポンプ吐出圧力、格納容器内圧力 (S/C)、サブプレッジョン・チェンバ、プール水位から復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ、プール水温度の監視が不可能となった場合は、注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (10/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度の他サブプレッジョン・チェンバ気体温度	①サブプレッジョン・プール水温度の1サブプレッジョン・チェンバが故障した場合は、他サブプレッジョン・チェンバにより推定する。
	②サブプレッジョン・プール水温度	②サブプレッジョン・チェンバ気体温度	②サブプレッジョン・プール水温度の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ気体温度によりサブプレッジョン・プール水温度を推定する。
代替循環冷却ポンプ入口流量	①代替循環冷却ポンプ入口流量	①代替循環冷却ポンプ入口流量	①代替循環冷却ポンプ入口流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系熱交換器出口流量により代替循環冷却ポンプ入口流量を推定する。
	②代替循環冷却ポンプ入口流量	②代替循環冷却ポンプ入口流量	②代替循環冷却ポンプ入口流量の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッジョン・プール水位の変化により注水量を推定する。
代替循環冷却系	①代替循環冷却ポンプ吐出圧力	①代替循環冷却ポンプ吐出圧力	①代替循環冷却ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
	②代替循環冷却ポンプ吐出圧力	②代替循環冷却ポンプ吐出圧力	②代替循環冷却ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
最終ヒートシンクの確保	①代替循環冷却ポンプ吐出圧力	①代替循環冷却ポンプ吐出圧力	①代替循環冷却ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
	②代替循環冷却ポンプ吐出圧力	②代替循環冷却ポンプ吐出圧力	②代替循環冷却ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (11/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度 (SA) の1サブプレッジョン・プール水温度が故障した場合は、他サブプレッジョン・プール水温度により推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ温度	②サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA)	②サブプレッジョン・プール水温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA) によりサブプレッジョン・プール水温度 (SA) を推定する。
残留熱代替除去系熱交換器出口流量	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	①残留熱代替除去系熱交換器出口流量の監視が不可能となった場合は、熱交換器ユニットの熱交換器評価からサブプレッジョン・プール水温度 (SA) により推定する。
	②サブプレッジョン・プール水温度	②サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	②サブプレッジョン・プール水温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、水源であるサブプレッジョン・プール水位 (SA) の変化により注水量を推定する。
残留熱代替除去系原子炉注水流量	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	①残留熱代替除去系原子炉注水流量の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
	②サブプレッジョン・プール水温度	②サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	②サブプレッジョン・プール水温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
残留熱代替除去系	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	①残留熱代替除去系原子炉注水流量の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ温度	②サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA)	②サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
最終ヒートシンクの確保	①サブプレッジョン・プール水温度	①サブプレッジョン・プール水温度 (SA)	①残留熱代替除去系原子炉注水流量の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。
	②サブプレッジョン・チェンバ温度	②サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA)	②サブプレッジョン・チェンバ温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、注水先の原子炉炉水位の監視により注水量を推定する。

※1 : 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 : [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

- ・設備、運用の相違
- 【柏崎 6/7, 東海第二】
- ①～④の相違
- 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違
- (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
格納容器圧力逃がし装置 最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置入口圧力	①格納容器内圧力 (D/W) ①格納容器内圧力 (S/C)	①フィルタ装置入口圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。
	フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
耐圧強化系	フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
	フィルタ装置金属フィルタ差圧	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置スクラバ水 pH	①フィルタ装置水位	①フィルタ装置スクラバ水 pH の監視が不可能となった場合は、フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。
残留熱除去系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置水素濃度	①格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッション・チェンバ・プール水温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度、サブプレッション・チェンバ・プール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、熱交換器ユニットの熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②原子炉補機冷却水系統流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (11/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
格納容器圧力逃がし装置 最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置圧力	①ドライウエル圧力 ①サブプレッション・チェンバ圧力 ②フィルタ装置スクラビング水温度	①フィルタ装置圧力の監視が不可能となった場合は、ドライウエル圧力又はサブプレッション・チェンバ圧力の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してフィルタ装置スクラビング水温度によりフィルタ装置圧力を推定する。
	フィルタ装置スクラビング水温度	①フィルタ装置圧力	①飽和温度/圧力の関係を利用してフィルタ装置圧力によりフィルタ装置スクラビング水温度を推定する。
最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	①主要パラメータ (フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ)) の他チャンネル	①フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置入口水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置入口水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②フィルタ装置入口水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素が格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (12/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
格納容器圧力逃がし装置 最終ヒートシンクの確保	スクラバ容器水位	①主要パラメータの他チャンネル	①スクラバ容器水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	スクラバ容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②ドライウエル圧力 (SA) ②サブプレッション・チェンバ圧力 (SA)	①スクラバ容器圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②スクラバ容器圧力の監視が不可能となった場合は、ドライウエル圧力 (SA) 又はサブプレッション・チェンバ圧力 (SA) の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	スクラバ容器温度	①主要パラメータの他チャンネル	①スクラバ容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
残留熱除去系	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	①主要パラメータの他チャンネル	①第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	第1ベントフィルタ出口水素濃度	①主要パラメータの予備 ②格納容器水素濃度 (B系) ②格納容器水素濃度 (SA)	①第1ベントフィルタ出口水素濃度が故障した場合は、予備の第1ベントフィルタ出口水素濃度により推定する。 ②第1ベントフィルタ出口水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器フィルタベント系の配管内を通過することから、格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器水素濃度 (SA) により推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 (SA) ①サブプレッション・プール水温度 (SA)	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度 (SA)、サブプレッション・プール水温度 (SA) により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能になった場合は、熱交換器ユニットの熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。
	残留熱除去系ポンプ出口流量	①残留熱除去系熱交換器冷却水流量	②残留熱除去系熱交換器冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 推定は、残留熱除去系熱交換器入口温度を優先する。
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①残留熱除去系ポンプ出口圧力	①残留熱除去系ポンプ出口圧力の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。

※1 : 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 : [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法	
			代替パラメータ推定方法	代替パラメータ推定方法
最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置入口圧力	①格納容器内圧力 (D/W) ①格納容器内圧力 (S/C)	①フィルタ装置入口圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。	①フィルタ装置入口圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。
	フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	①フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
	フィルタ装置金属フィルタ差圧	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置金属フィルタ差圧	①フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置スクラバ水 pH	①フィルタ装置水位	①フィルタ装置スクラバ水 pH の監視が不可能となった場合は、フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気濃度によるスクラバ水の希釈状況により推定する。	①フィルタ装置スクラバ水 pH の監視が不可能となった場合は、フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気濃度によるスクラバ水の希釈状況により推定する。
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置水素濃度	①格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	①フィルタ装置水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッジョン・チェンバ・プールの水温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッジョン・チェンバ・プールの水温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッジョン・チェンバ・プールの水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、熱交換器ユニットの熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②原子炉補機冷却水系統流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ②残留熱除去系熱交換器入口温度を優先する。
残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系系統流量を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (12/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法	
			代替パラメータ推定方法	代替パラメータ推定方法
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッジョン・プールの水温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッジョン・プールの水温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度、サブプレッジョン・プールの水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系海水系統流量 ②緊急用海水系統流量 (残留熱除去系熱交換器) ②緊急用海水系統流量 (残留熱除去系補機)	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系海水系統流量又は緊急用海水系統流量 (残留熱除去系熱交換器)、緊急用海水系統流量 (残留熱除去系補機) により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系海水系統流量又は緊急用海水系統流量 (残留熱除去系熱交換器)、緊急用海水系統流量 (残留熱除去系補機) により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系系統流量を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系系統流量を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。

\*1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば常備用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置入口圧力	①格納容器内圧力 (D/W) ①格納容器内圧力 (S/C)	①フィルタ装置入口圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。
	フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②フィルタ装置水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
	フィルタ装置金属フィルタ差圧	①主要パラメータの他チャンネル	①フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置スクラバ水 pH	①フィルタ装置水位	①フィルタ装置スクラバ水 pH の監視が不可能となった場合は、フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置水素濃度	①格納容器内水素濃度 (SA)	①フィルタ装置水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッション・チェンバ・プール水温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度、サブプレッション・チェンバ・プール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、熱交換器ユニットの熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②原子炉補機冷却水系統流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ③残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (12/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブプレッション・プール水温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度、サブプレッション・プール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系海水系統流量 ②緊急用海水系統流量 (残留熱除去系熱交換器) ②緊急用海水系統流量 (残留熱除去系補機)	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系海水系統流量又は緊急用海水系統流量 (残留熱除去系熱交換器)、緊急用海水系統流量 (残留熱除去系補機) により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 推定は、残留熱除去系熱交換器入口温度を優先する。
	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①残留熱除去系系統流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ吐出圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (12/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>*1</sup>	代替パラメータ推定方法
最終ヒートシンクの確保	スクラバ容器水位	①主要パラメータの他チャンネル	①スクラバ容器水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	スクラバ容器圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②ドライウェル圧力 (SA) ②サブプレッション・チェンバ・プール圧力 (SA)	①スクラバ容器圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②スクラバ容器圧力の監視が不可能となった場合は、ドライウェル圧力 (SA) 又はサブプレッション・チェンバ・プール圧力 (SA) の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 ①スクラバ容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	スクラバ容器温度	①主要パラメータの他チャンネル	①スクラバ容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ、低レンジ)	①主要パラメータの他チャンネル	①第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	第1ベントフィルタ出口水素濃度	①主要パラメータの予備 ②格納容器水素濃度 (B系) ②格納容器水素濃度 (SA)	①第1ベントフィルタ出口水素濃度が故障した場合は、予備の第1ベントフィルタ出口水素濃度により推定する。 ②第1ベントフィルタ出口水素濃度の監視が不可能となった場合は、原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器フィルタベント系の配管内を通過することから、格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器水素濃度 (SA) により推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 (SA) ①サブプレッション・プール水温度 (SA)	①残留熱除去系熱交換器入口温度の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器温度 (SA)、サブプレッション・プール水温度 (SA) により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器出口温度の監視が不可能となった場合は、熱交換器ユニットの熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系熱交換器冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
	残留熱除去系ポンプ出口流量	①残留熱除去系ポンプ出口圧力	①残留熱除去系ポンプ出口流量の監視が不可能となった場合は、残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)







分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位 (SA)	①原子炉水位 (広帯域)、原子炉水位 (燃料域) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位 (広帯域)、原子炉水位 (燃料域) の監視が不可能となった場合は、原子炉水位 (SA) により推定する。 ③原子炉水位 (SA) の水位の監視が不可能となった場合は、原子炉水位 (広帯域)、原子炉水位 (燃料域) により推定する。
	原子炉圧力	①原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域)	①原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉圧力から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。
	原子炉圧力容器温度	①原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力により推定する。 ②原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 ③原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (D/W) によりドラウウェル雰囲気温度を推定する。
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	ドラウウェル雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内圧力 (D/W)	①ドラウウェル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) により推定する。 ③原子炉圧力容器温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (D/W) によりドラウウェル雰囲気温度を推定する。
	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C) ②ドラウウェル雰囲気温度 ③[格納容器内圧力 (D/W)] <sup>※2</sup>	①格納容器内圧力 (D/W) の圧力の監視が不可能となった場合は、格納容器内圧力 (S/C) により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してドラウウェル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。 ③監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。 推定は、真空破壊装置、遮断孔及びピント管を介して均圧される格納容器内圧力 (S/C) を優先する。
	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器ハイバスの発生を推定する。 ②高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器ハイバスの発生を推定する。
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	格納容器内圧力 (D/W)	①原子炉圧力 (SA) ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
	格納容器内圧力 (S/C)	①原子炉圧力 (SA) ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
	格納容器内圧力 (D/W)	①原子炉圧力 (SA) ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ②[エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	ドラウウェル雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネル ②ドラウウェル圧力	①ドラウウェル雰囲気温度の監視が不可能となった場合は、他チャンネルにより推定する。 ②ドラウウェル雰囲気温度の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用してドラウウェル圧力によりドラウウェル雰囲気温度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
	ドラウウェル圧力	①サブプレッジョン・チェンネル圧力 ②ドラウウェル雰囲気温度 ③ [ドラウウェル圧力] <sup>※2</sup>	①ドラウウェル圧力の監視が不可能となった場合は、サブプレッジョン・チェンネル圧力により推定する。 ②飽和温度/圧力の関係を利用してドラウウェル雰囲気温度によりドラウウェル圧力を推定する。 ③監視可能であればドラウウェル圧力 (常用代替監視パラメータ) により、圧力を推定する。
	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器ハイバスの発生を推定する。 ②高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器ハイバスの発生を推定する。
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	原子炉圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
	原子炉圧力容器温度	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①原子炉圧力 (SA) の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (14/17)

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の稼働を把握することが可能な計器) を示す。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉建屋内の格納容器ハイバスの監視	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器ハイバスの発生を推定する。 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器ハイバスの発生を推定する。 推定は、原子炉圧力 (SA) を優先する。
	低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器ハイバスの発生を推定する。 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器ハイバスの発生を推定する。
	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 (SA) ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup>	①高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力 (SA) の低下により推定する。 ② [エリア放射線モニタ] <sup>※2</sup> を優先する。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (14/17)

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
※2 [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の稼働を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	
		代替パラメータ*1	代替パラメータ*2
水質の確保	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系統流量 ①復水供給水系統流量 (DR A系代替注水流量) ①復水補給水系統流量 (DR B系代替注水流量) ①原子炉隔離時冷却系系統流量 ①高圧炉心注水系統流量 ①復水貯蔵槽水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②復水移送ポンプ吐出圧力 ③[復水貯蔵槽水位]*2	①復水貯蔵槽水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉炉水位の水位変化により復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③監視可能な復水貯蔵槽水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量を優先する。
	サブプレッション・チェンバ・プール水位	①高圧代替注水系統流量 (DR A系代替注水流量) ①復水供給水系統流量 (DR B系代替注水流量) ①残留熱除去系系統流量 ①低圧炉心スプレイ系系統流量 ③[サブプレッション・チェンバ・プール水位]*2	①サブプレッション・チェンバ・プール水位の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、原子炉隔離槽へ注水する復水供給水流量 (DR B系代替注水流量) と経過時間より算出した注水量から推定する。また、サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、サブプレッション・チェンバ・プールから原子炉压力容器へ注水する復水供給水系統流量 (DR A系代替注水流量) 又は残留熱除去系系統流量と経過時間より算出した注水量から推定する。 ②サブプレッション・チェンバ・プールを水源とする復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプの吐出圧力から復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である原子炉水位が確保されていることを推定する。 ③監視可能なサブプレッション・チェンバ・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、サブプレッション・チェンバ・プールを水源とするポンプの注水量を優先する。
原子炉建屋水素濃度	原子炉建屋水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②静的燃焼式水素計結合器 動作監視装置	①原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的燃焼式水素計結合器 動作監視装置 (静的燃焼式水素計結合器入口/出口の蒸気温度により水素濃度を推定) により推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。
原子炉隔離槽内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内窒素放射線レベル (D/W) ②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内酸素濃度の監視が不可能となった場合は、格納容器内窒素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内窒素放射線レベル (S/C) によって炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的ならぬ値を入力とした計算結果 (補正結果) により格納容器内酸素濃度を推定する。 ②格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) により、格納容器内圧力が正常であることを確認することにより、事故後の原子炉格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素酸素の可能性を推定する。 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	
		代替パラメータ*1	代替パラメータ*2
水質の確保	サブプレッション・プール水位	①高圧代替注水系統流量 ①代替隔離槽冷却系原子炉注水流量 ①原子炉隔離時冷却系系統流量 ①原子炉心スプレイ系系統流量 ①残留熱除去系系統流量 ①低圧炉心スプレイ系系統流量 ②常設高圧代替注水ポンプ吐出圧力 ②代替隔離槽冷却系ポンプ吐出圧力 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 ②高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	①サブプレッション・プール水位の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、サブプレッション・プール水から原子炉压力容器へ注水する高圧代替注水系統、代替隔離槽冷却系、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系の流量と経過時間より算出した注水量から推定する。 ②サブプレッション・チェンバ内のプール水を水源とする常設高圧代替注水系ポンプ、代替隔離槽冷却系ポンプ、原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプの吐出圧力から各ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブプレッション・プール水位が確保されていることを推定する。 ③ポンプ停止監視装置 ④サブプレッション・プール水位不明時は、上記①又は②の推定方法により、水源が確保されていることを推定する。原子炉压力容器への注水中に、ECC S系の配管破裂などによりサブプレッション・プール水が流出し、ポンプの必要NPSHが得られず、吐出圧力の異常 (圧力低下、ハンチングなど) が確認された場合に、ポンプを停止する。 推定は、サブプレッション・チェンバ内のプール水を水源とするポンプの注水量を優先する。
	代替放水貯槽水位	①低圧代替注水系統流量 (常設ライン用) ①低圧代替注水系統流量 (常設ライン非常用) ①低圧代替注水系統流量 (可動ライン用) ①低圧代替注水系統流量 (可動ライン非常用) ①低圧代替注水系統流量 (常設ライン用) ①低圧代替注水系統流量 (可動ライン用) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ②サブプレッション・プール水位 ②常設低圧代替注水ポンプ吐出圧力	①代替放水貯槽水位の監視が不可能となった場合は、代替放水貯槽を水源とする常設低圧代替注水系ポンプ又は可動型代替注水ポンプの注水量から、代替放水貯槽水位を推定する。なお、代替放水貯槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉炉水位及びサブプレッション・プール水位の水位変化により代替放水貯槽水位を推定する。なお、代替放水貯槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③代替放水貯槽を水源とする常設低圧代替注水系ポンプの吐出圧力から常設低圧代替注水系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である代替放水貯槽水位が確保されていることを推定する。 推定は、代替放水貯槽を水源とするポンプの注水量を優先する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2：[ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	
		代替パラメータ*1	代替パラメータ*2
水源の確保	低圧原子炉代替注水槽水位	①代替注水流量 (常設) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②サブプレッション・プール水位 (SA) ②低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	①低圧原子炉代替注水槽水位の監視が不可能となった場合は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする代替注水流量 (常設) から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉炉水位又はサブプレッション・プール水位 (SA) の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③監視可能な低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力から低圧原子炉代替注水ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力が確保されていることを推定する。 推定は、代替注水流量を水源とするポンプの注水量を優先する。 ④監視可能な低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力 (常用計器) により、水位を推定する。
	サブプレッション・プール水位	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量 ①残留熱除去ポンプ出口流量 ①低圧炉心スプレイポンプ出口流量 ①残留熱代替除去系原子炉注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 ①高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力 ③ [サブプレッション・プール水位] *2	①サブプレッション・プール水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・プールの水位容量曲線を用いて、原子炉压力容器へ注水する高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイポンプ出口流量、残留熱除去系原子炉注水流量と経過時間より算出した注水量から推定する。 ②サブプレッション・プールを水源とする原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力、残留熱除去ポンプ出口圧力、低圧炉心スプレイポンプ出口圧力、残留熱代替除去ポンプ出口圧力を把握することにより、水源であるサブプレッション・プール水位 (SA) が確保されていることを推定する。 ③監視可能なサブプレッション・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、サブプレッション・プールを水源とするポンプの注水量を優先する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
水源の確保	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系流量 (OR A系代替注水流速) ①復水補給水系流量 (OR A系代替注水流速) ①復水補給水系流量 (OR B系代替注水流速) ①原子炉隔離時冷却系流量 ①高圧中心注水系流量 ①復水補給水系流量 (格納容器下部注水流速) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②復水移送ポンプ吐出圧力 ③[復水貯蔵槽水位]*2	①復水貯蔵槽水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③監視可能であれば復水貯蔵槽水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量を優先する。
	サブプレッション・チェンバ・プールの水位	①高圧代替注水系流量 (OR A系代替注水流速) ①復水補給水系流量 (OR B系代替注水流速) ①残留熱除去系流量 ①残留熱除去系流量 ②サブプレッション・チェンバ・プール水位]*2	①サブプレッション・チェンバ・プールの監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、原子炉格納容器へ注水する復水補給水系流量 (OR B系代替注水流速) と経過時間より算出した注水量から推定する。また、サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、サブプレッション・チェンバ・プールの原子炉圧力容器へ注水する復水補給水系流量 (OR A系代替注水流速) 又は残留熱除去系流量と経過時間より算出した注水量から推定する。 ②サブプレッション・チェンバ・プールの注水量を推定する。 ③監視可能であればサブプレッション・チェンバ・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、サブプレッション・チェンバ・プールの注水量を優先する。
原子炉建屋水素濃度	原子炉建屋水素濃度	①主要パラメータの他チェンネル ②静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	①原子炉建屋水素濃度の1チェンネルが故障した場合は、他チェンネルにより推定する。 ②原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (静的触媒式水素再結合器入口/出口の差温度により水素濃度を推定) により推定する。 推定は、主要パラメータの他チェンネルを優先する。
原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度	①主要パラメータの他チェンネル ②格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) ②格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) ②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内酸素濃度の1チェンネルが故障した場合は、他チェンネルにより推定する。 ②格納容器内酸素濃度の監視が不可能となった場合は、格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) 又は格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) により炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なり値を入力とした計算結果 (修正結果) により格納容器内酸素濃度を推定する。 ③格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気の (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 推定は、主要パラメータの他チェンネルを優先する。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
水源の確保	西側液水貯水設備水位	①低圧代替注水系原子炉注水流速 (常設ライン用) ①低圧代替注水系原子炉注水流速 (常設ライン緊急域用) ①低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用) ①低圧代替注水系格納容器下部注水流速 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域) ②サブプレッション・チェンバ・プール水位	①西側液水貯水設備水位の監視が不可能となった場合は、西側液水貯水設備を水源とする可搬型代替注水中型ポンプの注水量から、西側液水貯水設備水位を推定する。なお、西側液水貯水設備の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉水位及びサブプレッション・プール水位の水位変化により西側液水貯水設備水位を推定する。なお、西側液水貯水設備の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 推定は、西側液水貯水設備を水源とするポンプの注水量を優先する。
	原子炉建屋水素濃度	①主要パラメータの他チェンネル ②静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	①原子炉建屋水素濃度の1チェンネルが故障した場合は、他チェンネルにより推定する。 ②原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (静的触媒式水素再結合器入口/出口の差温度により水素濃度を推定) により推定する。 推定は、主要パラメータの他チェンネルを優先する。
原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チェンネル ②格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) ②格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) ②ドライウエール圧力 ②サブプレッション・チェンバ圧力 ③ [格納容器内酸素濃度]**2	①格納容器内酸素濃度 (SA) の1チェンネルが故障した場合は、他チェンネルにより推定する。 ②格納容器内酸素濃度の監視が不可能となった場合は、格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 又は格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なり値を入力とした計算結果 (修正結果) により格納容器内酸素濃度を推定する。 ③ドライウエール圧力又はサブプレッション・チェンバ圧力により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気の (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 ④監視可能であれば格納容器内酸素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、酸素濃度を推定する。 推定は、主要パラメータの他チェンネルを優先する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
 ※2：[ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*	代替パラメータ推定方法
水源の確保	低圧原子炉代替注水槽水位	①代替注水流速 (常設) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②サブプレッション・プール水位 (SA) ②低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	①低圧原子炉代替注水槽水位の監視が不可能となった場合は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする代替注水流速 (常設) から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉水位又はサブプレッション・プール水位 (SA) の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③監視可能であればサブプレッション・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、サブプレッション・プールの注水量を優先する。
	サブプレッション・プール水位	①高圧原子炉代替注水流速 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量 ①残留熱除去ポンプ出口流量 ①低圧炉心スプレイポンプ出口流量 ①残留熱代替除去系原子炉注水流速 ②原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力 ②高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力 ③ [サブプレッション・プール水位]**2	①サブプレッション・プールの監視が不可能となった場合は、サブプレッション・プールの水位容量曲線を用いて、原子炉圧力容器へ注水する高圧原子炉代替注水流速、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイポンプ出口流量、残留熱除去ポンプ出口流量、低圧炉心スプレイポンプ出口流量、残留熱代替除去系原子炉注水流速と経過時間より算出した注水量から推定する。 ②サブプレッション・プールの注水量を推定する。 ③監視可能であればサブプレッション・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。 推定は、サブプレッション・プールの注水量を優先する。

※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。  
 ※2：[ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
**【柏崎 6/7, 東海第二】**  
 ①～④の相違  
 設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
 (柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉建物内 水素濃度	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系統流量 ①復水補給水系統流量 (RR A系代替注水流量) ①復水補給水系統流量 (RR B系代替注水流量) ①原子炉隔離時冷却系統流量 ①高圧中心注水系統流量 ①復水貯蔵槽水位 (格納容器下部注水流量) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (SA) ②復水移送ポンプ吐出圧力 ③[復水貯蔵槽水位] <sup>※2</sup>	①復水貯蔵槽水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉水位の水位変化により復水貯蔵槽水位 (SA) を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③監視可能な復水貯蔵槽水位 (常用計器) により、水位を推定する。 ④監視可能な復水貯蔵槽水位 (常用計器) により、水位を推定する。
	原子炉建屋水素濃度	①低圧代替注水系統流量 (RR A系代替注水流量) ①復水補給水系統流量 (RR B系代替注水流量) ②残留熱除去系系統流量 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力 ③[サブプレッション・チェンバ・プール水位] <sup>※2</sup>	①サブプレッション・チェンバ・プール水位の監視が不可能となった場合は、サブプレッション・チェンバの水素濃度を推定する。 ②原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (静的触媒式水素再結合器入口/出口の差温度により水素濃度を推定) により推定する。 ③監視可能な原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
原子炉格納容器内の 酸素濃度	原子炉建屋水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	①原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (静的触媒式水素再結合器入口/出口の差温度により水素濃度を推定) により推定する。 ③監視可能な原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	原子炉格納容器内の酸素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内酸素放射線レベル (D/W) ②格納容器内酸素放射線レベル (S/C) ②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内酸素濃度の監視が不可能となった場合は、格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を算出して格納容器内圧力 (D/W) (解析結果) により格納容器内酸素濃度を推定する。 ③格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 ④監視可能な原子炉格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (16/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
水源の確保	西側液水貯水設備水位	①低圧代替注水系統流量 (常設ライン用) ①低圧代替注水系統流量 (常設ライン緊急域用) ①低圧代替注水系統格納容器スプレイ流量 (常設ライン用) ①低圧代替注水系統格納容器下部注水流量 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料槽) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料槽) ②サブプレッション・プールの水位	①西側液水貯水設備水位の監視が不可能となった場合は、西側液水貯水設備水位を水源とする可搬型代替注水中型ポンプの注水量から、西側液水貯水設備水位を推定する。なお、西側液水貯水設備の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ②注水先の原子炉水位及びサブプレッション・プールの水位の変化により西側液水貯水設備水位を推定する。なお、西側液水貯水設備の補給状況も考慮した上で水位を推定する。 ③監視可能な西側液水貯水設備を水源とするポンプの注水量を優先する。
	原子炉建屋水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②静的触媒式水素再結合器動作監視装置	①原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉建屋水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置 (静的触媒式水素再結合器入口/出口の温度差により水素濃度を推定) により推定する。 ③監視可能な原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内酸素放射線モニタ (D/W) ②格納容器内酸素放射線モニタ (S/C) ②ドライウエル圧力 ②サブプレッション・チェンバ圧力 ③ [格納容器内酸素濃度] <sup>※2</sup>	①格納容器内酸素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②格納容器内酸素濃度 (SA) の監視が不可能となった場合は、格納容器内酸素放射線モニタ (D/W) 又は格納容器内酸素放射線モニタ (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を算出して格納容器内酸素濃度を推定する。 ③ドライウエル圧力又はサブプレッション・チェンバ圧力により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 ④監視可能な格納容器内酸素濃度 (常用代替監視パラメータ) により、酸素濃度を推定する。 ⑤監視可能な原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (16/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※1</sup>	代替パラメータ推定方法
原子炉建物内 水素濃度	原子炉建屋水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル ②静的触媒式水素処理装置入口温度 ②静的触媒式水素処理装置出口温度	①原子炉建物水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉建物水素濃度の監視が不可能となった場合は、静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口温度の温度差により推定する。 ③監視可能な原子炉建屋水素濃度の他チャンネルを優先する。
	格納容器酸素濃度 (B系)	①格納容器酸素濃度 (SA) ②格納容器内酸素放射線モニタ (ドライウエル) ②格納容器内酸素放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) ②ドライウエル圧力 (SA) ②サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ③ [格納容器内酸素濃度 (A系)] <sup>※2</sup>	①格納容器酸素濃度 (B系) の監視が不可能となった場合は、格納容器内酸素放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果 (解析結果) により格納容器内酸素濃度 (B系) を推定する。 ②ドライウエル圧力 (SA) 又はサブプレッション・チェンバ圧力 (SA) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 ③監視可能な格納容器内酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。 ④監視可能な原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器酸素濃度 (SA)	①格納容器酸素濃度 (B系) ②格納容器内酸素放射線モニタ (ドライウエル) ②格納容器内酸素放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) ②ドライウエル圧力 (SA) ②サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ③ [格納容器内酸素濃度 (A系)] <sup>※2</sup>	①格納容器酸素濃度 (SA) の監視が不可能となった場合は、格納容器内酸素放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果 (解析結果) により格納容器内酸素濃度 (SA) を推定する。 ②ドライウエル圧力 (SA) 又はサブプレッション・チェンバ圧力 (SA) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。 ③監視可能な格納容器内酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。 ④監視可能な原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。

※1 代替パラメータの番号は優先順位を示す。

※2 [ ] は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違

(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

(つづき)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
使用済燃料プールの監視	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) により、水位・温度を推定する。 ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用済燃料プールの水位を推定する。 ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。推定は、同じ仕様である使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) を優先する。
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) により、水位・温度を推定する。 ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用済燃料プールの水位を推定する。 ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。推定は、同じ仕様である使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。 ②放射線量率の監視が不可能となった場合は、水位と放射線量率の関係から水位を推定する。 ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。推定は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	①使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。 ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) を優先する。

\*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2：「」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 6.4-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (17/17)

分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
使用済燃料プールの監視	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) により使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、水位と放射線量率の関係から水位を推定する。 ②使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。推定は、同じ仕様である使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) により温度を推定する。 ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。推定は、同じ仕様である使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) の監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。 ②放射線量率の監視が不可能となった場合は、水位と放射線量率の関係から水位を推定する。 ③使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。推定は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	①使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視が不可能となった場合は、使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) を優先する。 ②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) を優先する。

\*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

\*2：「」は有効監視パラメータ又は常用代替監視パラメータ (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

第 3.15-3 表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (17/17)

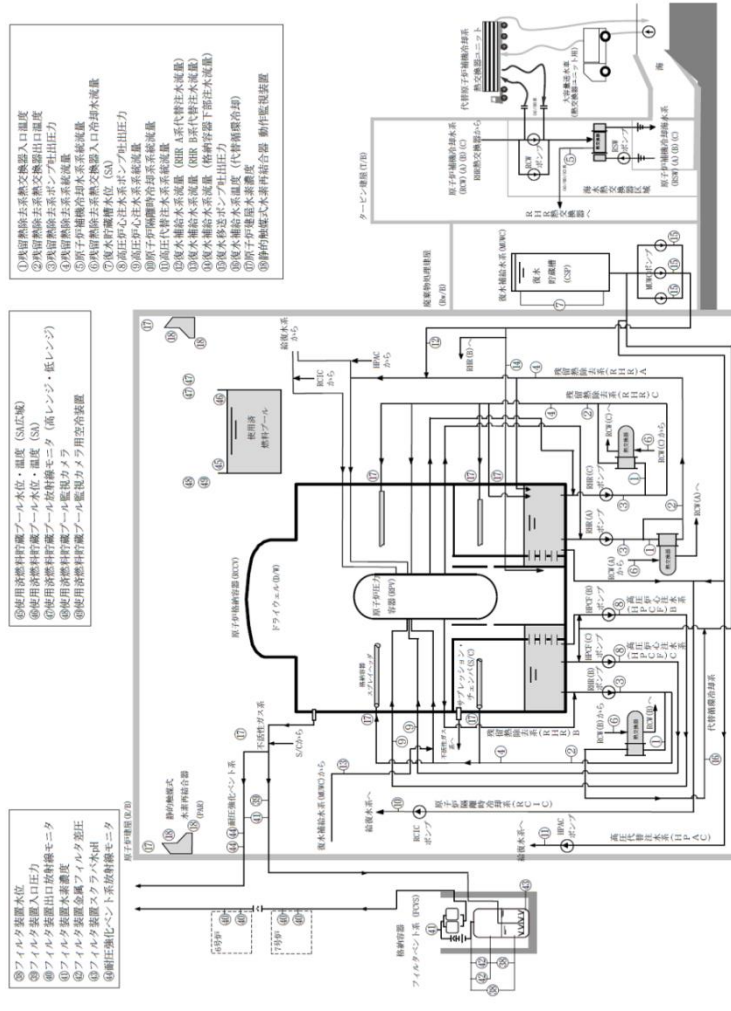
分類	主要パラメータ	代替パラメータ*1	代替パラメータ推定方法
燃料プールの監視	燃料プール水位 (SA)	①燃料プール水位・温度 (SA) ②燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) ③燃料プール監視カメラ (SA)	①燃料プール水位 (SA) の監視が不可能となった場合は、燃料プール水位・温度 (SA) により燃料プール水位を推定する。 ②燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) により燃料プール水位を推定する。 ③燃料プール監視カメラ (SA) により、燃料プールの状態を監視する。推定は、燃料プール水位 (SA) を優先する。
	燃料プール水位・温度 (SA)	①燃料プール水位 (SA) ②燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) ③燃料プール監視カメラ (SA)	①燃料プール水位・温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、燃料プール水位 (SA) により水位・温度を推定する。 ②燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) にて燃料プールの状態を判断した後、燃料プールの水位を推定する。 ③燃料プール監視カメラ (SA) により、燃料プールの状態を監視する。推定は、燃料プール水位 (SA) を優先する。
	燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA)	①燃料プール水位 (SA) ②燃料プール水位・温度 (SA) ③燃料プール監視カメラ (SA)	①燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) の監視が不可能となった場合は、燃料プール水位 (SA) を優先する。 ②放射線量率の監視が不可能となった場合は、水位と放射線量率の関係から水位を推定する。 ③燃料プール監視カメラ (SA) により、燃料プールの状態を監視する。推定は、燃料プール水位 (SA) を優先する。
	燃料プール監視カメラ (SA)	①燃料プール水位 (SA) ②燃料プール水位・温度 (SA) ③燃料プール監視カメラ (SA)	①燃料プール監視カメラ (SA) の監視が不可能となった場合は、燃料プール水位 (SA) を優先する。 ②燃料プール水位・温度 (SA) の監視が不可能となった場合は、燃料プール水位 (SA) と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。 ③燃料プール監視カメラ (SA) により、燃料プールの状態を監視する。推定は、燃料プール水位 (SA) を優先する。

\*1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。

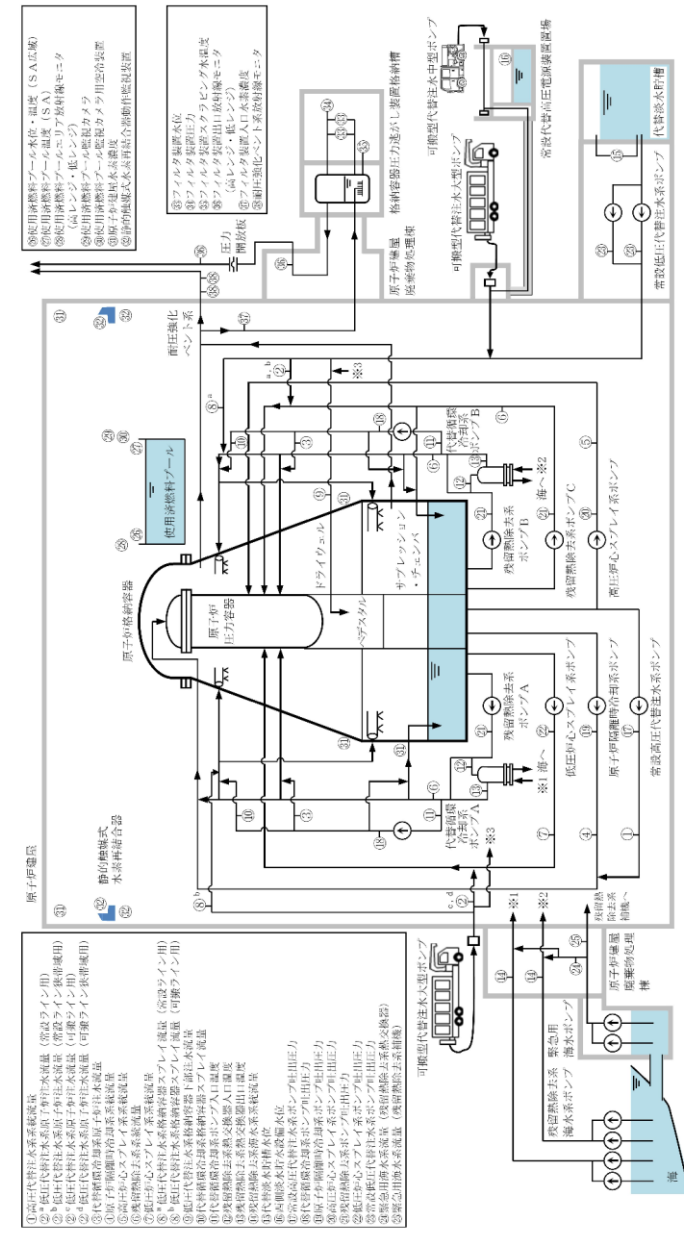
\*2：「」は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器 (耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器) を示す。

・設備、運用の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
①～④の相違  
設備設計の相違による代替パラメータの推定方法の相違  
(柏崎 6/7, 東海第二との対比箇所を黒太枠で示す)

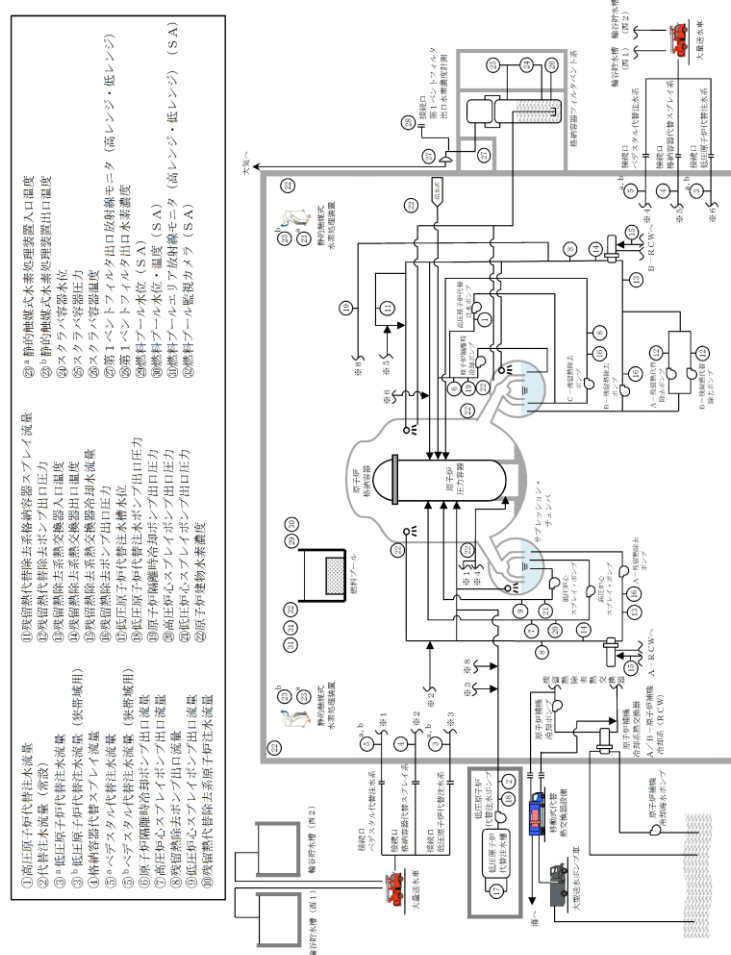
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																											
<p>第 3.15-4 表 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>補助パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="23">電源</td><td>M/C C 電圧</td></tr> <tr><td>M/C D 電圧</td></tr> <tr><td>M/C E 電圧</td></tr> <tr><td>P/C C-1 電圧</td></tr> <tr><td>P/C D-1 電圧</td></tr> <tr><td>P/C E-1 電圧</td></tr> <tr><td>P/C C-1 電圧 (他号炉)</td></tr> <tr><td>P/C D-1 電圧 (他号炉)</td></tr> <tr><td>直流 125V 主母線盤 A 電圧</td></tr> <tr><td>直流 125V 主母線盤 B 電圧</td></tr> <tr><td>直流 125V 主母線盤 C 電圧</td></tr> <tr><td>直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧</td></tr> <tr><td>AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧</td></tr> <tr><td>非常用 D/G 発電機電圧</td></tr> <tr><td>非常用 D/G 発電機周波数</td></tr> <tr><td>非常用 D/G 発電機電力</td></tr> <tr><td>非常用 D/G 発電機電圧 (他号炉)</td></tr> <tr><td>非常用 D/G 発電機周波数 (他号炉)</td></tr> <tr><td>非常用 D/G 発電機電力 (他号炉)</td></tr> <tr><td>第一 GTG 発電機電圧</td></tr> <tr><td>第一 GTG 発電機周波数</td></tr> <tr><td>電源車電圧</td></tr> <tr><td>電源車周波数</td></tr> <tr><td rowspan="5">その他</td><td>高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力</td></tr> <tr><td>高圧窒素ガス供給系 窒素ガスボンベ出口圧力</td></tr> <tr><td>ドレンタンク水位</td></tr> <tr><td>遠隔空気駆動弁操作ボンベ出口圧力</td></tr> <tr><td>RCW サージタンク水位</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度</td></tr> </tbody> </table>	分類	補助パラメータ	電源	M/C C 電圧	M/C D 電圧	M/C E 電圧	P/C C-1 電圧	P/C D-1 電圧	P/C E-1 電圧	P/C C-1 電圧 (他号炉)	P/C D-1 電圧 (他号炉)	直流 125V 主母線盤 A 電圧	直流 125V 主母線盤 B 電圧	直流 125V 主母線盤 C 電圧	直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧	AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧	非常用 D/G 発電機電圧	非常用 D/G 発電機周波数	非常用 D/G 発電機電力	非常用 D/G 発電機電圧 (他号炉)	非常用 D/G 発電機周波数 (他号炉)	非常用 D/G 発電機電力 (他号炉)	第一 GTG 発電機電圧	第一 GTG 発電機周波数	電源車電圧	電源車周波数	その他	高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力	高圧窒素ガス供給系 窒素ガスボンベ出口圧力	ドレンタンク水位	遠隔空気駆動弁操作ボンベ出口圧力	RCW サージタンク水位	原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度	<p>第 6.4-4 表 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>補助パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="17">電源</td><td>M/C 2C 電圧</td></tr> <tr><td>M/C 2D 電圧</td></tr> <tr><td>M/C HPCS 電圧</td></tr> <tr><td>P/C 2C 電圧</td></tr> <tr><td>P/C 2D 電圧</td></tr> <tr><td>緊急用 M/C 電圧</td></tr> <tr><td>緊急用 P/C 電圧</td></tr> <tr><td>直流 125V 主母線盤 2A 電圧</td></tr> <tr><td>直流 125V 主母線盤 2B 電圧</td></tr> <tr><td>直流 125V 主母線盤 HPCS 電圧</td></tr> <tr><td>直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2A 電圧</td></tr> <tr><td>直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2B 電圧</td></tr> <tr><td>緊急用直流 125V 主母線盤電圧</td></tr> <tr><td rowspan="3">その他</td><td>非常用窒素供給系供給圧力</td></tr> <tr><td>非常用窒素供給系高圧窒素ボンベ圧力</td></tr> <tr><td>非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力</td></tr> <tr><td>非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ圧力</td></tr> </tbody> </table>	分類	補助パラメータ	電源	M/C 2C 電圧	M/C 2D 電圧	M/C HPCS 電圧	P/C 2C 電圧	P/C 2D 電圧	緊急用 M/C 電圧	緊急用 P/C 電圧	直流 125V 主母線盤 2A 電圧	直流 125V 主母線盤 2B 電圧	直流 125V 主母線盤 HPCS 電圧	直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2A 電圧	直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2B 電圧	緊急用直流 125V 主母線盤電圧	その他	非常用窒素供給系供給圧力	非常用窒素供給系高圧窒素ボンベ圧力	非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ圧力	<p>第 3.15-4 表 重大事故等対処設備を活用する手順の着手の判断基準として用いる補助パラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>補助パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">電源関係</td><td>C-メタクラ母線電圧</td></tr> <tr><td>D-メタクラ母線電圧</td></tr> <tr><td>HPCS-メタクラ母線電圧</td></tr> <tr><td>C-ロードセンタ母線電圧</td></tr> <tr><td>D-ロードセンタ母線電圧</td></tr> <tr><td>緊急用メタクラ電圧</td></tr> <tr><td>SAロードセンタ母線電圧</td></tr> <tr><td>B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧</td></tr> <tr><td>A-115V 系直流盤母線電圧</td></tr> <tr><td>B-115V 系直流盤母線電圧</td></tr> <tr><td rowspan="5">その他</td><td>230V 系直流盤 (常用) 母線電圧</td></tr> <tr><td>SA 用 115V 系充電器盤蓄電池電圧</td></tr> <tr><td>ADS 用 N<sub>2</sub> ガス減圧弁二次側圧力</td></tr> <tr><td>N<sub>2</sub> ガスボンベ圧力</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RCW 熱交換器出口温度</td></tr> <tr><td>RCW サージタンク水位</td></tr> </tbody> </table>	分類	補助パラメータ	電源関係	C-メタクラ母線電圧	D-メタクラ母線電圧	HPCS-メタクラ母線電圧	C-ロードセンタ母線電圧	D-ロードセンタ母線電圧	緊急用メタクラ電圧	SAロードセンタ母線電圧	B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧	A-115V 系直流盤母線電圧	B-115V 系直流盤母線電圧	その他	230V 系直流盤 (常用) 母線電圧	SA 用 115V 系充電器盤蓄電池電圧	ADS 用 N <sub>2</sub> ガス減圧弁二次側圧力	N <sub>2</sub> ガスボンベ圧力	原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力	RCW 熱交換器出口温度	RCW サージタンク水位	<p>・設備、運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>柏崎 6/7 に記載している非常用 D/G 発電機, 第一 GTG 発電機, 電源車の電源関係のパラメータについて, 島根 2号炉は各母線電圧を着手の判断としている。</p> <p>島根 2号炉は, 号炉間電力融通による給電は自主設備としている。</p> <p>柏崎 6/7 は, 格納容器圧力逃がし装置の機能維持のため, ドレンタンクの排水操作を行うが, 島根 2号炉は不要なため, ドレンタンク水位を補助パラメータとしていない。</p> <p>島根 2号炉は, 遠隔空気駆動弁操作ボンベを使用しないため, 遠隔空気駆動弁操作ボンベ出口圧力を補助パラメータとしていない。</p> <p>島根 2号炉は, 原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力を低圧炉心スプレイ系の着手の判断基準としている</p>
分類	補助パラメータ																																																																													
電源	M/C C 電圧																																																																													
	M/C D 電圧																																																																													
	M/C E 電圧																																																																													
	P/C C-1 電圧																																																																													
	P/C D-1 電圧																																																																													
	P/C E-1 電圧																																																																													
	P/C C-1 電圧 (他号炉)																																																																													
	P/C D-1 電圧 (他号炉)																																																																													
	直流 125V 主母線盤 A 電圧																																																																													
	直流 125V 主母線盤 B 電圧																																																																													
	直流 125V 主母線盤 C 電圧																																																																													
	直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧																																																																													
	AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧																																																																													
	非常用 D/G 発電機電圧																																																																													
	非常用 D/G 発電機周波数																																																																													
	非常用 D/G 発電機電力																																																																													
	非常用 D/G 発電機電圧 (他号炉)																																																																													
	非常用 D/G 発電機周波数 (他号炉)																																																																													
	非常用 D/G 発電機電力 (他号炉)																																																																													
	第一 GTG 発電機電圧																																																																													
	第一 GTG 発電機周波数																																																																													
	電源車電圧																																																																													
	電源車周波数																																																																													
その他	高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力																																																																													
	高圧窒素ガス供給系 窒素ガスボンベ出口圧力																																																																													
	ドレンタンク水位																																																																													
	遠隔空気駆動弁操作ボンベ出口圧力																																																																													
	RCW サージタンク水位																																																																													
原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度																																																																														
分類	補助パラメータ																																																																													
電源	M/C 2C 電圧																																																																													
	M/C 2D 電圧																																																																													
	M/C HPCS 電圧																																																																													
	P/C 2C 電圧																																																																													
	P/C 2D 電圧																																																																													
	緊急用 M/C 電圧																																																																													
	緊急用 P/C 電圧																																																																													
	直流 125V 主母線盤 2A 電圧																																																																													
	直流 125V 主母線盤 2B 電圧																																																																													
	直流 125V 主母線盤 HPCS 電圧																																																																													
	直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2A 電圧																																																																													
	直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2B 電圧																																																																													
	緊急用直流 125V 主母線盤電圧																																																																													
	その他	非常用窒素供給系供給圧力																																																																												
		非常用窒素供給系高圧窒素ボンベ圧力																																																																												
		非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力																																																																												
	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ圧力																																																																													
分類	補助パラメータ																																																																													
電源関係	C-メタクラ母線電圧																																																																													
	D-メタクラ母線電圧																																																																													
	HPCS-メタクラ母線電圧																																																																													
	C-ロードセンタ母線電圧																																																																													
	D-ロードセンタ母線電圧																																																																													
	緊急用メタクラ電圧																																																																													
	SAロードセンタ母線電圧																																																																													
	B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧																																																																													
	A-115V 系直流盤母線電圧																																																																													
	B-115V 系直流盤母線電圧																																																																													
その他	230V 系直流盤 (常用) 母線電圧																																																																													
	SA 用 115V 系充電器盤蓄電池電圧																																																																													
	ADS 用 N <sub>2</sub> ガス減圧弁二次側圧力																																																																													
	N <sub>2</sub> ガスボンベ圧力																																																																													
	原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力																																																																													
RCW 熱交換器出口温度																																																																														
RCW サージタンク水位																																																																														



第 3.15-1 図(1) 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計装設備概要図(その1)



第 6.4-1 図 計装設備(重大事故等対処設備)系統概要図(1) (監視機能喪失時に使用する設備)

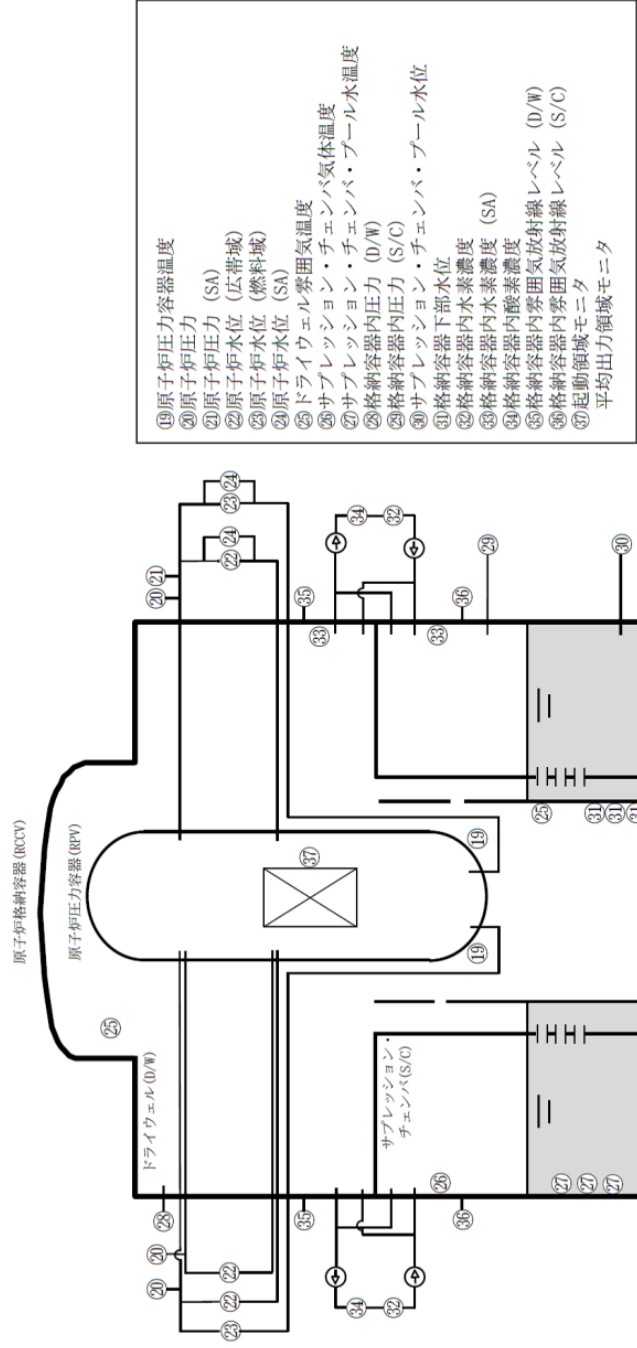


第 3.15-1 図(1) 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計装設備概要(その1)

・設備の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**  
 設備設計の相違による系統構成の相違  
 常設注水流量計の相違  
 <原子炉注水, 格納容器スプレイ>  
 島根2号炉では, 低圧原子炉代替注水ポンプによる原子炉注水および格納容器スプレイを切替えて実施するため, 流量計を注水ライン分岐前に1台設置している。東海第二は, 同時注水を行うため原子炉注水用と格納容器スプレイ用の流量計を注水ライン分岐後に1台ずつ設置している。柏崎6/7は, 原子炉注水と格納容器スプレイを切替えるラインと原子炉注水のみのラインがあり流量計は注水ライン分岐前の1台と原子炉注水用の1台の計2台を設置している。  
 <ペDESTAL注水>  
 島根2号炉では, 低圧原子炉代替注水ポンプによる格納容器下部への注水を格納容器スプレイにより行うため, 格納容器スプレイ流量計測と同一である。柏崎6/7, 東海第二は, 格納

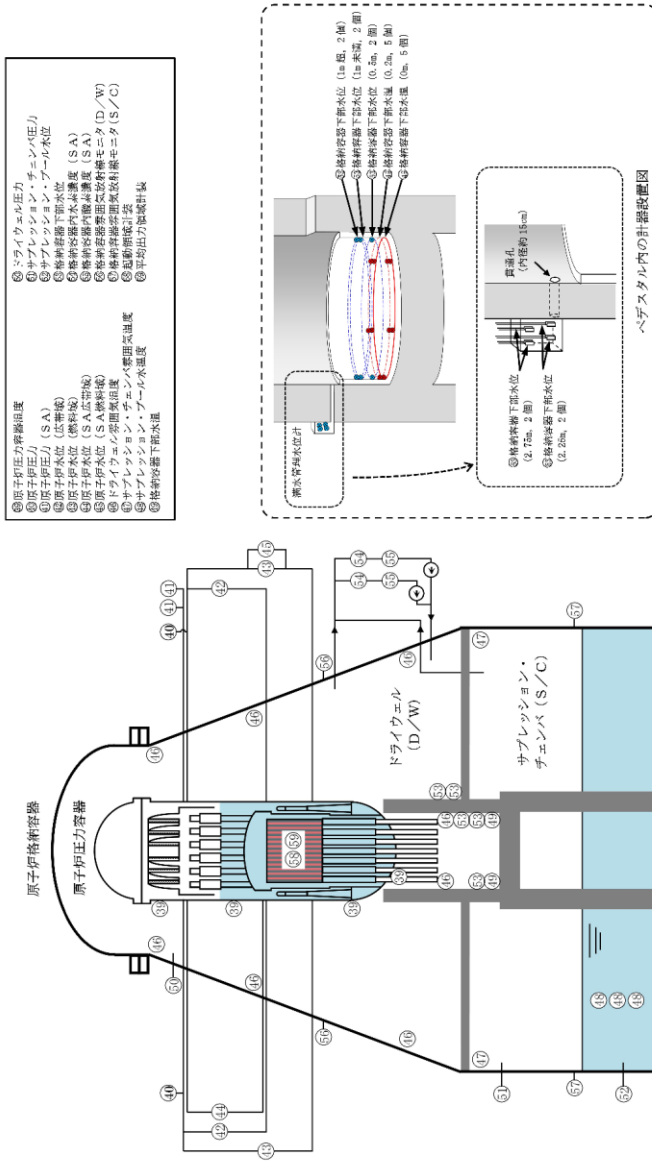
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			容器下部への注水ラインがあるため、格納容器下部注水用の流量計を設置している





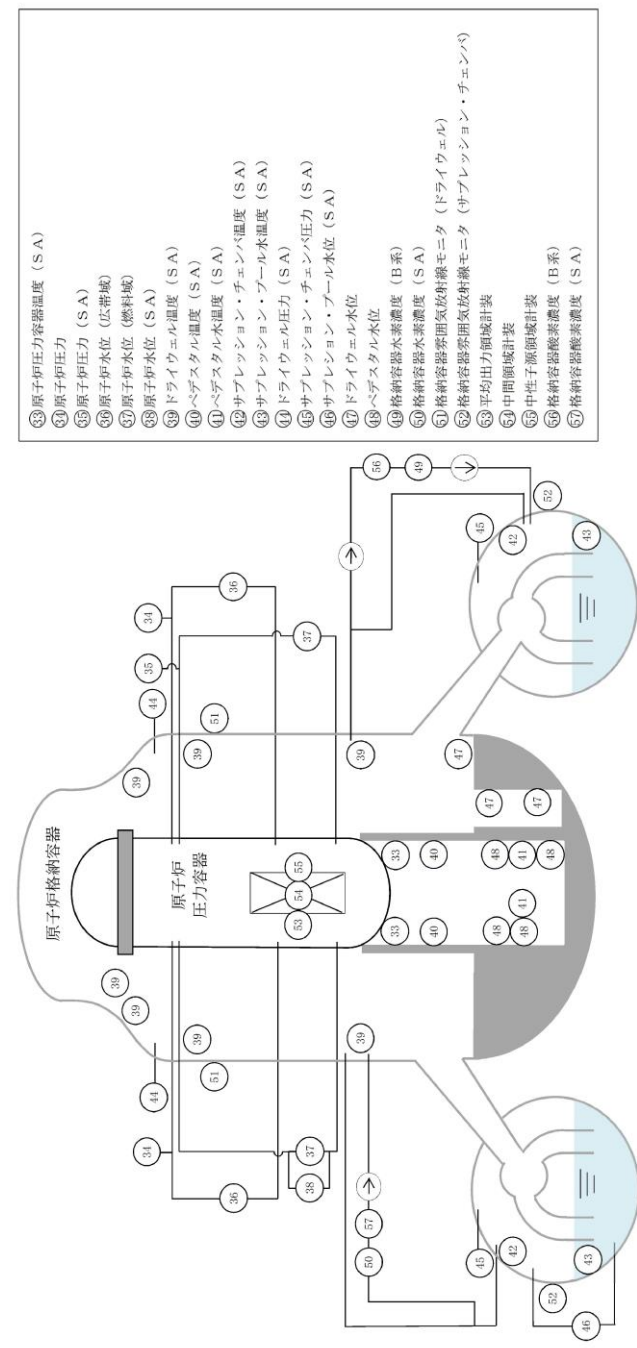
- ①9 原子炉格納容器温度
- ②0 原子炉圧力
- ②1 原子炉圧力 (広帯域)
- ②2 原子炉水位 (燃料域)
- ②3 原子炉水位 (燃料域)
- ②4 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ②5 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ②6 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ②7 格納容器内圧力 (D/W)
- ②8 格納容器内圧力 (S/C)
- ②9 サブプレッション・チェンバ・プールの水位
- ③0 格納容器下部水位
- ③1 格納容器内水素濃度
- ③2 格納容器内酸濃度
- ③3 格納容器内酸濃度
- ③4 格納容器内酸濃度
- ③5 格納容器内酸濃度
- ③6 格納容器内酸濃度
- ③7 起動領域モニタ
- 平均出力領域モニタ

第3.15-1 図(2) 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計装設備概要図 (その2)



- ③8 原子炉格納容器温度
- ③9 原子炉圧力 (SA)
- ④0 サブプレッション・チェンバ・プールの水位
- ④1 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④2 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④3 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④4 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④5 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④6 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④7 格納容器内水素濃度 (SA)
- ④8 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④9 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ⑤0 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ⑤1 格納容器下部水位
- ⑤2 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤3 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤4 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤5 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤6 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤7 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)

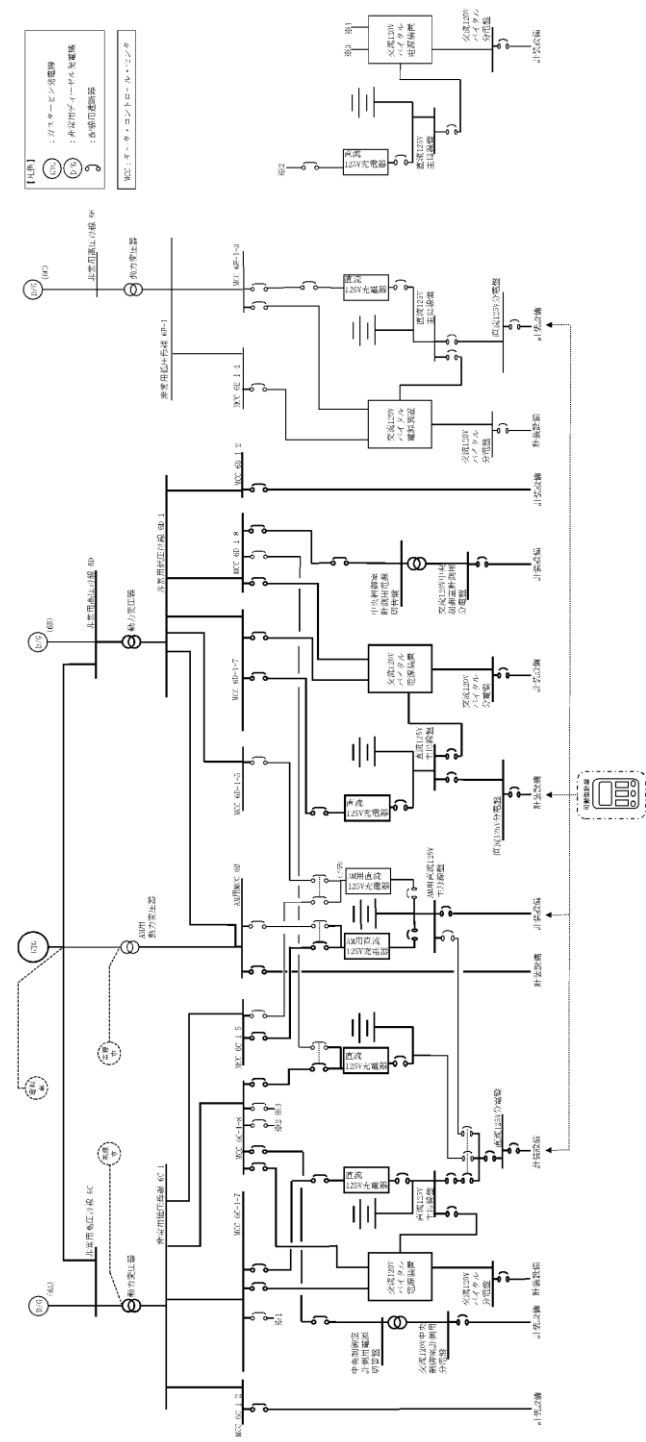
第6.4-2 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (2)  
(監視機能喪失時に使用する設備)



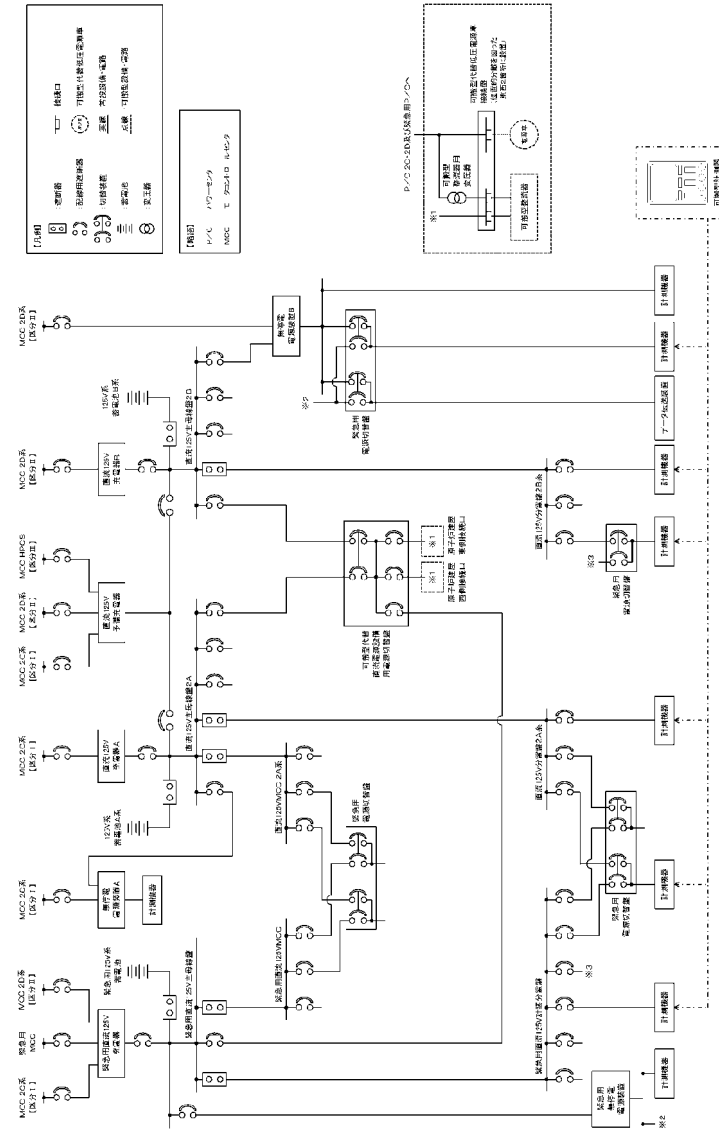
- ③8 原子炉格納容器温度 (SA)
- ③9 原子炉圧力 (SA)
- ④0 原子炉圧力 (広帯域)
- ④1 原子炉水位 (燃料域)
- ④2 原子炉水位 (燃料域)
- ④3 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④4 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④5 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④6 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④7 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④8 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ④9 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ⑤0 サブプレッション・チェンバ・プールの温度
- ⑤1 格納容器下部水位
- ⑤2 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤3 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤4 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤5 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤6 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)
- ⑤7 格納容器下部水位 (1.5m, 2.0m)

第3.15-1 図(2) 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計装設備概要図 (その2)

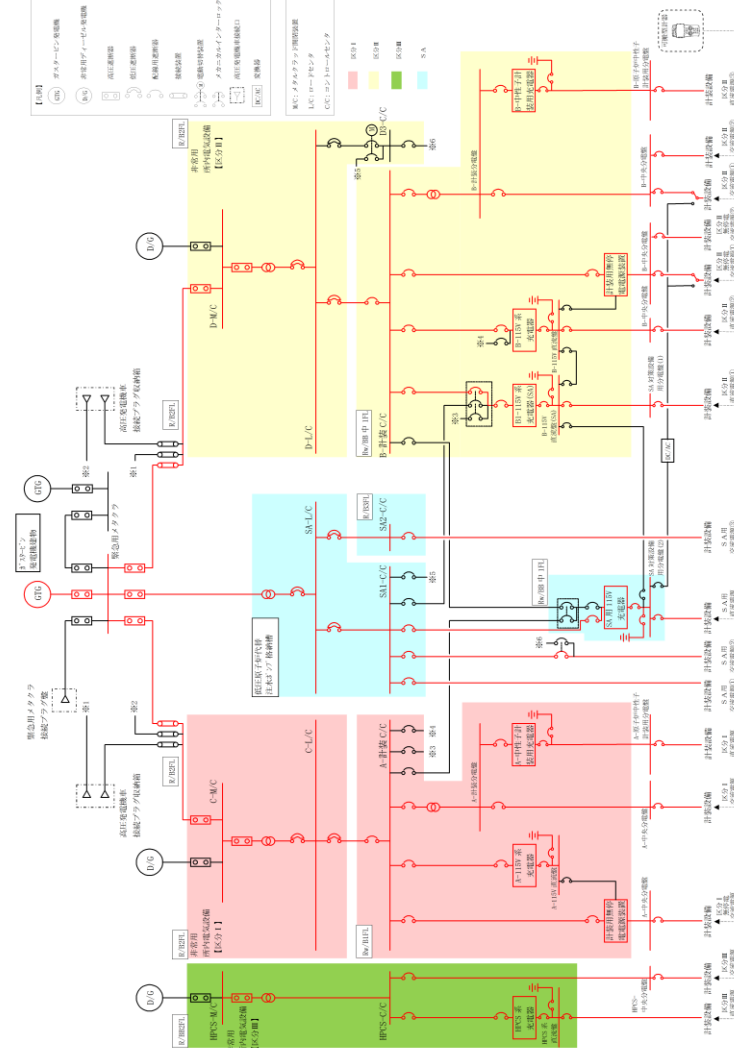
備考  
・設備の相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
設備設計の相違による  
系統構成の相違



第 3.15-2 図(1) 計装設備単線結線図 (6号炉)

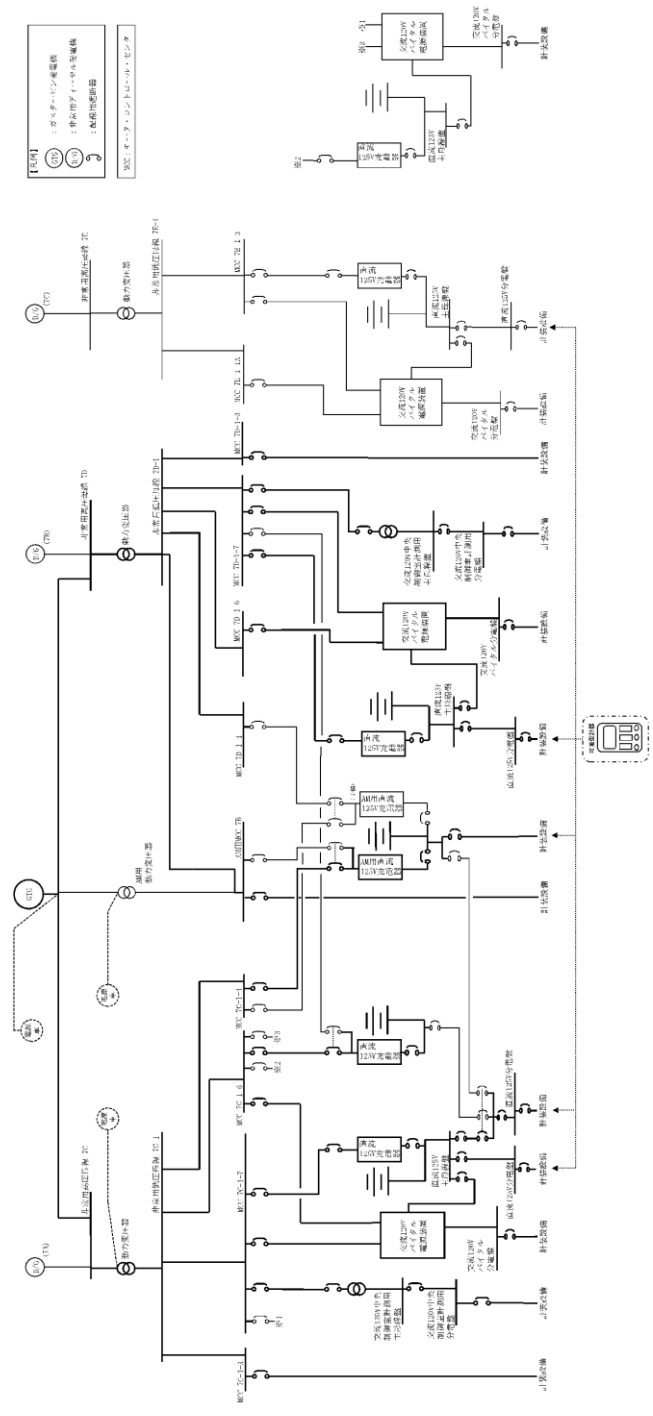


第 6.4-3 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (3)  
(計器電源喪失時に使用する設備)

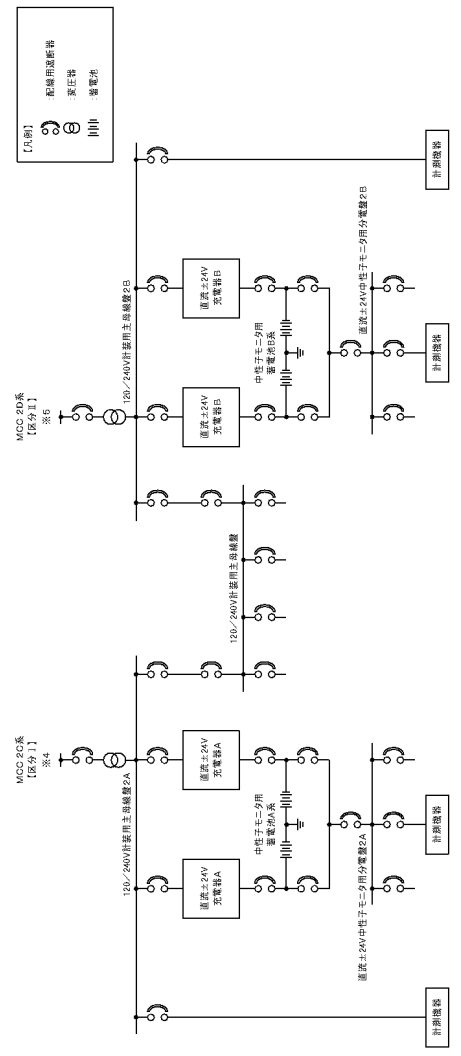


第 3.15-2 図 計装設備単線結線図

・設備の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】  
設備設計の相違による  
電源構成の相違



第 3.15-2 図 (2) 計装設備単線結線図 (7 号炉)



第 6.4-4 図 計装設備 (重大事故等対処設備) 系統概要図 (4)  
(計器電源喪失時に使用する設備)

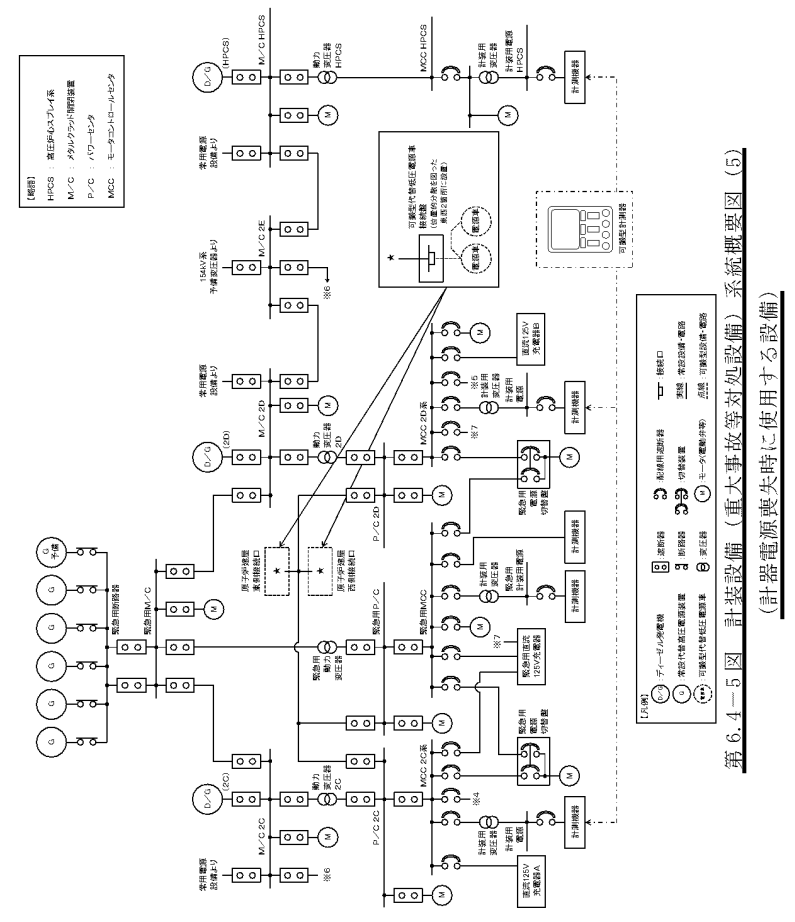
備考  
 ・設備の相違  
**【柏崎 6/7】**  
 島根 2 号炉は単独申請であり、該当なし  
**【東海第二】**  
 設備設計の相違による電源構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

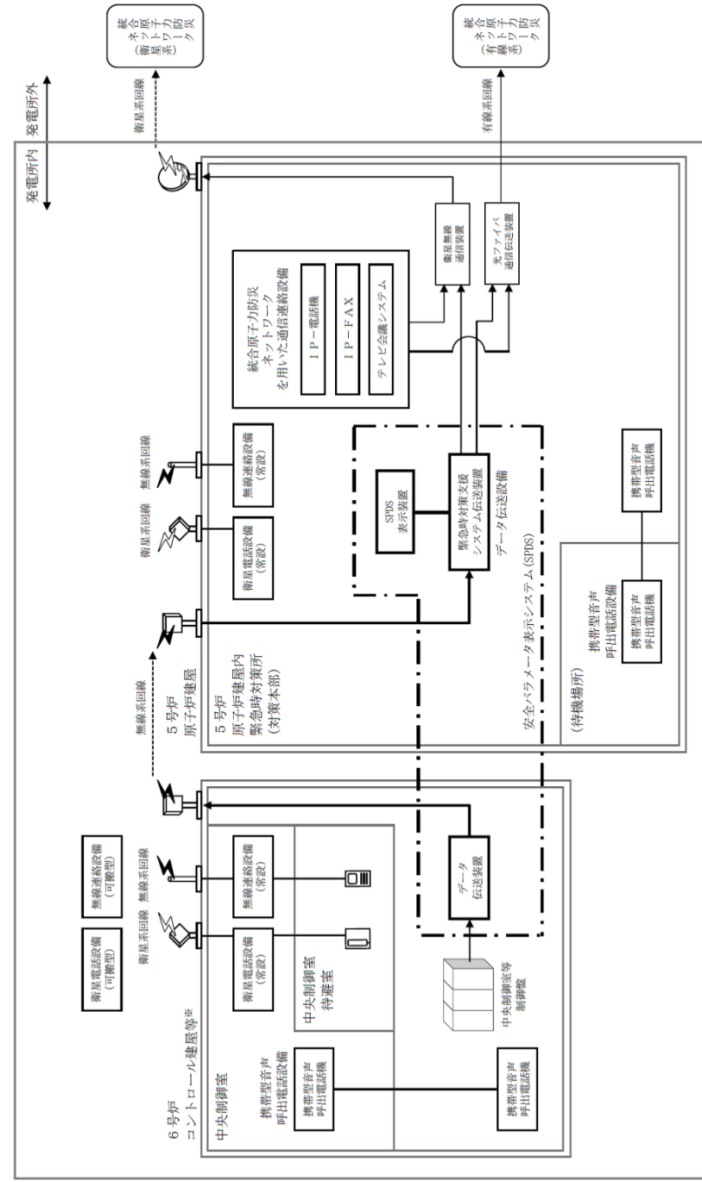
東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

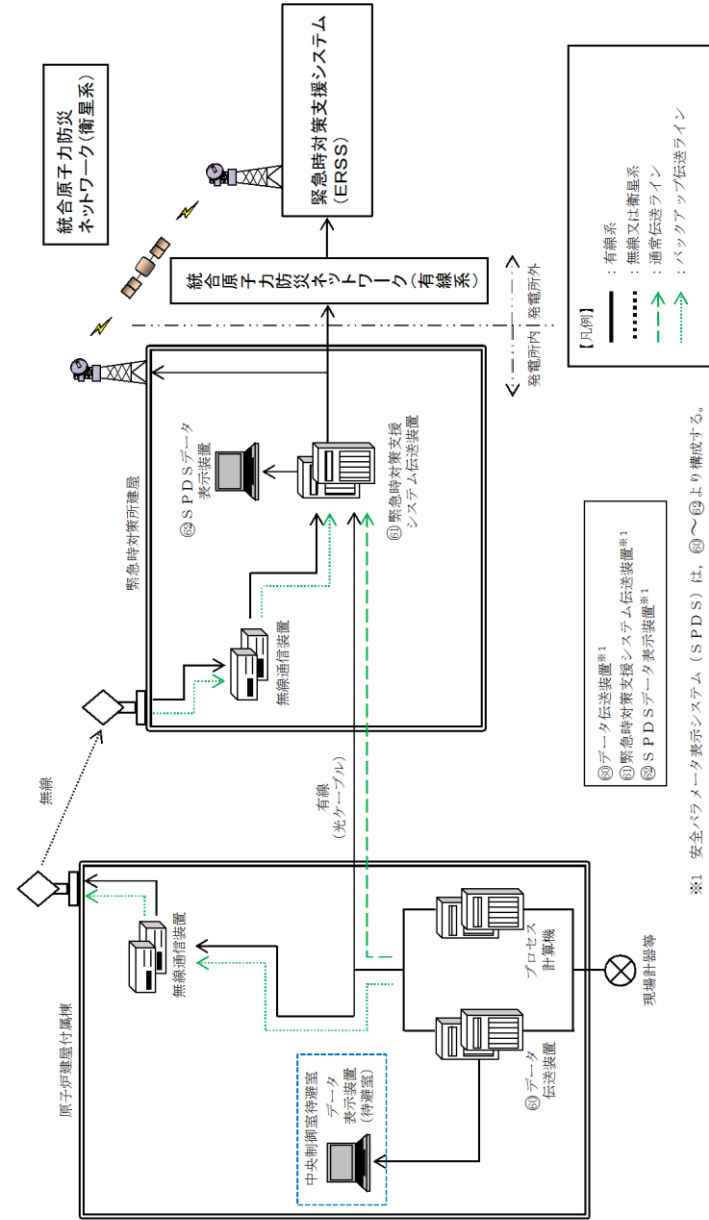
備考



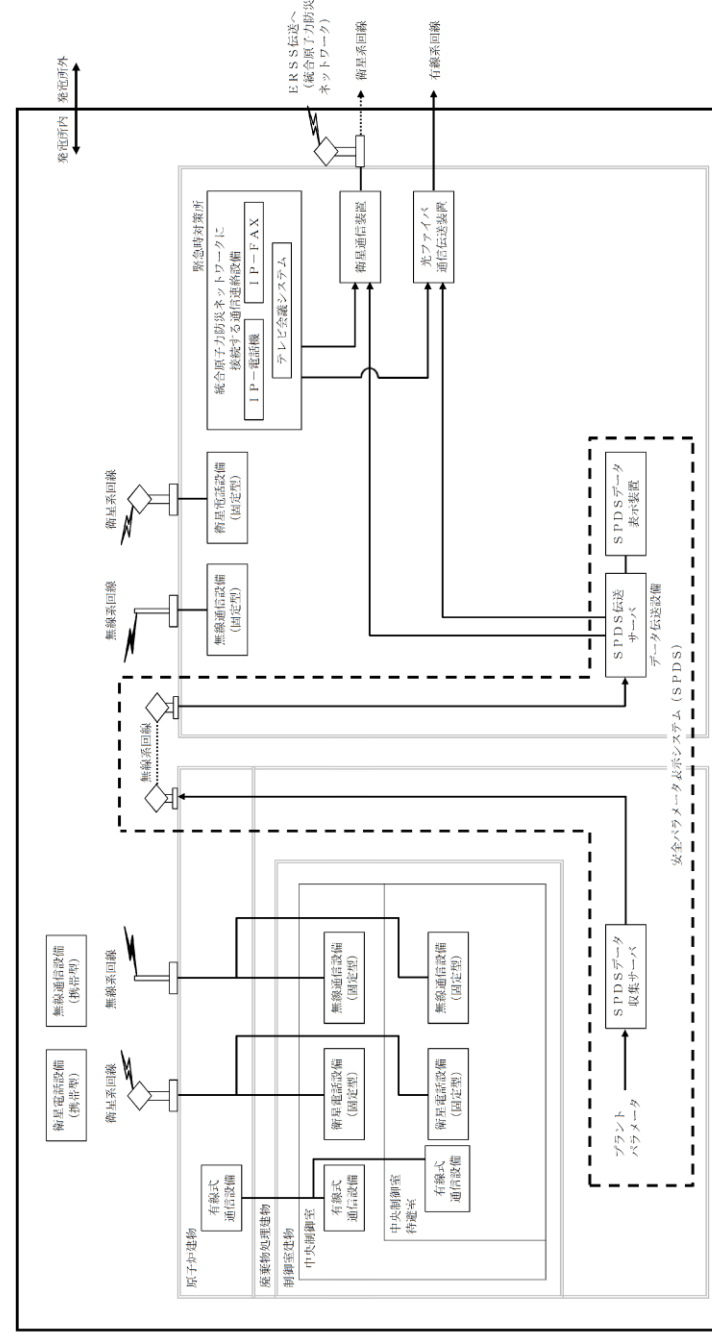
・設備の相違  
**【東海第二】**  
 設備設計の相違による電源構成の相違



※:7号炉も同様  
第3.15-3図 安全パラメータ表示システムによる記録 系統概要図（パラメータ記録時に使用する設備）



※1: 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、③～⑥より構成する。  
第6.4-6図 計装設備（重大事故等対処設備）系統概要図（6）  
（パラメータ記録時に使用する設備）



第3.15-3図 安全パラメータ表示システム（SPDS）による記録 系統概要図（パラメータ記録時に使用する設備）

・設備の相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
設備設計の相違による  
系統構成の相違

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所(2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="368 447 2318 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 447 531 506">相違No.</th> <th data-bbox="531 447 2318 506">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 506 531 564">①</td> <td data-bbox="531 506 2318 564">島根2号炉の中央制御室待避室は、常設の遮蔽で居住性を確保する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 564 531 623">②</td> <td data-bbox="531 564 2318 623">島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 623 531 682">③</td> <td data-bbox="531 623 2318 682">島根2号炉は、常設空調を用いて正圧化、系統隔離運転いずれも実施可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 682 531 741">④</td> <td data-bbox="531 682 2318 741">島根2号炉は、外気を給気して正圧化を実施する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 741 531 800">⑤</td> <td data-bbox="531 741 2318 800">島根2号炉は、重大事故等時の電源として可搬型代替交流電源設備を記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 800 531 858">⑥</td> <td data-bbox="531 800 2318 858">島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 858 531 898">⑦</td> <td data-bbox="531 858 2318 898">島根2号炉は電路となる代替所内電気設備を明確に記載</td> </tr> </tbody> </table>				相違No.	相違理由	①	島根2号炉の中央制御室待避室は、常設の遮蔽で居住性を確保する	②	島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない	③	島根2号炉は、常設空調を用いて正圧化、系統隔離運転いずれも実施可能	④	島根2号炉は、外気を給気して正圧化を実施する	⑤	島根2号炉は、重大事故等時の電源として可搬型代替交流電源設備を記載	⑥	島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する	⑦	島根2号炉は電路となる代替所内電気設備を明確に記載
相違No.	相違理由																		
①	島根2号炉の中央制御室待避室は、常設の遮蔽で居住性を確保する																		
②	島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない																		
③	島根2号炉は、常設空調を用いて正圧化、系統隔離運転いずれも実施可能																		
④	島根2号炉は、外気を給気して正圧化を実施する																		
⑤	島根2号炉は、重大事故等時の電源として可搬型代替交流電源設備を記載																		
⑥	島根2号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する																		
⑦	島根2号炉は電路となる代替所内電気設備を明確に記載																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16 <u>原子炉制御室</u></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交替要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状</p>	<p>3.16 <u>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】</u></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第59条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニユラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p> <p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、現場において、人力により容易かつ確実に閉止操作ができること。</p>	<p>況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニユラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p> <p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	<p>況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニユラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</p> <p>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</p>	
<p>3.16.1 適合方針</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室の系統概要図を第3.16-1図から第3.16-4図に示す。</p> <p>3.16.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に、放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設ける設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が中央制御室及び中央制御室待避室にとどまるための設備として、<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>、<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>、<u>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)</u>、<u>中央制御室遮蔽</u>、<u>中央制御室待避室遮蔽(常設)</u>、<u>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)</u>、<u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>を設置する設計とする。</p>	<p>3.16 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>3.16.1 <u>設置許可基準規則第59条への適合方針</u></p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>3.16.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p><u>重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるための設備として、可搬型照明(SA)、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ボンベユニット(空気ボンベ)、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室待避室差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>を設置する設計とする。</p>	<p>3.16 <u>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</u></p> <p>3.16.1 適合方針</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室の系統概要図を第3.16-1図から第3.16-4図に示す。</p> <p>3.16.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p><u>重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後の格納容器フィルタベント系を作動させる場合に、放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設ける設計とする。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員が中央制御室及び中央制御室待避室にとどまるための設備として、LEDライト(三脚タイプ)、チャコール・フィルタ・プースタ・ファン、再循環用ファン、非常用チャコール・フィルタ・ユニット、中央制御室待避室正圧化装置(空気ボンベ)、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室差圧計、待避室差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>を設置する設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室待避室は常設の遮蔽で居住性を確保する(以下、①の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は一体型ではない(以下、②の相違)</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、<u>中央制御室及び中央制御室待避室の運転員を過度の放射線被ばくから防護するために中央制御室可搬型陽圧化空調機を使用する。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室を陽圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、<u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）</u>の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室換気系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した<u>中央制御室換気系フィルタユニット並びに中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、<u>中央制御室換気系フィルタユニットを通る閉回路循環方式</u>とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室空気ポンペユニット（空気ポンペ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、<u>中央制御室換気系及び中央制御室待避室空気ポンペユニット（空気ポンペ）</u>の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p><u>中央制御室換気系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、外気を中央制御室換気系フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、<u>中央制御室換気系</u>は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において、粒子用高効率フィルタ及びチャコール・フィルタを内蔵した非常用チャコール・フィルタ・ユニット並びにチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンからなる非常用ラインを設け、<u>非常用チャコール・フィルタ・ユニットを通した外気を取り込み、中央制御室を正圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</u></p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、<u>中央制御室換気系は外気との連絡口を遮断し、非常用チャコール・フィルタ・ユニットを通る系統隔離運転モードとすることにより、中央制御室バウンダリを外気から隔離するとともに、中央制御室待避室を中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</u></p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、<u>中央制御室換気系及び中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンペ）</u>の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p><u>再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は常設空調を用いて正圧化, 系統隔離運転いずれも実施可能 (以下, ③の相違)</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉は外気を給気して正圧化を実施する (以下, ④の相違)</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉はベントによるブルーム通過中には系統隔離運転を行う。</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①, ③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2号炉は重大事故</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機 (6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) (6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>中央制御室遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>中央制御室待避室遮蔽 (常設) (6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) (6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>常設代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (3.14 電源設備)</u></li> <li>・ <u>可搬型代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (3.14 電源設備)</u></li> </ul> <p>本系統の流路として、<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト</u>、<u>中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト)</u>、<u>中央制御室待避室陽圧化装置 (配管・弁)</u> 及び <u>中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ, MCR 非常用外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ)</u> を重大事故等対処設備として使用する。</p>		<p><u>源設備</u>からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>再循環用ファン</u></li> <li>・ <u>チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u></li> <li>・ <u>非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u></li> <li>・ <u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ポンベ)</u></li> <li>・ <u>中央制御室遮蔽 (1号及び2号炉共用)</u></li> <li>・ <u>中央制御室待避室遮蔽</u></li> <li>・ <u>常設代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</u></li> <li>・ <u>可搬型代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</u></li> <li>・ <u>代替所内電気設備 (3.14 電源設備)</u></li> </ul> <p>本系統の流路として、<u>中央制御室換気系ダクト</u>、<u>中央制御室待避室正圧化装置 (配管・弁)</u> 及び <u>中央制御室換気系弁 (中央制御室外気取入調節弁, 中央制御室給気外側隔離弁, 中央制御室給気内側隔離弁, 中央制御室非常用再循環装置入口隔離弁)</u> を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>等時の電源として可搬型代替交流電源設備を記載 (以下, ⑤の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</li> <li>・ 申請号炉数の相違 【柏崎 6/7】</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</li> <li>・ 設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</li> <li>・ 記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</li> </ul> <p>島根 2号炉は電路となる代替所内電気設備を明確に記載 (以下, ⑦の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備 (常設) 及び衛星電話設備 (常設)</u> を使用する。</p> <p><u>無線連絡設備 (常設) 及び衛星電話設備 (常設)</u> は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>無線連絡設備 (常設) (3. 19 通信連絡設備)</u></li> <li>・ <u>衛星電話設備 (常設) (3. 19 通信連絡設備)</u></li> <li>・ <u>常設代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・ <u>可搬型代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> </ul>	<p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>緊急時対策所と通信連絡を行うため、衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</u> を使用する。</p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</u> は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線通信設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型)</u> を使用する。</p> <p><u>無線通信設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型)</u> は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>無線通信設備 (固定型) (3. 19 通信連絡を行うために必要な設備)</u></li> <li>・ <u>衛星電話設備 (固定型) (3. 19 通信連絡を行うために必要な設備)</u></li> <li>・ <u>常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・ <u>可搬型代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・ <u>代替所内電気設備 (3. 14 電源設備)</u></li> </ul>	<p>・ 設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号炉は無線通信設備 (固定型) を設ける</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号炉は無線通信設備 (固定型) を設ける</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・ 記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>c. <u>データ表示装置 (待避室)</u>            炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために<u>データ表示装置 (待避室)</u>を設置する。</p> <p><u>データ表示装置 (待避室)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>データ表示装置 (待避室)</u></li> <li>・<u>常設代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・<u>可搬型代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> </ul> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備            想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である<u>中央制御室照明</u>が使用できない場合の重大事故等対処設備として、<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>を使用する。  <u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型蓄電池内蔵型照明 (6 号及び7 号炉共用)</u></li> <li>・<u>常設代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・<u>可搬型代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> </ul>	<p>c. <u>データ表示装置 (待避室)</u>            炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために<u>データ表示装置 (待避室)</u>を設置する。</p> <p><u>データ表示装置 (待避室)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備            想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である<u>中央制御室照明</u>が使用できない場合の重大事故等対処設備として、<u>可搬型照明 (S A)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>c. <u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u>            炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために<u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u>を設置する。</p> <p><u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u></li> <li>・<u>常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></li> </ul> <p>・<u>可搬型代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></p> <p>・<u>代替所内電気設備 (3. 14 電源設備)</u></p> <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備            想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である非常用照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、<u>LEDライト (三脚タイプ)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>LEDライト (三脚タイプ)</u></li> <li>・<u>常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></li> </ul> <p>・<u>可搬型代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></p> <p>・<u>代替所内電気設備 (3. 14 電源設備)</u></p>	<p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            ⑤の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            ⑤の相違            ・記載方針の相違  <b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b>            ⑦の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>            ⑤の相違            ・記載方針の相違  <b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b>            ⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. 差圧計, <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として, <u>コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること</u>, 及び<u>コントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていること</u>を把握するため, 差圧計を使用する。</p> <p>また, 中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため, <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>を使用する。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差圧計</li> <li>・<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u></li> </ul> <p>その他, 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については, 「3. 14 電源設備」にて記載する。</p> <p><u>無線連絡設備 (常設) 及び衛星電話設備 (常設)</u> については, 「3. 19 通信連絡設備」にて記載する。</p>	<p>e. <u>中央制御室待避室差圧計</u>, 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として, 中央制御室待避室と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握するため, <u>中央制御室待避室差圧計</u>を使用する。</p> <p>また, 中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため, 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p>	<p>e. <u>中央制御室差圧計</u>, <u>待避室差圧計</u>, <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として, <u>外気と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていること</u>, 及び<u>中央制御室と中央制御室待避室との間が正圧化に必要な差圧を確保できていること</u>を把握するため, <u>中央制御室差圧計及び待避室差圧計</u>を使用する。</p> <p>また, 中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため, <u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>を使用する。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中央制御室差圧計</u></li> <li>・<u>待避室差圧計</u></li> <li>・<u>酸素濃度計</u></li> <li>・<u>二酸化炭素濃度計</u></li> </ul> <p>その他, 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備, 常設代替交流電源設備, <u>可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備</u>については, 「3. 14 電源設備」にて記載する。</p> <p><u>無線通信設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型)</u> については, 「3. 19 通信連絡を行うために必要な設備」にて記載する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違 ・運用の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は, 制御室内の正圧化を行う</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違 ・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑦の相違 ・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は無線通信設備 (固定型) を設ける</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、<u>乾電池内蔵型照明</u>により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系を使用する。</p> <p>非常用ガス処理系は、<u>非常用ガス処理系排風機</u>、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、<u>非常用ガス処理系排風機</u>により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいした放射性物質を含む気体を<u>主排気筒（内筒）</u>から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する<u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>は、閉状態を維持できる、<u>又は開放時に容易かつ確実に再閉止</u>できる設計とする。また、現場において、人力により操作できる設計とする。</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p><u>重大事故等</u>が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、<u>可搬型照明（S A）</u>により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、<u>原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置</u>を使用する。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、<u>非常用ガス処理系排風機</u>、<u>非常用ガス再循環系排風機</u>、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、<u>非常用ガス処理系排風機</u>により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を<u>非常用ガス処理系排気筒</u>から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する<u>原子炉建屋外側ブローアウトパネル</u>は、閉状態を維持できる、<u>又は開放時に容易かつ確実にブローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止</u>できる設計とする。また、<u>ブローアウトパネル閉止装置</u>は現場において、人力により操作できる設計とする。</p>	<p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p><u>重大事故等</u>が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、<u>チェンジングエリア用照明</u>により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、<u>非常用ガス処理系及び原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>を使用する。</p> <p>非常用ガス処理系は、<u>非常用ガス処理系排気ファン</u>、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、<u>非常用ガス処理系排気ファン</u>により原子炉建物原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建物原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を<u>排気筒に沿わせて設ける排気管</u>から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建物原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建物に設置する<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル及び主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル</u>は、閉状態を維持できる設計とする。また、<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室の居住性確保のために原子炉建物原子炉棟の気密バウンダリを形成する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止</u>できる設計とする。なお、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、<u>中央制御室からの遠隔操作又は</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】</li> <li>島根 2 号炉は、重大事故等対処設備として原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置を設置する（以下、⑥の相違）</li> <li>・設備の相違【東海第二】</li> <li>島根 2 号炉には、非常用ガス再循環系はない</li> <li>・記載方針の相違【柏崎 6/7, 東海第二】</li> <li>島根 2 号炉は非常用ガス処理系排気管の設置状況を詳細に記載</li> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】</li> <li>⑥の相違</li> <li>・操作判断基準の相違【東海第二】</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>非常用ガス処理系は、<u>非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>非常用ガス処理系排風機</u></li> <li>・<u>常設代替交流電源設備 (6 号及び7 号炉共用) (3. 14 電源設備)</u></li> </ul> <p>本系統の流路として、非常用ガス処理系の<u>乾燥装置、フィルタ装置、配管及び弁並びに主排気筒 (内筒)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である<u>原子炉建屋原子炉区域</u>を重大事故対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p>	<p><u>原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>現場において人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、<u>非常用交流電源設備に加えて常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>非常用ガス処理系排気ファン</u></li> <li>・<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u></li> <li>・<u>常設代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・<u>可搬型代替交流電源設備 (3. 14 電源設備)</u></li> <li>・<u>代替所内電気設備 (3. 14 電源設備)</u></li> </ul> <p>本系統の流路として、非常用ガス処理系の<u>前置ガス処理装置、後置ガス処置装置、配管及び弁並びに非常用ガス処理系排気管</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である<u>原子炉建物原子炉棟</u>を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p>	<p>島根 2 号炉は原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの開放に加え、次の条件が全て成立した場合に閉止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉冷却材圧力バウンダリが破損した状況において、漏えい箇所の隔離又は原子炉圧力容器の減圧が完了していること</li> <li>○非常用ガス処理系が運転中又は起動操作が必要な状況であること</li> <li>○当直副長が炉心損傷を判断していること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7】</li> <li>⑤の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7, 東海第二】</li> <li>⑤, ⑥の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎 6/7, 東海第二】</li> <li>⑤, ⑥の相違</li> <li>・記載方針の相違</li> <li>【柏崎 6/7, 東海第二】</li> <li>⑦の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>中央制御室（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第3.16-1表及び第3.16-2表に示す。</p> <p>非常用交流電源設備については、「3.14 電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「3.14 電源設備」にて記載する。</p> <p><u>原子炉建屋ブローアウトパネル</u>については、「3.24 <u>原子炉格納施設</u>」にて記載する。</p>	<p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1a)」を満足するための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が中央制御室にとどまるために、自主対策設備として以下の設備を設置する。</p> <p><b>(4) <u>ブローアウトパネル強制開放装置</u></b></p> <p><u>原子炉建屋内側から、油圧ジャッキにより原子炉建屋外側ブローアウトパネルを強制的に開放する装置を設置する。油圧配管は、屋内に敷設し、屋外に設置する油圧発生装置と接続する。また、開放機構を原子炉建屋内に設置し、ブローアウトパネル閉止装置及び竜巻飛来物防護対策の防護ネットとの干渉を回避する設計とする。</u></p> <p><u>状況に応じて必要な箇所全てを開放するまでに時間を要するが、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを強制的に開放する必要が生じた場合の手段として有効である。</u></p> <p><b>(5) 非常用照明</b></p> <p>非常用照明は、耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電が可能であるため、照明を確保する手段として有効である。</p>	<p>中央制御室（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第3.16-1表及び第3.16-2表に示す。</p> <p>非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備については、「3.14 電源設備」にて記載する。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル及び主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル</u>については、「3.24 <u>原子炉建物原子炉棟</u>」にて記載する。</p> <p>なお、チェンジングエリア用資機材については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等【解釈】1a)」を満足するための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が中央制御室にとどまるために、自主対策設備として以下の設備を設置する。</p> <p><b>(4) 非常用照明</b></p> <p>非常用照明は、耐震性は確保されていないが、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能であるため、照明を確保する手段として有効である。</p>	<p>備考</p> <p>・自主対策設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉はブローアウトパネル閉止装置を原子炉建物原子炉棟内に設置し、ブローアウトパネルの開閉状態に関わらず閉止動作が可能であるため、ブローアウトパネル閉止装置の関連設備として強制開放装置は設置ない</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>⑤の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 16. 1. 1. 1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は, 中央制御室換気空調系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立性を有した設備構成とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンペ) は, コントロール建屋に保管し, 中央制御室換気空調設備とは共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は, 中央制御室内及び中央制御室待避室内に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は, 遮断器を設けることで中央制御室の非常用照明設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電气的分離を図る設計とする。</u></p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は, 中央制御室の非常用照明設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>データ表示装置 (待避室) は, 計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電气的分離を図る設計とする。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系は, 非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</u></p>		<p>3. 16. 1. 1. 1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室換気系及び非常用ガス処理系は, 多重性を有する非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>再循環用ファン, チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン, 非常用ガス処理系排気ファン及び原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は, 非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u></p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ) は, 中央制御室の非常用照明と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室) は, 計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電气的分離を図る設計とする。</u></p>	<p>・記載構成の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉は, 多様性, 位置的分散について記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室換気系はDB兼SA設備であり電源による多様性を有している</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ③の相違。空気ポンペが代替するDB設備及び他のSA設備は無い</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は, 防止設備ではなく代替するDB設備がないため, 多様性及び位置的分散の要求事項は該当せず, 記載しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>電源設備の多様性、位置的分散については、「3.14 電源設備」に記載する。</p>		<p>電源設備の多様性、位置的分散については、「3.14 電源設備」に記載する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>3. 16. 1. 1. 2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽 (常設) は, <u>コントロール建屋と一体のコンクリート構造物とし, 倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型), 中央制御室可搬型陽圧化空調機, 中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ), データ表示装置 (待避室), 酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は, 他の設備から独立して使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は, 遮断器により, 中央制御室の非常用照明と電氣的に分離することで, 中央制御室の非常用照明に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>は, 飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機, 中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ), 可搬型蓄電池内蔵型照明, 差圧計, 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は, 固定により, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は, 設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で, 重大事故等対処設備として使用することにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>3. 16. 1. 1. 2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽は, <u>制御室建物と一体のコンクリート構造物とし, 倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽は制御室建物内に設置し, 倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>再循環用ファン, チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン, 中央制御室待避室正圧化装置 (空気ボンベ), プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室), 中央制御室差圧計, 待避室差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及びLEDライト (三脚タイプ)</u>は, 他の設備から独立して使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は, 他の設備から独立して使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ)</u>は, 他の設備から独立して使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>は, 飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ボンベ), LEDライト (三脚タイプ), 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は, 固定により, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は, 設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で, 重大事故等対処設備として使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>・記載構成の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号炉は悪影響防止について記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の中央制御室待避室遮蔽はコンクリート構造でない</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ①, ②の相違 島根 2 号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ②の相違 島根 2 号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.16.1.1.3 容量等 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、想定される重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するため、運転員の放射線被ばくを防止するとともに中央制御室内の換気に必要な容量を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットは、想定される重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するため、運転員を過度の放射線被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機のフィルタユニットは、必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、6号及び7号炉それぞれ1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機のブロワユニットは、必要な容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、6号及び7号炉それぞれ1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台(6号及び7号炉共用)の合計6台を保管する設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)は、想定される重大事故等時において中央制御室待避室の居住性を確保するため、中央制御室待避室を陽圧化することにより、必要な運転員の窒息を防止及び給気ライン以外から中央制御室待避室内へ外気の流入を一定時間遮断するために必要な容量を有するものを1セット174本使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット174本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として20本以上(6号及び7号炉共用)の合計194本以上を保管する。</p> <p><u>データ表示装置(待避室)は、中央制御室待避室に待避中の運転員が、発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために必要なデータの伝送及び表示が可能な設計とする。</u></p>		<p>3.16.1.1.3 容量等 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファンは、設計基準事故対処設備の中央制御室換気系と兼用しており、運転員を過度の被ばくから防護するための中央制御室内の換気に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</u></p> <p><u>非常用チャコール・フィルタ・ユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、想定される重大事故等時においても、中央制御室の運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</u></p> <p>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンベ)は、想定される重大事故等時において中央制御室待避室の居住性を確保するため、中央制御室待避室を正圧化することにより、必要な運転員の窒息を防止及び給気ライン以外から中央制御室待避室内へ外気の流入を一定時間遮断するために必要な容量を有するものを15本使用する。保有数は、15本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として35本の合計50本を保管する。</p> <p><u>プラントパラメータ監視装置(中央制御室待避室)は、中央制御室待避室に待避中の運転員が、発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために必要なデータの表示が可能なものを1個使用する。保管数は、1個に加えて、故障時及び保守点検による</u></p>	<p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は容量等について記載 ・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室換気系の再循環用ファン、チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン及び非常用チャコール・フィルタ・ユニットはDB設備としての仕様にてSA設備として使用可能</p> <p>・運用及び設備の相違 【柏崎6/7】 待避室内の容積及び待避要員数の相違に伴うポンベ必要本数の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、想定される重大事故等時に、運転員が中央制御室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを1セット3台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット3台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計4台を保管する設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室内とコントロール建屋、中央制御室待避室内とコントロール建屋の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1セット2個使用する。</p> <p>保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2個に加えて故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個(6号及び7号炉共用)の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、1セット3個使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット3個に加えて故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個(6号及び7号炉共用)の合計4個を保管する設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機は、設計基準事故対処設備としての仕様が、想定される重大事故等時において、中央制御室の運転員の被ばくを低減できるよう、原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、主排気筒(内筒)を通して排気口から放出するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>		<p>待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する設計とする。</p> <p>LEDライト(三脚タイプ)は、想定される重大事故等時に、運転員が中央制御室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを2個使用する。保有数は、2個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室差圧計は、中央制御室の正圧化された室内と外気との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</p> <p>待避室差圧計は、中央制御室待避室の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、各2個使用する。保有数は、各2個に加えて故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各3個を保管する設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排気ファンは、設計基準事故対処設備としての仕様が、想定される重大事故等時において、中央制御室の運転員の被ばくを低減できるよう、原子炉建物原子炉棟内を負圧に維持するとともに、排気筒に沿わせて設ける排気管を通して排気口から放出するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 制御室の容積の相違に伴う照明台数の相違</p> <p>・設備の相違、申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 測定場所の相違に伴う濃度計台数の相違</p> <p>・記載方針の装置 【柏崎6/7】 島根2号炉は非常用ガス処理系排気管の設置状況を詳細に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>3. 16. 1. 1. 4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽（常設），<u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</u>，<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>，<u>データ表示装置（待避室）</u>，<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>，<u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は，<u>コントロール建屋内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は，<u>コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室遮蔽（可搬型），<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>，<u>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）</u>，<u>データ表示装置（待避室）</u>，<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>，<u>差圧計</u>，<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>の接続及び操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機は，<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系の操作は，想定される重大事故等時において，中央制御室で可能な設計とする。</p>		<p>3. 16. 1. 1. 4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽，<u>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）</u>，<u>LEDライト（三脚タイプ）</u>，<u>中央制御室差圧計</u>，<u>待避室差圧計</u>，<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は，<u>制御室建物内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>再循環用ファン</u>，<u>チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>，<u>非常用チャコール・フィルタ・ユニット及び中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンベ）</u>は<u>廃棄物処理建物の中央制御室バウンダリ内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>は，<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンベ），<u>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）</u>，<u>LEDライト（三脚タイプ）</u>，<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>の接続及び操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排気ファンは，<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系の操作は，想定される重大事故等時において，中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>・記載構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は環境条件等について記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①，②，③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <p>・設備及び設備の設置場所の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①，②，③の相違</p> <p>島根 2 号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設のため接続を伴わない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 16. 1. 1. 5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、<u>中央制御室待避室遮蔽（常設）</u>は、<u>コントロール建屋と一体構造とし、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</u>は、<u>中央制御室待避室の均圧室内の壁面に固定して保管することで、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>、<u>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）</u>、<u>データ表示装置（待避室）</u>、<u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>は、<u>付属の操作スイッチにより設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故等時において、現場での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系給排気隔離弁は、電源供給ができない場合においても、現場操作が可能となるように手動操作ハンドルを設け、現場で人力により確実に操作が可能な設計とする。</p>		<p>3. 16. 1. 1. 5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>制御室建物と一体構造とし、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽は、中央制御室内に設置されており、重大事故等時において、特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンベ）、<u>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）</u>、<u>中央制御室差圧計</u>、<u>待避室差圧計</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、中央制御室の操作盤のスイッチでの操作が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、電源供給ができない場合においても、現場において人力による操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>LEDライト（三脚タイプ）</u>は、通常時に使用する設備ではなく、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p><u>中央制御室換気系は、中央制御室の操作スイッチにより中央制御室で操作可能な設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故等時において、現場での弁操作により、通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系弁の運転モード切替に使用する空気作動弁は、<u>駆動源（空気）が喪失した場合又は電源供給ができない場合においても、現場操作が可能となるように手動操作ハンドルを設け、現場で人力により確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>非常用ガス処理系の起動に使用する空気作動弁は、駆動源（空気）が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり、現場で人力による操作が不要な構造とする。</u></p>	<p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は操作性の確保について記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の中央制御室待避室遮蔽はコンクリート構造でない</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②、③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ③の相違</p> <p>・構成の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p><u>データ表示装置 (待避室)</u> は、通常は、操作を行わずに常時伝送が可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u> は、全交流動力電源喪失時に、内蔵している蓄電池により自動で点灯する設計とする。</p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u> は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p><u>差圧計</u> は、<u>汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し</u>、指示を監視することが可能な設計とする。</p> <p><u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u> は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u> は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>、<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>、<u>差圧計</u>、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u> は、<u>屋内のアクセスルート</u>を確保できる設計とし、<u>設置場所にて固定できる設計とする。</u></p> <p>また、中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) は、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>		<p><u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u> は、<u>汎用の電源ケーブル及びネットワークケーブルを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し</u>、原子炉施設の主要な計測装置を継続して監視が可能な設計とする。</p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ) の電源ケーブルの接続は</u>、<u>コンセントによる接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続が可能な設計とする。</u></p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ)</u> は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室差圧計及び待避室差圧計</u> は、<u>操作を必要とせず、直ちに指示を監視することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>LEDライト (三脚タイプ)</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u> は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u> は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避室正圧化装置 (空気ポンベ) は、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>島根 2 号炉は SGT のダンプについて記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は常時使用状態とはしない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設のため接続を伴わない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>②, ③の相違</p> <p>島根 2 号炉の中央制御室差圧計及び待避室差圧計は常設</p>

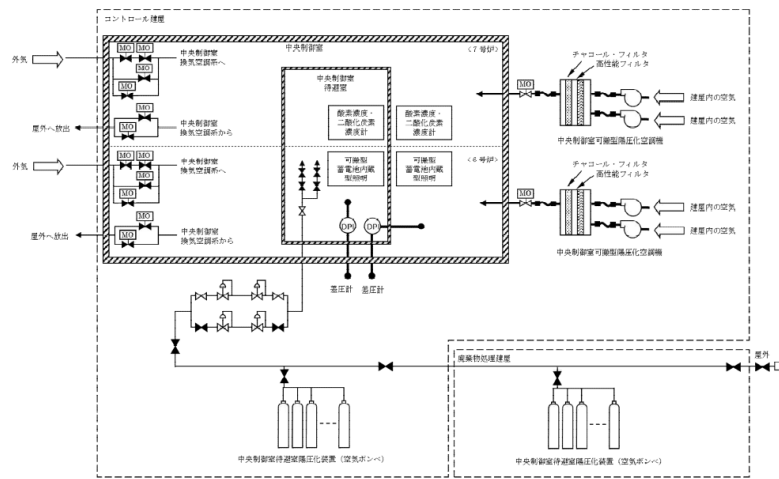


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>3. 16. 1. 1. 6 試験検査</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽（常設），<u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</u>は，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>，中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ），<u>データ表示装置（待避室）</u>，<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>，差圧計及び<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u>は，発電用原子炉の<u>運転中又は停止中に分解又は取替え</u>が可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また，非常用ガス処理系<u>排風機</u>は，発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>3. 16. 1. 1. 6 試験検査</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽は，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンベ），<u>プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）</u>，<u>LEDライト（三脚タイプ）</u>，<u>中央制御室差圧計</u>，<u>待避室差圧計</u>，<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>再循環用ファン，チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン及び非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u>は，発電用原子炉の運転中又は停止中に，<u>系統隔離運転モード及び加圧運転モードによる機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>再循環用ファン及びチャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>は，発電用原子炉の停止中に<u>分解</u>が可能な設計とする。</p> <p><u>非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u>は，発電用原子炉の運転中又は停止中に<u>差圧確認が可能な設計とする。</u>また，<u>非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u>は，<u>発電用原子炉の停止中に内部確認を行えるように，点検口を設ける設計とし，性能の確認を行えるように，フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</u></p> <p>非常用ガス処理系は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また，非常用ガス処理系<u>排気ファン</u>は，発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>は，<u>発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</u>また，<u>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</u>は，<u>発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>・記載構成の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は試験検査について記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②，③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</p>

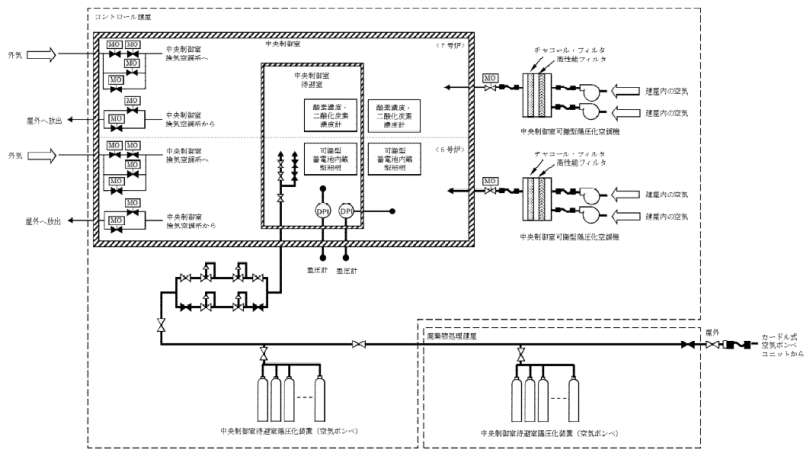
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.16-1表 中央制御室(重大事故等時)(常設)の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室遮蔽(6号及び7号炉共用)</u>  厚さ <input type="text"/> mm 以上  材料 コンクリート</p> <p>b. <u>中央制御室待避室遮蔽(常設)(6号及び7号炉共用)</u>  厚さ コンクリート <input type="text"/> mm 以上  鉛 <input type="text"/> mm 以上  材料 <u>コンクリート及び鉛</u></p> <p>c. <u>無線連絡設備(常設)(6号及び7号炉共用)</u>  第3.19-1表 通信連絡を行うために必要な設備(常設)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. <u>衛星電話設備(常設)(6号及び7号炉共用)</u>  第3.19-1表 通信連絡を行うために必要な設備(常設)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. <u>データ表示装置(待避室)</u>  <u>個数 2</u></p>		<p>第3.16-1表 中央制御室(重大事故等時)(常設)の設備の主要機器仕様(1/2)</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室遮蔽(1号及び2号炉共用)</u>  厚さ <input type="text"/> mm 以上  材料 コンクリート</p> <p>b. <u>中央制御室待避室遮蔽</u>  厚さ 鉛 <input type="text"/> mm相当以上</p> <p>材料 <u>鉛及び鋼板</u></p> <p>c. <u>中央制御室換気系</u>  <u>(a) 非常用チャコール・フィルタ・ユニット</u>  <u>基数 1</u>  <u>よう素除去効率 95%以上(相対湿度70%以下において)</u>  <u>粒子除去効率 99.9%以上(0.3μm粒子に対して)</u>  <u>(b) 再循環用ファン</u>  <u>台数 1(予備1)</u>  <u>容量 約120,000m<sup>3</sup>/h/台</u>  <u>(c) チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン</u>  <u>台数 1(予備1)</u>  <u>容量 約32,000m<sup>3</sup>/h/台</u></p> <p>d. <u>無線通信設備(固定型)</u>  第3.19-1表 通信連絡を行うために必要な設備(固定型)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. <u>衛星電話設備(固定型)</u>  第3.19-1表 通信連絡を行うために必要な設備(固定型)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>f. <u>中央制御室差圧計</u>  <u>個数 1</u></p> <p>g. <u>待避室差圧計</u>  <u>個数 1</u></p>	<p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  島根2号炉の待避室遮蔽は鉛等により遮蔽性能を確保する</p> <p>・設備及び運用の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  ③の相違</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7】  島根2号炉のプラントパラメータ監視装置は可搬  島根2号炉の中央制御室差圧計及び待避室は常設</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 中央制御室の運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>a. 非常用ガス処理系</p> <p>(a) 非常用ガス処理系排風機</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul> <p>基数 1 (予備1)</p> <p>系統設計流量 約2,000m<sup>3</sup>/h</p> <p>(原子炉区域内空気を 1 日に 0.5 回換気できる量)</p> <p>b. 原子炉建屋ブローアウト閉止装置</p> <p>個数 1</p>		<p>第3.16-1表 中央制御室(重大事故等時)(常設)の設備の主要機器仕様(2/2)</p> <p>(2) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>a. 非常用ガス処理系</p> <p>(a) 非常用ガス処理系排気ファン</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul> <p>台数 1 (予備1)</p> <p>系統設計流量 約4,400m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>(原子炉建物原子炉棟内空気を 1日に1回換気できる量)</p> <p>b. 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置</p> <p>個数 2</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>設計の相違に伴う設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p>

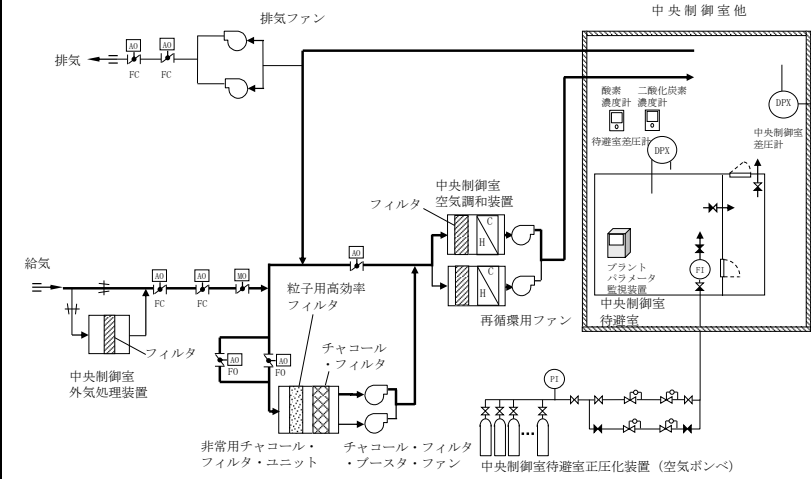
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>第3. 16-2 表 中央制御室 (重大事故等時) (可搬型) の設備の 主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機 (6 号及び7 号炉共用)</u></p> <p>(a) <u>フィルタユニット</u> 台数 <u>2 (予備1)</u> よう素除去効率 <u>99.9%以上</u> 粒子除去効率 <u>99.9%以上</u></p> <p>(b) <u>ブロワユニット</u> 台数 <u>4 (予備2)</u> 容量 <u>約1,500m<sup>3</sup>/h (1 台当たり)</u></p> <p>b. <u>中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) (6 号及び7 号 炉共用)</u></p> <p>(a) <u>空気ポンベ</u> 本数 <u>174 (予備 20 以上)</u> 容量 <u>約47 L/本</u> 充填圧力 <u>約15MPa[gage]</u></p> <p>c. <u>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) (6 号及び7 号炉共用)</u> 厚さ <input type="text" value=""/> mm 以上 材料 <u>鉛</u></p> <p>d. <u>可搬型蓄電池内蔵型照明 (6 号及び7 号炉共用)</u> 個数 <u>3 (予備1)</u></p> <p>e. <u>差圧計 (6 号及び7 号炉共用)</u> 個数 <u>2 (予備1)</u></p> <p>f. <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (6 号及び7 号炉共用)</u> 個数 <u>3 (予備1)</u></p>		<p>第3. 16-2表 中央制御室 (重大事故等時) (可搬型) の設備の主 要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室待避室正圧化装置 (空気ポンベ)</u></p> <p>(a) <u>空気ポンベ</u> 本数 <u>15 (予備 35 以上)</u> 容量 <u>約50L/本</u> 充填圧力 <u>約20MPa[gage]</u></p> <p>b. <u>LEDライト (三脚タイプ)</u> 個数 <u>2 (予備1)</u></p> <p>c. <u>酸素濃度計</u> 個数 <u>2 (予備1)</u></p> <p>d. <u>二酸化炭素濃度計</u> 個数 <u>2 (予備1)</u></p> <p>e. <u>プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室)</u> 個数 <u>1 (予備1)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 待避室内の容積及び待 避要員数の相違に伴う ポンベ必要本数・容量・ 圧力の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 ・申請号炉数の相違 【柏崎 6/7】 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の中央制御 室差圧計及び待避室差 圧計は常設 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉のプラント パラメータ監視装置は 可搬</p>



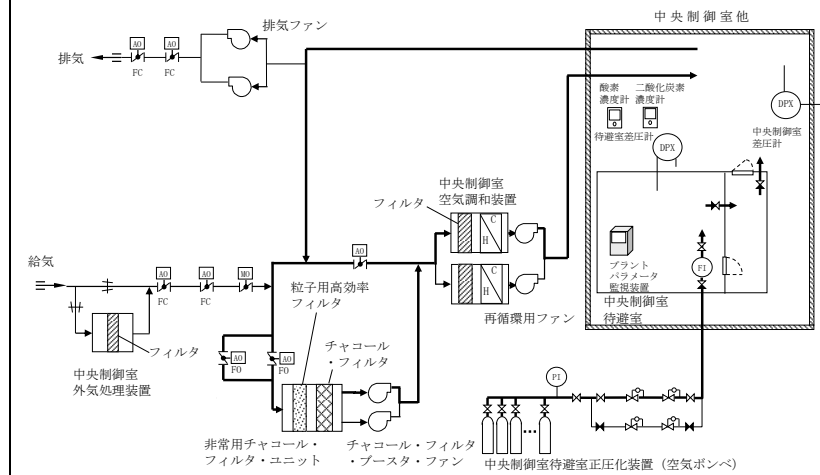
第3.16-1 図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図  
 (居住性を確保するための設備(中央制御室可搬型陽圧化空調機))



第 3.16-2 図 中央制御室（重大事故等時）系統概略図  
 (居住性を確保するための設備（中央制御室待避室陽圧化装置))



第3.16-1 図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図  
 (居住性を確保するための設備（中央制御室換気系))



第3.16-2 図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図  
 (居住性を確保するための設備（中央制御室待避室正圧化装置（空気ポンベ)))

・設備の相違  
 【柏崎 6/7】

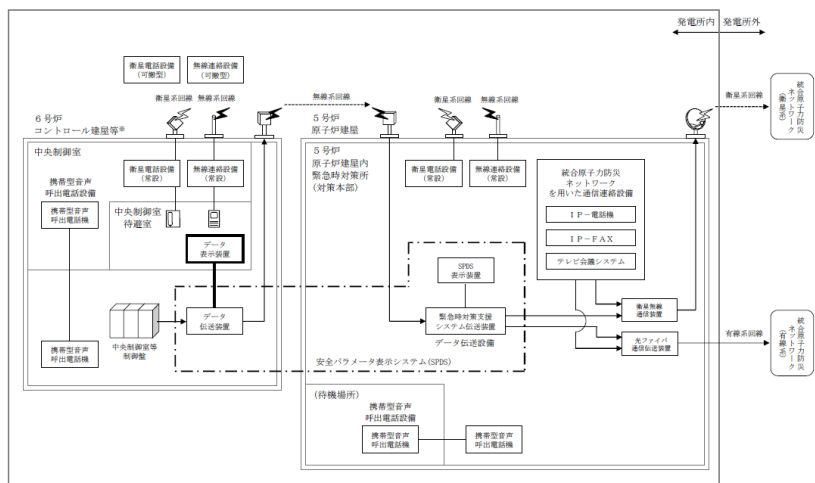
・設備の相違  
 【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

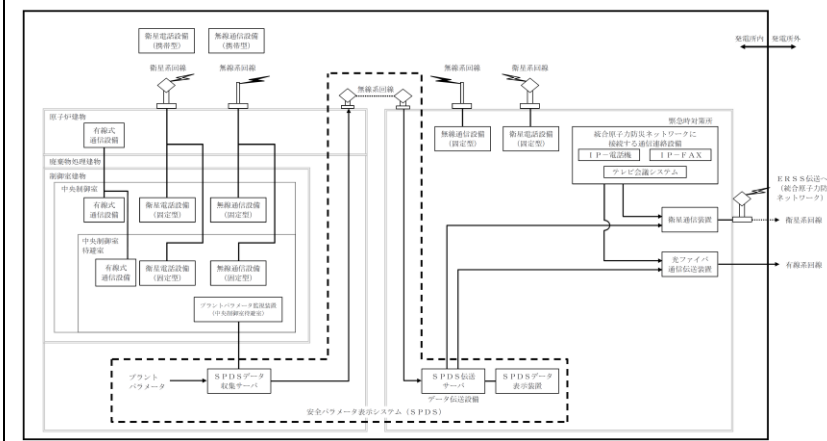
東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第 6.10-4 図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図（通信連絡設備等）



第 3.16-3 図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図  
 （居住性を確保するための設備（プラントパラメータ監視装置（中央制御室待避室）、無線通信設備（固定型）、衛星電話設備（固定型））

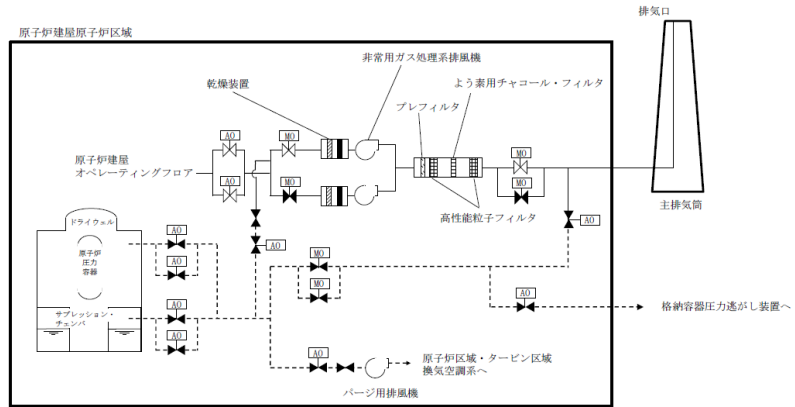
・設備の相違  
 【柏崎 6/7】  
 設置する設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

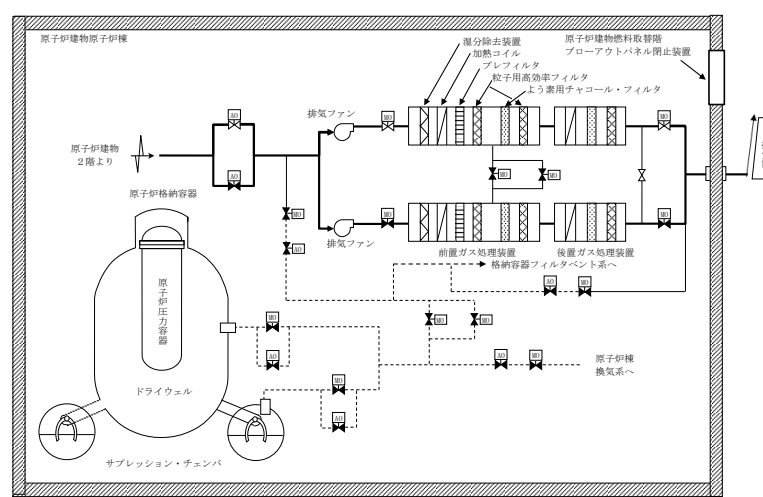
東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

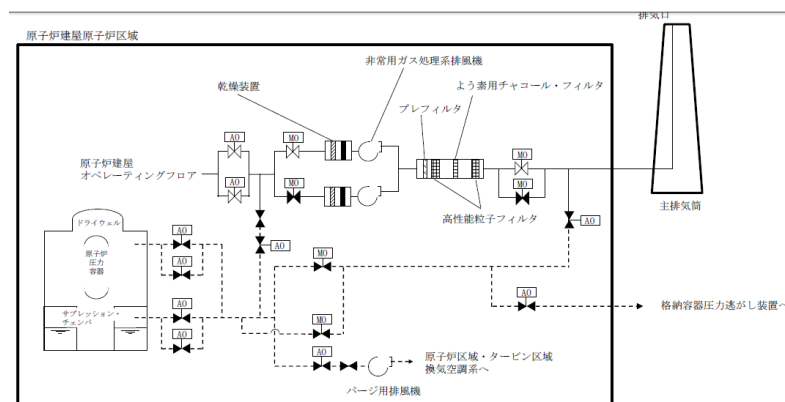


第3.16-3 図(1) 中央制御室 (重大事故等時) 系統概要図  
(運転員の被ばくを低減するための設備 (非常用ガス処理系)) (6号炉)



第3.16-4 図 中央制御室 (重大事故等時) 系統概要図  
(運転員の被ばくを低減するための設備 (非常用ガス処理系, 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置))

・設備の相違  
【柏崎 6/7】



第3.16-3 図(2) 中央制御室 (重大事故等時) 系統概要図  
(運転員の被ばくを低減するための設備 (非常用ガス処理系))  
(7号炉)

・申請号炉数の相違  
【柏崎 6/7】

まとめ資料比較表 [60条 監視測定設備]

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="225 436 2433 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 436 421 499">相違No.</th> <th data-bbox="421 436 2433 499">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 499 421 562">①</td> <td data-bbox="421 499 2433 562">島根2号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 562 421 625">②</td> <td data-bbox="421 562 2433 625">島根2号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備（3.14 電源設備）から給電可能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 625 421 688">③</td> <td data-bbox="421 625 2433 688">島根2号炉は、他号炉と設備を共用しない</td> </tr> </tbody> </table>				相違No.	相違理由	①	島根2号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続	②	島根2号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備（3.14 電源設備）から給電可能	③	島根2号炉は、他号炉と設備を共用しない
相違No.	相違理由										
①	島根2号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続										
②	島根2号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備（3.14 電源設備）から給電可能										
③	島根2号炉は、他号炉と設備を共用しない										



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17 監視測定設備【60条】 【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>		<p>3.17 監視測定設備【60条】 【設置許可基準規則】</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第3.17-1 図から第3.17-5 図に示す。</p>	<p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.1-2 図から第8.1-4 図に示す。</p>	<p>3.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第3.17-1 図から第3.17-4 図に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型モニタリングポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型モニタリングポスト</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬型モニタリングポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>の指示値は、無線により伝送し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で監視できる設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>で測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型モニタリングポスト</u></li> </ul>	<p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>周辺監視区域境界</u>付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>で測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の電源は、<u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型モニタリング・ポスト</u></li> </ul>	<p>3.17.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬式モニタリング・ポスト</u>による放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>を使用する。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所敷地境界</u>付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>また、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の指示値は、衛星系回線により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>で測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の電源は、<u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬式モニタリング・ポスト</u></li> </ul>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、左記場所以外には設置しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>可搬型放射線計測器</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ, <u>よう素測定装置</u>又は <u>GM 計数装置</u>が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射線計測器</u> (ダスト・よう素サンプラの代替として<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>よう素測定装置</u>の代替としてNaI シンチレーションサーベイメータ, <u>GM 計数装置</u>の代替として<u>GM 汚染サーベイメータ</u>) を使用する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>のうちNaI シンチレーションサーベイメータ及び <u>GM 汚染サーベイメータ</u>の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は, 蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型放射線計測器</u> (<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>NaI シンチレーションサーベイメータ</u>, <u>GM 汚染サーベイメータ</u>)</li> </ul> <p>c. <u>可搬型放射線計測器</u>等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射線計測器</u>及び<u>小型船舶</u>(海上モニタリング用)を使用する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し,</p>	<p>b. <u>可搬型放射能測定装置</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ, <u>よう素測定装置</u>又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射能測定装置</u> (ダスト・よう素サンプラの代替として<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>よう素測定装置</u>の代替としてNaI シンチレーションサーベイ・メータ, <u>ダストモニタ</u>の代替として<u>β線サーベイ・メータ</u>及び<u>ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</u>) を使用する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>のうちNaI シンチレーションサーベイ・メータ, <u>β線サーベイ・メータ</u>及び<u>ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</u>の電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は, <u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型放射能測定装置</u> (<u>可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>NaI シンチレーションサーベイ・メータ</u>, <u>β線サーベイ・メータ</u>及び<u>ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</u>)</li> </ul> <p>c. <u>可搬型放射能測定装置</u>等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として, <u>可搬型放射能測定装置</u>, <u>電離箱サーベイ・メータ</u>及び<u>小型船舶</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>及び<u>電離箱サーベイ・メータ</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び</p>	<p>b. <u>放射能測定装置</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ, <u>よう素モニタ</u>又は<u>ダストモニタ</u>が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として, <u>放射能測定装置</u> (ダスト・よう素サンプラの代替として<u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>よう素モニタ</u>の代替として<u>NaI シンチレーション・サーベイ・メータ</u>, <u>ダストモニタ</u>の代替として<u>GM汚染サーベイ・メータ</u>) を使用する。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中)を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし, 放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>放射能測定装置</u>のうちNaI シンチレーション・サーベイ・メータ及びGM汚染サーベイ・メータの電源は, 乾電池を使用する設計とし, <u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>の電源は, <u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は, 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>放射能測定装置</u> (<u>可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>, <u>NaI シンチレーション・サーベイ・メータ</u>, <u>GM汚染サーベイ・メータ</u>)</li> </ul> <p>c. <u>放射能測定装置</u>等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として, <u>放射能測定装置</u>及び<u>小型船舶</u>を使用する。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は, 重大事故等が発生した場合に, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中, 水中, 土壌中)及び放射線量を監視し, 及び測定し, 並び</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の放射能観測車に搭載しているダストモニタは, β線測定用であるため, その代替としてGM汚染サーベイ・メータを使用</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては、<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>を用いる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器のうちNaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ）</u></li> <li>・<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u></li> </ul> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定</u> 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型気象観測装置</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の指示値は、<u>無線</u>により伝送し、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の電源は、蓄電池を使用する設計と</p>	<p>放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置のうちNaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ並びに電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ）</u></li> <li>・<u>電離箱サーベイメータ</u></li> <li>・小型船舶</li> </ul> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</u> 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型気象観測設備</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の指示値は、<u>衛星系回線</u>により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の電源は、<u>外部バッテリー</u>を使用す</p>	<p>にその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては、<u>小型船舶</u>を用いる設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置のうちNaIシンチレーション・サーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬式ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーション・サーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ）</u></li> <li>・<u>小型船舶</u></li> </ul> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定</u> 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬式気象観測装置</u>を使用する。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>の指示値は、<u>衛星系回線</u>により伝送し、<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>の電源は、<u>蓄電池</u>を使用する設計と</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型気象観測装置</u></li> </ul> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは、<u>常用所内電源</u>に接続しており、<u>常用所内電源が喪失した場合は、代替交流電源設備であるモニタリング・ポスト用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、定期的に燃料を給油することで、モニタリング・ポストでの監視、及び測定、並びに記録を継続できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>モニタリング・ポスト用発電機</u></li> </ul> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様を第3.17-1表に示す。</p>	<p>る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬型気象観測設備</u></li> </ul> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは、<u>非常用交流電源設備</u>に接続しており、<u>非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</u></li> <li>・<u>可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</u></li> <li>・<u>代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</u></li> <li>・<u>燃料給油設備（10.2 代替電源設備）</u></li> </ul> <p><u>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</u></p> <p><u>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び燃料給油設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</u></p>	<p>する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>可搬式気象観測装置</u></li> </ul> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは、<u>非常用所内電源</u>に接続しており、<u>非常用所内電源が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>常設代替交流電源設備（3.14 電源設備）</u></li> </ul> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様を第3.17-1表に示す。</p> <p><u>常設代替交流電源設備については、「3.14 電源設備」にて記載する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉のモニタリング・ポストは、非常用所内電源に接続（以下、①の相違）</p> <p>島根2号炉のモニタリング・ポストは、常設代替交流電源設備（3.14 電源設備）から給電可能（以下、②の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.2 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は, 屋外のモニタリング・ポストと離れた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び屋外の高台保管場所に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は, 屋外に保管する放射能観測車と離れた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は, 予備と分散して屋外の高台保管場所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は, 屋外の気象観測設備と離れた屋外の高台保管場所に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は, 常用所内電源設備と離れた屋外のモニタリング・ポスト2, 5, 8周辺エリアに設置することで, 共通要因によって同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>3.17.1.3 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>, <u>可搬型放射線計測器</u>, <u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は, 他の設備から独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は, 通常時は遮断器により切り離し, 重大事故等時に遮断器を投入することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は, 屋外のモニタリング・ポストと離れた緊急時対策所建屋内に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>は, 屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所建屋内に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は, 予備と分散して屋外の可搬型重大事故等対処設備保管場所に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は, 屋外の気象観測設備と離れた緊急時対策所建屋内に分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>, <u>可搬型放射能測定装置</u>, <u>電離箱サーベイ・メータ</u>, <u>小型船舶</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は, 他の設備から独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>3.17.1.2 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は, 屋外のモニタリング・ポストと離れた第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は, 屋内に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策所内に保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は, 予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は, 屋外の気象観測設備と離れた第1保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>3.17.1.3 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>, <u>放射能測定装置</u>, <u>小型船舶</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は, 他の設備から独立して単独で使用可能とし, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①, ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.4 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は, モニタリング・ポストに給電する設備であるため, モニタリング・ポストと同様に6号及び7号炉で共用することで, 操作に必要な時間及び要員を減少させて安全性の向上を図る設計とする。</u></p> <p>3.17.1.5 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測器は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポストの保有数は, 6号及び7号炉共用で, モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての9台, 発電所海側等での監視・測定のための5台, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)を保管する。</u></p>	<p>8.1.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト, 可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリング・ポストの保有数は, モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての4台, 発電所海側等での監視・測定のための5台, 緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</u></p>	<p>3.17.1.4 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>3.17.1.5 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト及び放射能測定装置は, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう, 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u></p> <p><u>可搬式モニタリング・ポストの保有数は, モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての6台, 発電所海側での監視・測定のための3台, 緊急時対策所の正圧化判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は, 他号炉と設備を共用しない(以下, ③の相違)</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは, 最大10台使用し, 左記場所以外には設置しない</p>



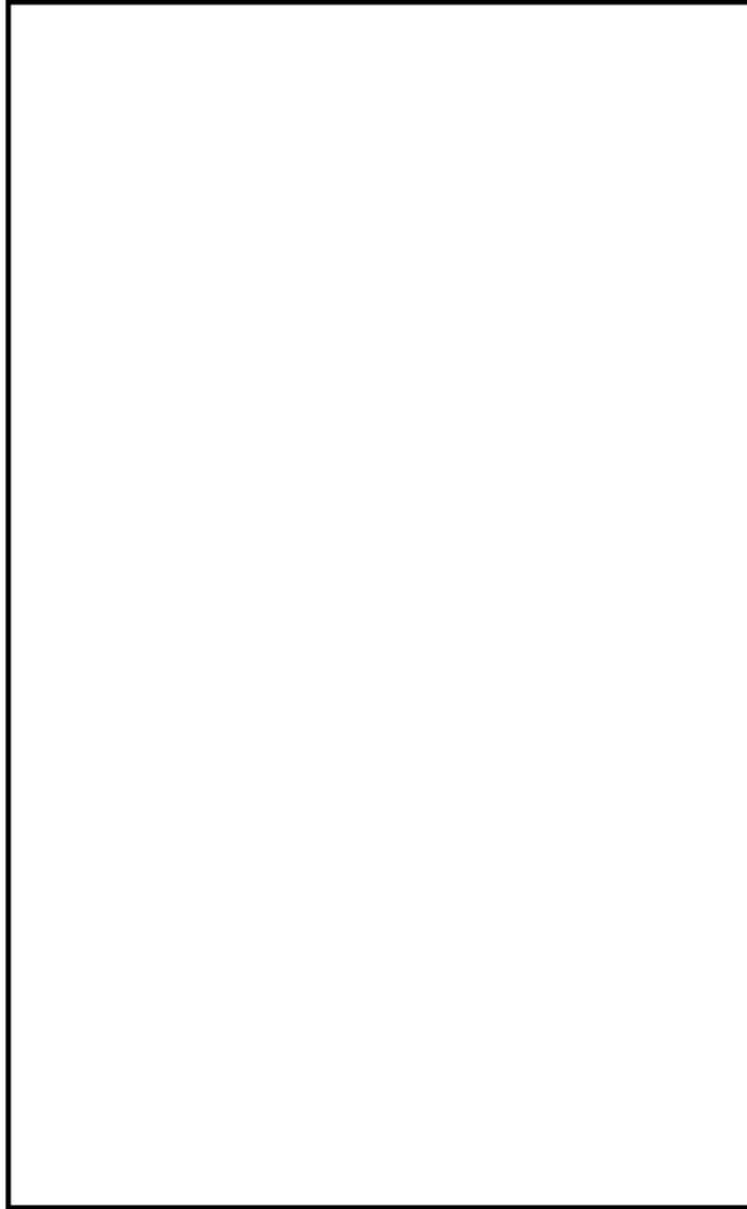
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型放射線計測器のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。可搬型放射線計測器のうちZnSシンチレーションサーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p> <p><u>小型船舶（海上モニタリング用）は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p> <p><u>可搬型気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測装置の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として、6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、常用所内電源復旧までの期間、モニタリング・ポスト3台に必要な電力を供給できる容量を有するものを6号及び7号炉共用で3台設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポスト、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測装置の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</u></p>	<p><u>可搬型放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。電離箱サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</u></p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な艇数として1艇と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇を保管する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト、可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、外部バッテリー又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p><u>放射能測定装置のうち可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。放射能測定装置のうちα・β線サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</u></p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な個数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬式モニタリング・ポスト、可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α・β線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び可搬式気象観測装置の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.17.1.6 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び屋外</u>に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型放射線計測器</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、<u>屋外</u>に保管し、及び屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は、<u>屋外</u>に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型気象観測装置</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は、<u>屋外</u>に設置し、<u>想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>3.17.1.7 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は、<u>屋内及び屋外</u>のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。<u>可搬型モニタリングポスト</u>及び<u>可搬型気象観測装置</u>は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、<u>緊急時対策所建屋内</u>に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、<u>緊急時対策所建屋内</u>に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型放射能測定装置</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は、<u>屋外</u>に保管し、及び屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、<u>小型船舶</u>は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。<u>小型船舶</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は、<u>緊急時対策所建屋内</u>に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬型気象観測設備</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>8.1.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は、<u>屋内及び屋外</u>のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬型気象観測設備</u>は、測定器と外部バッテリーを簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p>	<p>3.17.1.6 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>は、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置</u>は、<u>緊急時対策所内</u>に保管し、並びに屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>放射能測定装置</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管し、並びに屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、<u>小型船舶</u>は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。<u>小型船舶</u>の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p><u>可搬式気象観測装置</u>は、<u>第1保管エリア及び第4保管エリア</u>に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。<u>可搬式気象観測装置</u>の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>3.17.1.7 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は、<u>屋外</u>のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>及び<u>可搬式気象観測装置</u>は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の設置には、屋内アクセスルートを通行しない</p>

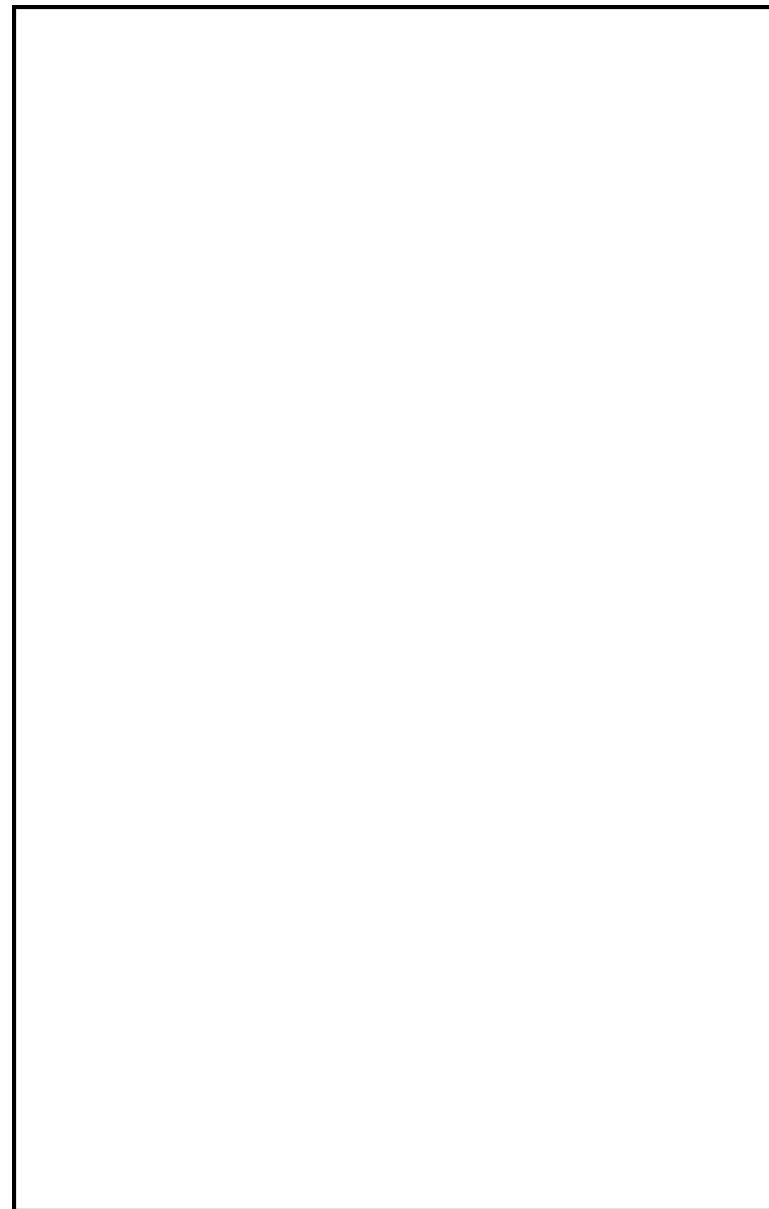
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型放射線計測器</u>は、<u>屋内及び屋外のアクセスルート</u>を通行し、人が携行して使用可能な設計とする。<u>可搬型放射線計測器</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p><u>小型船舶 (海上モニタリング用)</u>は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。<u>小型船舶 (海上モニタリング用)</u>は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は、<u>設置場所において、操作スイッチにより操作できるとともに、遮断器操作により通常時に使用する系統からの切り替え操作</u>ができる設計とする。</p> <p>3.17.1.8 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>、<u>可搬型放射線計測器のうちNaIシンチレーションサーベイメータ</u>、<u>GM汚染サーベイメータ</u>、<u>ZnSシンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ</u>並びに<u>可搬型気象観測装置</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>及び<u>小型船舶 (海上モニタリング用)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認(特性確認)及び外観の確認ができる設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は、<u>発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬負荷による機能・性能の確認(特性確認)</u>ができる設計とする。また、<u>分解検査が可能な設計</u>とする。</p>	<p><u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、<u>屋内及び屋外のアクセスルート</u>を通行し、人が携行して使用可能な設計とする。<u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータ</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p><u>放射線管理設備の主要設備及び仕様</u>を第8.1-2表に示す。</p> <p>8.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、<u>可搬型放射能測定装置のうちNaIシンチレーションサーベイ・メータ</u>、<u>β線サーベイ・メータ</u>、<u>ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</u>及び<u>電離箱サーベイ・メータ</u>並びに<u>可搬型気象観測設備</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ</u>及び<u>小型船舶</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認(特性確認)及び外観の確認ができる設計とする。</p>	<p><u>放射能測定装置</u>は、<u>屋外及び屋内のアクセスルート</u>を通行し、人が携行して使用可能な設計とする。<u>放射能測定装置</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>3.17.1.8 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>、<u>放射能測定装置のうちNaIシンチレーション・サーベイ・メータ</u>、<u>GM汚染サーベイ・メータ</u>、<u>α・β線サーベイ・メータ</u>及び<u>電離箱サーベイ・メータ</u>並びに<u>可搬式気象観測装置</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>放射能測定装置のうち可搬式ダスト・よう素サンプラ</u>及び<u>小型船舶</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認(特性確認)及び外観の確認ができる設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.17-1表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 固定式モニタリング設備</p> <p>(a) モニタリング・ポスト用発電機（6号及び7号炉共用）</p> <p>ディーゼルエンジン</p> <p>個 数 3</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>種 類 3 相同期発電機</p> <p>容 量 約40kVA/台</p> <p>力 率 0.8</p> <p>電 圧 460V</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>b. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）</p> <p>種 類 NaI (Tl) シンチレーション半導体</p> <p>計測範囲 10~10<sup>9</sup>nGy/h</p> <p>個 数 15 (予備1)</p> <p>伝送方法 無線</p> <p>(b) 可搬型放射線計測器（6号及び7号炉共用）</p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>個 数 2 (予備1)</p> <p>(b-2) NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI (Tl) シンチレーション</p> <p>計測範囲 0.1~30μGy/h</p> <p>個 数 2 (予備1)</p> <p>(b-3) GM 汚染サーベイメータ</p> <p>種 類 GM 管</p> <p>計測範囲 0~100kmin<sup>-1</sup></p> <p>個 数 2 (予備1)</p>	<p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬型モニタリング・ポスト</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種 類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器半導体式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ~10<sup>9</sup>nGy/h</p> <p>台 数 10 (予備2)</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(b) 可搬型放射能測定装置</p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>台 数 2 (予備1)</p> <p>(b-2) NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ~30μGy/h</p> <p>台 数 2 (予備1)</p> <p>(b-3) β線サーベイメータ</p> <p>種 類 GM管式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ~99.9kmin<sup>-1</sup></p> <p>台 数 2 (予備1)</p>	<p>第3.17-1表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬式モニタリング・ポスト</p> <p>種 類 NaI (Tl) シンチレーション半導体</p> <p>計測範囲 10~10<sup>9</sup>nGy/h</p> <p>個 数 10 (予備2)</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(b) 放射能測定装置</p> <p>(b-1) 可搬式ダスト・よう素サンプラ</p> <p>個 数 2 (予備1)</p> <p>(b-2) NaI シンチレーション・サーベイメータ</p> <p>種 類 NaI (Tl) シンチレーション</p> <p>計測範囲 0~30ks<sup>-1</sup></p> <p>個 数 2 (予備1)</p> <p>(b-3) GM汚染サーベイメータ</p> <p>種 類 GM管</p> <p>計測範囲 0~100kmin<sup>-1</sup></p> <p>個 数 2 (予備1)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の可搬式モニタリング・ポストは、最大10台使用</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>③の相違</p>

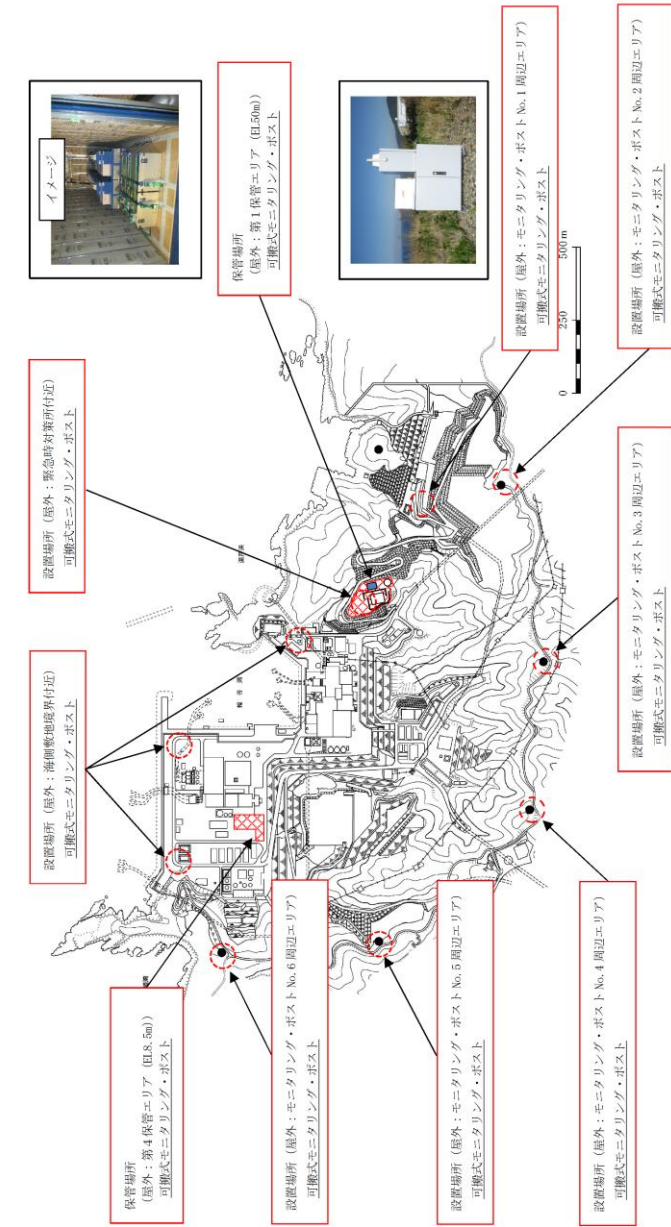
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b-4) <u>ZnS シンチレーションサーベイメータ</u>  種類 ZnS (Ag) シンチレーション  計測範囲 0~100kmin<sup>-1</sup>  個数 1 (予備1)</p> <p>(b-5) <u>電離箱サーベイメータ</u>  種類 電離箱  計測範囲 0.001~<u>1000</u>mSv/h  個数 2 (予備1)</p> <p><u>c. 小型船舶 (海上モニタリング用) (6号及び7号炉共用)</u>  個数 1 (予備1)</p> <p><u>d. 可搬型気象観測装置 (6号及び7号炉共用)</u>  観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量  個数 1 (予備1)  伝送方法 無線</p>	<p>(b-4) <u>ZnS シンチレーションサーベイ・メータ</u>  種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器  計測範囲 B.G. ~99.9kmin<sup>-1</sup>  台数 <u>2</u> (予備1)</p> <p>b. <u>電離箱サーベイ・メータ</u>  種類 電離箱式検出器  計測範囲 0.001 mSv/h~<u>1000</u>mSv/h  台数 <u>1</u> (予備1)</p> <p>c. <u>小型船舶</u>  艇数 1 (予備1)</p> <p>d. <u>可搬型気象観測設備</u>  観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量  台数 1 (予備1)  伝送方法 衛星系回線</p>	<p>(b-4) <u>α・β線サーベイ・メータ</u>  種類 ZnS (Ag) シンチレーション <u>プラスチックシンチレーション</u>  計測範囲 0~100kmin<sup>-1</sup>  個数 <u>1</u> (予備1)</p> <p>(b-5) <u>電離箱サーベイ・メータ</u>  種類 電離箱  計測範囲 0.001~<u>300</u>mSv/h  個数 <u>2</u> (予備1)</p> <p>b. <u>小型船舶</u>  個数 1 (予備1)</p> <p>c. <u>可搬式気象観測装置</u>  観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量  個数 1 (予備1)  伝送方法 衛星系回線</p>	<p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  設備仕様(検出器の種類)の相違</p> <p>・運用の相違  【東海第二】  島根2号炉の放射能測定装置(α・β線サーベイ・メータ)は, 最大1台使用する</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  設備仕様(計測範囲)および配備数量の相違</p> <p>・運用の相違  【柏崎6/7】  ③の相違</p>



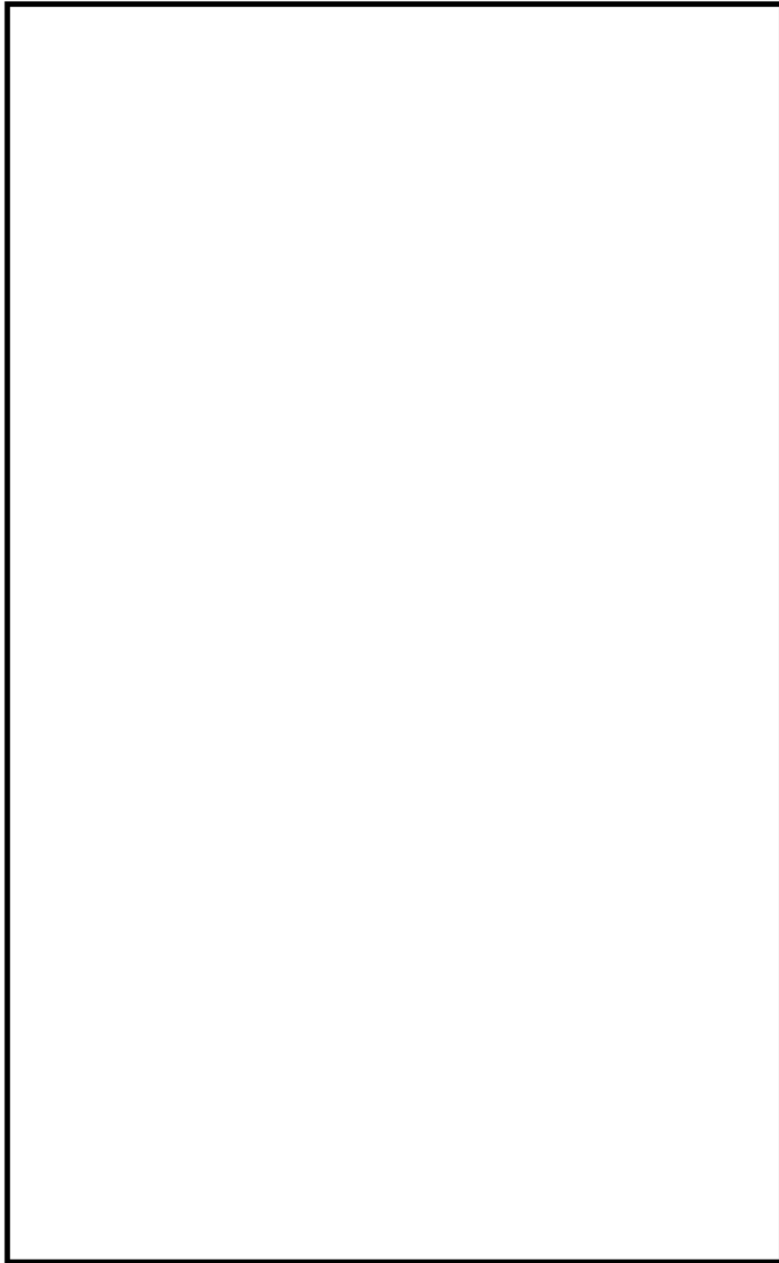
第 3.17-1 図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所図



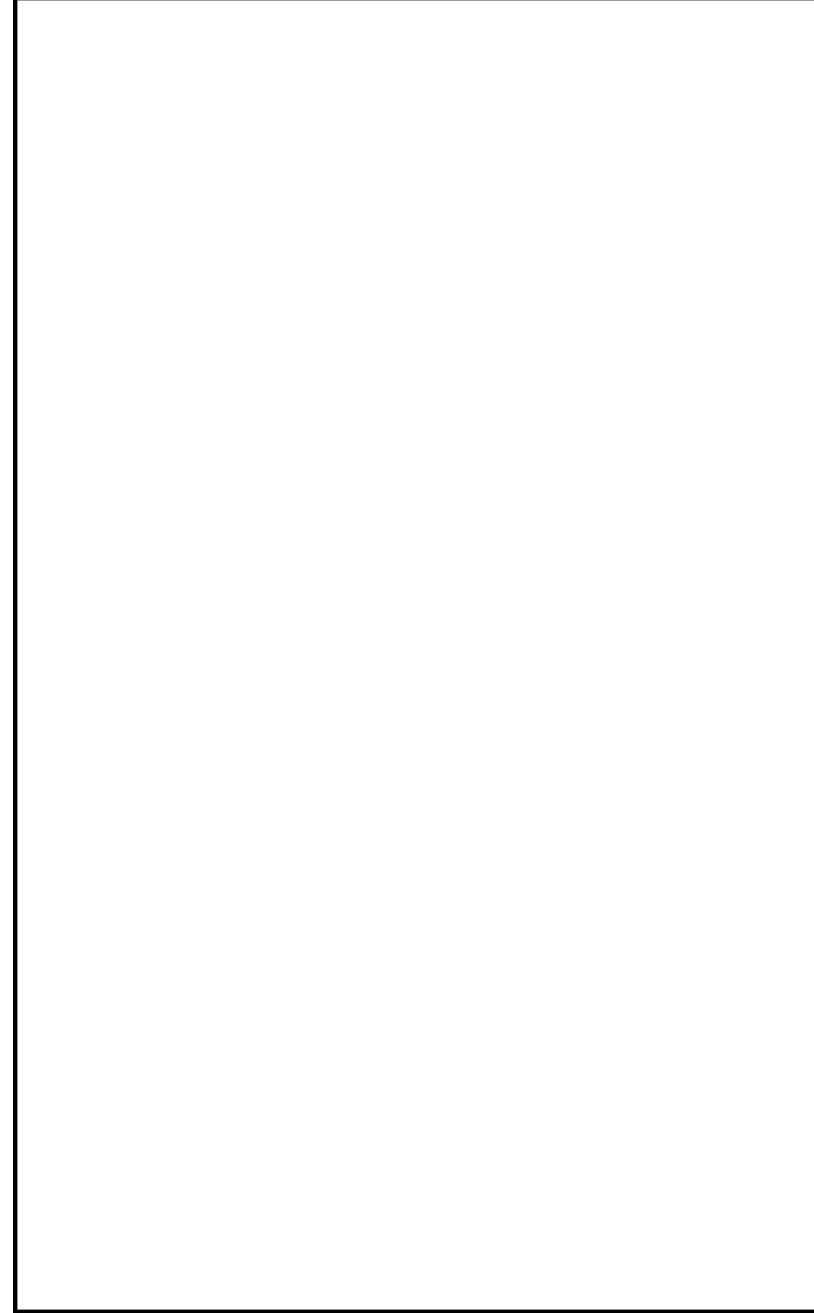
第 8.1-2 図 可搬型モニタリング・ポストの保管場所及び設置場所



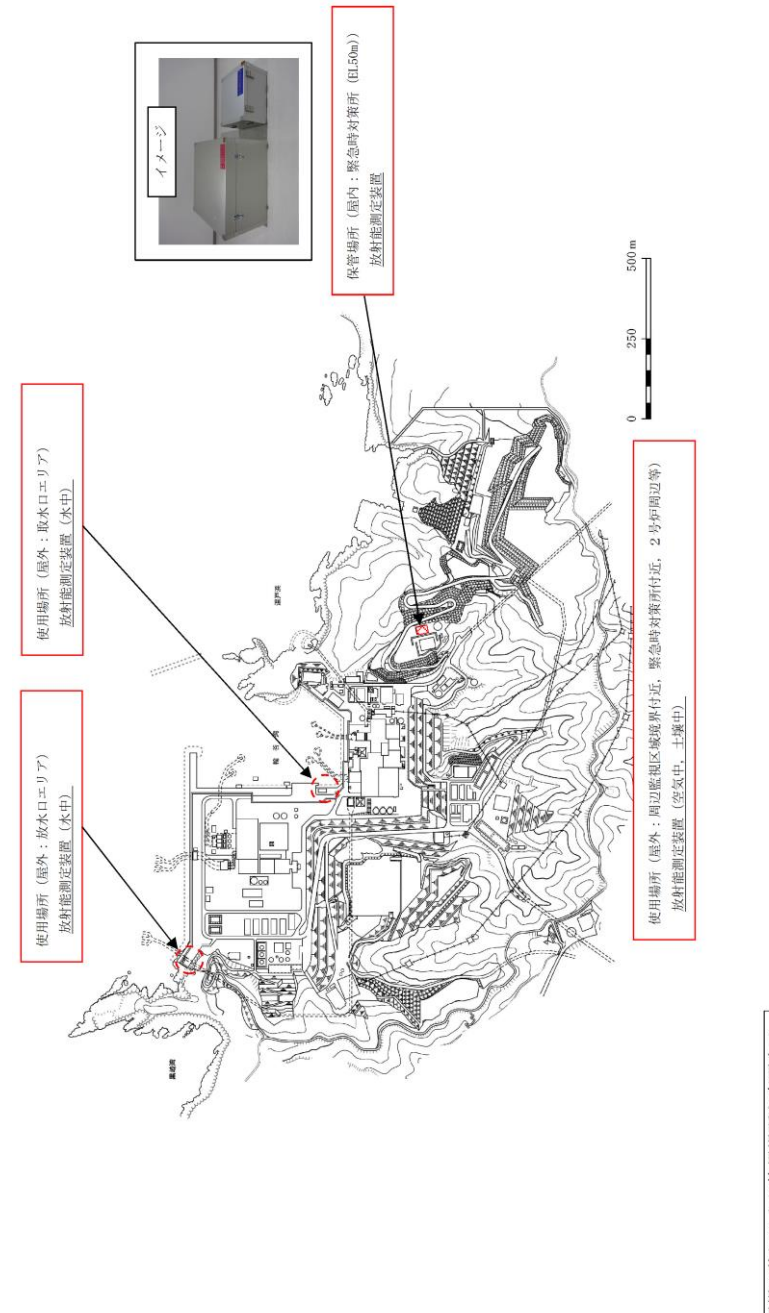
第 3.17-1 図 可搬式モニタリング・ポストの保管場所及び設置場所図



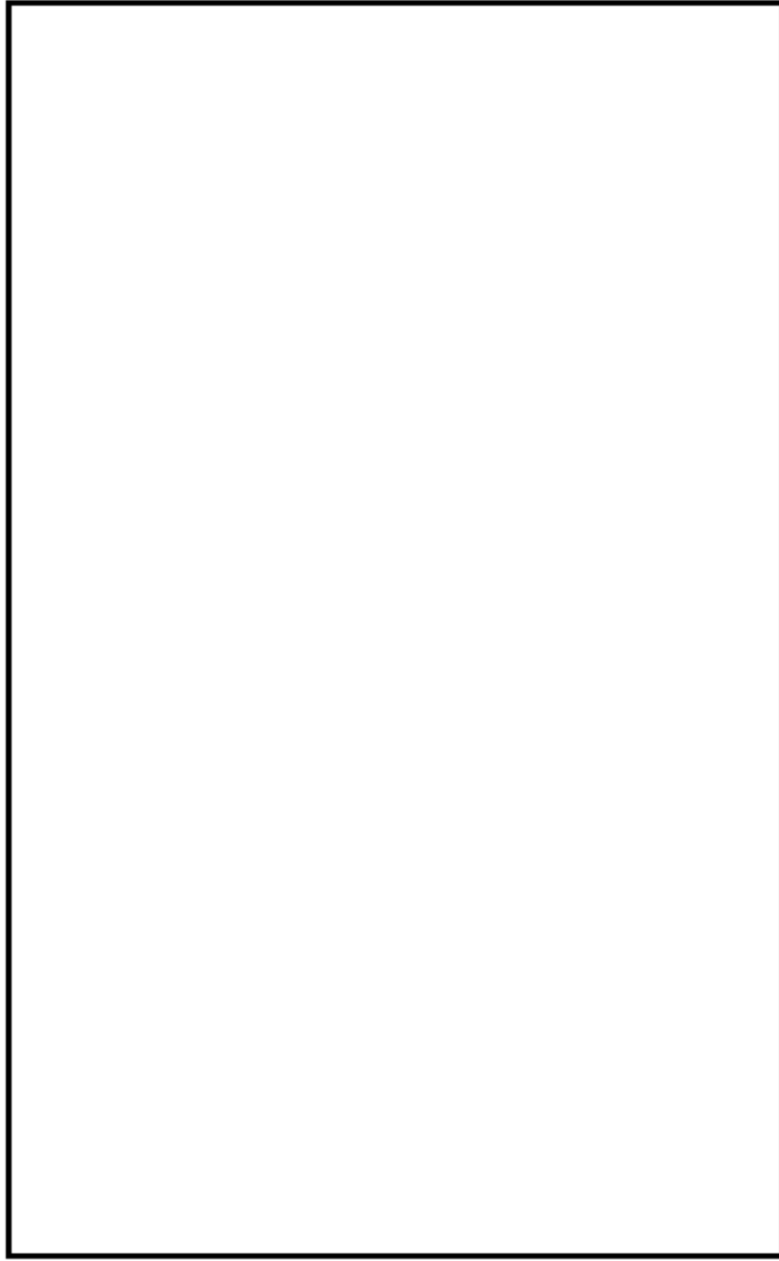
第 3. 17-2 図 放射能測定装置の保管場所及び使用場所図



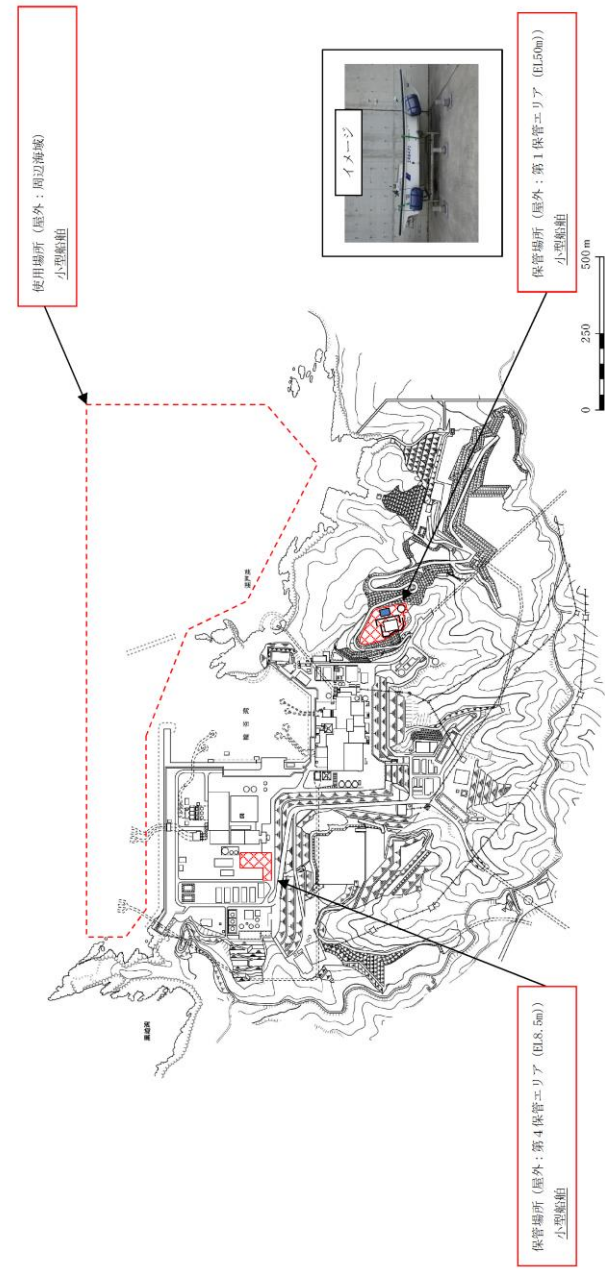
第 8. 1-3 図 可搬型放射能測定装置等の保管場所及び設置場所



第 3. 17-2 図 放射能測定装置の保管場所及び使用場所図

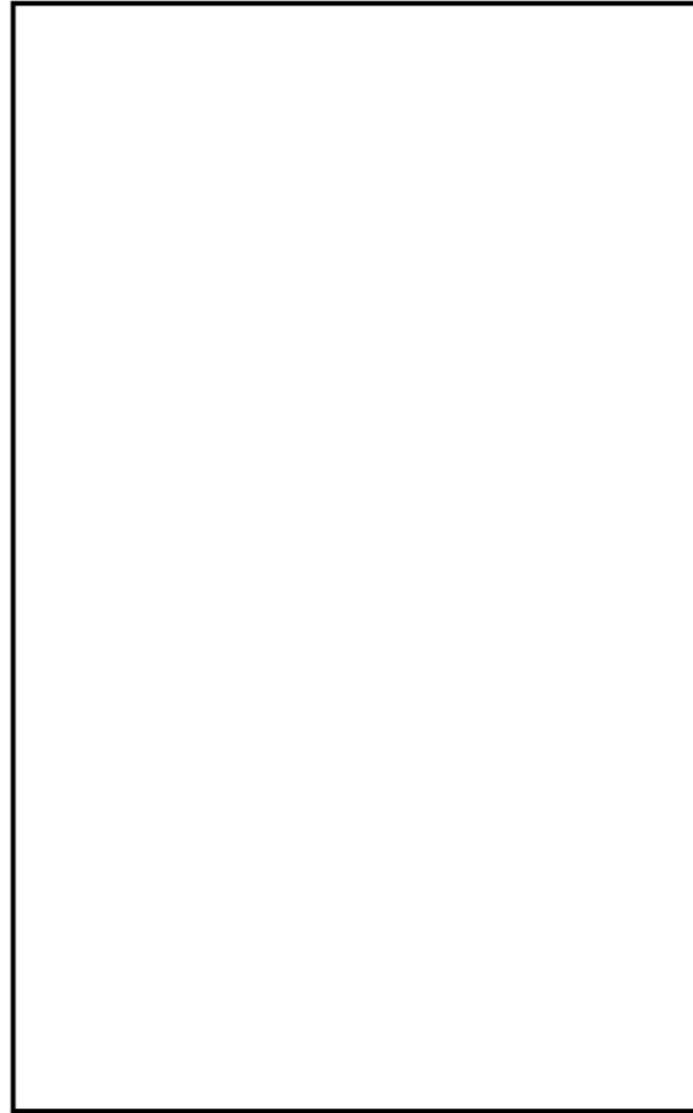


第 3.17-3 図 小型船舶の保管場所図及び使用場所

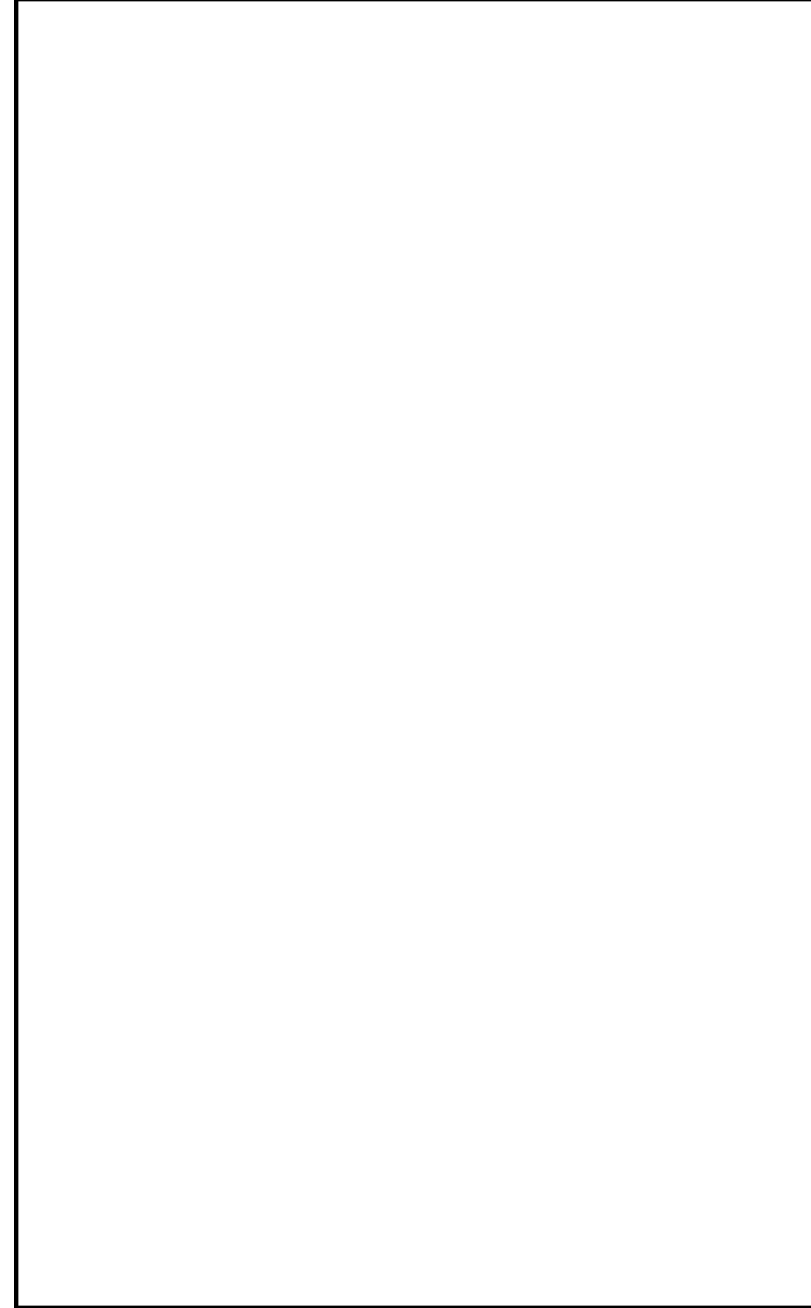


第 3.17-3 図 小型船舶の保管場所及び使用場所図

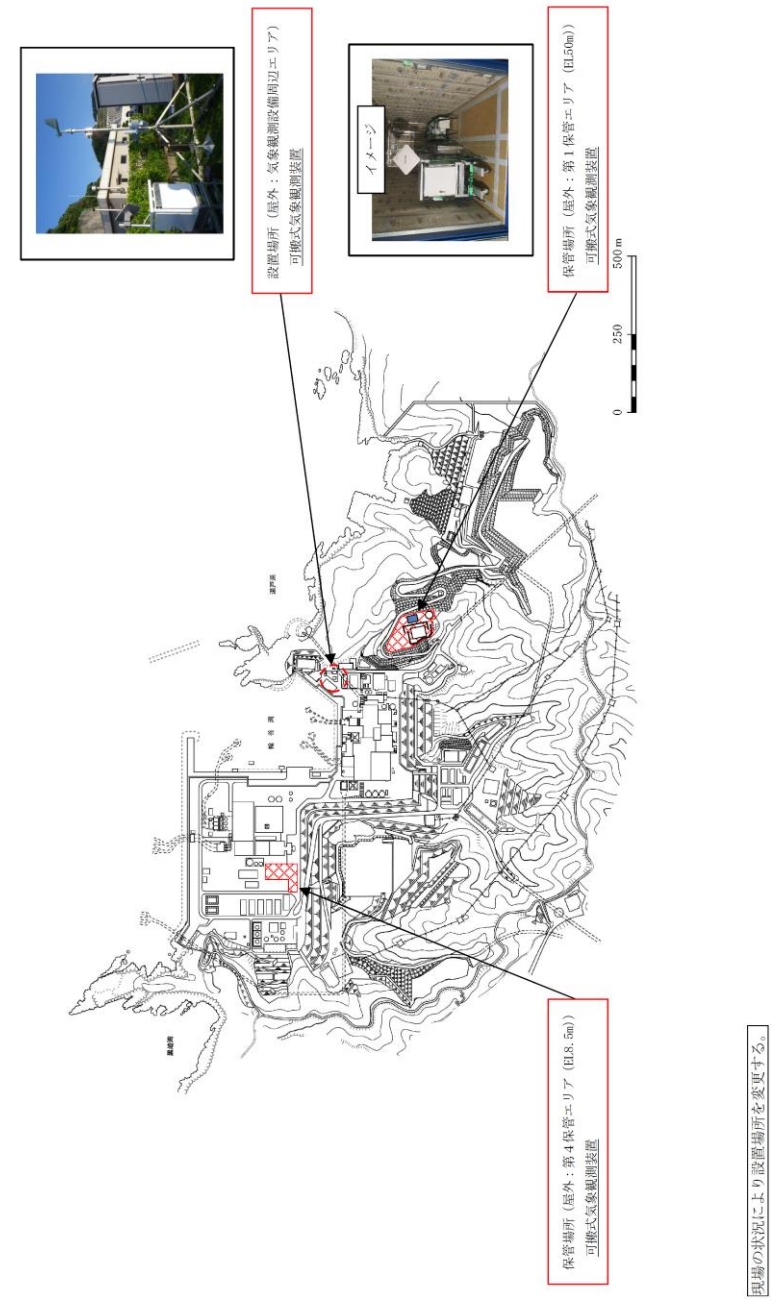




第 3. 17-4 図 可搬式気象観測装置の保管場所及び設置場所図



第 8. 1-4 図 可搬型気象観測設備の保管場所及び設置場所



第 3. 17-4 図 可搬式気象観測装置の保管場所及び設置場所図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 260 902 1444" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="172 1465 902 1499" data-label="Caption"> <p>第 3.17-5 図 モニタリング・ポスト用発電機の設置場所図</p> </div>			

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [61条 緊急時対策所]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉の緊急時対策所は、敷地高さEL50mの高台に新規設置している		
②	島根2号炉は単号炉申請		
③	島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている		
④	島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（可搬型設備）にて、緊急時対策所を正圧化する（島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要）		
⑤	島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備（発電所内）として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する		
⑥	島根2号炉の緊急時対策所用発電機（可搬型設備）は、合計2台配備しており、多重性を有している。また故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える		
⑦	島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する。（当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要）		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b> (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を</p>		<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p><b>【設置許可基準規則】</b> (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>		<p>除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.1 適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第 3.18-1 図から第 3.18-4 図に示す。</p> <p>3.18.1.1 重大事故等対処設備</p> <p><u>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を 5 号炉原子炉建屋内に設置する。</u></p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「2.1.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「2.1.3 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、<u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>10. <u>その他発電用原子炉の附属施設</u></p> <p>10.9 <u>緊急時対策所</u></p> <p>10.9.2 <u>重大事故等時</u></p> <p>10.9.2.1 <u>概要</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1 図から第10.9-6 図に示す。</p> <p>10.9.2.2 <u>設計方針</u></p> <p><u>緊急時対策所として、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成する緊急時対策所を緊急時対策所建屋内に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「<u>1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」、<u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」</u>及び<u>「1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」</u>に基づく設計とする。</p> <p><u>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</u></p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>3.18.1 適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第 3.18-1 図及び第 3.18-2 図に示す。</p> <p>3.18.1.1 <u>重大事故等対処設備</u></p> <p><u>緊急時対策所を、敷地高さ EL.50m の高台に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「<u>2.1.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」及び<u>「2.1.3 重大事故等対処施設の耐津波設計」</u>に基づく設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所</u>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉の緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に新規設置している（以下、①の相違）</p> <p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2 号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していないため記載していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを設ける。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている(以下、③の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所換気空調設備</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽として, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽を設ける。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は, 重大事故が発生した場合において, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって, 対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び室内遮蔽は, <u>待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって, 待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所換気空調設備として, <u>対策本部には, 可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機, 陽圧化装置(空気ポンプ), 二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け, 待機場所には, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置(空気ポンプ)及び差圧計を設ける。</u></p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は, <u>仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</u>また, <u>陽圧化装置(空気ポンプ)は, 放射性雲通過時において, 高気密室を陽圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u>差圧計は, <u>高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p>	<p>a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所非常用換気設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は, 重大事故が発生した場合において, 緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には, 緊急時対策所非常用換気設備として, <u>緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。</u>また, <u>緊急時対策所等の加圧のために, 緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は, 緊急時対策所建屋を正圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また, <u>緊急時対策所加圧設備は, プルーム通過時において, 緊急時対策所等を正圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u>緊急時対策所用差圧計は, <u>緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は, <u>プルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</u></p>	<p>a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所換気空調設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は, 重大事故等が発生した場合において, <u>緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所換気空調設備として, <u>緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)及び差圧計を設ける。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは, <u>可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</u>また, <u>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)は, プルーム通過時において, 緊急時対策所を正圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u>差圧計は, <u>緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは, <u>プルーム通過後の緊急時対策所内を正圧化できる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では, プルーム通過後は, 屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(可搬型設備)にて, 緊急時対策所を正圧化する(島根2号炉は屋外設置であり, 操作も緊急時対策所内から実施するため, 設置場所の換気不要)(以下, ④の相違) ①及び③の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>二酸化炭素吸収装置は、高気密室内の二酸化炭素を除去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋内を換気できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用）</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用）</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用）</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）</u></li> <li>・ <u>差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u></li> </ul>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u></li> </ul>	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急時対策所遮蔽</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所空気浄化送風機</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u></li> <li>・ <u>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）</u></li> <li>・ <u>差圧計</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉は単号炉申請（以下，②の相違）</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違</li> <li>・ 設備の相違 【柏崎6/7，東海第二】 ②の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンプ)(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>差圧計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u></li> </ul> <p>本システムの流路として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト</u>、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(配管・弁)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>酸素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>二酸化炭素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>酸素濃度計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>二酸化炭素濃度計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u></li> </ul> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置</u>による加圧判断のために使用する<u>可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポスト</u>を保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>可搬型エリアモニタ(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>可搬型エリアモニタ(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・ <u>可搬型モニタリングポスト(6号及び7号炉共用)(8.1放射線管理設備)</u></li> </ul>	<p>本システムの流路として、<u>緊急時対策所非常用換気設備ダクト</u>、<u>緊急時対策所加圧設備(配管・弁)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>酸素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> <li>・ <u>二酸化炭素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> </ul> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに<u>緊急時対策所加圧設備</u>による加圧判断のために使用する<u>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポスト</u>を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急時対策所エリアモニタ</u></li> <li>・ <u>可搬型モニタリング・ポスト(8.1放射線管理設備)</u></li> </ul>	<p>本システムの流路として、<u>緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト</u>、<u>緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)</u>、<u>緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁</u>及び<u>緊急時対策所正圧化装置(配管・弁)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>酸素濃度計</u></li> <li>・ <u>二酸化炭素濃度計</u></li> </ul> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに<u>緊急時対策所正圧化装置</u>による<u>正圧化判断</u>のために使用する<u>可搬式エリア放射線モニタ</u>を<u>緊急時対策所に保管する設計</u>とするとともに、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></li> <li>・ <u>可搬式モニタリング・ポスト(8.1放射線管理設備)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の相違【柏崎6/7】①の相違</li> <li>・ 設備の相違【柏崎6/7, 東海第二】②の相違</li> <li>・ 設備の相違【柏崎6/7】②の相違</li> <li>・ 設備の相違【柏崎6/7】①の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置</u>で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム (SPDS) (<u>緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用</u>) (10.12 通信連絡設備)</li> </ul> <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>を設置及び保管する。<u>対策本部と待機場所との間で必要な通信連絡を行うための設備として携帯型音声呼出電話設備</u>を保管する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、<u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所</u>において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム (SPDS) (10.12 通信連絡設備)</li> </ul> <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、<u>SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置</u>で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所</u>において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム (SPDS) (<u>SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置</u>) (10.11 通信連絡設備)</li> </ul> <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>無線通信設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎6/7】②の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】 島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備 (発電所内) として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する (以下、⑤の相違) (有線式通信設備は使用しない)</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉原子炉建屋の屋内外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との間で通話を行うことができる5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>衛星電話設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>無線連絡設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>携帯型音声呼出電話設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> </ul>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>衛星電話設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>無線連絡設備(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>携行型有線通話装置(10.12通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)(10.12通信連絡設備)</u></li> </ul>	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(10.11通信連絡設備)</li> <li>・<u>無線通信設備(10.11通信連絡設備)</u></li> <li>・<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(10.11通信連絡設備)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎6/7】⑤の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7, 東海第二】②の相違</li> <li>・設備の相違【東海第二】⑤の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7, 東海第二】②の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】②及び⑤の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を<u>3台</u>保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ(4kL)により補給できる設計とする。なお、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</u></p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、<u>常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>2台設置</u>することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>により補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、<u>プルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転できる設計とする。</u></p>	<p>(3) 代替交流電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、<u>全交流動力電源が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>燃料給油時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、<u>燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリ</u>により給油できる設計とする。なお、<u>緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を給油せずに運転できる設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは、燃料を給油できる容量を有するものを1台使用する。保有数は1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の緊急時対策所用発電機(可搬型設備)は、合計2台配備しており、多重性を有している。また故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える (以下、⑥の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉の発電機は、プルーム通過前に燃料給油することで、18時間以上連続運転可能となるため、プルームが通過する10時間は燃料補給不要</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉はタンクローリの数及びタンクからの燃料給油運用について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> (6号及び7号炉共用)</li> <li>・<u>負荷変圧器</u> (6号及び7号炉共用)</li> <li>・<u>交流分電盤</u> (6号及び7号炉共用)</li> <li>・<u>可搬ケーブル</u> (6号及び7号炉共用)</li> </ul> <p>・<u>燃料補給設備</u> (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備)</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>については、「8.1 放射線管理設備」に記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線連絡設備, <u>携帯音声呼出電話設備</u>, <u>原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>及び<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p> <p><u>燃料補給設備</u>については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対処設備の主要仕様を第3.18-1表に示す。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所用発電機</u> (東海発電所及び東海第二発電所共用)</li> </ul> <p>・<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u> (東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>・<u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u> (東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線連絡設備, <u>携行型有線通話装置</u>及び<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p>	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所用発電機</u></li> <li>・<u>可搬ケーブル</u></li> <li>・<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u></li> <li>・<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u></li> </ul> <p>・<u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u></p> <p>・<u>タンクローリ</u></p> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>については、「8.1 放射線管理設備」に記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線通信設備及び<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>については、「10.11 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対処設備の主要仕様を第3.18-1表に示す。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>【東海第二】 ②及び設備構成の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料給油は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する (当該設備により、プルーム通過前に燃料給油を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料給油不要) (以下、⑦の相違)</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.1.1.1 多様性, 多重性, 独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部は, 中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋及びそれと一体の遮蔽並びに換気空調設備として, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを有し, 換気空調設備の電源を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。待機場所は, 中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋及びそれと一体の遮蔽及び室内遮蔽並びに換気空調設備として, 可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを有し, 換気空調設備の電源を5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。</u>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所, 対策本部の遮蔽, 高気密室, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置, 可搬型外気取入送風機, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の遮蔽, 室内遮蔽, 可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは, 中央制御室とは離れた5号炉原子炉建屋に保管及び設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 6号及び7号炉原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建屋の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>10.9.2.2.1 多重性, 多様性, 独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については, 「1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は, 中央制御室から独立した緊急時対策所建屋と一体の遮蔽及び非常用換気設備として, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所加圧設備, 緊急時対策所用差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタを有し, 非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所, 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所加圧設備, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは, 中央制御室とは離れた緊急時対策所建屋に保管又は設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は, 1台で緊急時対策所建屋内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台設置することで, 多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは, 原子炉建屋付棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は, 中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>3.18.1.1.1 多様性, 多重性, 独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は, 中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として, 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し, 換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所, 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは, 中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は, 2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は, 中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎6/7】 ③及び④の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】 ③及び④の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違</li> <li>・島根2号炉は, 「3.18.1.1.4 容量等」にて記載【東海第二】</li> <li>・島根2号炉は, 後段にて燃料タンク及びタンクローリの位置的分散について記載【柏崎6/7, 東海第二】</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、<u>2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。待機場所の室内遮蔽は、建屋床面に設置する鋼構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンペ）及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンペ）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、<u>外部からの支援が無くとも、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、<u>1台で緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「<u>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、<u>緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>燃料給油時の切替えを考慮して、合計2台を緊急時対策所に接続することで多重性を有するとともに、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として予備機を2台保管する設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク並びにタービン建物近傍の非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク及び非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクはタービン建物近傍の非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、<u>緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンペ）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑦の相違</p> <p>・東海第二は前段にて貯蔵タンク及び給油ポンプの位置的分散を記載 【東海第二】</p> <p>・島根2号炉は、「3.18.1.1.4 容量等」にて燃料タンク及びタンクローリの容量について記載 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び④の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）は、固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所の緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備用空気ポンプは、固縛等を実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリア放射線モニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は、固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル及び緊急時対策所発電機接続プラグ盤は、通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、輪留めによる固定等を行い保管し、可搬ケーブルは固縛等を実施して屋外（緊急時対策所南側）に保管し、緊急時対策所発電機接続プラグ盤は屋外（緊急時対策所北側）に設置することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、重大事故等時に重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは輪留め等による固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 東海第二の送風機及びフィルタ装置は常設 【柏崎6/7】 ①、③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 保管方法の相違 【東海第二】 島根2号炉は、可搬型設備について記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 島根2号炉は、可搬型設備であるタンクローリについて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.1.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、事故対応において6号及び7号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、対策本部及び待機場所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等を設置する。共用により必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共用・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.4 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として、対策本部に最大86名、待機場所に最大98名を収容することで、合計184名を収容できる設計とする。また、対策要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p>	<p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、緊急時対策所に最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p>	<p>3.18.1.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.4 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として、最大150名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所収容可能人数について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、<u>高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を保管する設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型外気取入送風機は、必要な換気容量を有するもの1セット2台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する。</u></p> <p>対策本部の陽圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故時において対策本部の居住性を確保するため、<u>高気密室を陽圧化し、高気密室内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、123本を保管する。</u></p> <p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、重大事故時に陽圧化装置(空気ポンベ)により高気密室を陽圧化する場合において、対策要員等が二酸化炭素濃度の増加により窒息することを防止できる処理容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1台</u></p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、<u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機1台、緊急時対策所非常用フィルタ装置1基で1セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セット(東海発電所及び東海第二発電所共用)の合計2セットを設置する。</u></p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、<u>身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において緊急時対策所の居住性を確保するため、<u>緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</u></p>	<p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、<u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットそれぞれで1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故等時において緊急時対策所の居住性を確保するため、<u>緊急時対策所を正圧化し、緊急時対策所内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、540本を保管する。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は予備台数を2台としている</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を設置する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する設計とする。</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>待機場所の陽圧化装置(空気ポンプ)は、重大事故時において待機場所の居住性を確保するため、待機場所を陽圧化し、待機場所へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、1,792本を保管する。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>高気密室及び待機場所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所共用)の合計3台を保管する。</u></p> <p><u>差圧計は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所共用)の合計3台を保管する。</u></p> <p><u>可搬型エリアモニタは、重大事故時において、対策本部内及び待機場所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所共用)の合計3台を保管する。</u></p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個(東海発電所及び東海第二発電所共用)のそれぞれ合計2個を保管する。</p> <p><u>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、1台使用する。保有数は東海発電所及び東海第二発電所共用で1台を設置する。</u></p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、重大事故時において、緊急時対策所の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、1台使用する。保有数は1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個のそれぞれ合計2個を保管する。</u></p> <p><u>差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを1台設置する。</u></p> <p><u>可搬式エリア放射線モニタは、重大事故等時において、緊急時対策所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを1台使用する。保有数は、1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、補給時の切替を考慮し、<u>2台を1セットとして使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加え、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</u></p> <p>3.18.1.1.5 環境条件等 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 <u>対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は5号炉原子炉建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u> <u>対策本部の高気密室、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ、待機場所の室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ及び負荷変圧器の操作は、設置場所で可能な設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台使用する。保有数は、多重性確保のための1台を加えた合計2台を設置する。また、<u>東海発電所及び東海第二発電所で共用する。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、東海発電所及び東海第二発電所共用で、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</u> <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、東海発電所及び東海第二発電所共用で、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を給油できるポンプ容量を有する設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 緊急時対策所の遮蔽は、<u>緊急時対策所建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタの操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>燃料給油時の切替を考慮して、合計2台を使用する。保有数は、2台に加え、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として2台を保管する。</u></p> <p><u>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を給油できる容量を有するものを1台使用する。保有数は、1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.5 環境条件等 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、<u>緊急時対策所と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とし、緊急時対策所内で操作可能な設計とする。</u> <u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。設置場所で操作可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 ②の相違 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根2号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備構成及び保管場所の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>・設備及び保管場所の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は、屋外に保管し、設置場所で操作可能</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>対策本部の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機及び差圧計並びに待機場所の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、及び差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型陽圧化空調機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.9.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬式エリア放射線モニタ及び緊急時対策所 低圧母線盤は、緊急時対策所内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所内で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬ケーブルは、屋外に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクの系統構成に必要な操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件等を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)及び差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより、緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>・設備及び保管場所の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉は屋内に保管及び設置し、設置場所内で操作可能</p> <p>・設備及び保管場所の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉は屋外に保管し、設置場所及び緊急時対策所内で操作可能</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p>島根2号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①、③及び④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は緊急時対策内の操作盤から操作し、柏崎6/7は設備に付属のスイッチにより操作する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型陽圧化空調機は、対策本部又は待機場所近傍に保管することで、速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。可搬型陽圧化空調機と接続口との接続は簡便な接続とし、一般的な工具を用いて容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>陽圧化装置（空気ポンプ）は、対策本部又は待機場所近傍に保管し、設置場所及び対策本部内又は待機場所内での弁の手動操作により、速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。</u></p> <p><u>二酸化炭素吸収装置は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型外気取入送風機は、人力により持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機と仮設ダクトの接続については、簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて容易かつ確実に接続することができる設計とする。</u></p> <p><u>差圧計の接続は、簡便な接続とし、容易かつ確実に接続でき、指示を監視できる設計とする。差圧計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬型エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所近傍に保管することで、速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットと接続口との接続は簡便な接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は、緊急時対策所近傍に保管し、設置場所及び緊急時対策所内での弁の手動操作により、速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>可搬式エリア放射線モニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬式エリア放射線モニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬式エリア放射線モニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は接続に工具を使用しない</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の差圧計は常設であり、接続等不要</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、<u>負荷変圧器</u>、<u>交流分電盤及び可搬ケーブル</u>は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、付属の操作スイッチにより、設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。</p> <p><u>負荷変圧器</u>は遮断器を切替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。可搬ケーブルは、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>3.18.1.1.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>対策本部の遮蔽並びに待機場所の遮蔽及び室内遮蔽</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>対策本部の高気密室</u>、<u>可搬型陽圧化空調機</u>、<u>可搬型外気取入送風機</u>、<u>陽圧化装置（空気ボンベ）及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ボンベ）</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機、<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.3 主要設備及び仕様</p> <p><u>緊急時対策所の主要機器仕様を第10.9-2表に示す。</u></p> <p>10.9.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機</u>、<u>緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用差圧計</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は、機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機、<u>可搬ケーブル</u>、<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及びタンクローリ</u>は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチ及び<u>遠隔スイッチ</u>により、設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、遮断器を切替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</p> <p>可搬ケーブルは、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>は、<u>タンクローリへの燃料補給のための系統構成を行う際に、設置場所での必要な手動操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリ</u>は、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留め等による固定が可能な設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機</u>、<u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ボンベ）</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>差圧計</u>、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>は、機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>・島根2号炉は、燃料タンクについて後段で記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉は設置場所及び緊急時対策所内で操作可能</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p>島根2号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>・東海第二は貯蔵タンクについて上段に記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①、③及び④の相違</p>

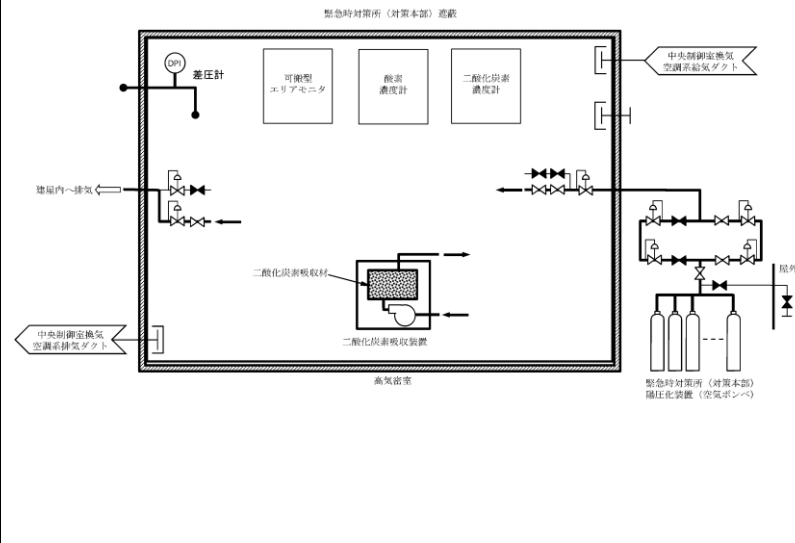
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型エリアモニタ</u>は、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブル</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p><u>緊急時対策所エリアモニタ</u>は、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p><u>可搬式エリア放射線モニタ</u>は、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認並びに停止中に内部の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p><u>タンクローリ</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、<u>分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根 2号炉のタンクローリは可搬型設備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.18-1表 緊急時対策所の重大事故等対処設備の主要仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室(6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 1</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽(6号及び7号炉共用)</p> <p>厚さ <input type="text"/> mm 以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 1(予備1)</p> <p>容量 600m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>効率 高性能フィルタ 99.9%以上</p> <p>活性炭フィルタ 99.9%以上</p> <p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機(6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 2(予備1)</p> <p>風量 600m<sup>3</sup>/h/台</p>	<p>第10.9-2表 緊急時対策所(重大事故等時)主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>第8.3-4表 遮蔽設備(重大事故等時)の設備に記載する。</p> <p>b. 緊急時対策所非常用換気設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>(a) 緊急時対策所非常用送風機(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第3.18-1表 緊急時対策所(重大事故等時)の主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>個数 1</p> <p>(2) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>厚さ <input type="text"/> mm</p> <p>材質 コンクリート</p> <p>(3) 緊急時対策所空気浄化送風機</p> <p>台数 1(予備2)</p> <p>容量 1,500m<sup>3</sup>/h/台</p> <p>(4) 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <p>型式 横型</p> <p>基数 1(予備2)</p> <p>容量 1,500m<sup>3</sup>/h/基</p> <p>効率 単体除去効率 99.97%以上(0.15μm粒子) /</p> <p>95%以上(有機よう素),</p> <p>99%以上(無機よう素)</p> <p>総合除去効率 99.99%以上(0.7μm粒子) /</p> <p>99.75%以上(有機よう素),</p> <p>99.99%以上(無機よう素)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>設備の使用目的は同様だが,設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>また,島根2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p>

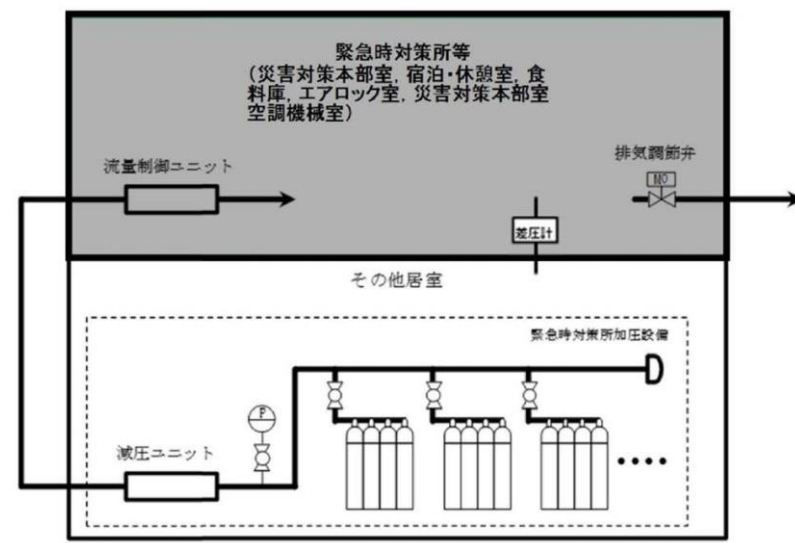
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 <u>123</u>  容量 <u>47L/本</u>  充填圧力 <u>15MPa</u></p> <p>f. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 <u>1(予備1)</u>  風量 <input type="text"/> <u>m<sup>3</sup>/h/台</u>  吸収剤能力 <input type="text"/> <u>m<sup>3</sup>/kg</u></p> <p>g. <u>差圧計(対策本部)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 <u>1(予備1※1)</u></p> <p>h. <u>酸素濃度計(対策本部)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 <u>1(予備1※1)</u>  測定範囲 <u>0~100%</u></p>	<p>c. <u>緊急時対策所加圧設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u>  第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時)(可搬型)設備仕様に記載する。</p> <p>d. <u>緊急時対策所用差圧計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u>  第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. <u>酸素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u>  兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・<u>酸素濃度計(通常運転時)</u>  個数 <u>1(予備1)</u>  測定範囲 <u>0.0~40.0vol%</u></p>	<p>(5) <u>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)</u>  本数 <u>454本(予備86本)</u>  容量 <u>50L/本</u>  充填圧力 約 <u>20MPa</u></p> <p>(6) <u>差圧計</u>  個数 <u>1</u></p> <p>(7) <u>酸素濃度計</u>  個数 <u>1(予備1)</u>  測定範囲 <u>0.0~25.0vol%</u></p>	<p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  ②の相違</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7】  設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載  【東海第二】</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7】  ③の相違</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  ②の相違</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7】  設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載  【東海第二】</p> <p>・設備の相違  【柏崎6/7, 東海第二】  設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>i. <u>二酸化炭素濃度計 (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>個数 1 (予備 1※1) 測定範囲 0~10,000ppm</p> <p>j. <u>可搬型エリアモニタ (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類 半導体 計測範囲 0.001~99.9mSv/h 個数 1 (予備 1※1) ※1 「待機場所」と兼用</p> <p>(2) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</u></p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>厚さ <input type="text"/> mm 以上 材料 コンクリート</p> <p>b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>厚さ コンクリート <input type="text"/> mm 相当以上 材料 鉄, 鉛等</p> <p>c. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>台数 2 (予備 1) 容量 600m<sup>3</sup>/h/台 効率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上</p> <p>d. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>台数 1,792 容量 47L/本 充填圧力 15MPa</p>	<p>f. <u>二酸化炭素濃度計 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・<u>二酸化炭素濃度計 (通常運転時)</u></p> <p>個数 1 (予備 1) 測定範囲 0.0~5.0vol%</p> <p>g. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u></p> <p>第 8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。</p> <p>h. <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>第 8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(8) <u>二酸化炭素濃度計</u></p> <p>個数 1 (予備 1) 測定範囲 0~10,000ppm</p> <p>(9) <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></p> <p>種類 半導体 計測範囲 0.001~999.9mSv/h 個数 1 (予備 1)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違 設備仕様 (計測範囲) の相違</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

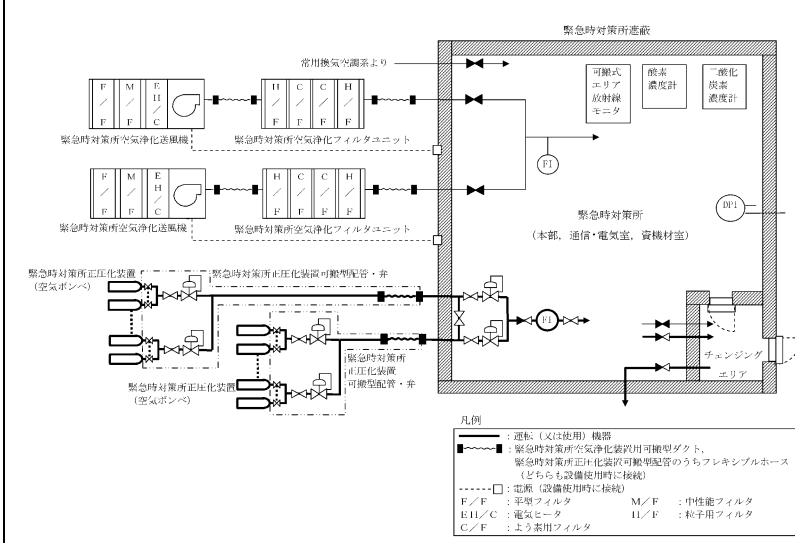
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. <u>差圧計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> 個数 1 (予備1※2)</p> <p>f. <u>酸素濃度計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> 個数 1 (予備1※2) 測定範囲 0~100%</p> <p>g. <u>二酸化炭素濃度計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> 個数 1 (予備1※2) 測定範囲 0~10,000ppm</p> <p>h. <u>可搬型エリアモニタ (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> 種類 半導体 計測範囲 0.001~99.9mSv/h 個数 1 (予備1※2)</p> <p>※1 「待機場所」と兼用 ※2 「対策本部」と兼用</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
<p>(3) <u>電源設備</u></p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> エンジン 個数 2 (予備3) 使用燃料 軽油</p> <p>発電機 個数 2 (予備3) 種類 横軸回転界磁3相同期発電機 容量 約200kVA/台 力率 0.8 電圧 440V 周波数 50Hz</p>	<p>(2) <u>緊急時対策所用発電機 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> エンジン 台数 2 使用燃料 軽油</p> <p>発電機 種類 3 同期発電機(両軸受け式) 台数 2 容量 約1,725kVA/台 力率 0.8 電圧 6,600V 周波数 50Hz</p> <p>(3) <u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 基数 2 容量 約75kL/基 使用燃料 軽油</p> <p>(4) <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 台数 2 容量 約1.3m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</p>	<p>(10) <u>緊急時対策所用発電機</u> 機関 個数 2 (予備2) 使用燃料 軽油</p> <p>発電機 個数 2 (予備2) 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 容量 約220kVA/台 力率 0.8 電圧 210V 周波数 60Hz</p> <p>(11) <u>タンクローリ</u> 個数 1 (予備1) 容量 約3.0m<sup>3</sup>/台</p> <p>(12) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u> 基数 1 容量 約45m<sup>3</sup></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</p> <p>【東海第二】 ②の相違 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根2号炉のタンクローリは可搬型設備</p>



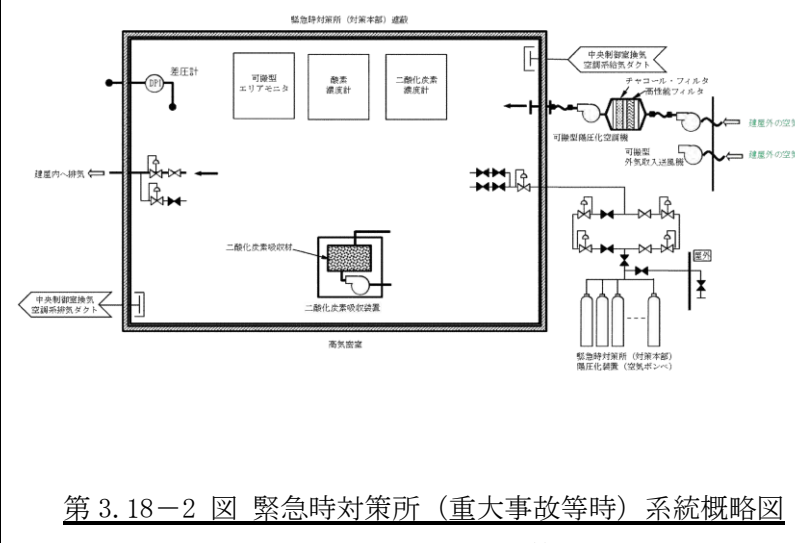
第 3.18-1 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図  
(陽圧化装置 (空気ポンペ) (対策本部))



第 10.9-3 図 緊急時対策所 系統概要図(3)  
(居住性の確保)



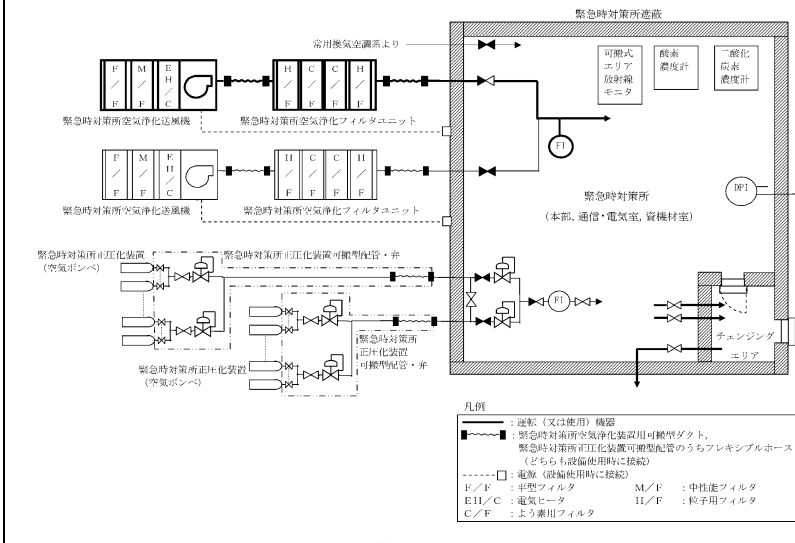
第 3.18-1 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 概略系統図  
(緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) )



第 3.18-2 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図  
(可搬型陽圧化空調機 (対策本部))



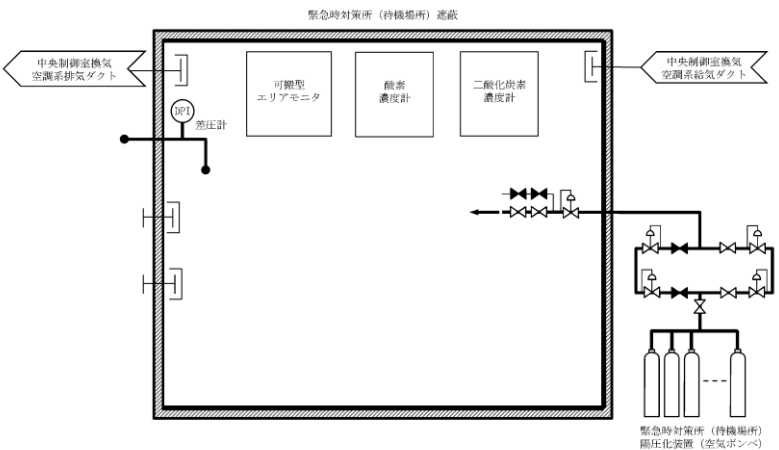

第 10.9-1 図 緊急時対策所 系統概要図(1)  
(居住性の確保)



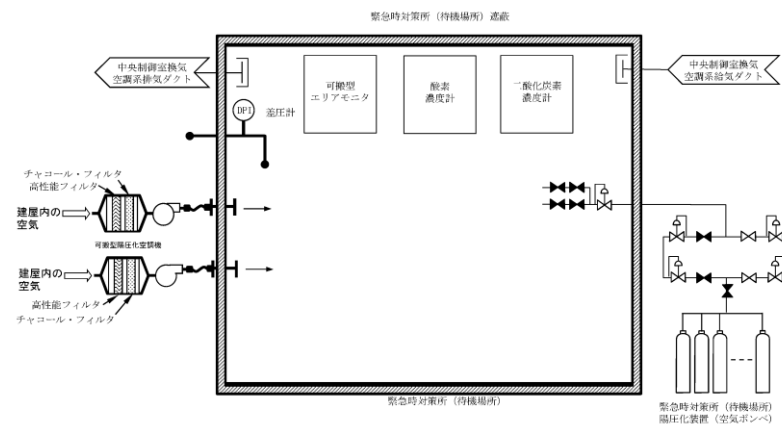
第 3.18-2 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 概略系統図  
(緊急時対策所空気浄化送風機, フィルタユニット)

・設備の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】

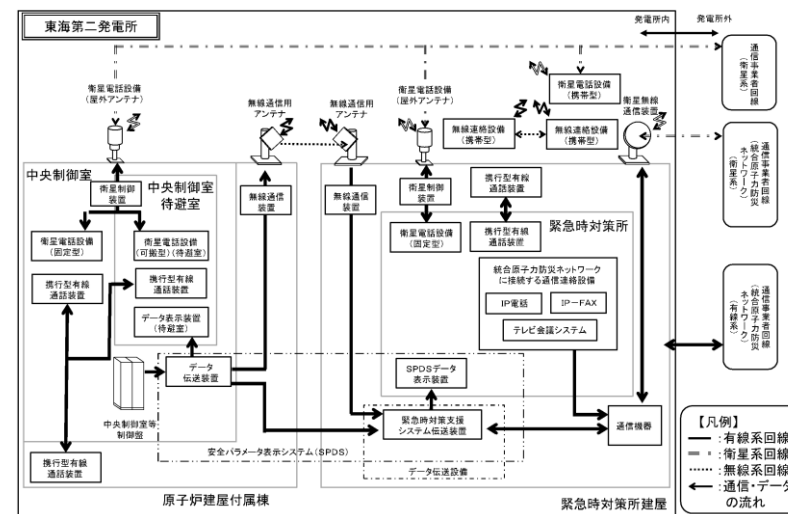
・設備の相違  
【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="192 1333 875 1407">第 3.18-3 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図 (陽圧化装置 (空気ポンプ) (待機場所))</p>	 <p data-bbox="1053 703 1587 787">第 10.9-2 図 緊急時対策所 系統概要図(2) (居住性の確保)</p>		<p data-bbox="2537 1333 2686 1417">・設備の相違 【柏崎 6/7】</p>





第 3.18-4 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図  
(可搬型陽圧化空調機 (待機場所))

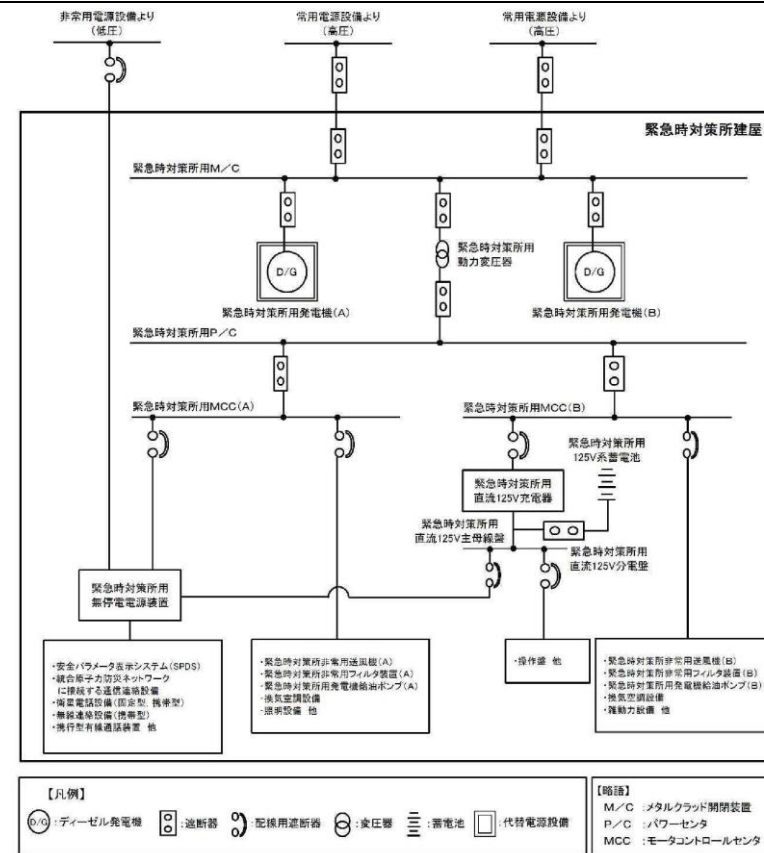


第 10.9-4 図 緊急時対策所 系統概要図(4)  
(必要な情報の把握及び通信連絡)

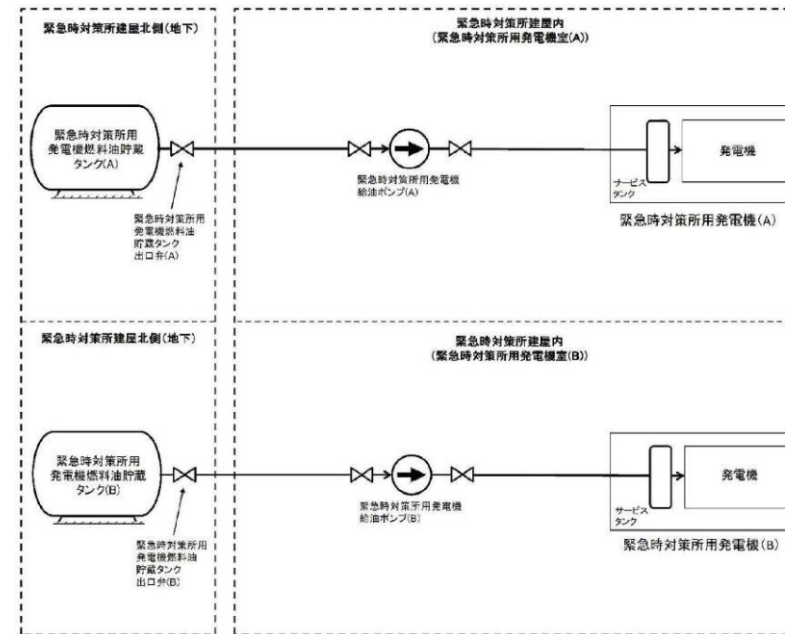
・設備の相違  
【柏崎 6/7】

・島根 2号炉は、添付資料「第 3.18-1 図」にて記載  
【東海第二】

・島根2号炉は、添付資料「第3.18-2図」にて記載  
【東海第二】



第 10.9-5 図 緊急時対策所 系統概要図(5)  
(代替電源設備からの給電)



第 10.9-6 図 緊急時対策所 系統概要図(6)  
(代替電源設備からの給電)

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [62条 通信連絡を行うために必要な設備]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考

まとめ資料比較表 [62条(本文) 審査説明資料]

比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。

相違No.	相違理由
①	島根2号炉は重大事故等対処設備として無線通信設備の固定型と携帯型を使用する
②	島根2号炉は有線式通信設備を中央制御室～現場（屋内）で使用し緊急時対策所で使用しないため、緊急時対策所からの呼び出し装置は設けていない
③	島根2号炉は衛星電話設備及び無線通信設備を使用する
④	島根2号炉は単独申請であり、該当なし
⑤	島根2号炉は緊急時対策所の電気設備及び燃料設備を61条で記載
⑥	島根2号炉は非常用交流電源設備を設計基準拡張として使用する
⑦	島根2号炉はSPDS伝送サーバから本社へ伝送する
⑧	島根2号炉は非常用交流電源設備、充電器（蓄電池）、無停電電源装置（充電器等を含む。）の中から電源供給する

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【設置許可基準規則】</b> (通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> </div> <p>3. 19. 1 適合方針 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 通信連絡設備の系統概要図を第3. 19-1 図に示す。</p> <p>3. 19. 1. 1 重大事故等対処設備 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム(SPDS)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備(発電所内)を設ける。</p>	<p>10. 12. 2 重大事故等時</p> <p>10. 12. 2. 1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 通信連絡設備の系統概要図を第 10. 12-1 図に示す。</p> <p>10. 12. 2. 2 設計方針 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備(発電所内)、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備(発電所内)として、通信連絡設備(発電所内)を設ける。</p>	<p>3. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【設置許可基準規則】</b> (通信連絡を行うために必要な設備)</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> </div> <p>3. 19. 1 適合方針 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。 通信連絡設備の系統概要図を第 3. 19-1 図に示す。</p> <p>3. 19. 1. 1 重大事故等対処設備 (1) 発電所内の通信連絡を行うための設備 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所内)、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム(SPDS)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備(発電所内)を設ける。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備 (発電所内) として、<u>衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備のうち無線連絡設備 (可搬型) は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管する設計とする。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備のうち無線連絡設備 (常設) は、<u>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、</p>	<p>a. 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備 (発電所内) として、<u>衛星電話設備、無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型) 及び携行型有線通話装置</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備 (携帯型) 及び無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型) は、<u>緊急時対策所内</u>に保管する設計とする。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備 (固定型) は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備 (固定型) は、非常用交流電源設備に加えて、<u>全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備</u></p>	<p>a. 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備 (発電所内) として、衛星電話設備、<u>無線通信設備及び有線式通信設備</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備 (携帯型) 及び無線通信設備のうち無線通信設備 (携帯型) は、<u>緊急時対策所内</u>に保管する設計とする。</p> <p><u>有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備 (固定型) 及び無線通信設備のうち無線通信設備 (固定型) は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p><u>また、衛星電話設備及び無線通信設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備 (固定型) 及び無線通信設備 (固定型) は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備及び無線通信設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備 (固定型) 及び無線通信設備 (固定型) は、非常用交流電源設備に加えて、<u>全交流動力電源が喪失した場合において</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は重大事故等対処設備として無線通信設備の固定型と携帯型を使用する (以下、①の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉は有線式通信設備を中央制御室～現場(屋内)で使用し緊急時対策所で使用しないため、緊急時対策所からの呼び出し装置は設けていない (以下、②の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は衛星電話設備及び無線通信設備を使用する (以下、③の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(常設)及び無線連絡設備(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</u>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(常設) <u>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・衛星電話設備(可搬型) <u>(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・無線連絡設備(常設) <u>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・無線連絡設備(可搬型) <u>(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機) <u>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u></li> </ul>	<p>又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型有線通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</u>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(固定型) <u>(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> <li>・衛星電話設備(携帯型) <u>(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> <li>・無線連絡設備(携帯型)</li> <li>・携行型有線通話装置</li> </ul>	<p>も、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線通信設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)及び有線式通信設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、<u>緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</u>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(固定型)</li> <li>・衛星電話設備(携帯型)</li> <li>・無線通信設備(固定型)</li> <li>・無線通信設備(携帯型)</li> <li>・有線式通信設備(有線式通信機)</li> </ul>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は単独申請であり、該当なし (以下、④の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>・常設代替交流電源設備 <u>(6号及び7号炉共用)</u> (3.14 電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備 <u>(6号及び7号炉共用)</u> (3.14 電源設備)</p> <p>・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> (3.18 緊急時対策所)</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を<u>重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</u>として使用する。</p> <p>b. <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>  <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</u>  安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち<u>データ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p>	<p>・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・<u>緊急時対策所用代替電源設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> (10.9 緊急時対策所)</p> <p>・<u>代替所内電気設備</u> (10.2 代替電源設備)</p> <p>・<u>燃料給油設備</u> (10.2 代替電源設備)</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を<u>重大事故等対処設備</u>として使用する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための<u>データ伝送設備 (発電所内)</u>として、<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成するSPDS</u>を設置する設計とする。  <u>SPDSのうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u></p>	<p>・常設代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</p> <p>・緊急時対策所用発電機 (3.18 緊急時対策所)</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を<u>重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</u>として使用する。</p> <p>b. <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>  <u>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</u>  安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち<u>SPDSデータ収集サーバは、廃棄物処理建物内に設置し、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  ②の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  ④の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  ④の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>  ④の相違</p> <p>・記載の適正化  <b>【東海第二】</b>  島根 2号炉は緊急時対策所の電気設備及び燃料設備を 61条で記載 (以下、⑤の相違)</p> <p>・記載の適正化  <b>【東海第二】</b>  ⑤の相違</p> <p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>  島根 2号炉は非常用交流電源設備を設計基準拡張として使用する (以下、⑥の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置) (緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置は6号及び7号炉共用)</li> <li>常設代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (3.14 電源設備)</li> <li>可搬型代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (3.14 電源設備)</li> <li>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用) (3.18 緊急時対策所)</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内) は、「(1) a. 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</p>	<p>SPDSのうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS データ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SPDS</li> </ul> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡 (発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備 (発電所内) は、「(1) a. 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</p>	<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDSデータ収集サーバは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置)</li> <li>常設代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</li> <li>可搬型代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</li> <li>緊急時対策所用発電機 (3.18 緊急時対策所)</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所内) は、「(1) a. 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違【柏崎 6/7】④の相違</li> <li>設備の相違【柏崎 6/7】④の相違</li> <li>設備の相違【柏崎 6/7】④の相違</li> <li>設備の相違【柏崎 6/7】④の相違</li> <li>設備の相違【東海第二】⑥の相違</li> </ul>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要場所で共有するための通信連絡設備(発電所外)を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備(発電所外)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(常設) <u>(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・衛星電話設備(可搬型) <u>(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX) <u>(6号及び7号炉共用)</u></li> <li>・常設代替交流電源設備 <u>(6号及び7号炉共用)</u> (3.14 電源設備)</li> <li>・可搬型代替交流電源設備 <u>(6号及び7号炉共用)</u> (3.14 電源設備)</li> </ul>	<p>(2) 発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要場所で共有するための通信設備(発電所外)として、通信連絡設備(発電所外)を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備(発電所外)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(固定型) <u>(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> <li>・衛星電話設備(携帯型) <u>(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) <u>(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></li> <li>・データ伝送設備</li> <li>・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</li> <li>・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</li> </ul>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要場所で共有するための通信連絡設備(発電所外)を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備(発電所外)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備(発電所内)」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(固定型)</li> <li>・衛星電話設備(携帯型)</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)</li> <li>・常設代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</li> <li>・可搬型代替交流電源設備 (3.14 電源設備)</li> </ul>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉はSPDS伝送サーバから本社へ伝送する</p> <p>(以下、⑦の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> (3. 18 緊急時対策所)</p> <p>その他, <u>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</u> として使用する。</p> <p>b. データ伝送設備 重大事故等が発生した場合において, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として, <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 データ伝送設備は, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置する設計とする。なお, データ伝送設備を構成する<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>は, 「(1)b. 安全パラメータ表示システム (SPDS)」と同じである。</p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所外) 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所外) は, 「(2) a. 通信連絡設備 (発電所外)」と同じである。 緊急時対策支援システム (ERSS) 等へのデータ伝送の機能に係る設備及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム (SPDS), データ伝送設備, 無線連絡設備, <u>携帯型音声呼出電話設備</u>, <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>, <u>衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>については, 固縛又は転倒防止処置を講じる等, 基準地震動による地震力に対し, 機能喪失しない設計とする。 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第3. 19-1</p>	<p>・<u>代替所内電気設備 (10. 2 代替電源設備)</u></p> <p>・<u>燃料給油設備 (10. 2 代替電源設備)</u></p> <p>・<u>緊急時対策所用代替電源設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> (10. 9 緊急時対策所)</p> <p>その他, <u>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備</u>として使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる<u>データ伝送設備 (発電所外)</u>として, <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 データ伝送設備は, <u>緊急時対策所建屋内</u>に設置する設計とする。なお, データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は, 「(1) a. 通信連絡設備 (発電所内)」と同じである。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有する通信設備 (発電所外) 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有する通信設備 (発電所外) は, 「(2) a. 通信連絡設備 (発電所外)」と同じである。 <u>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備</u>, <u>緊急時対策支援システム (ERSS) へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備</u>としての, SPDS, データ伝送設備, 衛星電話設備, <u>無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型)</u>, <u>携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>については, 固縛又は転倒防止措置を講じる等, 基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対し, 機能喪失しない設計とする。</p>	<p>・<u>緊急時対策所用発電機</u> (3. 18 緊急時対策所)</p> <p>その他, <u>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</u>として使用する。</p> <p>b. データ伝送設備 重大事故等が発生した場合において, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として, <u>SPDS伝送サーバ</u>で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 データ伝送設備は, <u>緊急時対策所内</u>に設置する設計とする。なお, データ伝送設備を構成する<u>SPDS伝送サーバ</u>は, 「(1) b. <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>」と同じである。</p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所外) 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備 (発電所外) は, 「(2) a. 通信連絡設備 (発電所外)」と同じである。 緊急時対策支援システム (ERSS) 等へのデータ伝送の機能に係る設備及び<u>緊急時対策所</u>の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム (SPDS), データ伝送設備, <u>無線通信設備</u>, <u>衛星電話設備</u>及び<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>については, 固縛又は転倒防止処置を講じる等, 基準地震動による地震力に対し, 機能喪失しない設計とする。 <u>通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第3. 19-1表</u></p>	<p>④の相違 ・記載の適正化 【東海第二】 ⑤の相違 ・記載の適正化 【東海第二】 ⑤の相違 ・記載箇所の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ⑥の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ⑦の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ⑦の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ③の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表及び第3.19-2表に示す。非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。非常用交流電源設備については「3.14電源設備」にて記載する。</p>	<p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p>	<p>及び第3.19-2表に示す。非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。非常用交流電源設備については「3.14 電源設備」にて記載する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19. 1. 1. 1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)の電源は, 送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで, 非常用交流電源設備及び充電器(蓄電池)からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また, <u>無線連絡設備(常設)及び衛星電話設備(常設)は, 中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置することで, 送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備の電源は, 送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 乾電池等を使用することで, 非常用交流電源設備及び充電器(蓄電池)からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また, <u>携帯型音声呼出電話設備は, 中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで, 送受話器及び電力保安</u></p>	<p>10. 12. 2. 2. 1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については, 「<u>1. 1. 7. 1</u> 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)の電源は, 送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備からの給電により使用することで, 非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)に対して多様性を有する設計とする。また, <u>衛星電話設備(固定型)は, 中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで, 送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></u></p> <p><u>携行型有線通話装置の電源は, 送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 乾電池を使用することで, 非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)に対して多様性を有する設計とする。また, <u>携行型有線通話装置は, 中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで, 送受話器(ページング)及び電力保安通</u></u></p>	<p>3. 19. 1. 1. 1 多様性, 位置的分散</p> <p>基本方針については, 「<u>2. 3. 1</u> 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)の電源は, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで, 非常用交流電源設備又は充電器(蓄電池)からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また, <u>無線通信設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)は, 中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>有線式通信設備の電源は, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 乾電池を使用することで, 非常用交流電源設備又は充電器(蓄電池)からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>また, <u>有線式通信設備は, 中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管することで, 所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違</p> <p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備によりプラント側の通信連絡設備に電源供給し, 緊急時対策所用発電機から緊急時対策所の通信連絡設備に電源供給可能</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は非常用交流電源設備, 充電器(蓄電池), 無停電電源装置(充電器等を含む。)の中から電源供給する(以下, ⑧の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は乾電池を使用する</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>また、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）の電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び乾電池からの給電により使用するテレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）に対して多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備及び携帯型有線通話装置は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、テレビ会議システム（社内）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用代替電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末</u></p>	<p>備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備又は充電器（蓄電池）からの給電により使用する所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線通信設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備、衛星電話設備及び有線式通信設備は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用交流電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p>	<p>⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7、東海第二】 ⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・記載の適正化 【柏崎6/7】 設計基準対象施設として電力保安通信用電話設備及び局線加入電話設備を記載 ・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「3.14 電源設備」及び「3.18 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>3.19.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、他の設備から独立した系統構成で使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>及びFAX)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)、テレビ会議システム(社内)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室及び緊急時対策所建屋内に設置するSPDS及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>電源設備のうち多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、SPDS及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)及び携行型有線通話装置は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用交流電源設備又は無停電電源装置(充電器等を含む。)に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「3.14 電源設備」及び「3.18 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>3.19.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)、衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、有線式通信設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違。また有線式通信設備を記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 19. 1. 1. 3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設），5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設），5号炉屋外緊急連絡用インターフォン，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，号炉の区分けなく通信連絡することで，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ，安全性の向上が図れることから，6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また，<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設），5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設），5号炉屋外緊急連絡用インターフォン，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに，号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>3. 19. 1. 1. 4 容量等</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は，想定される重大事故等時において，発電所内の建屋内で必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は，6号及び7号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え，一式（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用）を保管する設計とする。</u></p>	<p>10. 12. 2. 2. 3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「<u>1. 1. 7. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は，同一の端末を使用することにより，端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ，安全性の向上が図れることから，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p>また，<u>これらの通信連絡設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</u></p> <p>10. 12. 2. 2. 4 容量等</p> <p>基本方針については、「<u>1. 1. 7. 2 容量等</u>」に示す。</p> <p><u>携帯型有線通話装置は，想定される重大事故等時において，発電所内の建屋内で必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は，重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え，一式を保管する設計とする。</u></p>	<p>3. 19. 1. 1. 3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「<u>2. 3. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p><u>中央制御室，廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する無線通信設備（固定型），衛星電話設備（固定型），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，号炉の区分けなく通信連絡することで，必要な情報（相互のプラント状況，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊の対応状況等）を共有・考慮しながら総合的な管理（事故処理を含む。）を行うことができ，安全性の向上を図る設計とする。</u></p> <p>また，<u>中央制御室，廃棄物処理建物及び緊急時対策所内に設置する無線通信設備（固定型），衛星電話設備（固定型），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，共用により悪影響を及ぼさないよう，必要な容量を確保するとともに，号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>3. 19. 1. 1. 4 容量等</p> <p>基本方針については、「<u>2. 3. 2 容量等</u>」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は，想定される重大事故等時において，発電所内の建物内で必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は，重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え，一式を保管する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は S P D S を 1 号炉，2 号炉の区分けなく使用する</p> <p>・体制の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉の重大事故等に対処する要員は，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊で構成し，重大事故等に対処する</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>②，④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>6号及び7号炉</u>で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式(<u>6号及び7号炉共用</u>)を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>6号及び7号炉</u>で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式(<u>6号及び7号炉共用</u>)を保管する設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>は、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と屋外のアクセスを円滑かつ安全に行うことができるようにするため、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内にそれぞれ設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>東海発電所及び東海第二発電所</u>で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式(東海発電所及び東海第二発電所)を保管する設計とする。</p> <p>SPDSは、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p>・設備の相違【東海第二】①の相違</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】④の相違</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7, 東海第二】④の相違</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】②の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.19.1.1.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置は、<u>コントロール建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうち緊急時対策支援システム伝送装置は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、<u>中央制御室内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、<u>緊急時対策所建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、<u>緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>SPDSデータ表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>3.19.1.1.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>有線式通信設備は、中央制御室付近の廃棄物処理建物内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>有線式通信設備は、想定される重大事故等時において、発電所内の建物内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ収集サーバは、<u>廃棄物処理建物内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>SPDSデータ収集サーバは、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバは、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>SPDS伝送サーバは、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ表示装置は、<u>緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u>SPDSデータ表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>3.19.1.1.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(常設)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備(常設)は、中央制御室待避室で使用する場合、<u>切替スイッチを操作することにより、速やかに切り替えられる設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(可搬型)及び携帯型音声呼出電話設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備は、端末である携帯型音声呼出電話機と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p>	<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備のうち無線連絡設備(携帯型)及び携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、端末である携行型有線通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>3.19.1.1.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)、無線通信設備のうち無線通信設備(固定型)は、中央制御室待避室で使用する場合同じ切り替え操作をすることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備のうち無線通信設備(携帯型)及び有線式通信設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>有線式通信設備は、端末である有線式通信機と中継コード及び専用接続端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ③の相違。 島根2号炉は衛星電話設備、無線通信設備共に先に使用した端末が優先される</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンのうち5号炉原子炉建屋屋外に設置するインターフォンは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するインターフォンは、一般的な電話機と同様の構造を有し、受話器部分を持ち上げることで5号炉原子炉建屋屋外のインターフォンと通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDS表示装置は、付属の操作スイッチにより5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>3.19.1.1.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、安全パラメータ表示システム (SPDS)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>SPDS及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置、SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>10.12.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型)、衛星電話設備、携行型有線通話装置、SPDS、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDSデータ収集サーバ、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDS伝送サーバ及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>3.19.1.1.7 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>無線通信設備、衛星電話設備、有線式通信設備、安全パラメータ表示システム (SPDS)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>①の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p>

10.12.2.3 主要設備及び仕様  
 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	箇所	通信距離
警報装置 (発電所内)	遠征装置 (ロープウェイ)	東葉市街内電報、交電機	
	遠征装置 (ロープウェイ)	東葉市街内電報、交電機	
	電力保安装置用通信設備	保安電話機 *1 FHS装置 *2 FAS	保安電話機 (保安用内電報、保安機) FHS装置 (保安用内電報、保安機) FAS (保安用内電報、保安機)
	通信装置 (機内)	保安機	
保安装置 (発電所内)	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
保安装置 (発電所外)	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
	保安装置 (機内)	保安機	
保安装置 (機内)	保安機		

・記載箇所の相違  
**【東海第二】**  
 島根2号炉は補足説明資料62-2に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.19-1 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>無線連絡設備</u>  <u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・緊急時対策所（通常運転時等）  ・緊急時対策所（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 無線系回線  個 数 一式</p> <p><u>無線連絡設備（常設）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・中央制御室（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 無線系回線  個 数 一式</p> <p>(2) <u>衛星電話設備</u>  <u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・緊急時対策所（通常運転時等）  ・緊急時対策所（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 衛星系回線  個 数 一式</p> <p><u>衛星電話設備（常設）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・中央制御室（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 衛星系回線  個 数 一式</p>	<p>第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>衛星電話設備</u>  <u>衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・緊急時対策所（通常運転時等）  ・緊急時対策所（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使 用 回 線 衛星系回線  個 数 一式</p>	<p>第3.19-1表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>無線通信設備</u>  <u>無線通信設備（固定型）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・緊急時対策所（通常運転時等）  ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>・中央制御室（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 無線系回線  個 数 一式</p> <p>(2) <u>衛星電話設備</u>  <u>衛星電話設備（固定型）</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・緊急時対策所（通常運転時等）  ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>・中央制御室（重大事故等時）  ・通信連絡設備（通常運転時等）  使用回線 衛星系回線  個 数 一式</p>	<p>・設備の相違  【東海第二】  ①の相違  【柏崎 6/7】  ④の相違</p> <p>・設備の相違  【柏崎 6/7, 東海第二】  ④の相違</p> <p>・設備の相違  【東海第二】  島根 2号炉は中央制御室にも衛星電話設備を設置する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備 (重大事故等対処設備)</li> <li>・緊急時対策所 (通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所 (重大事故等時)</li> <li>・通信連絡設備 (通常運転時等)</li> </ul> <p>a. <u>データ伝送装置</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. <u>緊急時対策支援システム伝送装置 (6号及び7号炉共用)</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>c. <u>SPDS表示装置 (6号及び7号炉共用)</u> 個数 一式</p> <p>(4) <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (6号及び7号炉共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所 (通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所 (重大事故等時)</li> <li>・通信連絡設備 (通常運転時等)</li> </ul> <p>a. <u>テレビ会議システム (6号及び7号炉共用)</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. <u>IP-電話機 (6号及び7号炉共用)</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. <u>IP-FAX (6号及び7号炉共用)</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p>	<p>(2) SPDS 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備 (重大事故等対処設備)</li> <li>・緊急時対策所 (通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所 (重大事故等時)</li> <li>・通信連絡設備 (通常運転時等)</li> </ul> <p>a. <u>データ伝送装置</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>c. <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 一式</p> <p>(3) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所 (通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所 (重大事故等時)</li> <li>・通信連絡設備 (通常運転時等)</li> </ul> <p>a. <u>テレビ会議システム (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. <u>IP電話 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. <u>IP-FAX (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式</p>	<p>(3) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備 (重大事故等対処設備)</li> <li>・緊急時対策所 (通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所 (重大事故等時)</li> <li>・通信連絡設備 (通常運転時等)</li> </ul> <p>a. <u>SPDSデータ収集サーバ</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. <u>SPDS伝送サーバ</u> 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>c. <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 一式</p> <p>(4) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所 (通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所 (重大事故等時)</li> <li>・通信連絡設備 (通常運転時等)</li> </ul> <p>a. <u>テレビ会議システム</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. <u>IP-電話機</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. <u>IP-FAX</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) <u>データ伝送設備 (6号及び7号炉共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. <u>緊急時対策支援システム伝送装置 (6号及び7号炉共用)</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>(6) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (6号及び7号炉共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (重大事故等時)</p> <p>a. <u>インターフォン</u> 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>第3.19-2表 通信連絡を行うために必要な設備 (可搬型) の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>携帯型音声呼出電話設備 (6号及び7号炉共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時)</p> <p>・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. <u>携帯型音声呼出電話機 (6号及び7号炉共用)</u> 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(2) <u>携帯型音声呼出電話設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. <u>携帯型音声呼出電話機</u> 使用回線 有線系回線 個数 一式</p>	<p>(4) データ伝送設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>第10.12-3表 通信連絡を行うために必要な設備 (可搬型) の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>携行型有線通話装置</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 (通常運転時等) ・緊急時対策所 (重大事故等時)</p> <p>・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>使用回線 有線系回線 個数 一式</p>	<p>(5) データ伝送設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. <u>SPDS伝送サーバ</u> 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>第3.19-2表 通信連絡を行うために必要な設備 (可搬型) の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>有線式通信設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・通信連絡設備 (通常運転時等)</p> <p>a. <u>有線式通信機</u> 使用回線 有線系回線 個数 一式</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②, ④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 無線連絡設備</p> <p><u>無線連絡設備(可搬型)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所(通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所(重大事故時等)</li> <li>・通信連絡設備(通常運転時等)</li> </ul> <p>使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(4) 衛星電話設備</p> <p><u>衛星電話設備(可搬型)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所(通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所(重大事故時等)</li> <li>・通信連絡設備(通常運転時等)</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>	<p>(2) 無線連絡設備</p> <p>無線連絡設備(携帯型)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所(通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所(重大事故時等)</li> <li>・通信連絡設備(通常運転時等)</li> </ul> <p>使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備</p> <p>衛星電話設備(携帯型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所(通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所(重大事故時等)</li> <li>・通信連絡設備(通常運転時等)</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>	<p>(2) 無線通信設備</p> <p><u>無線通信設備(携帯型)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所(通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所(重大事故時等)</li> <li>・通信連絡設備(通常運転時等)</li> </ul> <p>使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備</p> <p>衛星電話設備(携帯型)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所(通常運転時等)</li> <li>・緊急時対策所(重大事故時等)</li> <li>・通信連絡設備(通常運転時等)</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b> ④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二】</b> ④の相違</p>
			<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b> ③の相違</p>
<p>第3.19-1図 通信連絡設備概略系統図</p>	<p>第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図</p>	<p>第3.19-1図 通信連絡設備概略系統図</p>	



実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔原子炉压力容器〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.20 原子炉压力容器</p> <p>3.20.1 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉压力容器（炉心支持構造物を含む。）については、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>原子炉压力容器（重大事故等時）の主要仕様を第3.20-1表に示す。</p> <p>3.20.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.20.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備による原子炉压力容器への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>3.20.1.3 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p>	<div data-bbox="1020 411 1626 520" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.20 原子炉压力容器</p> <p>3.20.1 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉压力容器（炉心支持構造物を含む。）については、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>原子炉压力容器（重大事故等時）の主要仕様を第3.20-1表に示す。</p> <p>3.20.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.20.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備による原子炉压力容器への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>3.20.1.3 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉压力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第3.20-1表 原子炉压力容器(重大事故等時)主要仕様 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉压力容器(通常運転時)</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>8.62MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>302℃</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>母 材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種) 及び JIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内 張</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ステンレス鋼及び高ニッケル合金</td> </tr> </table>	最高使用圧力	8.62MPa[gage]	最高使用温度	302℃	材 料	母 材		JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種) 及び JIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)		内 張		ステンレス鋼及び高ニッケル合金		<p>第3.20-1表 原子炉压力容器(重大事故等時)主要仕様 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉压力容器(通常運転時)</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>8.62MPa[gage]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>302℃</td> </tr> <tr> <td>材 料</td> <td>母 材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種) 及び JIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内 張</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ステンレス鋼及び高ニッケル合金</td> </tr> </table>	最高使用圧力	8.62MPa[gage]	最高使用温度	302℃	材 料	母 材		JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種) 及び JIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)		内 張		ステンレス鋼及び高ニッケル合金	
最高使用圧力	8.62MPa[gage]																										
最高使用温度	302℃																										
材 料	母 材																										
	JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種) 及び JIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)																										
	内 張																										
	ステンレス鋼及び高ニッケル合金																										
最高使用圧力	8.62MPa[gage]																										
最高使用温度	302℃																										
材 料	母 材																										
	JIS G 3120 (圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種) 及び JIS G 3204 (圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品)																										
	内 張																										
	ステンレス鋼及び高ニッケル合金																										

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [原子炉格納容器]

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.21 原子炉格納容器</p> <p>3.21.1 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウエル圧力がサブプレッション・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッション・チェンバのプール水逆流並びに<u>ドライウエルとサブプレッション・チェンバの差圧によるダイヤフラム・フロア及び原子炉圧力容器基礎の破損</u>を防止できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器（重大事故等時）の主要仕様を第3.21-1表に示す。</p> <p>3.21.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.21.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、<u>原子炉区域内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、原子炉格納容器は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<div data-bbox="1032 342 1635 453" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.21 原子炉格納容器</p> <p>3.21.1 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウエル圧力がサブプレッション・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッション・チェンバのプール水逆流及び<u>ドライウエルの外圧による破損</u>を防止することができる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器（重大事故等時）の主要仕様を第3.21-1表に示す。</p> <p>3.21.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.21.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、原子炉格納容器は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>・炉型の違い</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の格納容器型式はMark-I改であり、ABWRの柏崎6/7とは格納容器の構造が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>重大事故等対処設備による原子炉压力容器への注水，ドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内へのスプレイ並びに原子炉格納容器下部への注水は，淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお，可能な限り淡水を優先し，海水通水を短期間とすることで，設備への影響を考慮する。</p> <p>3.21.1.3 試験検査</p> <p>基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また，発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>第3.21-1表 原子炉格納容器（重大事故等時）主要仕様</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次格納施設</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>形 式</td> <td>圧力抑制形</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>310kPa[gage]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約 620kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>ドライウエル 171℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サブプレッション・チェンバ 104℃</td> </tr> </table> <p>材 料</p> <table border="0"> <tr> <td>本 体</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鋼製ライナ</td> <td>炭素鋼及びステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル・ヘッド</td> <td>炭素鋼</td> </tr> </table>	形 式	圧力抑制形	最高使用圧力	310kPa[gage]		約 620kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）	最高使用温度	ドライウエル 171℃		サブプレッション・チェンバ 104℃	本 体	鉄筋コンクリート	鋼製ライナ	炭素鋼及びステンレス鋼	ドライウエル・ヘッド	炭素鋼		<p>重大事故等対処設備による原子炉压力容器への注水，ドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内へのスプレイ並びに原子炉格納容器下部への注水は，淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお，可能な限り淡水を優先し，海水通水を短期間とすることで，設備への影響を考慮する。</p> <p>3.21.1.3 試験検査</p> <p>基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器は，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また，発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>第3.21-1表 原子炉格納容器（重大事故等時）主要仕様</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次格納施設</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>形 式</td> <td>圧力抑制形</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>427kPa[gage]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約 853kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>ドライウエル 171℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サブプレッション・チェンバ 104℃</td> </tr> </table> <p>材 料</p> <p>炭素鋼（JIS G 3118（相当品）及び JIS G 3115（相当品））</p>	形 式	圧力抑制形	最高使用圧力	427kPa[gage]		約 853kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）	最高使用温度	ドライウエル 171℃		サブプレッション・チェンバ 104℃	<p>・設備の相違</p>
形 式	圧力抑制形																												
最高使用圧力	310kPa[gage]																												
	約 620kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）																												
最高使用温度	ドライウエル 171℃																												
	サブプレッション・チェンバ 104℃																												
本 体	鉄筋コンクリート																												
鋼製ライナ	炭素鋼及びステンレス鋼																												
ドライウエル・ヘッド	炭素鋼																												
形 式	圧力抑制形																												
最高使用圧力	427kPa[gage]																												
	約 853kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）																												
最高使用温度	ドライウエル 171℃																												
	サブプレッション・チェンバ 104℃																												

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.22 燃料貯蔵設備</p> <p>3.22.1 重大事故等対処設備</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、<u>残留熱除去系（燃料プール冷却モード）</u>及び<u>燃料プール冷却浄化系</u>の有する<u>使用済燃料プール</u>の冷却機能喪失又は<u>残留熱除去系ポンプ</u>による<u>使用済燃料プール</u>への補給機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール水</u>の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。また、<u>使用済燃料プール</u>に接続する配管の破損等により、<u>使用済燃料プール</u>ディフューザ配管からサイフォン現象によるプール水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、<u>ディフューザ配管上部にサイフォンブレイク孔</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>の冷却機能喪失又は注水機能が喪失し、又は<u>使用済燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により<u>使用済燃料プール</u>の水位が低下した場合及び<u>使用済燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により<u>使用済燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラック形状により臨界を防止できる設計とする。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>（重大事故等時）の主要仕様を第3.22-1表に示す。</p> <p>3.22.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.22.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>燃料プール代替注水系</u>による<u>使用済燃料プール</u>への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.22 燃料貯蔵設備</p> <p>3.22.1 重大事故等対処設備</p> <p><u>燃料プール</u>は、<u>残留熱除去系（燃料プール冷却）</u>及び<u>燃料プール冷却系</u>の有する<u>燃料プール</u>の冷却機能喪失又は<u>残留熱除去ポンプ</u>による<u>燃料プール</u>への補給機能が喪失し、又は<u>燃料プール水</u>の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。また、<u>燃料プール</u>に接続する配管の破損等により、<u>燃料プール</u>戻り配管からサイフォン現象によるプール水の漏えいが発生した場合に、漏えいの継続を防止するため、<u>燃料プール</u>戻りラインの逆止弁に<u>サイフォンブレイク配管</u>を設ける設計とする。</p> <p><u>燃料プール</u>の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は<u>燃料プール</u>からの水の漏えいその他の要因により<u>燃料プール</u>の水位が低下した場合及び<u>燃料プール</u>からの大量の水の漏えいその他の要因により<u>燃料プール</u>の水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。</p> <p><u>燃料プール</u>（重大事故等時）の主要仕様を第3.22-1表に示す。</p> <p>3.22.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>燃料プール</u>は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.22.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>燃料プール</u>は、<u>原子炉建物原子炉棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>燃料プール</u>スプレイ系による<u>燃料プール</u>への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7は、配管に穴を設けてサイフォンブレイクを行う構造であるが、島根2号炉は、逆止弁のボンネットにサイフォンブレイク配管を設置する構造としている</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.22.1.3 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>使用済燃料プール</u>は、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>第3.22-1表 使用済燃料プール（重大事故等時）主要仕様</u>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料プール（通常運転時等）</li> <li>(1) 種類 ステンレス鋼内張りプール形 (ラック貯蔵方式)</li> <li>(2) 貯蔵能力 6号炉：6号炉全炉心の約390%相当分 7号炉：7号炉全炉心の約390%相当分</li> </ul>		<p>3.22.1.3 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>燃料プール</u>は、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>第3.22-1表 燃料プール（重大事故等時）主要仕様</u>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料プール（通常運転時等）</li> <li>(1) 種類 ステンレス鋼内張りプール形 (ラック貯蔵方式)</li> <li>(2) 貯蔵能力 全炉心の約630%相当分</li> </ul>	<p>・設備の相違</p>

まとめ資料比較表 [非常用取水設備]

実線・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)  
 波線・・記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	-------------------------	--------------	----

比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。

相違No.	相違理由
①	島根 2号炉は引き波時において、貯留堰を設置しなくても取水可能な設計とする

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 重大事故等対処設備</p> <p>非常用取水設備のスクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽及び海水貯留堰は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様を第3.23-1表に示す。</p> <p>3.23.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽及び海水貯留堰は、通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.23.1.2 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>非常用取水設備である海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、共用により他号炉の海水取水箇所も使用することで安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な取水容量を十分に有する設計とする。なお、海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、重大事故等時のみ6号及び7号炉共用とする。</p> <p>3.23.1.3 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽及び海水貯留堰は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 重大事故等対処設備</p> <p>非常用取水設備の取水口、取水管及び取水槽は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様を第3.23-1表に示す。</p> <p>3.23.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>取水口、取水管及び取水槽は、通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.23.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>取水口、取水管及び取水槽は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>取水口及び取水管は、鋼製構造物であり、海水中に設置するため、電気防食等により腐食を防止する設計とする。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>島根2号炉は引き波時において、貯留堰を設置しなくても取水可能な設計とする（以下、①の相違）</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>①の相違</li> <li>・他号炉と共用しない</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>①の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>設備仕様の相違</li> </ul>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路, 補機冷却用海水取水槽及び海水貯留堰</u>は, コンクリート構造物であり, 常時海水を通水するため, 腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p> <p>3.23.1.4 試験検査 基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路, 補機冷却用海水取水槽</u>は, 外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>海水貯留堰</u>は, <u>機能・性能の確認が可能な設計とする。</u></p>		<p><u>取水槽</u>は, コンクリート構造物であり, 常時海水を通水するため, 腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p> <p>3.23.1.3 試験検査 基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>取水口, 取水管及び取水槽</u>は, 外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p><u>第3.23-1 表 非常用取水設備 (重大事故等時) 主要仕様</u></p> <p>(1) 海水貯留堰 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・浸水防護設備 ・非常用取水設備 (通常運転時等)</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>貯留堰</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(2) スクリーン室 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用, 既設) 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備 (通常運転時等)</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(3) 取水路 (重大事故等時のみ6号及び7号炉共用, 既設) 兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備 (通常運転時等)</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(4) 補機冷却用海水取水路</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(5) 補機冷却用海水取水槽</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種 類	貯留堰	個 数	2	種 類	鉄筋コンクリート函渠	個 数	2	種 類	鉄筋コンクリート函渠	個 数	2	種 類	鉄筋コンクリート函渠	個 数	1	種 類	鉄筋コンクリート函渠	個 数	1		<p><u>第 3.23-1 表 非常用取水設備 (重大事故等時) 主要仕様</u></p> <p>(1) 取水口</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備 (通常運転時等)</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鋼製円筒管</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(2) 取水管</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備 (通常運転時等)</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鋼管</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(3) 取水槽</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用取水設備 (通常運転時等)</p> <table border="0"> <tr> <td>種 類</td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種 類	鋼製円筒管	個 数	2	種 類	鋼管	個 数	2	種 類	鉄筋コンクリート取水槽	個 数	1	<p>・設備の相違</p>
種 類	貯留堰																																		
個 数	2																																		
種 類	鉄筋コンクリート函渠																																		
個 数	2																																		
種 類	鉄筋コンクリート函渠																																		
個 数	2																																		
種 類	鉄筋コンクリート函渠																																		
個 数	1																																		
種 類	鉄筋コンクリート函渠																																		
個 数	1																																		
種 類	鋼製円筒管																																		
個 数	2																																		
種 類	鋼管																																		
個 数	2																																		
種 類	鉄筋コンクリート取水槽																																		
個 数	1																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.24 原子炉建屋原子炉区域</p> <p>3.24.1 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉区域は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。原子炉区域の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋ブローアウトパネルは、原子炉格納容器外での配管破断事故時に原子炉区域の圧力が上昇し、原子炉建屋ブローアウトパネルの開放設定圧力に到達した場合に開放する機能を有する設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域(重大事故等時)の主要仕様を第3.24-1表に示す。</p> <p>3.24.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉区域は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋ブローアウトパネルは、誤開放しない設計又は開放した場合においても速やかに閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.24.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉区域は、想定される重大事故等時における原子炉区域内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>3.24.1.3 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネルは、遠隔又は現場において、手動で閉止できる設計とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>東海第二 本項目記載なし</p> </div>	<p>3.24 原子炉建物原子炉棟</p> <p>3.24.1 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。原子炉建物原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建物原子炉棟に設置する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは、原子炉格納容器外での配管破断事故時に原子炉建物原子炉棟内の圧力が上昇し、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの開放設定圧力に到達した場合に開放する機能を有する設計とする。</p> <p>原子炉建物原子炉棟(重大事故等時)の主要仕様を第3.24-1表に示す。</p> <p>3.24.1.1 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等時においても使用するため、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは、誤開放しない設計又は開放した場合においても速やかに閉止できる設計とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3.24.1.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、想定される重大事故等時における原子炉建物原子炉棟内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>3.24.1.3 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルは、遠隔又は現場において、手動で閉止できる設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>3.24.1.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉区域は、発電用原子炉運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>第3.24-1表 原子炉建屋原子炉区域(重大事故等時)主要仕様</u></p> <table border="0" data-bbox="326 657 905 1008"> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造, プローアウトパネル付き)</td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>直方体</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>たて横 約 56m×約 59m 全高 約 58m</td> </tr> <tr> <td>気密度</td> <td>建物内空間容積の 50%/d 以下 (6.4mmAq の負圧時)</td> </tr> </table>	構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造, プローアウトパネル付き)	形状	直方体	寸法	たて横 約 56m×約 59m 全高 約 58m	気密度	建物内空間容積の 50%/d 以下 (6.4mmAq の負圧時)		<p>3.24.1.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉建物原子炉棟は、発電用原子炉運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>第3.24-1表 原子炉建物原子炉棟(重大事故等時)主要仕様</u></p> <table border="0" data-bbox="1914 657 2507 1008"> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造, プローアウトパネル付き)</td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>直方体</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>たて横 約 52m×約 52m 全高 約 62m</td> </tr> <tr> <td>気密度</td> <td>建物内空間容積の 100%/d 以下 (6.4mmAq の負圧時)</td> </tr> </table>	構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造, プローアウトパネル付き)	形状	直方体	寸法	たて横 約 52m×約 52m 全高 約 62m	気密度	建物内空間容積の 100%/d 以下 (6.4mmAq の負圧時)	<p>・設備の相違</p>
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造, プローアウトパネル付き)																		
形状	直方体																		
寸法	たて横 約 56m×約 59m 全高 約 58m																		
気密度	建物内空間容積の 50%/d 以下 (6.4mmAq の負圧時)																		
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造, プローアウトパネル付き)																		
形状	直方体																		
寸法	たて横 約 52m×約 52m 全高 約 62m																		
気密度	建物内空間容積の 100%/d 以下 (6.4mmAq の負圧時)																		

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 添付資料]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉では、原子炉緊急停止失敗時において、格納容器圧力高により高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系が自動起動する		
②	柏崎6/7、東海第二は起動阻止スイッチ1つで、自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）を起動阻止する設計としているが、島根2号炉は自動減圧系、代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）の各々に阻止スイッチを設置している		
③	柏崎6/7はABWRであり、電動駆動を有するため、水圧駆動を識別しているが、島根2号炉はBWRであり水圧駆動のみのため、識別をしていない		
④	柏崎6/7号炉はABWRであり、原子炉冷却材再循環ポンプは慣性が小さく、10台全台を同時に停止させると冷却能力の低下を招くことから、原子炉水位低（レベル3）の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ4台を自動停止し、原子炉水位低（レベル2）の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ6台を自動停止する設計としているが、島根2号炉は原子炉再循環ポンプの電動機の電源が喪失後、炉心冷却水流量が急激に減少しないように十分な慣性を有する設計としており、原子炉水位低（レベル2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている		
⑤	東海第二は、再循環流量を流量制御弁の開度調整で行っており、低出力では低速度用電源、ある出力以上では所内高圧母線電源に切替えて使用しているが、島根2号炉は原子炉再循環ポンプの速度を制御することで再循環流量を調整している		
⑥	島根2号炉は高圧炉心注水系を経由せず、炉心底部から注入する		
⑦	島根2号炉の原子炉保護系はデジタルではなく、アナログである		
⑧	島根2号炉のATWS緩和設備は直流電源から給電しており、原子炉保護系は交流電源から給電していることから、電源の多様性を図っている。柏崎6/7と電源構成の違いはない		
⑨	設備設計の相違によるインターロックの相違		
⑩	東海第二は、爆破弁を設置しているが、島根2号炉は、電動弁を設置している		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)</p> <p>第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第44条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。</p> <p>2 第44条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) BWR</p> <p>a) センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路 (ARI) を整備すること。</p> <p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。</p> <p>c) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備 (SLCS) を整備すること。</p> <p>(2) PWR</p> <p>a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。</p> <p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ</p>	<p>3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)</p> <p>第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第44条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。</p> <p>2 第44条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) BWR</p> <p>a) センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路 (ARI) を整備すること。</p> <p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。</p> <p>c) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備 (SLCS) を整備すること。</p> <p>(2) PWR</p> <p>a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。</p> <p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ</p>	<p>3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)</p> <p>第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第44条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。</p> <p>2 第44条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) BWR</p> <p>a) センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路 (ARI) を整備すること。</p> <p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。</p> <p>c) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備 (SLCS) を整備すること。</p> <p>(2) PWR</p> <p>a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。</p> <p>b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができ</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ない事象が発生するおそれがある場合」には、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。</p>	<p>ない事象が発生するおそれがある場合」には、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。</p>	<p>ない事象が発生するおそれがある場合」には、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。</p>	
<p>3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 3.1.1 設置許可基準規則第44条への適合方針</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合、又は、当該事象が発生した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するための設備として、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）(ARI)、ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、及び、ほう酸水注入系（SLC）を設ける。</p> <p>(1)ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）（設置許可基準規則解釈の第2項(1)a))</p> <p>多重化された原子炉緊急停止系から独立した ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）を設け、原子炉圧力高又は原子炉水位低（レベル2）の信号により全制御棒を挿入させることができる設計とする。</p> <p>なお、スクラム失敗時は手動により ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）を動作させることができる設計とする。</p> <p>また、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）により作動する制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットについて、発電用原子炉を未臨界にする設計とする。</p>	<p>3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 3.1.1 設置許可基準規則第44条への適合方針</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「ATWS」という。）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行させるために必要な重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS 緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）及びほう酸水注入系を設ける。</p> <p>(1) ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）による制御棒緊急挿入 (i) ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）（設置許可基準規則解釈の第2項(1)a))</p> <p>発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備としてATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）を使用する。</p> <p>ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、検出器（原子炉圧力及び原子炉水位）、論理回路及び代替制御棒挿入機能用電磁弁等で構成し、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下（レベル2）の信号により、全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。</p> <p>ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、制御棒が自動挿入しない場合に、手動によるスイッチ操作で制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットを作動させることにより制御棒緊急挿入が可能な設計とする。</p>	<p>3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 3.1.1 設置許可基準規則第44条への適合方針</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合、又は、当該事象が発生した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するための設備として、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）(ARI)、ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）及びほう酸水注入系（SLC）を設ける。</p> <p>(1)ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）（設置許可基準規則解釈の第2項(1)a))</p> <p>多重化された原子炉保護系から独立した ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）を設け、原子炉圧力高又は原子炉水位低（レベル2）の信号により全制御棒を挿入させることができる設計とする。</p> <p>なお、スクラム失敗時は手動により ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）を動作させることができる設計とする。</p> <p>また、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）により作動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットについて、発電用原子炉を未臨界にする設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は3.1.1項に記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7はABWR</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2)ATWS 緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)(設置許可基準規則解釈の第2項(1)b))</p> <p>多重化された原子炉緊急停止系から独立した ATWS 緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)を設けることにより、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル3)の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ4台を自動トリップできる設計とし、原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ6台を自動トリップできる設計とする。</p> <p>なお、スクラム失敗時は手動により原子炉冷却材再循環ポンプをトリップさせることができる設計とする。</p>	<p>(2) 再循環系ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>(i) ATWS 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能)(設置許可基準規則解釈の第2項(1)b))</p> <p>発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能)を使用する。</p> <p>ATWS 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能)は、検出器(原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路、再循環系ポンプ遮断器及び低速度用電源装置遮断器で構成し、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下(レベル2)の信号により再循環系ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。</p> <p>ATWS 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能)による原子炉出力抑制は、再循環系ポンプが自動停止しない場合に、手動によるスイッチ操作で再循環系ポンプ遮断器及び低速度用電源装置遮断器を開放させることが可能な設計とする。</p>	<p>(2) ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)(設置許可基準規則解釈の第2項(1)b))</p> <p>多重化された原子炉保護系から独立した ATWS 緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)を設けることにより、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動トリップできる設計とする。</p> <p>なお、スクラム失敗時は手動により原子炉再循環ポンプをトリップさせることができる設計とする。</p>	<p>であり、電動駆動を有するため、水圧駆動を識別しているが、島根2号炉はBWRであり水圧駆動のみのため、識別をしていない(以下、③の相違)</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉は3.1.1項に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 柏崎6/7号炉はABWRであり、原子炉冷却材再循環ポンプは慣性が小さく、10台全台を同時に停止させると冷却能力の低下を招くことから、原子炉水位低(レベル3)の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ4台を自動停止し、原子炉水位低(レベル2)の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ6台を自動停止する設計としているが、島根2号炉は原子炉再循環ポンプの電動機の電源が喪失後、炉心冷却水流量が急激に減少しない</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3)ほう酸水注入系(設置許可基準規則解釈の第2項(1)c))  <u>原子炉緊急停止系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。</u></p> <p>ほう酸水注入系は、発電用原子炉を十分未臨界にするための反応度制御能力を有する設計とする。</p> <p>また、重大事故等時において原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、<u>高圧炉心注水系及び低圧注水系から大量の冷水が注水され、出力の急激な上昇につながるため、自動減圧</u></p>	<p>(3) ほう酸水注入  <u>(i)ほう酸水注入系(設置許可基準規則解釈の第2項(1)c))</u>  <u>原子炉緊急停止系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。</u></p> <p>ほう酸水注入系は、<u>ほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、ほう酸水注入ポンプにより、ほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。</u></p> <p><u>ほう酸水貯蔵タンクを水源としたほう酸水注入ポンプにより炉心に十分な量のほう酸水を注入可能な設計とする。</u></p> <p>(4) 原子炉出力急上昇の防止  <u>(i)自動減圧系の起動阻止スイッチ</u>  <u>運転時の異常な過渡変化において発電用原子炉の運転を緊急に停止することが出来ない事象が発生した場合に、自動減圧系の起動阻止スイッチを作動させることで原子炉の自動による減圧を防止する設計とする。</u></p> <p>なお、<u>原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水系)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され、出力の急激な上昇につ</u></p>	<p>(3)ほう酸水注入系(設置許可基準規則解釈の第2項(1)c))  <u>原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。</u></p> <p>ほう酸水注入系は、<u>ほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、ほう酸水注入ポンプにより、ほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を十分未臨界にするための反応度制御能力を有する設計とする。</u></p> <p>また、<u>重大事故等時において原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水さ</u></p>	<p>ように十分な慣性を有する設計としており、原子炉水位低(レベル2)で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている(以下、④の相違)</p> <p>【東海第二】  東海第二は、再循環流量を流量制御弁の開度調整で行っており、低出力では低速度用電源、ある出力以上では所内高圧母線電源に切替えて使用しているが、島根2号炉は原子炉再循環ポンプの速度を制御することで再循環流量を調整している(以下、⑤の相違)</p> <p>・設備の相違</p>

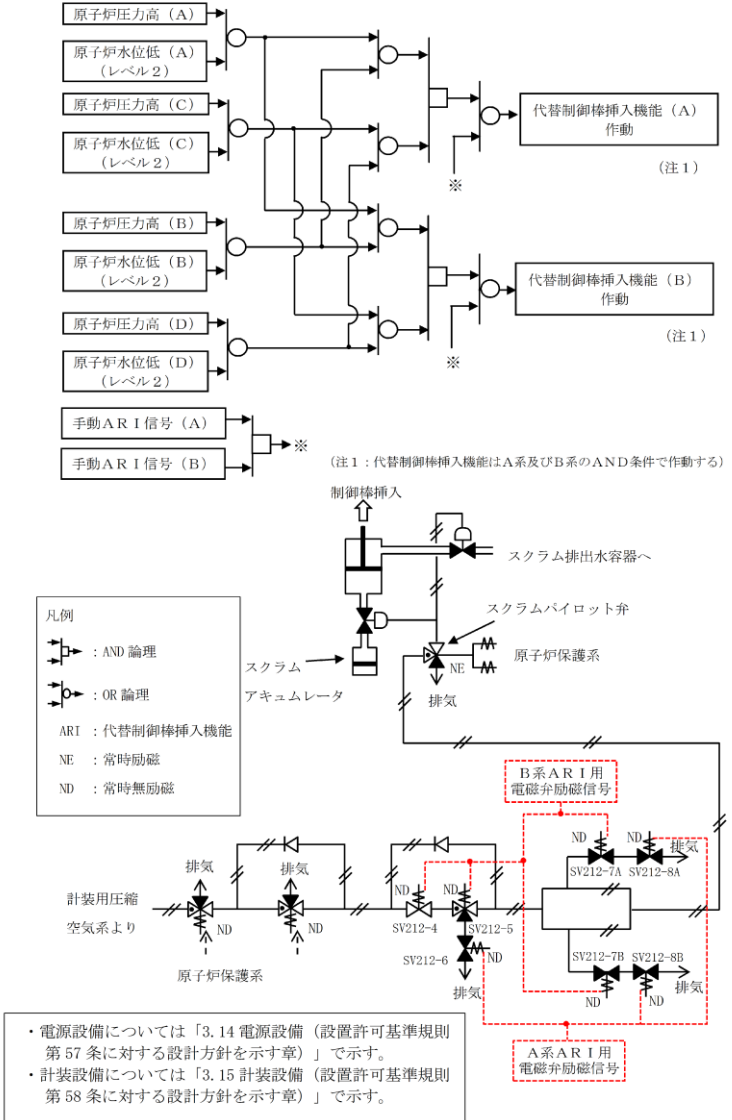
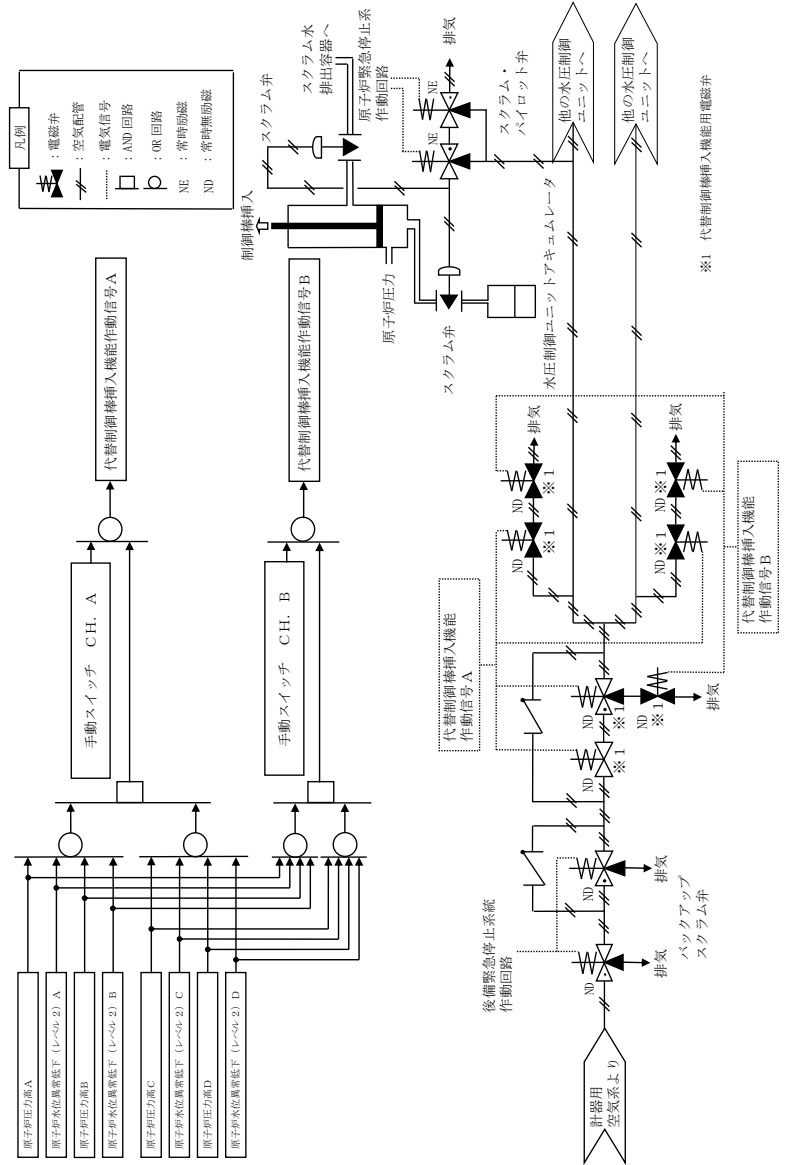
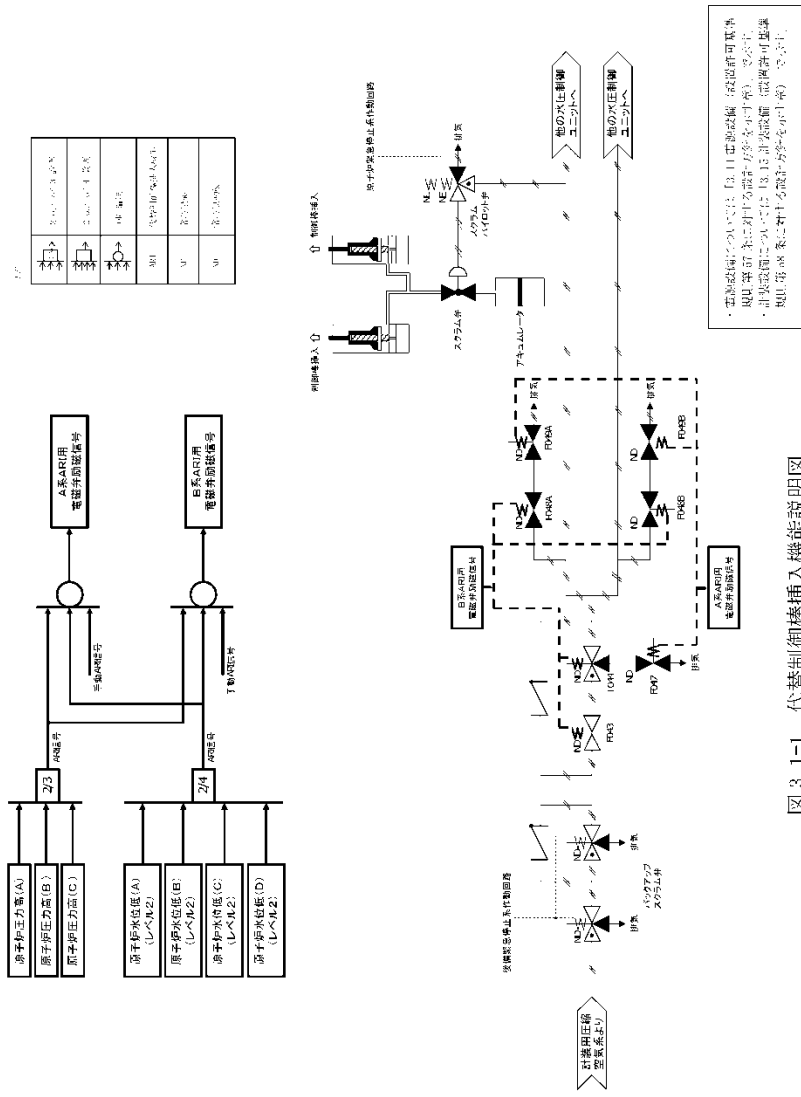
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する設計とする。</p> <p>（これについては「3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（設置許可基準規則第46条に対する設計方針を示す章）」で示す。）</p> <p>なお、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) <u>手動スクラムボタン</u> 手動スクラムボタンを操作することで、制御棒のスクラム動作が可能であることから、<u>手動スクラムボタンを整備している。</u></p> <p>(5) <u>原子炉モードスイッチ「停止」</u> 原子炉モードスイッチを「停止」位置に切り替えることで、制御棒のスクラム動作が可能であることから、<u>原子炉モードスイッチを整備している。</u></p>	<p>ながるため、<u>自動減圧系の起動阻止スイッチ</u>により自動減圧系及び<u>過渡時自動減圧機能</u>による自動減圧を阻止する。</p> <p>なお、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(5) <u>原子炉手動スクラム</u> (i) <u>手動スクラム・スイッチ</u> 手動スクラム・スイッチを操作することで、制御棒のスクラム動作が可能であるため、<u>手動スクラム・スイッチを整備する。</u></p> <p>(ii) <u>原子炉モード・スイッチ「停止」</u> 原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切り替えることで、制御棒のスクラム動作が可能であるため、<u>原子炉モード・スイッチを整備する。</u></p>	<p>れ、出力の急激な上昇につながるため、<u>自動減圧起動阻止スイッチ</u>及び<u>代替自動減圧起動阻止スイッチ</u>により自動減圧系及び<u>代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）</u>による自動減圧を阻止する設計とする。</p> <p>（これについては「3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（設置許可基準規則第46条に対する設計方針を示す章）」で示す。）</p> <p>なお、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) <u>原子炉手動スクラムPB</u> 原子炉手動スクラムPBを操作することで、制御棒のスクラム動作が可能であることから、<u>原子炉手動スクラムPBを整備する。</u></p> <p>(5) <u>原子炉モード・スイッチ「停止」</u> 原子炉モード・スイッチを「停止」位置に切り替えることで、制御棒のスクラム動作が可能であることから、<u>原子炉モード・スイッチを整備する。</u></p>	<p>【柏崎6/7】 島根2号炉では、原子炉緊急停止失敗時において、格納容器圧力高により高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系が自動起動する（以下、①の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】 柏崎6/7、東海第二は起動阻止スイッチ1つで、自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）を起動阻止する設計としているが、島根2号炉は自動減圧系、代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）の各々に阻止スイッチを設置している（以下、②の相違）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6)スクラムテストスイッチ スクラムテストスイッチを操作することで、制御棒のスクラム動作が可能であることから、スクラムテストスイッチを整備している。</p> <p>(7)原子炉緊急停止系電源スイッチ 原子炉緊急停止系電源スイッチを操作することでスクラムパイロット弁電磁コイルの電源を遮断し、制御棒のスクラム動作が可能であることから、原子炉緊急停止系電源スイッチを整備している。</p>	<p>(6) 選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制 (i) 選択制御棒挿入機構 あらかじめ選択した制御棒を自動挿入する機能であるため未臨界の維持は困難であるが、原子炉出力を抑制する手段として有効であるため選択制御棒挿入機構を整備する。</p> <p>(7) 制御棒手動挿入 (i) スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ 全制御棒全挿入完了までに時間を要し、想定する事故シナリオグループに対して有効性を確認できないが、スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズを引き抜くことでスクラム・パイロット弁電磁コイルの電源を遮断することで、制御棒のスクラム動作が可能であるため、制御棒を挿入する手段としてスクラム・パイロット弁継電器用ヒューズを整備する。</p> <p>(ii) 計器用空気系配管・弁 全制御棒全挿入完了までには時間を要し、想定する事故シナリオグループに対して有効性を確認できないが、現場に設置してある計器用空気系配管内の計器用空気を排出し、スクラム弁ダイヤフラムの空気圧を喪失させることでスクラム弁を開とすることが可能であるため、制御棒を挿入する手段として計器用空気系配管・弁を整備する。</p> <p>(iii) スクラム個別スイッチ 全制御棒全挿入完了までには時間を要し、想定する事故シナリオグループに対して有効性を確認できないが、現場に設置してある当該スイッチを操作することで制御棒のスクラム動作が可能であるため、制御棒を挿入する手段として、スクラム個別スイッチを整備する。</p>	<p>(6) 選択制御棒挿入機構 あらかじめ選択した制御棒を自動挿入する機能であるため未臨界の維持は困難であるが、原子炉出力を抑制する手段として有効であるため選択制御棒挿入機構を整備する。</p> <p>(7) スクラムパイロット弁計装用配管・弁 全制御棒全挿入完了までには時間を要するものの、現場に設置してある計装用配管内の制御用空気を排出することで制御棒のスクラム動作が可能であることから、制御棒を挿入する手段としてスクラムパイロット弁計装用配管・弁を整備する。</p> <p>(8) スクラムテストスイッチ スクラムテストスイッチを操作することで、制御棒のスクラム動作が可能であることから、スクラムテストスイッチを整備する。</p> <p>(9) 原子炉保護系電源スイッチ 原子炉保護系電源スイッチを操作することでスクラムパイロット弁電磁コイルの電源を遮断し、制御棒のスクラム動作が可能であることから、原子炉保護系電源スイッチを整備する。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 対応手段の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、(9)原子炉保護系電源スイッチに記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 対応手段の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 東海第二は、(7) 制御棒手動挿入 (i) スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズに記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(8) <u>制御棒操作監視系, 制御棒駆動機構 (電動駆動)</u> スクラムテストスイッチ若しくは原子炉緊急停止系電源スイッチの操作により制御棒を水圧駆動で挿入完了するまでの間, 又はこれらの操作が実施できない場合に, <u>電動駆動で制御棒を挿入する手段として有効であることから, 制御棒操作監視系, 制御棒駆動機構 (電動駆動) を整備している。なお, 電動駆動で制御棒を挿入する手段には原子炉スクラム信号又は代替制御棒挿入機能作動信号による制御棒の自動挿入及び制御棒操作監視系にて選択した制御棒の手動挿入がある。</u></p> <p>(9) 給水制御系, 給水系 (原子炉給水ポンプ), 原子炉隔離時冷却系, <u>高圧炉心注水系</u> 給水系 (原子炉給水ポンプ), 原子炉隔離時冷却系, <u>高圧炉心注水系</u>による発電用原子炉への給水量の調整により, 原子炉水位を低下でき, 発電用原子炉の出力抑制を行えることから, 給水制御系, 給水系 (原子炉給水ポンプ), 原子炉隔離時冷却系, <u>高圧炉心注水系</u>を整備している。</p> <p>3. 1. 2 重大事故等対処設備 3. 1. 2. 1 ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 3. 1. 2. 1. 1 設備概要 ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) は, 発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず, 原子炉出力, 原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合に, 発電用原子炉を未臨界にするため代替制御棒挿入を行うための機能である。 本系統は, 検出器 (原子炉圧力及び原子炉水位), 論理回路及び代替制御棒挿入機能用電磁弁で構成し, 原子炉圧力高又は原子炉水位低 (レベル 2) の場合に, 代替制御棒挿入信号を発信する回路で構成する。原子炉圧力高及び原子炉水位低 (レベル 2) の検出器を多重化し, <u>原子炉圧力高は 2 out of 3 論理にて, 原子炉水位低 (レベル 2) は 2 out of 4 論理にて, 作動回路が自動的に信号を発信するよう, 信頼性向上を図る設計とする。</u> また, 中央制御室の手動スイッチにより, 代替制御棒挿入信号を発信する回路を作動することが可能な設計とする。 なお, ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) により作動する制</p>	<p>(iv) <u>制御棒駆動系, 制御棒手動操作系</u> <u>全制御棒全挿入完了までには時間を要し, 想定する事故シナリオグループに対して有効性を確認できないが, 手動スクラム・スイッチ, 原子炉モード・スイッチ又はスクラム・パイロット弁継電器用ヒューズの操作完了までの間, 又はこれらの操作が実施できない場合に, 制御棒を手動にて挿入する手段として有効であるため, 制御棒手動操作系, 制御棒駆動系を整備する。</u></p> <p>(8) 給水系, 原子炉給水制御系 ( i ) 給水系, 原子炉給水制御系 <u>耐震 S クラスではなく S s 機能維持を担保できないが, 給水系, 原子炉給水制御系による発電用原子炉への給水量の調整が可能であれば, 原子炉水位を低下でき, 原子炉の出力抑制の手段として有効であるため, 給水系, 原子炉給水制御系を整備する。</u></p> <p>3. 1. 2 重大事故等対処設備 3. 1. 2. 1 ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 3. 1. 2. 1. 1 設備概要 <u>原子炉の運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず, 原子炉出力のパラメータの変化から緊急停止しない事象が発生した場合に, 原子炉を未臨界にするため代替制御棒挿入を行うための機能を設けるものである。</u> 本系統は, 原子炉圧力高又は<u>原子炉水位低異常低下 (レベル 2) の場合に, 代替制御棒挿入信号を発信する回路構成とする。原子炉圧力高及び原子炉水位異常低下 (レベル 2) の検出器各 4 個及び論理回路 2 チャンネルで構成し, 原子炉圧力高の「1 out of 2 twice」論理又は原子炉水位異常低下 (レベル 2) の「1 out of 2 twice」論理が論理回路 2 チャンネルで同時に成立することで自動的に作動する設計とする。</u> また, 中央制御室の<u>スイッチ</u>での操作により, 代替制御棒挿入回路を作動させることが可能な設計とする。 なお, ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) により作動す</p>	<p>(10) <u>制御棒手動操作・監視系</u> <u>スクラムテストスイッチ若しくは原子炉保護系電源スイッチの操作により制御棒を水圧駆動で挿入完了するまでの間, 又はこれらの操作が実施できない場合に, 手動で制御棒を挿入する手段として有効であることから, 制御棒手動操作・監視系を整備する。</u></p> <p>(11) <u>原子炉水位制御系, 復水・給水系, 原子炉隔離時冷却系, 高圧炉心スプレイ系</u> <u>復水・給水系, 原子炉隔離時冷却系, 高圧炉心スプレイ系による発電用原子炉への給水量の調整により, 原子炉水位を低下でき, 発電用原子炉の出力抑制を行えることから, 原子炉水位制御系, 復水・給水系, 原子炉隔離時冷却系, 高圧炉心スプレイ系を整備する。</u></p> <p>3. 1. 2 重大事故等対処設備 3. 1. 2. 1 ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 3. 1. 2. 1. 1 設備概要 <u>ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) は, 発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず, 原子炉出力, 原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合に, 発電用原子炉を未臨界にするため代替制御棒挿入を行うための機能である。</u> 本系統は, <u>検出器 (原子炉圧力及び原子炉水位), 論理回路及び代替制御棒挿入機能用電磁弁で構成し, 原子炉圧力高又は原子炉水位低 (レベル 2) の場合に, 代替制御棒挿入信号を発信する回路で構成する。原子炉圧力高及び原子炉水位低 (レベル 2) の検出器を多重化し, 二重の「1 out of 2」論理にて, 作動回路が自動的に信号を発信するよう, 信頼性向上を図る設計とする。</u> また, 中央制御室の<u>手動スイッチ</u>により, 代替制御棒挿入信号を発信する回路を作動することが可能な設計とする。 なお, ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) により作動す</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備設計の相違によるインターロックの相違 (以下, ⑨の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																	
<p>御棒, 制御棒駆動機構(水圧駆動)及び制御棒駆動系水圧制御ユニットについても, 重大事故等対処設備として整備する。本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3. 1-1 に示す。</p>	<p>る制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットについて, 重大事故等対処設備として整備する。ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)に関する重大事故等対処設備一覧を第 3. 1-1 表に示す。</p>	<p>る制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットについても, 重大事故等対処設備として整備する。本系統に関する重大事故等対処設備一覧を第 3. 1-1 表に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p>																																																	
<p>表 3. 1-1 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>第 3. 1-1 表 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>第 3. 1-1 表 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)に関する重大事故等対処設備一覧</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構(水圧駆動)【常設】 制御棒駆動系水圧制御ユニット【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>制御棒駆動系配管【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>*1</sup></td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>*2</sup></td> <td>平均出力領域モニタ【常設】 起動領域モニタ【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構(水圧駆動)【常設】 制御棒駆動系水圧制御ユニット【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	制御棒駆動系配管【常設】	注水先	—	電源設備 <sup>*1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】	計装設備 <sup>*2</sup>	平均出力領域モニタ【常設】 起動領域モニタ【常設】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)手動スイッチ【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構【常設】 制御棒駆動系水圧制御ユニット【常設】</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関連設備</td> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>制御棒駆動系配管・弁【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>*1</sup>(燃料給油設備含む)</td> <td>非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>*2</sup></td> <td>平均出力領域計装【常設】 起動領域計装【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)手動スイッチ【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構【常設】 制御棒駆動系水圧制御ユニット【常設】	関連設備	付属設備	—	水源	—	流路	制御棒駆動系配管・弁【常設】	注水先	—	電源設備 <sup>*1</sup> (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】	計装設備 <sup>*2</sup>	平均出力領域計装【常設】 起動領域計装【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構【常設】 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>制御棒駆動系配管【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>*1</sup></td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>*2</sup></td> <td>平均出力領域計装【常設】 中間領域計装【常設】 中性子源領域計装【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構【常設】 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	制御棒駆動系配管【常設】	注水先	—	電源設備 <sup>*1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】	計装設備 <sup>*2</sup>	平均出力領域計装【常設】 中間領域計装【常設】 中性子源領域計装【常設】	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は, 手動スイッチを ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)の一部として整理</p>
設備区分	設備名																																																			
主要設備	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構(水圧駆動)【常設】 制御棒駆動系水圧制御ユニット【常設】																																																			
附属設備	—																																																			
水源	—																																																			
流路	制御棒駆動系配管【常設】																																																			
注水先	—																																																			
電源設備 <sup>*1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】																																																			
計装設備 <sup>*2</sup>	平均出力領域モニタ【常設】 起動領域モニタ【常設】																																																			
設備区分	設備名																																																			
主要設備	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)手動スイッチ【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構【常設】 制御棒駆動系水圧制御ユニット【常設】																																																			
関連設備	付属設備	—																																																		
	水源	—																																																		
	流路	制御棒駆動系配管・弁【常設】																																																		
	注水先	—																																																		
	電源設備 <sup>*1</sup> (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】																																																		
計装設備 <sup>*2</sup>	平均出力領域計装【常設】 起動領域計装【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】																																																			
設備区分	設備名																																																			
主要設備	ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)【常設】 上記 ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)にて作動する設備として, 以下の設備を整備する。 制御棒【常設】 制御棒駆動機構【常設】 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット【常設】																																																			
附属設備	—																																																			
水源	—																																																			
流路	制御棒駆動系配管【常設】																																																			
注水先	—																																																			
電源設備 <sup>*1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】																																																			
計装設備 <sup>*2</sup>	平均出力領域計装【常設】 中間領域計装【常設】 中性子源領域計装【常設】																																																			
<p>※1: 単線結線図を補足説明資料 44-2 に示す。 電源設備については「3. 14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器の破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態計装設備については「3. 15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1: 電源設備については「3. 14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるための操作に必要な計装設備。なお, 計装制御設備については「3. 15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1: 単線結線図を補足説明資料 44-2 に示す。 電源設備については「3. 14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器の破損防止対策を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態計装設備については「3. 15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																		

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>なお、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、以降、代替制御棒挿入機能という。</p> <p>3.1.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>図 3.1-1 に代替制御棒挿入機能の説明図を示す。</p>	<p>なお、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、以降、代替制御棒挿入機能という。</p> <p>3.1.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>第 3.1-1 図にATWS緩和設備概要図、第 3.1-2 図に代替制御棒挿入機能の作動回路の説明図を示す。</p> <div data-bbox="1032 531 1558 1528" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">第 3.1-1 図 ATWS緩和設備概要図</p>	<p>なお、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、以降、代替制御棒挿入機能という。</p> <p>3.1.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>第 3.1-1 図に代替制御棒挿入機能の説明図を示す。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>島根 2号炉は第 3.1-1 図及び第 3.1-2 図に記載</li> </ul>



備考  
 ・設備の相違  
 【柏崎6/7】  
 設備設計の相違によるインターロックの相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 制御棒</p> <p><u>種類</u> : 十字形</p> <p><u>中性子吸収材</u> : <u>ボロンカーバイド粉末</u></p> <p><u>有効長さ</u> : <u>約 3. 6m</u></p> <p><u>個数</u> : <u>205</u></p> <p><u>取付箇所</u> : <u>原子炉格納容器内(原子炉圧力容器内)</u></p> <p>(2) 制御棒駆動機構 (水圧駆動)</p> <p>最高使用圧力 : 8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 : 302℃</p> <p>個数 : <u>205</u></p> <p>取付箇所 : 原子炉格納容器内</p> <p>(3) 制御棒駆動系水圧制御ユニット (アキュムレータ)</p> <p>種類 : たて置円筒形</p> <p>容量 : <u>66L/個</u></p> <p>最高使用圧力 : <u>18. 6MPa[gage]</u></p> <p>最高使用温度 : 66℃</p> <p>個数 : <u>103</u></p> <p>取付箇所 : <u>原子炉建屋地下 3 階</u></p>	<p>主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 制御棒</p> <p><u>種類</u> 十字形</p> <p><u>中性子吸収材</u> <u>ボロン・カーバイド粉末, ハフニウム</u></p> <p><u>有効長さ</u> <u>約 3. 63m</u></p> <p><u>本数</u> <u>185</u></p> <p><u>取付箇所</u> <u>原子炉格納容器内</u></p> <p>(2) 制御棒駆動機構</p> <p>最高使用圧力 8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 302℃</p> <p>個数 <u>185</u></p> <p>取付箇所 原子炉格納容器内</p> <p>(3) <u>制御棒駆動系水圧制御ユニット</u></p> <p>種類 <u>円筒縦形 (ピストン式)</u></p> <p>容量 <u>約 18L (1 個当たり)</u></p> <p>最高使用圧力 <u>12. 0MPa[gage]</u></p> <p>最高使用温度 66℃</p> <p>個数 <u>185</u></p> <p>取付箇所 <u>原子炉建屋原子炉棟 3 階</u></p> <p><u>(4) ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ</u></p> <p><u>個数</u> <u>2</u></p> <p><u>取付箇所</u> <u>中央制御室</u></p>	<p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 制御棒</p> <p><u>本数</u> : <u>137</u></p> <p><u>型式</u> : <u>十字型</u></p> <p><u>材料</u> : <u>ステンレス鋼, 中性子吸収材他</u></p> <p><u>取付箇所</u> : <u>原子炉格納容器内(原子炉圧力容器内)</u></p> <p><u>有効長さ</u> : <u>約 3. 63m</u></p> <p><u>(タイプ 1)</u></p> <p><u>中性子吸収材</u></p> <p><u>吸収材</u> : <u>ボロン・カーバイド粉末</u></p> <p><u>個数</u> : <u>ボロン・カーバイド粉末入り</u> <u>ステンレス鋼管 72 本 (制御棒 1 本当たり)</u></p> <p><u>(タイプ 2)</u></p> <p><u>中性子吸収材</u></p> <p><u>吸収材</u> : <u>ハフニウム棒</u></p> <p><u>個数</u> : <u>ハフニウム棒 84 本 (制御棒 1 本当たり)</u></p> <p>(2) 制御棒駆動機構</p> <p>最高使用圧力 : 8. 62MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 : 302℃</p> <p>個数 : <u>137</u></p> <p>取付箇所 : 原子炉格納容器内</p> <p>(3) <u>制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(アキュムレータ)</u></p> <p>種類 : <u>たて置円筒形</u></p> <p>容量 : <u>18L/個</u></p> <p>最高使用圧力 : <u>15. 2MPa[gage]</u></p> <p>最高使用温度 : 66℃</p> <p>個数 : <u>137</u></p> <p>取付箇所 : <u>原子炉建物原子炉棟 2 階</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>③の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>設備仕様の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は, 手動スイッチを ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.1.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の表3.1-2に示すような設計とする。</p> <p>また、制御棒、制御棒駆動機構(水圧駆動)及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉区域内に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等時の原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.1-2に示す設計とする。</p> <p>(44-3)</p>	<p>3.1.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し、第3.1-2表に示す設計とする。</p> <p>また、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉棟内に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し、以下の第3.1-2表に示す設計とする。</p>	<p>3.1.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p> <p>3.1.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の第3.1-2表に示すような設計とする。</p> <p>また、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、原子炉格納容器内及び原子炉建物原子炉棟内に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等時の原子炉格納容器内及び原子炉建物原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.1-2表に示す設計とする。</p> <p>(44-3)</p>	<p>能)の一部として整理</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3.1-2 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3.1-2 表 想定する環境条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境温度・環境圧力・湿度／屋外の天候／放射線／荷重</td> <td>設置場所である原子炉格納容器内、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>原子炉格納容器内、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内に取り付けるため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	環境温度・環境圧力・湿度／屋外の天候／放射線／荷重	設置場所である原子炉格納容器内、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉格納容器内、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内に取り付けるため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p>第 3.1-2 表 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
環境温度・環境圧力・湿度／屋外の天候／放射線／荷重	設置場所である原子炉格納容器内、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉格納容器内、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内に取り付けるため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉格納容器内、中央制御室及び原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、検出器を多重化し作動回路が <u>2 out of 4 論理若しくは 2 out of 3 論理</u>にて自動的に信号を発信するよう、信頼性向上を図る設計とする。</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、<u>原子炉圧力高及び原子炉水位異常低下（レベル 2）の検出器各 4 個及び論理回路 2 チャンネルで構成し、原子炉圧力高の「1 out of 2 twice」論理又は原子炉水位異常低下（レベル 2）の「1 out of 2 twice」論理が論理回路 2 チャンネルで同時に成立することで自動的に作動する設計とする。</u></p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、<u>検出器を多重化し作動回路を二重の「1 out of 2」論理にて自動的に信号を発信するよう、信頼性向上を図る設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑨の相違</p>																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>なお、中央制御室にて、制御棒挿入状態の確認によりスクラムが失敗していることが確認された場合は、中央制御室の制御盤にて手動による代替制御棒挿入機能の操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板を付けることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。以下の表 3.1-3 に操作対象機器を示す。</p> <p>また、想定される重大事故等が発生した場合において、制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、操作不要な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.1-3 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="172 1142 923 1192"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御棒挿入機能用電磁弁</td> <td>無励磁→励磁</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、制御棒挿入機能の作動信号を発信する設備であり、運転中に試験又は検査を実施する場合には、過大な出力変動等によりプラントに外乱を与える可能性があ</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	代替制御棒挿入機能用電磁弁	無励磁→励磁	中央制御室	スイッチ操作	<p>代替制御棒挿入機能により作動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、操作不要な設計とする。</p> <p>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチは、中央制御室のスイッチでの操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室のスイッチを操作するに当たり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、スイッチは、機器の名称等を表示した銘板の取付けにより、運転員の操作性及び監視性を考慮して確実に操作可能な設計とする。以下の第 3.1-3 表に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">第 3.1-3 表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="949 1142 1712 1325"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御棒挿入機能用電磁弁</td> <td>無励磁→励磁</td> <td>スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(44-3-3, 7)</p> <p>(3) 試験検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、制御棒挿入機能の作動信号を発信する設備であり、運転中に試験又は検査を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、</p>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	代替制御棒挿入機能用電磁弁	無励磁→励磁	スイッチ操作	中央制御室	<p>なお、中央制御室にて、制御棒挿入状態の確認によりスクラムが失敗していることが確認された場合は、中央制御室の制御盤にて手動による代替制御棒挿入機能の操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板を付けることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。以下の第 3.1-3 表に操作対象機器を示す。</p> <p>また、想定される重大事故等が発生した場合において、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットは、操作不要な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">第 3.1-3 表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="1742 1142 2504 1262"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御棒挿入機能用電磁弁</td> <td>無励磁→励磁</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項三）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、制御棒挿入機能の作動信号を発信する設備であり、運転中に試験又は検査を実施する場合には、過大な出力変動等によりプラントに外乱を与える可能性があ</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	代替制御棒挿入機能用電磁弁	無励磁→励磁	中央制御室	スイッチ操作	<p>・記載箇所の相違 【東海第二】</p> <p>・記載箇所の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>③の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																								
代替制御棒挿入機能用電磁弁	無励磁→励磁	中央制御室	スイッチ操作																								
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																								
代替制御棒挿入機能用電磁弁	無励磁→励磁	スイッチ操作	中央制御室																								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																								
代替制御棒挿入機能用電磁弁	無励磁→励磁	中央制御室	スイッチ操作																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>り、かつ、試験中又は検査中は代替制御棒挿入機能自体が維持できない状態となるため、表 3.1-4 に示すように発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能の確認として、模擬入力による論理回路の動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。 (44-5)</p> <p>表 3.1-4 代替制御棒挿入機能の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="163 976 914 1113"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正</td> </tr> </tbody> </table> <p>制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、表 3.1-5 に示すように発電用原子炉の停止中に機能・性能試験、分解検査及び外観検査を実施することで、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、機能・性能試験として、制御棒を全引き抜き位置からスクラムスイッチによりスクラムさせ、スクラム時間について性能の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、浸透探傷試験により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、制御棒駆動機構（水圧駆動）、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正	<p>試験中又は検査中は機能自体が維持できない状態となるため、第 3.1-4 表に示すように停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入に使用する論理回路は、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能なように、模擬入力による動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。</p> <p>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチは、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能なように、スイッチによる電磁弁の開閉動作確認が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能なように、スイッチ操作により制御棒の全引き抜き位置からのスクラム性能確認が可能な設計とする。</p> <p>第 3.1-4 表 代替制御棒挿入機能及び A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）手動スイッチの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="949 1008 1712 1192"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>校正及び設定値確認 論理回路確認 電磁弁の開閉動作確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(44-5-2, 5, 6, 7)</p> <p>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは第 3.1-5 表に示すように原子炉の停止中に機能・性能検査及び分解検査が可能な設計とする。</p> <p>制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、機能・性能試験として制御棒を全引き抜き位置からスイッチ操作によりスクラムさせ、スクラム時間について性能の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、浸透探傷試験により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p>	原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能検査	校正及び設定値確認 論理回路確認 電磁弁の開閉動作確認	<p>り、かつ、試験中又は検査中は代替制御棒挿入機能自体が維持できない状態となるため、第 3.1-4 表に示すように発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能の確認として、模擬入力による論理回路の動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。 (44-5)</p> <p>第 3.1-4 表 代替制御棒挿入機能の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1008 2493 1239"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正</td> </tr> </tbody> </table> <p>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットは、第 3.1-5 表に示すように発電用原子炉の停止中に機能・性能試験、分解検査及び外観検査を実施することで、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットは、機能・性能試験として、制御棒を全引き抜き位置からスクラムスイッチによりスクラムさせ、スクラム時間について性能の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、浸透探傷試験により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニット部品の表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違【東海第二】 島根 2号炉は、手動スイッチを A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の一部として整理</li> <li>・記載方針の相違【東海第二】 島根 2号炉は、手動スイッチを A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の一部として整理</li> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】 ③の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】 ③の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】 ③の相違</li> </ul>
発電用原子炉の状態	項目	内容																			
停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正																			
原子炉の状態	項目	内容																			
停止中	機能・性能検査	校正及び設定値確認 論理回路確認 電磁弁の開閉動作確認																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																			
停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>制御棒は、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-5)</p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.1-5 制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットの試験及び検査</u></p> <table border="1" data-bbox="172 531 917 726"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>スクラム性能の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>制御棒駆動機構（水圧駆動）、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>制御棒外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項四）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>また、<u>制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>は、本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要であり、<u>制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>の使用にあたり切り替えせずに使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	スクラム性能の確認	分解検査	制御棒駆動機構（水圧駆動）、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認	外観検査	制御棒外観の確認	<p>第 3.1-5 表 <u>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットの試験検査</u></p> <table border="1" data-bbox="949 562 1712 928"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>スクラム性能の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>制御棒外観</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(44-5-8, 10, 11, 14, 16, 18, 19)</p> <p>(4) 切り替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項四）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用可能な設計とする。</p> <p><u>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>は、本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要であり、<u>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>の使用にあたり切り替えせずに使用可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4-2)</p>	原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能検査	スクラム性能の確認	分解検査	制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認	外観検査	制御棒外観	<p><u>制御棒は、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-5)</p> <p>第 3.1-5 表 <u>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットの試験及び検査</u></p> <table border="1" data-bbox="1742 562 2504 928"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>スクラム性能の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>制御棒外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項四）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>また、<u>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>は、本来の用途以外の用途として使用するための切替えが不要であり、<u>制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>の使用にあたり切り替えせずに使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	スクラム性能の確認	分解検査	制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認	外観検査	制御棒外観の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違【柏崎 6/7】③の相違</p> <p>・設備の相違【柏崎 6/7】③の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
停止中	機能・性能試験	スクラム性能の確認																															
	分解検査	制御棒駆動機構（水圧駆動）、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認																															
	外観検査	制御棒外観の確認																															
原子炉の状態	項目	内容																															
停止中	機能・性能検査	スクラム性能の確認																															
	分解検査	制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認																															
	外観検査	制御棒外観																															
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
停止中	機能・性能試験	スクラム性能の確認																															
	分解検査	制御棒駆動機構、制御棒駆動系水圧制御ユニット部品の表面状態を、試験及び目視により確認																															
	外観検査	制御棒外観の確認																															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 代替制御棒挿入機能は, 他の設備に悪影響を及ぼさないよう以下の措置を講じる設計とする。 代替制御棒挿入機能は, 検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで設計基準事故対処設備である多重化された原子炉緊急停止系とは独立した構成となっており, 多重化された原子炉緊急停止系に悪影響を及ぼさない設計とする。 多重化された原子炉緊急停止系と代替制御棒挿入機能の電源は, 遮断器又はヒューズによる電気的な分離をすることで多重化された原子炉緊急停止系に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また, 制御棒, 制御棒駆動機構(水圧駆動)及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは, 設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用可能とする。 (44-3, 44-4, 44-8)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 代替制御棒挿入機能は, 検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで, 原子炉緊急停止系の検出器からスクラム・パイロット弁に対して独立した構成とし, 配線用遮断器及びヒューズで電気的に分離することで, 原子炉緊急停止系に悪影響を及ぼさない設計とする。また, 代替制御棒挿入機能は, 原子炉緊急停止系の電源と電気的に分離することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替制御棒挿入機能により動作する制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは, 設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (44-4-2, 44-8-1~11)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 代替制御棒挿入機能は, 他の設備に悪影響を及ぼさないよう以下の措置を講じる設計とする。 代替制御棒挿入機能は, 検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで設計基準事故対処設備である多重化された原子炉保護系とは独立した構成となっており, 多重化された原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計とする。 多重化された原子炉保護系と代替制御棒挿入機能の電源は, 遮断器又はヒューズによる電気的な分離をすることで多重化された原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また, 制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットは, 設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で使用可能とする。 (44-3, 44-4, 44-8)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p>
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 代替制御棒挿入機能の手動回路について, 操作が必要な機器の設置場所, 操作場所を表 3.1-6 に示す。代替制御棒挿入機能用電磁弁は, 中央制御室で操作を行う設計としており,</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については「2.3.3 環境条件等」に示す。 代替制御棒挿入機能の手動回路について, 操作が必要な機器の設置場所, 操作場所を第 3.1-6 表に示す。代替制御棒挿入機能用電磁弁は, 中央制御室で操作を行う設計とし, 操作</p>	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう, 放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定, 設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 代替制御棒挿入機能の手動回路について, 操作が必要な機器の設置場所, 操作場所を第 3.1-6 表に示す。代替制御棒挿入機能用電磁弁は, 中央制御室で操作を行う設計としており,</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>なお、制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉区域内に設置されている設備であるが、代替制御棒挿入機能による信号にて動作可能であり、制御棒、制御棒駆動機構（水圧駆動）及び制御棒駆動系水圧制御ユニットについては操作不要な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.1-6 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="160 768 893 837"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御棒挿入機能用電磁弁</td> <td>原子炉建屋地下3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、原子炉圧力上昇及び原子炉水位低下に至る ATWS 事象の発生時に、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界にするためのシステムである。</p> <p>このため、スクラム失敗時に作動するシステムであることを考慮し、「原子炉圧力高」信号の計器誤差を考慮して確実に作動する設計とする。また、原子炉水位低（レベル3）信号発生時のスクラム失敗時に作動するシステムであることを考慮し、「原子炉水位低（レベル2）」信号の計器誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</p>	機器名称	設置場所	操作場所	代替制御棒挿入機能用電磁弁	原子炉建屋地下3階	中央制御室	<p>場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>なお、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉棟内に設置されている設備であるが、代替制御棒挿入機能により自動で動作し、操作不要な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3-7)</p> <p style="text-align: center;">第3.1-6表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="949 768 1700 879"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御棒挿入機能用電磁弁</td> <td>原子炉建屋原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備として使用する代替制御棒挿入機能は、重大事故等において、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下（レベル2）の信号の計器誤差を考慮して確実に作動する設計とする。また、スクラム不作動時に作動する設備であることを考慮し、「原子炉圧力高」の信号で作動する設計とし、原子炉水位低（レベ</p>	機器名称	設置場所	操作場所	代替制御棒挿入機能用電磁弁	原子炉建屋原子炉棟3階	中央制御室	<p>操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>なお、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは、原子炉格納容器内及び原子炉建物原子炉棟内に設置されている設備であるが、代替制御棒挿入機能による信号にて動作可能であり、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットについては操作不要な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">第3.1-6表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1742 768 2504 879"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御棒挿入機能用電磁弁</td> <td>原子炉建物原子炉棟2階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は、原子炉圧力上昇及び原子炉水位低下に至る ATWS 事象の発生時に、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するためのシステムである。</p> <p>このため、スクラム失敗時に作動するシステムであることを考慮し、「原子炉圧力高」信号の計器誤差を考慮して確実に作動する設計とする。また、原子炉水位低（レベル3）信号発生時のスクラム失敗時に作動するシステムであることを考慮し、「原子炉水位低（レベル2）」信号の計器誤差を考慮して確実に作動する設計とする。</p>	機器名称	設置場所	操作場所	代替制御棒挿入機能用電磁弁	原子炉建物原子炉棟2階	中央制御室	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																			
代替制御棒挿入機能用電磁弁	原子炉建屋地下3階	中央制御室																			
機器名称	設置場所	操作場所																			
代替制御棒挿入機能用電磁弁	原子炉建屋原子炉棟3階	中央制御室																			
機器名称	設置場所	操作場所																			
代替制御棒挿入機能用電磁弁	原子炉建物原子炉棟2階	中央制御室																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>制御棒, 制御棒駆動機構 (水圧駆動) 及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは, 発電用原子炉を未臨界にすることが可能な能力を有する設計とする。また, アクムレータの容量にて全ての制御棒を全挿入することが可能な駆動水を有する容量とし, 設計基準対象施設の容量等の仕様が, 系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で, 設計基準対象施設の容量等と同仕様の設計とする。(44-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二) (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし, 二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって, 同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は, この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>また, 制御棒, 制御棒駆動機構 (水圧駆動) 及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三) (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>ル 3) スクラム発生時の制御棒挿入失敗時に作動する設備であることを考慮し, 「原子炉水位異常低下 (レベル 2)」で作動する設計とする。</p> <p>制御棒駆動系水圧制御ユニットは, 設計基準事故対処設備としての仕様が重大事故等時において, 発電用原子炉を未臨界にするために必要な制御棒を全挿入することが可能な駆動水を有する容量に対して十分であるため, 設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。(44-6-2, 3, 6, 7)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二) (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし, 二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって, 同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は, この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>敷地内に二以上の発電用原子炉施設はないことから, 代替制御棒挿入機能, 制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットは共用しない。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三) (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットは, 発電用原子炉を未臨界にすることが可能な能力を有する設計とする。また, アクムレータの容量にて全ての制御棒を全挿入することが可能な駆動水を有する容量とし, 設計基準事故対処設備の容量等の仕様が, 系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で, 設計基準事故対処設備の容量等と同仕様の設計とする。(44-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二) (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし, 二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって, 同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は, この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については, 「2. 3. 1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>また, 制御棒, 制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットは, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三) (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p>



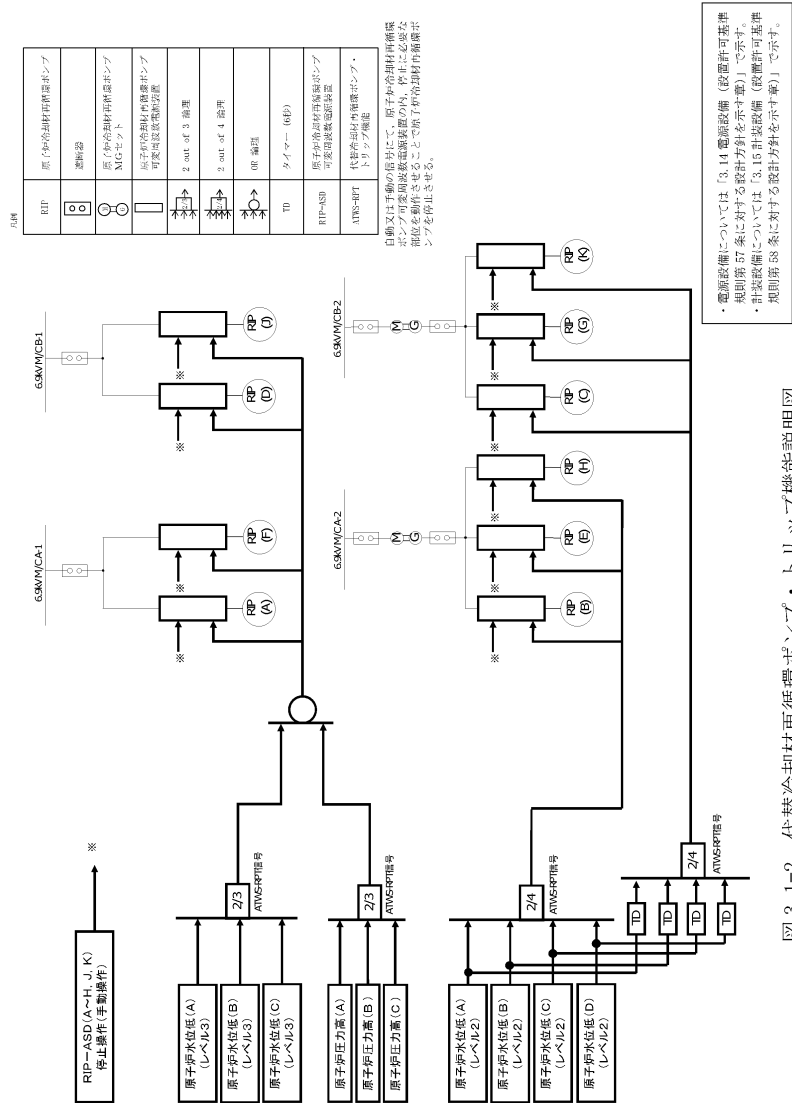
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は, 検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで多重化された原子炉緊急停止系とは独立した構成となっており, 地震, 火災, 溢水等の主要な共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>代替制御棒挿入機能の論理回路はアナログ回路であるが, 多重化された原子炉緊急停止系の論理回路はデジタル回路で構築されており, 多様性を有する設計とする。</u></p> <p>多重化された原子炉緊急停止系と代替制御棒挿入機能の電源は, 遮断器又はヒューズによる電氣的な分離をすることで多重化された原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(44-3, 44-4, 44-8)</p>	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は, 検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで原子炉緊急停止系の検出器からスクラム・パイロット弁に対して独立した構成とすることで, 原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p><u>代替制御棒挿入機能の論理回路の電源は, 所内常設直流電源設備から給電することで, 非常用交流電源設備から給電する原子炉緊急停止系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>代替制御棒挿入機能の論理回路は, 原子炉緊急停止系の論理回路から電氣的・物理的に分離し, 独立した盤として異なる区画に設置することで, 原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替制御棒挿入機能は, 原子炉緊急停止系の電源と電氣的に分離することで, 原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(44-2-2, 3, 44-8-1~11)</p>	<p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替制御棒挿入機能は, 検出器から代替制御棒挿入機能用電磁弁まで多重化された原子炉保護系とは独立した構成となっており, 地震, 火災, 溢水等の主要な共通要因によって同時に機能を損なわれない設計とする。</p> <p><u>代替制御棒挿入機能の論理回路の電源は, 非常用直流電源設備から給電することで, 非常用交流電源設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p>多重化された原子炉保護系と代替制御棒挿入機能の電源は, 遮断器又はヒューズによる電氣的な分離をすることで多重化された原子炉保護系と共通要因によって同時に機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(44-3, 44-4, 44-8)</p>	<p>備考</p> <p>・記載内容の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の A T W S 緩和設備は直流電源から給電しており, 原子炉保護系は交流電源から給電していることから, 電源の多様性を図っている。柏崎 6/7 と電源構成の違いはない (以下, ⑧の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の原子炉保護系はデジタルではなく, アナログである (以下, ⑦の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 1. 2. 2 ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)</p> <p>3. 1. 2. 2. 1 設備概要</p> <p>ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) は、発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合に、原子炉出力を制御するため、<u>原子炉冷却材再循環ポンプを停止させることを目的とした機能</u>である。</p> <p>本系統は、検出器 (原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路及び<u>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (停止に必要な部位)</u> で構成する。</p> <p><u>本系統の目的は、原子炉冷却材再循環ポンプを停止させることであるが、ABWR の原子炉冷却材再循環ポンプは慣性が小さく、10 台全台を同時に停止させると冷却能力の低下を招くことから、原子炉圧力高又は原子炉水位低 (レベル 3) の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ 4 台を自動停止し、原子炉水位低 (レベル 2) の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ 6 台を自動停止する設計とする。</u></p> <p>原子炉圧力高及び原子炉水位低 (レベル 2) の検出器を多重化し、<u>原子炉圧力高及び原子炉水位低 (レベル 3) は 2 out of 3 論理にて、原子炉水位低 (レベル 2) は 2 out of 4 論理にて、</u>作動回路が自動的に信号を発信するよう、信頼性向上を図る設計とする。</p> <p>また、中央制御室の手動スイッチにより、<u>原子炉冷却材再循環ポンプを停止することが可能な設計とする。</u></p> <p>本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.1-7 に示す。</p>	<p>3. 1. 2. 2 A T W S 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能)</p> <p>3. 1. 2. 2. 1 設備概要</p> <p>原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力のパラメータの変化から緊急停止しない事象が発生した場合に、原子炉出力を制御するため、<u>再循環系ポンプを停止させることを目的とした機能を設けるものである。</u></p> <p>本系統は、<u>原子炉圧力高又は原子炉水位低異常低下 (レベル 2) の場合に、代替再循環系ポンプトリップを行う回路構成とする。</u></p> <p><u>原子炉圧力高及び原子炉水位異常低下 (レベル 2) の検出器各 4 個、論理回路 4 チャンネルで構成し、論理回路の各チャンネルは原子炉圧力高の「1 out of 2 twice」論理又は原子炉水位異常低下 (レベル 2) の「1 out of 2 twice」論理の成立で自動的に作動する設計とする。</u></p> <p><u>A T W S 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) に関する重大事故等対処設備一覧を第 3.1-7 表に示す。</u></p>	<p>3. 1. 2. 2 A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)</p> <p>3. 1. 2. 2. 1 設備概要</p> <p><u>A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) は、発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合に、原子炉出力を制御するため、<u>原子炉再循環ポンプを停止させることを目的とした機能</u>である。</u></p> <p>本系統は、<u>検出器 (原子炉圧力及び原子炉水位)、論理回路及び原子炉再循環ポンプトリップ遮断器</u>で構成する。</p> <p><u>原子炉圧力高及び原子炉水位低 (レベル 2) の検出器を多重化し、二重の「1 out of 2」論理にて、作動回路が自動的に信号を発信するよう、信頼性向上を図る設計とする。</u></p> <p><u>また、中央制御室の手動スイッチにより、原子炉再循環ポンプをトリップすることが可能な設計とする。</u></p> <p>本系統に関する重大事故等対処設備一覧を第 3.1-7 表に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑨の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																	
<p>表 3.1-7 ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="163 283 914 577"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup></td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※2</sup></td> <td>平均出力領域モニタ 【常設】 起動領域モニタ 【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 単線結線図を補足説明資料 44-2 に示す。 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器の破損防止対策を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>なお, ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) は, 以降, 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能という。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	—	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張) 【常設】	計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域モニタ 【常設】 起動領域モニタ 【常設】	<p>第 3.1-7 表 ATWS 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="952 283 1703 1218"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ATWS 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) <sup>※3</sup> 【常設】 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関連設備</td> <td>附属設備</td> <td>再循環系ポンプ遮断器 低速度用電源装置遮断器</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup> (燃料給油設備含む)</td> <td>非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 【常設】 軽油貯蔵タンク 【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※2</sup></td> <td>平均出力領域計装 【常設】 起動領域計装 【常設】 原子炉圧力 【常設】 原子炉圧力 (SA) 【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるための操作に必要な計装設備。なお, 計装制御設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※3: タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を制するため, 主蒸気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により, 再循環系ポンプ 2 台を同時にトリップする機能 (再循環系ポンプトリップ機能) の代替機能を有する設備。</p> <p>なお, ATWS 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) は, 以降, 代替再循環系ポンプトリップ機能という。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ATWS 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) <sup>※3</sup> 【常設】 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ	関連設備	附属設備	再循環系ポンプ遮断器 低速度用電源装置遮断器	水源	—	流路	—	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup> (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 【常設】 軽油貯蔵タンク 【常設】	計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域計装 【常設】 起動領域計装 【常設】 原子炉圧力 【常設】 原子炉圧力 (SA) 【常設】	<p>第 3.1-7 表 ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1745 283 2496 871"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注入先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup></td> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※2</sup></td> <td>平均出力領域計装 【常設】 中間領域計装 【常設】 中性子源領域計装 【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 単線結線図を補足説明資料 44-2 に示す。 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器の破損防止対策を成功させるために把握することが必要な発電用原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>なお, ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) は, 以降, 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能という。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路	—	注入先	—	電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張) 【常設】	計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域計装 【常設】 中間領域計装 【常設】 中性子源領域計装 【常設】	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違 島根 2 号炉は, 手動スイッチを ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) の一部として整理</p>
設備区分	設備名																																																			
主要設備	ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) 【常設】																																																			
附属設備	—																																																			
水源	—																																																			
流路	—																																																			
注水先	—																																																			
電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張) 【常設】																																																			
計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域モニタ 【常設】 起動領域モニタ 【常設】																																																			
設備区分	設備名																																																			
主要設備	ATWS 緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) <sup>※3</sup> 【常設】 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ																																																			
関連設備	附属設備	再循環系ポンプ遮断器 低速度用電源装置遮断器																																																		
	水源	—																																																		
	流路	—																																																		
	注水先	—																																																		
	電源設備 <sup>※1</sup> (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ 【常設】 軽油貯蔵タンク 【常設】																																																		
計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域計装 【常設】 起動領域計装 【常設】 原子炉圧力 【常設】 原子炉圧力 (SA) 【常設】																																																			
設備区分	設備名																																																			
主要設備	ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) 【常設】																																																			
附属設備	—																																																			
水源	—																																																			
流路	—																																																			
注入先	—																																																			
電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張) 【常設】																																																			
計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域計装 【常設】 中間領域計装 【常設】 中性子源領域計装 【常設】																																																			

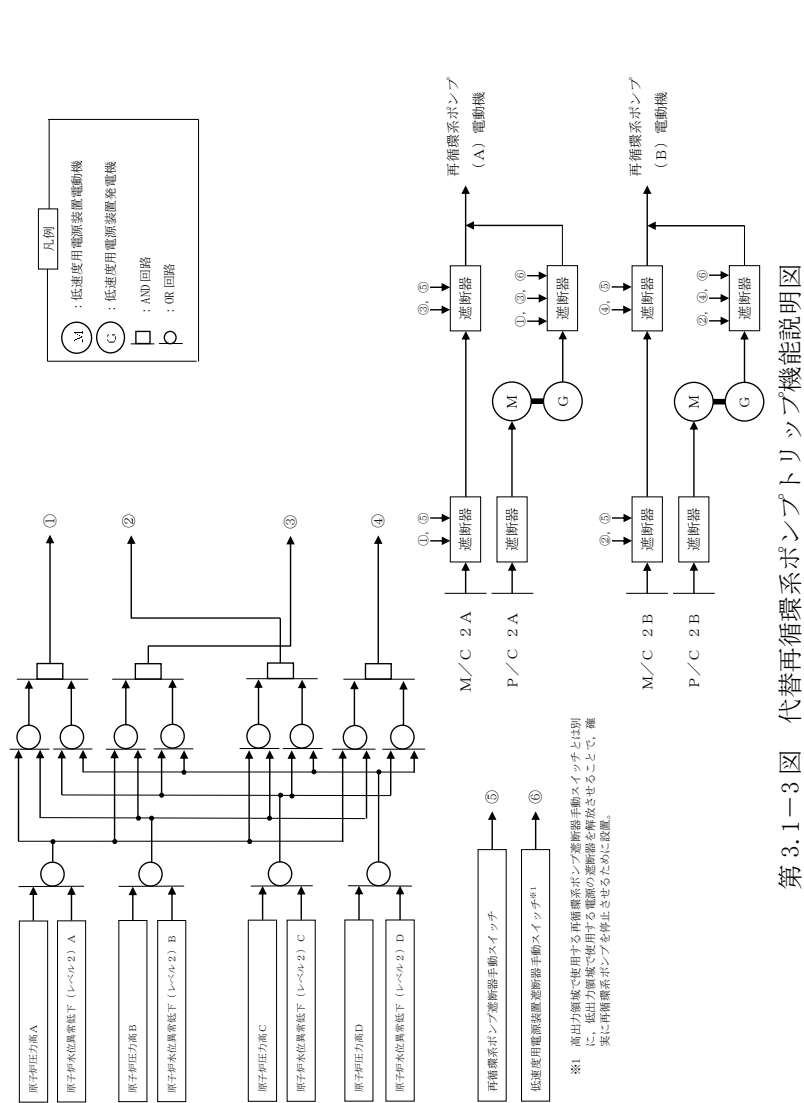
3. 1. 2. 2. 2 主要設備の仕様

図 3.1-2 に代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能の説明図を示す。



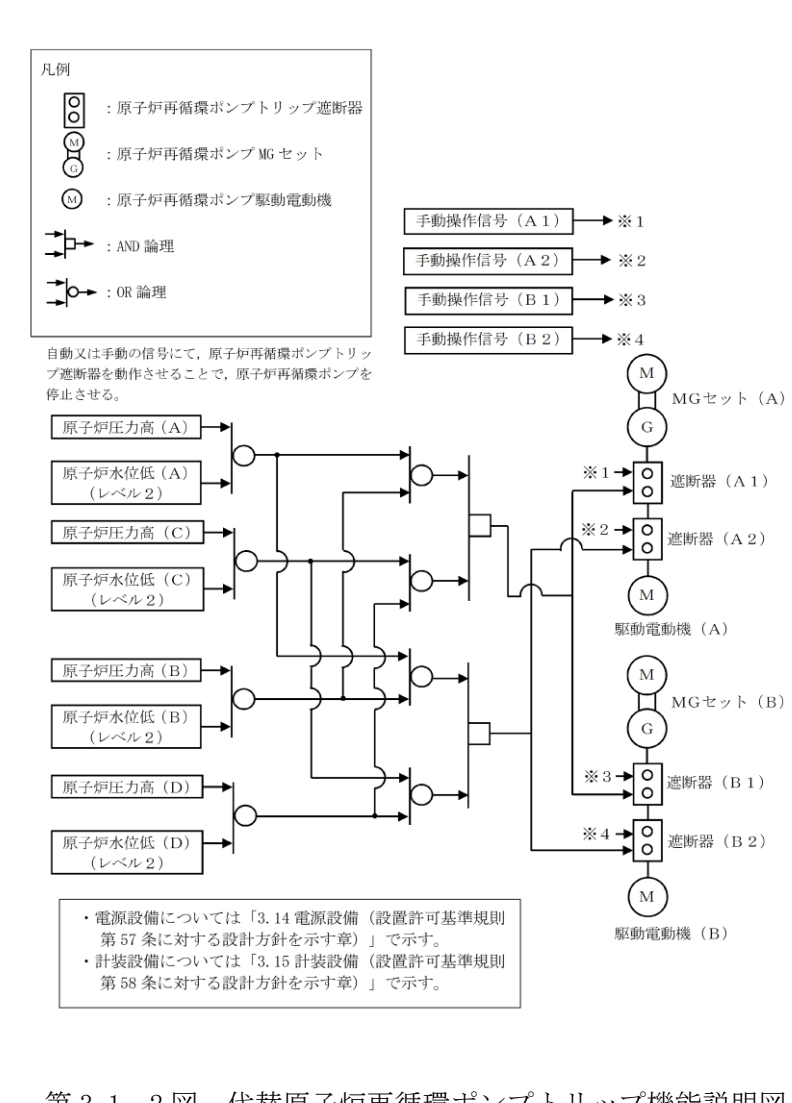
3. 1. 2. 2. 2 主要設備の仕様

第 3.1-3 図に代替再循環系ポンプトリップ機能の作動回路の説明図を示す。



3. 1. 2. 2. 2 主要設備の仕様

第 3.1-2 図に代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の説明図を示す。



・設備の相違  
 【柏崎 6/7, 東海第二】  
 設備設計の相違による系統構成及びインターロックの相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>3.1.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の表3.1-8に示すような設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p>	<p>3.1.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 代替再循環系ポンプトリップ機能は、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し、以下の第3.1-8表に示す設計とする。</p>	<p>3.1.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については「2.3.3 環境条件等」に示す。 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の第3.1-8表に示すような設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p>																																													
<p style="text-align: center;">表 3.1-8 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p style="text-align: center;">第3.1-8表 想定する環境条件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境温度・環境圧力・湿度/屋外の天候/放射線/荷重</td> <td>設置場所である中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>中央制御室、原子炉建屋付属棟、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波による影響を考慮した設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(44-3-2, 3, 7)</p>	環境条件	対応	環境温度・環境圧力・湿度/屋外の天候/放射線/荷重	設置場所である中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室、原子炉建屋付属棟、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波による影響を考慮した設計とする。	<p style="text-align: center;">第3.1-8表 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室及び原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
環境温度・環境圧力・湿度/屋外の天候/放射線/荷重	設置場所である中央制御室、原子炉建屋付属棟及び原子炉建屋原子炉棟内で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	中央制御室、原子炉建屋付属棟、原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波による影響を考慮した設計とする。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	中央制御室、原子炉建物付属棟及び原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>(2)操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、検出器を多重化し、作動回路が2 out of 4 論理若しくは2 out of 3 論理にて自動的に信号を発信するよう、信頼性向上を図る設計とする。</p> <p>なお、中央制御室の制御盤にて手動により原子炉冷却材再循環ポンプを停止させることが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板を付けることで識別可能とし、運転員の操作性及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>以下の表 3.1-9 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <table border="1" data-bbox="163 1417 905 1512"> <caption>表 3.1-9 操作対象機器</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置</td> <td>起動→停止</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置	起動→停止	中央制御室	スイッチ操作	<p>(2)操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能は、原子炉圧力高及び原子炉水位異常低下 (レベル2) の検出器各4個、論理回路4チャンネルで構成し、論理回路の各チャンネルは原子炉圧力高の「1 out of 2 twice」論理又は原子炉水位異常低下 (レベル2) の「1 out of 2 twice」論理の成立で自動的に作動する設計とする。</p> <p>再循環系ポンプ遮断器手動スイッチは、中央制御室のスイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>低速度電源装置遮断器手動スイッチは、中央制御室のスイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室のスイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、スイッチは機器の名称等を表示した銘板の取付けにより、運転員の操作性及び監視性を考慮して確実に操作可能な設計とする。</p> <p>以下の第3.1-9表に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.1-9表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="949 1417 1706 1648"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再循環系ポンプ遮断器</td> <td>入/切</td> <td>スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>低速度用電源装置遮断器</td> <td>入/切</td> <td>スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(44-3-7)</p>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	再循環系ポンプ遮断器	入/切	スイッチ操作	中央制御室	低速度用電源装置遮断器	入/切	スイッチ操作	中央制御室	<p>(2)操作性 (設置許可基準規則第43条第1項二)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、検出器を多重化し、作動回路が二重の「1 out of 2」論理にて自動的に信号を発信するよう、信頼性向上を図る設計とする。</p> <p>なお、中央制御室の制御盤にて手動により原子炉再循環ポンプを停止させることが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象に対しては銘板を付けることで識別可能とし、運転員の操作性及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>以下の第3.1-9表に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">第3.1-9表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="1736 1417 2507 1596"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉再循環ポンプトリップ遮断器</td> <td>入→切</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	入→切	中央制御室	スイッチ操作	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑨の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																												
原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置	起動→停止	中央制御室	スイッチ操作																												
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																												
再循環系ポンプ遮断器	入/切	スイッチ操作	中央制御室																												
低速度用電源装置遮断器	入/切	スイッチ操作	中央制御室																												
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																												
原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	入→切	中央制御室	スイッチ操作																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、原子炉冷却材再循環ポンプ・トリップ機能の作動信号を発信する設備であり、運転中に試験又は検査を実施する場合には、過大な出力変動等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中又は検査中は機能自体が維持できない状態となるため、表 3.1-10 に示すように発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。機能・性能の確認として、模擬入力による論理回路の動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-5)</p> <table border="1" data-bbox="172 1480 914 1633"> <caption>表 3.1-10 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能は、再循環系ポンプトリップ機能の作動信号を発信する設備であり、運転中に試験又は検査を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中又は検査中は機能自体が維持できない状態となるため、第 3.1-10 表に示すように停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能による原子炉出力抑制に使用する論理回路は、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能なように、模擬入力による動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。</p> <p>再循環系ポンプ遮断器手動スイッチは、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能なように、スイッチ操作による遮断器の動作確認が可能な設計とする。</p> <p>低速度用電源装置遮断器手動スイッチは、原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能なように、スイッチ操作による遮断器の動作確認が可能な設計とする。</p> <p>第 3.1-10 表 代替再循環系ポンプトリップ機能、再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ及び低速度用電源装置遮断器手動スイッチの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1591 1673 1780"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>校正及び設定値確認 論理回路確認 遮断器の動作確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(44-5-2, 5, 6, 7)</p>	原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能検査	校正及び設定値確認 論理回路確認 遮断器の動作確認	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、原子炉再循環ポンプトリップ機能の作動信号を発信する設備であり、運転中に試験又は検査を実施する場合には、過大な出力変動等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中又は検査中は機能自体が維持できない状態となるため、第 3.1-10 表に示すように発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。機能・性能の確認として、模擬入力による論理回路の動作確認、校正及び設定値確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-5)</p> <p>第 3.1-10 表 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1754 1591 2487 1793"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、手動スイッチを A TWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) の一部として整理</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																			
停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正																			
原子炉の状態	項目	内容																			
停止中	機能・性能検査	校正及び設定値確認 論理回路確認 遮断器の動作確認																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																			
停止中	機能・性能試験	論理回路の動作確認 設定値確認 計器校正																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4)</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止</u>」に示す。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能は、重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4-3)</p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験・検査性</u>」に示す。</p> <p>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4)</p>	
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、他の設備に悪影響を及ぼさないよう以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、検出器から原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (停止に必要な部位) まで設計基準事故対処設備である多重化された原子炉緊急停止系とは独立した構成となっており、多重化された原子炉緊急停止系に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>多重化された原子炉緊急停止系と代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能の電源は、遮断器又はヒューズによる電気的な分離をすることで多重化された原子炉緊急停止系に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3, 44-8)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能は、他の設備に悪影響を及ぼさないよう以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能は、検出器から再循環系ポンプ遮断器及び低速度用電源装置遮断器まで、原子炉緊急停止系の検出器からスクラム・パイロット弁に対して独立した構成とし、配線用遮断器及びヒューズで電氣的に分離することで、原子炉緊急停止系に悪影響を及ぼさない設計する。</p> <p>また、代替再循環系ポンプトリップ機能は、原子炉緊急停止系の電源と電氣的に分離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4-3, 44-8-1~11)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、他の設備に悪影響を及ぼさないよう以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、検出器から原子炉再循環ポンプトリップ遮断器まで設計基準事故対処設備である多重化された原子炉保護系とは独立した構成となっており、多重化された原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>多重化された原子炉保護系と代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の電源は、遮断器又はヒューズによる電気的な分離をすることで多重化された原子炉保護系に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-3, 44-8)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、現場における操作が不要な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室の制御盤にて手動により原子炉冷却材再循環ポンプを停止させる場合について、操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表 3.1-11 に示す。操作スイッチは、中央制御室で操作を行う設計としており、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.1-11 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="172 1171 908 1262"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置</td> <td>原子炉建屋地下1階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置	原子炉建屋地下1階	中央制御室	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替再循環系ポンプトリップ機能は、現場における作業が不要な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室の制御盤にて手動による再循環系ポンプを手動停止させる場合について、操作が必要な機器の設置場所、操作場所を第 3.1-11 表に示す。スイッチは、中央制御室で操作を行う設計とし、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p style="text-align: right;">(44-3-7)</p> <p style="text-align: center;">第 3.1-11 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="946 1188 1706 1549"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再循環系ポンプ遮断器</td> <td>原子炉建屋附属棟地下1階</td> <td rowspan="2">中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋附属棟地下2階</td> </tr> <tr> <td>低速度用電源装置遮断器</td> <td>原子炉建屋原子炉棟4階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	再循環系ポンプ遮断器	原子炉建屋附属棟地下1階	中央制御室	原子炉建屋附属棟地下2階	低速度用電源装置遮断器	原子炉建屋原子炉棟4階	中央制御室	<p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、現場における操作が不要な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室の制御盤にて手動により原子炉再循環ポンプを停止させる場合について、操作が必要な機器の設置場所、操作場所を第 3.1-11 表に示す。操作スイッチは、中央制御室で操作を行う設計としており、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作可能である。</p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p> <p style="text-align: center;">第 3.1-11 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1739 1188 2496 1329"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉再循環ポンプトリップ遮断器</td> <td>原子炉建物附属棟2階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	原子炉建物附属棟2階	中央制御室	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>④の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑤の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																							
原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置	原子炉建屋地下1階	中央制御室																							
機器名称	設置場所	操作場所																							
再循環系ポンプ遮断器	原子炉建屋附属棟地下1階	中央制御室																							
	原子炉建屋附属棟地下2階																								
低速度用電源装置遮断器	原子炉建屋原子炉棟4階	中央制御室																							
機器名称	設置場所	操作場所																							
原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	原子炉建物附属棟2階	中央制御室																							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 1. 2. 2. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、原子炉圧力上昇及び原子炉水位低下に至る ATWS 事象の発生時に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するため、「原子炉水位低 (レベル 2, レベル 3)」及び「原子炉圧力高」信号の計器誤差を考慮して確実に作動させる設計とする。</u></p> <p><u>なお、ABWR の原子炉冷却材再循環ポンプは慣性が小さく、10 台全台同時に停止させると冷却能力の低下を招くことから、原子炉圧力高又は原子炉水位低 (レベル 3) の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ 4 台を自動停止し、原子炉水位低 (レベル 2) の信号により、原子炉冷却材再循環ポンプ 6 台を自動停止する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p>	<p>3. 1. 2. 2. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備として使用する代替再循環系ポンプトリップ機能は、重大事故等時において、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下 (レベル 2) 信号の計器誤差を考慮して確実に作動させることで、再循環系ポンプ 2 台を自動停止する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-6-4, 5)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>敷地内に二以上の原子炉施設はないことから、代替再循環系ポンプトリップ機能は共用しない。</u></p>	<p>3. 1. 2. 2. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、原子炉圧力上昇及び原子炉水位低下に至る ATWS 事象の発生時に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するため、「原子炉水位低 (レベル 2)」及び「原子炉圧力高」信号の計器誤差を考慮して確実に原子炉再循環ポンプを自動停止する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りではない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能は、検出器から原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置 (停止に必要な部位) まで多重化された原子炉緊急停止系とは独立した構成となっており、地震、火災、溢水等の主要な共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能の論理回路はアナログ回路であるが、多重化された原子炉緊急停止系の論理回路はデジタル回路で構築されており、多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>多重化された原子炉緊急停止系と代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能の電源は、遮断器又はヒューズによる電気的な分離をすることで多重化された原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能が損なわれない設計とする。</u> (44-3, 44-8)</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>代替再循環系ポンプトリップ機能は、検出器から再循環系ポンプ遮断器及び低速度用電源装置遮断器まで原子炉緊急停止系の検出器からスクラム・パイロット弁に対して独立した構成とすることで、原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>代替再循環系ポンプトリップ機能の論理回路の電源は、所内常設直流電源設備から給電することで、非常用交流電源設備から給電する原子炉緊急停止系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>代替再循環系ポンプトリップ機能の論理回路は、原子炉緊急停止系の論理回路から電氣的・物理的に分離し、独立した盤として異なる区画に設置することで、原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>代替再循環系ポンプトリップ機能は、原子炉緊急停止系の電源と電氣的に分離することで原子炉緊急停止系と共通要因によって同時に機能を損なわれない設計とする。</u> (44-2-2, 44-8-1~11)</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三)</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能は、検出器から原子炉再循環ポンプトリップ遮断器まで多重化された原子炉保護系とは独立した構成となっており、地震、火災、溢水等の主要な共通要因によって同時に機能を損なわれない設計とする。</u></p> <p><u>代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の論理回路の電源は、非常用直流電源設備から給電することで、非常用交流電源設備から給電する原子炉保護系の論理回路の交流電源に対して多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>多重化された原子炉保護系と代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の電源は、遮断器又はヒューズによる電気的な分離をすることで多重化された原子炉保護系と共通要因によって同時に機能を損なわれない設計とする。</u> (44-3, 44-8)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】④の相違【東海第二】⑤の相違</li> <li>・記載内容の相違【柏崎 6/7】⑧の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎 6/7】⑦の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.1.2.3 ほう酸水注入系</p> <p>3.1.2.3.1 設備概要</p> <p>原子炉緊急停止系の機能が喪失した場合においても、発電用原子炉を未臨界に移行し、炉心の著しい損傷を防止することを目的として、十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入系を使用する。</p> <p>本系統は、ほう酸水注入系ポンプ、電源設備（非常用交流電源設備）、計測制御装置等、水源であるほう酸水注入系貯蔵タンク、流路であるほう酸水注入系の配管及び弁並びに高圧炉心注水系の配管、弁及びスパージャ並びに注入先である原子炉圧力容器等で構成される。</p> <p>本系統は、ほう酸水注入系ポンプにより、ほう酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水である五ほう酸ナトリウム溶液を高圧炉心注水系等を経由して原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。</p> <p>本系統は、中央制御室からの手動操作により、ほう酸水注入系の操作スイッチを「ポンプ A (又は B)」位置にすることで、ほう酸水注入系ポンプ吸込弁及びほう酸水注入系注入弁が「全閉」から「全開」となり、ほう酸水注入系ポンプが起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。</p> <p>本系統全体の系統概要図を図 3.1-3 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.1-12 に示す。</p>	<p>3.1.2.3 ほう酸水注入系</p> <p>3.1.2.3.1 設備概要</p> <p>原子炉緊急停止系、制御棒及び制御棒駆動系水圧制御ユニットの機能が喪失した場合においても、発電用原子炉を臨界未満に維持することを目的として、十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入系を設置しているものである。</p> <p>本系統は、ほう酸水である五ほう酸ナトリウム溶液を貯蔵するためのほう酸水貯蔵タンク、ほう酸水貯蔵タンクから発電用原子炉にほう酸水を注入するためのほう酸水注入ポンプ等で構成され、炉心底部のほう酸水注入ノズルから発電用原子炉へほう酸水を注入することで、発電用原子炉を未臨界にするものである。</p> <p>本系統は、中央制御室からの手動操作により、ほう酸水注入系起動用キー・スイッチを「SYS. A (又は B)」位置にすることで、ほう酸水貯蔵タンク出口弁及び爆破弁が「全閉」から「全開」となり、ほう酸水注入ポンプが起動し、原子炉へほう酸水を注入する。</p> <p>本系統全体の系統概要図を第 3.1-4 図に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を第 3.1-12 表に示す。</p>	<p>3.1.2.3 ほう酸水注入系</p> <p>3.1.2.3.1 設備概要</p> <p>原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの機能が喪失した場合においても、発電用原子炉を未臨界に移行し、炉心の著しい損傷を防止することを目的として、十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入系を使用する。</p> <p>本系統は、ほう酸水注入ポンプ、電源設備（非常用交流電源設備）、計測制御装置等、水源であるほう酸水貯蔵タンク、流路であるほう酸水注入系の配管及び弁並びに差圧検出・ほう酸水注入系配管並びに注入先である原子炉圧力容器等で構成される。</p> <p>本系統は、ほう酸水注入ポンプにより、ほう酸水貯蔵タンクのほう酸水である五ほう酸ナトリウム溶液を原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。</p> <p>本系統は、中央制御室からの手動操作により、ほう酸水注入系の操作スイッチを「A 系統 (又は B 系統)」位置にすることで、S L C タンク出口弁及び S L C 注入弁が「全閉」から「全開」となり、ほう酸水注入ポンプが起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。</p> <p>本系統全体の系統概要図を第 3.1-3 図に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を第 3.1-12 表に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は高圧炉心注水系を経由せず、炉心底部から注入する（以下、⑥の相違）</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 東海第二は、爆破弁を設置しているが、島根 2 号炉は、電動弁を設置している（以下、⑩の相違）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)

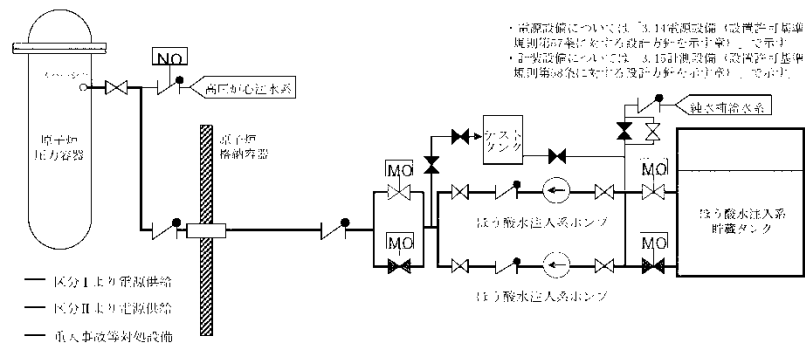


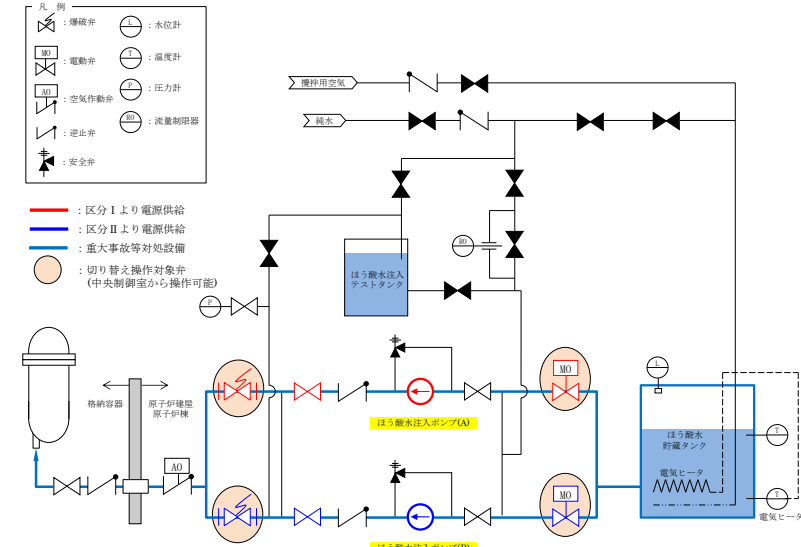
図 3.1-3 ほう酸水注入系 系統概要図

表 3.1-12 ほう酸水注入系に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	ほう酸水注入系ポンプ【常設】 ほう酸水注入系貯蔵タンク【常設】
附属設備	—
水源	—
流路	ほう酸水注入系 配管・弁【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁・スパージャ【常設】
注入先	原子炉圧力容器【常設】
電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】
計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域モニタ【常設】 起動領域モニタ【常設】

※1：単線結線図を補足説明資料 44-2 に示す。  
電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。  
※2：主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器の破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態  
計装設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。

東海第二発電所 (2018. 9. 18版)



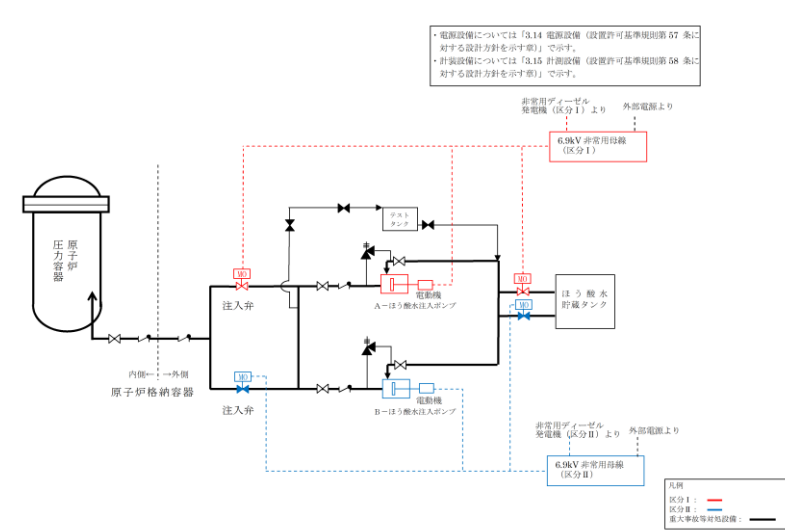
第3.1-4 図 ほう酸水注入系 系統概要図

第 3.1-12 表 ほう酸水注入系に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	ほう酸水注入ポンプ【常設】 ほう酸水貯蔵タンク【常設】
附属設備	—
水源	—
流路	ほう酸水注入系 配管・弁【常設】
注入先	原子炉圧力容器【常設】
電源設備 ※1 (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C 非常用ディーゼル発電機【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機【常設】 2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】
計装設備 ※2	平均出力領域計装【常設】 起動領域計装【常設】 サプレッション・プール水温度【常設】 残留熱除去系系統流量【常設】 残留熱除去系熱交換器入口温度【常設】 残留熱除去系熱交換器出口温度【常設】 残留熱除去系海水系系統流量【常設】

※1：電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。

島根原子力発電所 2号炉



第 3.1-3 図 ほう酸水注入系 系統概要図

第 3.1-12 表 ほう酸水注入系に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	ほう酸水注入ポンプ【常設】 ほう酸水貯蔵タンク【常設】
附属設備	—
水源	—
流路	ほう酸水注入系 配管, 弁及び差圧検出・ほう酸水注入系配管【常設】
注入先	原子炉圧力容器【常設】
電源設備 <sup>※1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】
計装設備 <sup>※2</sup>	平均出力領域計装【常設】 中間領域計装【常設】 中性子源領域計装【常設】

※1：単線結線図を補足説明資料 44-2 に示す。  
電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。  
※2：主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器の破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態  
計装設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。

備考

・設備の相違

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																				
<p>3.1.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>ほう酸水注入系ポンプ</u></p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>: 往復形</td></tr> <tr><td>容量</td><td>: 約 <u>11m<sup>3</sup>/h/台</u></td></tr> <tr><td>全揚程</td><td>: 約 <u>860m</u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>: 吸込側 <u>1.37MPa</u>[gage] / 吐出側 <u>10.8MPa</u>[gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>: 66℃</td></tr> <tr><td>個数</td><td>: 1 (予備 1)</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>: <u>原子炉建屋地上 3 階</u></td></tr> <tr><td>原動機の出力量</td><td>: 45kW</td></tr> </table> <p>(2) <u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u></p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>: たて置円筒形</td></tr> <tr><td>容量</td><td>: 約 <u>30m<sup>3</sup></u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>: 静水頭</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>: 66℃</td></tr> <tr><td>個数</td><td>: 1</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>: <u>原子炉建屋地上 3 階</u></td></tr> </table>	種類	: 往復形	容量	: 約 <u>11m<sup>3</sup>/h/台</u>	全揚程	: 約 <u>860m</u>	最高使用圧力	: 吸込側 <u>1.37MPa</u> [gage] / 吐出側 <u>10.8MPa</u> [gage]	最高使用温度	: 66℃	個数	: 1 (予備 1)	取付箇所	: <u>原子炉建屋地上 3 階</u>	原動機の出力量	: 45kW	種類	: たて置円筒形	容量	: 約 <u>30m<sup>3</sup></u>	最高使用圧力	: 静水頭	最高使用温度	: 66℃	個数	: 1	取付箇所	: <u>原子炉建屋地上 3 階</u>	<p>※2: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるための操作に必要な計装設備。なお、計装制御設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>3.1.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>ほう酸水注入ポンプ</u></p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>: <u>水平 3 連プランジヤポンプ</u></td></tr> <tr><td>容量</td><td>: 約 <u>9.78m<sup>3</sup>/h</u></td></tr> <tr><td>全揚程</td><td>: 約 870m</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>: <u>9.66MPa</u>[gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>: 66℃</td></tr> <tr><td>台数</td><td>: 1 (予備 1)</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>: <u>原子炉建屋原子炉棟 5 階</u></td></tr> <tr><td>原動機の出力量</td><td>: <u>37kW</u></td></tr> </table> <p>(2) <u>ほう酸水貯蔵タンク</u></p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>: <u>円筒縦型</u></td></tr> <tr><td>容量</td><td>: 約 <u>19.5m<sup>3</sup></u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>: 静水頭</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>: 66℃</td></tr> <tr><td>基数</td><td>: 1</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>: <u>原子炉建屋原子炉棟 5 階</u></td></tr> </table>	種類	: <u>水平 3 連プランジヤポンプ</u>	容量	: 約 <u>9.78m<sup>3</sup>/h</u>	全揚程	: 約 870m	最高使用圧力	: <u>9.66MPa</u> [gage]	最高使用温度	: 66℃	台数	: 1 (予備 1)	取付箇所	: <u>原子炉建屋原子炉棟 5 階</u>	原動機の出力量	: <u>37kW</u>	種類	: <u>円筒縦型</u>	容量	: 約 <u>19.5m<sup>3</sup></u>	最高使用圧力	: 静水頭	最高使用温度	: 66℃	基数	: 1	取付箇所	: <u>原子炉建屋原子炉棟 5 階</u>	<p>3.1.2.3.2 主要設備の仕様 <u>主要機器の仕様を以下に示す。</u></p> <p>(1) <u>ほう酸水注入ポンプ</u></p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>: 往復形</td></tr> <tr><td>容量</td><td>: 約 <u>10m<sup>3</sup>/h/台</u></td></tr> <tr><td>全揚程</td><td>: 約 <u>870m</u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>: 吸込側 <u>0.93MPa</u>[gage] / 吐出側 <u>11.8MPa</u>[gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>: 66℃</td></tr> <tr><td>個数</td><td>: 1 (予備 1)</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>: <u>原子炉建物原子炉棟 3 階</u></td></tr> <tr><td>原動機の出力量</td><td>: <u>45kW</u></td></tr> </table> <p>(2) <u>ほう酸水貯蔵タンク</u></p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>: <u>たて置円筒形</u></td></tr> <tr><td>容量</td><td>: 約 <u>20m<sup>3</sup></u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>: 静水頭</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>: 66℃</td></tr> <tr><td>個数</td><td>: 1</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>: <u>原子炉建物原子炉棟 3 階</u></td></tr> </table>	種類	: 往復形	容量	: 約 <u>10m<sup>3</sup>/h/台</u>	全揚程	: 約 <u>870m</u>	最高使用圧力	: 吸込側 <u>0.93MPa</u> [gage] / 吐出側 <u>11.8MPa</u> [gage]	最高使用温度	: 66℃	個数	: 1 (予備 1)	取付箇所	: <u>原子炉建物原子炉棟 3 階</u>	原動機の出力量	: <u>45kW</u>	種類	: <u>たて置円筒形</u>	容量	: 約 <u>20m<sup>3</sup></u>	最高使用圧力	: 静水頭	最高使用温度	: 66℃	個数	: 1	取付箇所	: <u>原子炉建物原子炉棟 3 階</u>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違</p>
種類	: 往復形																																																																																						
容量	: 約 <u>11m<sup>3</sup>/h/台</u>																																																																																						
全揚程	: 約 <u>860m</u>																																																																																						
最高使用圧力	: 吸込側 <u>1.37MPa</u> [gage] / 吐出側 <u>10.8MPa</u> [gage]																																																																																						
最高使用温度	: 66℃																																																																																						
個数	: 1 (予備 1)																																																																																						
取付箇所	: <u>原子炉建屋地上 3 階</u>																																																																																						
原動機の出力量	: 45kW																																																																																						
種類	: たて置円筒形																																																																																						
容量	: 約 <u>30m<sup>3</sup></u>																																																																																						
最高使用圧力	: 静水頭																																																																																						
最高使用温度	: 66℃																																																																																						
個数	: 1																																																																																						
取付箇所	: <u>原子炉建屋地上 3 階</u>																																																																																						
種類	: <u>水平 3 連プランジヤポンプ</u>																																																																																						
容量	: 約 <u>9.78m<sup>3</sup>/h</u>																																																																																						
全揚程	: 約 870m																																																																																						
最高使用圧力	: <u>9.66MPa</u> [gage]																																																																																						
最高使用温度	: 66℃																																																																																						
台数	: 1 (予備 1)																																																																																						
取付箇所	: <u>原子炉建屋原子炉棟 5 階</u>																																																																																						
原動機の出力量	: <u>37kW</u>																																																																																						
種類	: <u>円筒縦型</u>																																																																																						
容量	: 約 <u>19.5m<sup>3</sup></u>																																																																																						
最高使用圧力	: 静水頭																																																																																						
最高使用温度	: 66℃																																																																																						
基数	: 1																																																																																						
取付箇所	: <u>原子炉建屋原子炉棟 5 階</u>																																																																																						
種類	: 往復形																																																																																						
容量	: 約 <u>10m<sup>3</sup>/h/台</u>																																																																																						
全揚程	: 約 <u>870m</u>																																																																																						
最高使用圧力	: 吸込側 <u>0.93MPa</u> [gage] / 吐出側 <u>11.8MPa</u> [gage]																																																																																						
最高使用温度	: 66℃																																																																																						
個数	: 1 (予備 1)																																																																																						
取付箇所	: <u>原子炉建物原子炉棟 3 階</u>																																																																																						
原動機の出力量	: <u>45kW</u>																																																																																						
種類	: <u>たて置円筒形</u>																																																																																						
容量	: 約 <u>20m<sup>3</sup></u>																																																																																						
最高使用圧力	: 静水頭																																																																																						
最高使用温度	: 66℃																																																																																						
個数	: 1																																																																																						
取付箇所	: <u>原子炉建物原子炉棟 3 階</u>																																																																																						

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.1.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系のほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水注入系貯蔵タンクは、<u>原子炉建屋原子炉区域内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.1-13に示す設計とする。</u></p> <p>ほう酸水注入系ポンプの操作は、<u>想定される重大事故等時において、中央制御室の操作スイッチから可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-3)</p>	<p>3.1.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、<u>原子炉建屋原子炉棟に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し、以下の第3.1-13表に示す設計とする。</u></p> <p>また、<u>ほう酸水注入ポンプの操作は、中央制御室における操作盤上での起動用キー・スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(44-3-4, 5, 6)</u></p>	<p>3.1.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.1.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、<u>原子炉建物原子炉棟内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建物原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.1-13表に示す設計とする。</u></p> <p>ほう酸水注入ポンプの操作は、<u>想定される重大事故等時において、中央制御室の操作スイッチから可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(44-3)</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3. 1-13 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 260 902 642"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室内の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、中央制御室の操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系の起動操作は、原子炉出力抑制により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作により、ほう酸水注入系の操作スイッチを「ポンプ A（又は B）」位置にすることで、ほう酸水注入系ポンプ吸込弁及びほう酸水注入系注入弁が「全閉」から「全開」となり、ほう酸水注入系ポンプが起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。 表 3. 1-14 に操作対象機器を示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3. 1-13 表 想定する環境条件</p> <table border="1" data-bbox="949 247 1709 970"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境温度・環境圧力・湿度／屋外の天候／放射線／荷重</td> <td>設置場所である原子炉建屋原子炉棟で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>原子炉建屋原子炉棟に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>機械装置のため、電磁波の影響は受けない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ほう酸水注入ポンプの操作は、A T W S 事象発生時において、中央制御室内の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、中央制御室における操作盤上での起動用キー・スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>ほう酸水注入ポンプの起動操作は、原子炉出力抑制により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作により、ほう酸水注入系起動用キー・スイッチを「SYS. A（又は B）」位置にすることで、ほう酸水貯蔵タンク出口弁及び爆破弁が「全閉」から「全開」となり、ほう酸水注入ポンプが起動することで、原子炉へほう酸水を注入する。 第 3. 1-14 表に操作対象機器を示す。</p>	環境条件	対応	環境温度・環境圧力・湿度／屋外の天候／放射線／荷重	設置場所である原子炉建屋原子炉棟で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響は受けない。	<p>第 3. 1-13 表 想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1742 247 2502 919"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室内の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、中央制御室の操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系の起動操作は、原子炉出力抑制により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作により、ほう酸水注入系の操作スイッチを「A 系統（又は B 系統）」位置にすることで、S L C タンク出口弁及び S L C 注入弁が「全閉」から「全開」となり、ほう酸水注入ポンプが起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。 第 3. 1-14 表に操作対象機器を示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑩の相違</p>
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
環境温度・環境圧力・湿度／屋外の天候／放射線／荷重	設置場所である原子炉建屋原子炉棟で想定される環境温度、環境圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置する設備ではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを踏まえ、機器の損傷等の影響を考慮した設計とする。（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響は受けない。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p style="text-align: center;">表 3.1-14 操作対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系ポンプ (A又はB)</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (A又はB)</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系注入弁 (A又はB)</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板を付けることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 (44-3)</p> <p>また、ほう酸水注入系ポンプは並列に2台設置され、1台を予備とすることで多重性を備えた設計とし、必要なときに確実にほう酸水を注入できるよう、ポンプの吐出側に並列に2個のほう酸水注入弁を設けることで、確実に原子炉圧力容器へほう酸水を注入することが可能な設計とする。 なお、ほう酸水注入系貯蔵タンクについては、操作不要な設計とする。 (44-4)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 ほう酸水注入系のほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水注入系貯蔵タンクは、表 3.1-15 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、弁動作試験を、また、停止中に分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	ほう酸水注入系ポンプ (A又はB)	停止→起動	中央制御室	スイッチ操作	ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (A又はB)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	ほう酸水注入系注入弁 (A又はB)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	<p style="text-align: center;">第 3.1-14 表 操作対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入ポンプ (A又はB)</td> <td>停止→起動</td> <td>キー・スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (A又はB)</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>キー・スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系爆破弁 (A又はB)</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>キー・スイッチ操作</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>操作場所である中央制御室内は、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象であるほう酸水注入系起動用キー・スイッチについては中央制御室操作盤上に設置され、銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作可能な設計とする。 (44-3-5)</p> <p>また、ほう酸水注入ポンプは並列に2台設置され、1台を予備とすることで多重性を備えた設計とし、必要なときに確実にほう酸水を注入できるよう、ポンプの吐出側に並列に2個の爆破弁を設けることで、確実に発電用原子炉へほう酸水を注入することが可能な設計とする。 なお、ほう酸水貯蔵タンクについては、操作不要な設計とする。 (44-4-4)</p> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプは、発電用原子炉運転中に機能・性能検査が可能な設計とする。また、停止中に機能・性能検査、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	ほう酸水注入ポンプ (A又はB)	停止→起動	キー・スイッチ操作	中央制御室	ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (A又はB)	弁閉→弁開	キー・スイッチ操作	中央制御室	ほう酸水注入系爆破弁 (A又はB)	弁閉→弁開	キー・スイッチ操作	中央制御室	<p style="text-align: center;">第 3.1-14 表 操作対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A又はB-ほう酸水注入ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>A又はB-SLCタンク出口弁</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>A又はB-SLC注入弁</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板を付けることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 (44-3)</p> <p>また、ほう酸水注入ポンプは並列に2台設置され、1台を予備とすることで多重性を備えた設計とし、必要なときに確実にほう酸水を注入できるよう、ポンプの吐出側に並列に2個のSLC注入弁を設けることで、確実に原子炉圧力容器へほう酸水を注入することが可能な設計とする。 なお、ほう酸水貯蔵タンクについては、操作不要な設計とする。 (44-4)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、第 3.1-15 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、弁動作試験を、また、停止中に分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	A又はB-ほう酸水注入ポンプ	停止→起動	中央制御室	スイッチ操作	A又はB-SLCタンク出口弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	A又はB-SLC注入弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑩の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																
ほう酸水注入系ポンプ (A又はB)	停止→起動	中央制御室	スイッチ操作																																																
ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (A又はB)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作																																																
ほう酸水注入系注入弁 (A又はB)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作																																																
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																
ほう酸水注入ポンプ (A又はB)	停止→起動	キー・スイッチ操作	中央制御室																																																
ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (A又はB)	弁閉→弁開	キー・スイッチ操作	中央制御室																																																
ほう酸水注入系爆破弁 (A又はB)	弁閉→弁開	キー・スイッチ操作	中央制御室																																																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																
A又はB-ほう酸水注入ポンプ	停止→起動	中央制御室	スイッチ操作																																																
A又はB-SLCタンク出口弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作																																																
A又はB-SLC注入弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>操作対象弁であるほう酸水注入系ポンプ吸込弁及びほう酸水注入系注入弁についても、発電用原子炉の運転中又は停止中に弁の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系ポンプは、機能・性能試験として、脱塩水(純水)をテストタンクから循環させ、吐出圧力、系統(ポンプ廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいについて運転性能の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、浸透探傷検査により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、ポンプ部品表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>操作対象弁であるほう酸水注入系ポンプ吸込弁及びほう酸水注入系注入弁は、機能・性能試験として、これら操作対象弁が全開することについて弁動作の確認を行うことが可能な</p>	<p>ほう酸水貯蔵タンクは、発電用原子炉運転中に機能・性能検査が可能な設計とする。また、停止中に機能・性能検査、開放検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>なお、操作対象弁であるほう酸水貯蔵タンク出口弁及び爆破弁は、発電用原子炉停止中に弁の弁動作確認が可能な設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系の試験検査については、表 3.1-15 表に示す。</p> <p>第 3.1-15 表 ほう酸水注入系の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="949 693 1706 1270"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>ポンプ部品の表面状態を、試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>タンク外観</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>ほう酸水注入ポンプは、機能・性能検査として、脱塩水(純水)をテストタンクから循環させ、吐出圧力、系統(ポンプ廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいについて運転性能の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、浸透探傷検査により性能に影響を及ぼす指示模様が無いこと、目視により性能に影響を及ぼす恐れのあるき裂、打こん、変形及び摩耗の有無の確認を行うことが可能な設計とする。</p>	原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	分解検査	ポンプ部品の表面状態を、試験及び目視により確認	外観検査	タンク外観	運転中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認	<p>操作対象弁である S L C タンク出口弁及び S L C 注入弁についても、発電用原子炉の運転中又は停止中に弁の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>第 3.1-15 表 ほう酸水注入系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1736 693 2507 1312"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>ポンプ部品の表面状態を、試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>タンク外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>ほう酸水注入ポンプは、機能・性能試験として、脱塩水(純水)をテストタンクから循環させ、吐出圧力、系統(ポンプ廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいについて運転性能の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、浸透探傷検査により性能に影響を及ぼす指示模様がないこと、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて、ポンプ部品表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>操作対象弁である S L C タンク出口弁及び S L C 注入弁は、機能・性能試験として、これら操作対象弁が全開することについて弁動作の確認を行うことが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能試験	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	分解検査	ポンプ部品の表面状態を、試験及び目視により確認	外観検査	タンク外観の確認	運転中	機能・性能試験	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑩の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>
原子炉の状態	項目	内容																																	
停止中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認																																	
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																	
	分解検査	ポンプ部品の表面状態を、試験及び目視により確認																																	
	外観検査	タンク外観																																	
運転中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
停止中	機能・性能試験	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認																																	
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																	
	分解検査	ポンプ部品の表面状態を、試験及び目視により確認																																	
	外観検査	タンク外観の確認																																	
運転中	機能・性能試験	運転性能の確認 漏えいの確認 ほう酸質量の確認																																	
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設計とする。</p> <p><u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>は、機能・性能試験として、中性子吸収材である五ほう酸ナトリウムの質量が発電用原子炉を十分未臨界にするための反応度制御能力を有する量を満足することとし、<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>のほう酸濃度及びタンク水位の確認を行うことにより、ほう酸質量の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、タンク本体外観に傷や漏えい痕がないことについて<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>外表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、ほう酸水注入系は、多重性を備えた系統及び機器であるが、各々が独立して他の系統へ悪影響を及ぼさず検査が可能な設計とし、<u>ほう酸水注入系ポンプ</u>、<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>及び操作対象弁である<u>ほう酸水注入系ポンプ吸込弁</u>及び<u>ほう酸水注入系注入弁</u>は、プラント運転中又は停止中における検査を行う際の接近性を考慮した必要な作業空間を備え、構造上接近又は検査が困難とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-5)</p>	<p>ほう酸水貯蔵タンクは、機能・性能検査として、中性子吸収材である五ほう酸ナトリウムの質量が原子炉を十分臨界未満に維持できるだけの反応度効果を有する量を満足することとし、ほう酸水貯蔵タンクのほう酸濃度及びタンク水位の確認を行うことにより、ほう酸質量の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、タンク本体外観に傷や漏えい痕がないことについてほう酸水貯蔵タンク外表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p><u>操作対象弁であるほう酸水貯蔵タンク出口弁及び爆破弁は、作動確認として、これら操作対象弁がスイッチの操作により弁が作動することの確認が可能な設計とする。</u></p> <p>ほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク及び操作対象弁である<u>ほう酸水貯蔵タンク出口弁及び爆破弁</u>は、原子炉の運転中又は停止中における検査を行う際の接近性を考慮した必要な作業空間を備え、構造上接近又は検査が困難とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-5-9, 12, 13, 15, 17, 20, 21)</p>	<p><u>ほう酸水貯蔵タンク</u>は、機能・性能試験として、中性子吸収材である五ほう酸ナトリウムの質量が発電用原子炉を十分未臨界にするための反応度制御能力を有する量を満足することとし、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>のほう酸濃度及びタンク水位の確認を行うことにより、ほう酸質量の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、タンク本体外観に傷や漏えい痕がないことについて<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>外表面状態の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>なお、<u>ほう酸水注入系</u>は、多重性を備えた系統及び機器であるが、各々が独立して他の系統へ悪影響を及ぼさず検査が可能な設計とし、<u>ほう酸水注入ポンプ</u>、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>及び操作対象弁である<u>S L Cタンク出口弁</u>及び<u>S L C注入弁</u>は、プラント運転中又は停止中における検査を行う際の接近性を考慮した必要な作業空間を備え、構造上接近又は検査が困難とならない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-5)</p>	<p>⑩の相違 東海第二は弁の動作確認について3段落下に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑩の相違 島根2号炉は弁の動作確認について3段落上に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑩の相違</p>
<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ほう酸水注入系は、想定される重大事故等時において、本来の用途である原子炉压力容器へのほう酸水注入以外の用途として使用することはない。<u>なお、当該系統の使用にあたり切替え操作が必要となることから、速やかに切替え操作が可能のように、系統に必要な弁等を設ける。</u></p> <p>原子炉压力容器へのほう酸水注入の際に操作が必要となるほう酸水注入系ポンプ、ほう酸水注入系ポンプ吸込弁及びほう酸水注入系注入弁は、中央制御室内における操作盤上の操作スイッチにより、速やかに操作が可能な設計とすることで、中央制御室でのほう酸水注入開始操作における所要時間は想定として1分以内となる。</p> <p style="text-align: right;">(44-4)</p> <p>また、ほう酸水注入系によるほう酸水の注入は、原子炉自動スクラム又は手動スクラムを実施しても、原子炉スクラムが成功しない場合に実施される操作であり、<u>図3.1-4で示すタイムチャートのとおり速やかに切替え操作を実施することが可能である。</u></p> <p>切替え操作対象機器については、<u>表3.1-14</u>に示したとおりとなる。</p>	<p>ほう酸水注入系は、本来の用途である原子炉へのほう酸水注入以外の用途として使用することはない。</p> <p>原子炉へのほう酸水注入の際に操作が必要となるほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク出口弁及び<u>爆破弁</u>は、中央制御室内における操作盤上の<u>起動用キー・スイッチ</u>により、速やかに操作が可能な設計とし、中央制御室でのほう酸水注入開始操作における所要時間は想定として1分以内となる。</p> <p style="text-align: right;">(44-4-4)</p> <p>また、ほう酸水注入系によるほう酸水の注入は、原子炉自動スクラム又は手動スクラムを実施しても、原子炉スクラムが成功しない場合に実施される操作であり、<u>原子炉スクラム失敗からほう酸水注入系起動まで及びほう酸水注入系起動から制御棒手動挿入までが、第3.1-5図で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替えることが可能な設計とする。</u></p> <p>切替え操作対象機器については、<u>第3.1-14表</u>に示したとおりとなる。</p>	<p>ほう酸水注入系は、<u>想定される重大事故等時において、本来の用途である原子炉压力容器へのほう酸水注入以外の用途として使用することはない。</u></p> <p>原子炉压力容器へのほう酸水注入の際に操作が必要となるほう酸水注入ポンプ、<u>S L Cタンク出口弁及びS L C注入弁</u>は、中央制御室内における操作盤上の<u>操作スイッチ</u>により、速やかに操作が可能な設計とすることで、中央制御室でのほう酸水注入開始操作における所要時間は想定として<u>3分以内</u>となる。</p> <p style="text-align: right;">(44-4)</p> <p>また、ほう酸水注入系によるほう酸水の注入は、原子炉自動スクラム又は手動スクラムを実施しても、原子炉スクラムが成功しない場合に実施される操作であり、<u>第3.1-4図で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替えることが可能な設計とする。</u></p> <p>切替え操作対象機器については、<u>第3.1-14表</u>に示したとおりとなる。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】</li> <li>島根2号炉のS L Cは水源から注入先まで単独系統であり、柏崎6/7は高圧炉心注水系を經由するため切替え操作が必要</li> <li>・設備の相違</li> <li>【東海第二】</li> <li>⑩の相違</li> </ul>



図 3.1-4 発電用原子炉の緊急停止対応タイムチャート\*

※: 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての 1. 1 で示すタイムチャート

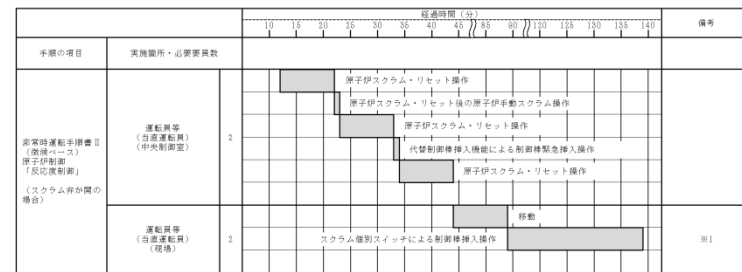
(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。



※1: スタラム個別スイッチによる制御棒挿入以降は, 手動操作による制御棒挿入を実施する。

第 3.1-5 図 原子炉の緊急停止対応タイムチャート\*

※: 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての 1. 1 で示すタイムチャート

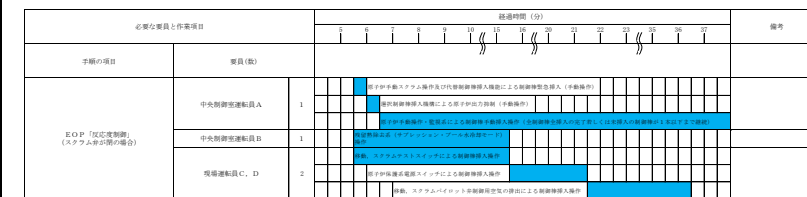
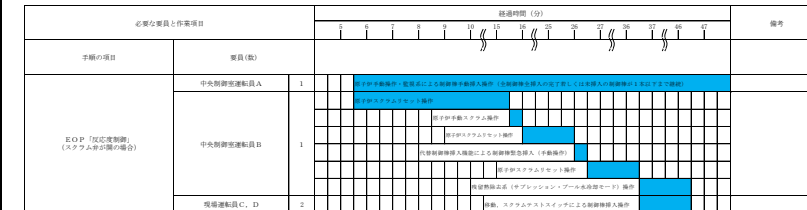
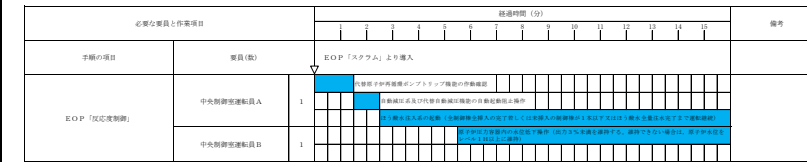
(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。



第 3.1-4 図 発電用原子炉の緊急停止対応タイムチャート\*

※: 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての 1. 1 で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。

・運用の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考											
<p>ほう酸水注入系のほう酸水注入系ポンプ、ほう酸水注入系貯蔵タンクは、設計基準事故対処設備として原子炉压力容器へのほう酸水注入時に使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、本系統は使用時以外、中央制御室内における操作盤上の操作スイッチを「切」位置にし、ほう酸水注入系注入弁を「全閉」とした系統隔離構成としており、<u>取合系統である高圧炉心注水系に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-3, 44-4)</p> <p><u>高圧炉心注水系との隔離弁については、表 3.1-16 に示すとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="163 835 905 987"> <caption>表 3.1-16 他系統との隔離弁</caption> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離弁</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高圧炉心注水系</td> <td>ほう酸水注入系注入弁(A)</td> <td>電動駆動</td> <td>通常時閉 電源喪失時*閉</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系注入弁(B)</td> <td>電動駆動</td> <td>通常時閉 電源喪失時*閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電源喪失時は、原子炉緊急停止系安全保護回路の電源が喪失することにより制御棒が挿入されることから、ATWS 事象発生時において、電源喪失は想定しない。</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表 3.1-17 に示す。</p> <p>ほう酸水注入系ポンプ、ほう酸水注入系ポンプ吸込弁及びほう酸水注入系注入弁は、<u>原子炉建屋原子炉区域内に設置されている設備であるが、想定される重大事故等時において、中央制御室から操作可能な設計とする。</u></p>	取合系統	系統隔離弁	駆動方式	動作	高圧炉心注水系	ほう酸水注入系注入弁(A)	電動駆動	通常時閉 電源喪失時*閉	ほう酸水注入系注入弁(B)	電動駆動	通常時閉 電源喪失時*閉	<p>ほう酸水注入系に使用するほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-4-4)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を第 3.1-16 表に示す。</p> <p>ほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンク出口弁及び<u>爆破弁は、原子炉建屋原子炉棟に設置されている設備であるが、中央制御室から操作可能な設計とする。</u></p>	<p>ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプ、ほう酸水貯蔵タンクは、設計基準対象施設として原子炉压力容器へのほう酸水注入時に使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、本系統は使用時以外、中央制御室における操作盤上の操作スイッチを「停止」位置にし、SLC 注入弁を「全閉」とした系統隔離構成としており、<u>他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(44-3, 44-4)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を第 3.1-16 表に示す。</p> <p>ほう酸水注入ポンプ、SLC タンク出口弁及び<u>SLC 注入弁は、原子炉建物原子炉棟内に設置されている設備であるが、想定される重大事故等時において、中央制御室から操作可能な設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑩の相違</p>
取合系統	系統隔離弁	駆動方式	動作											
高圧炉心注水系	ほう酸水注入系注入弁(A)	電動駆動	通常時閉 電源喪失時*閉											
	ほう酸水注入系注入弁(B)	電動駆動	通常時閉 電源喪失時*閉											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>なお、<u>ほう酸水注入系貯蔵タンク</u>については、操作不要な設計とする。</p> <p>(44-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.1-17 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="160 428 908 617"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系ポンプ (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系ポンプ (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系注入弁 (A)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系注入弁 (B)</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の<u>ほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水注入系貯蔵タンク</u>は、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、想定される重大事故等時において、発電用原子炉を未臨界にするために必要な負の反応度添加率を確保するための容量等の仕様に対して十分であるため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p> <p>(44-6)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	ほう酸水注入系ポンプ (A)	原子炉建屋地上3階	中央制御室	ほう酸水注入系ポンプ (B)	原子炉建屋地上3階	中央制御室	ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (A)	原子炉建屋地上3階	中央制御室	ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (B)	原子炉建屋地上3階	中央制御室	ほう酸水注入系注入弁 (A)	原子炉建屋地上3階	中央制御室	ほう酸水注入系注入弁 (B)	原子炉建屋地上3階	中央制御室	<p>なお、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>については、操作不要な設計とする。</p> <p>(44-3-4, 5, 6)</p> <p style="text-align: center;">第3.1-16表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="937 382 1718 911"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入ポンプ (A)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入ポンプ (B)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (A)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (B)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系爆破弁 (A)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系爆破弁 (B)</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (常設重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性)</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系に使用する<u>ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンク</u>は、<u>十分な反応度制御能力を有する容量とした設計とし、設計基準対象施設の容量等の仕様が、重大事故等時において、発電用原子炉を未臨界にするために必要な負の反応度添加率を確保するための容量に対して十分であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</u></p> <p>ほう酸水注入ポンプ1台あたりの容量は、<u>十分な反応度制御能力を満足するための設計上の許容注入時間 (設計ボロン濃度を設計ボロン注入速度で注入する時間) で注入可能な流</u></p>	機器名称	設置場所	操作場所	ほう酸水注入ポンプ (A)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ほう酸水注入ポンプ (B)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (A)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (B)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ほう酸水注入系爆破弁 (A)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	ほう酸水注入系爆破弁 (B)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室	<p>なお、<u>ほう酸水貯蔵タンク</u>については、操作不要な設計とする。</p> <p>(44-3)</p> <p style="text-align: center;">第3.1-16表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1760 382 2481 974"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-ほう酸水注入ポンプ</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>B-ほう酸水注入ポンプ</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>A-SLCタンク出口弁</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>B-SLCタンク出口弁</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>A-SLC注入弁</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>B-SLC注入弁</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.1.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系の<u>ほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンク</u>は、<u>設計基準対象施設の容量等の仕様が、想定される重大事故等時において、発電用原子炉を未臨界にするために必要な負の反応度添加率を確保するための容量等の仕様に対して十分であるため、設計基準対象施設の容量と同仕様の設計とする。</u></p> <p>ほう酸水注入ポンプ1台あたりの容量は、<u>十分な反応度制御能力を満足するための設計上の許容注入時間 (設計ボロン濃度を設計ボロン注入速度で注入する時間) で注入可能な流</u></p>	機器名称	設置場所	操作場所	A-ほう酸水注入ポンプ	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室	B-ほう酸水注入ポンプ	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室	A-SLCタンク出口弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室	B-SLCタンク出口弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室	A-SLC注入弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室	B-SLC注入弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は補足説明</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																																
ほう酸水注入系ポンプ (A)	原子炉建屋地上3階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系ポンプ (B)	原子炉建屋地上3階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (A)	原子炉建屋地上3階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系ポンプ吸込弁 (B)	原子炉建屋地上3階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系注入弁 (A)	原子炉建屋地上3階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系注入弁 (B)	原子炉建屋地上3階	中央制御室																																																																
機器名称	設置場所	操作場所																																																																
ほう酸水注入ポンプ (A)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入ポンプ (B)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																
ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (A)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																
ほう酸水貯蔵タンク出口弁 (B)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系爆破弁 (A)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																
ほう酸水注入系爆破弁 (B)	原子炉建屋原子炉棟5階	中央制御室																																																																
機器名称	設置場所	操作場所																																																																
A-ほう酸水注入ポンプ	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室																																																																
B-ほう酸水注入ポンプ	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室																																																																
A-SLCタンク出口弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室																																																																
B-SLCタンク出口弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室																																																																
A-SLC注入弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室																																																																
B-SLC注入弁	原子炉建物原子炉棟3階	中央制御室																																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系のほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水注入系貯蔵タンクは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系は、設計基準事故対処設備である制御棒、制御棒駆動機構 (水圧駆動) 及び制御棒駆動系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能が損なわれないよう、ポンプを非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機) から</p>	<p>量を確保する設計とする。</p> <p>ほう酸水貯蔵タンク容量は、発電用原子炉を未臨界にするために必要なほう酸水濃度の設計値を確保するために必要なほう酸水溶液の有効容量以上の容量を確保可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-6-8~12)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>敷地内に二以上の原子炉施設はないことから、ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは共用しない。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系は、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわれないよう、ほう酸水注入ポンプを非常用交流電源設備である 2C 非常用ディーゼル発電機及び 2D 非常用ディーゼル発</p>	<p>量を確保する設計とする。</p> <p>ほう酸水貯蔵タンク容量は、発電用原子炉を未臨界にするために必要なほう酸水濃度の設計値を確保するために必要なほう酸水溶液の有効容量以上の容量を確保可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(44-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系のほう酸水注入ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>ほう酸水注入系は、設計基準事故対処設備である制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能が損なわれないよう、ポンプを非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機) からの給電により</p>	<p>資料の容量設定根拠 44-6 にて説明</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p>

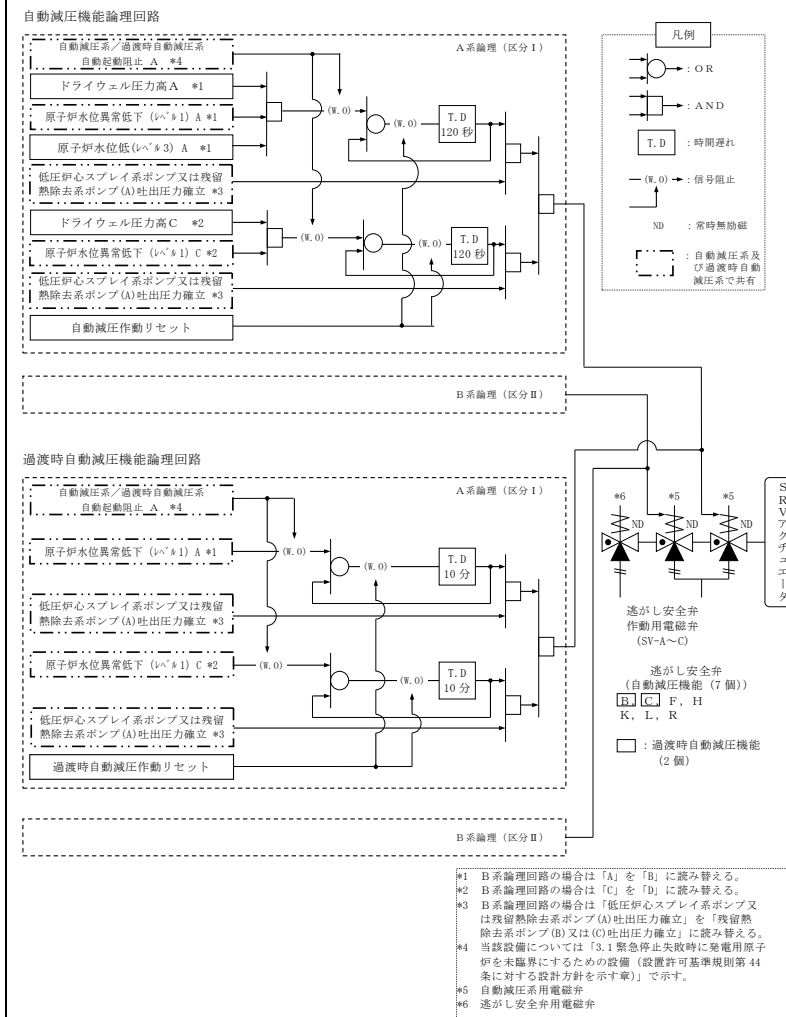


柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																							
<p>の給電により駆動できるようにすることで、<u>アキュムレータを駆動源とする制御棒、制御棒駆動機構(水圧駆動)及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水注入系貯蔵タンクは、原子炉格納容器内及び原子炉建屋原子炉区域内の制御棒、制御棒駆動機構(水圧駆動)及び制御棒駆動系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構(水圧駆動)及び制御棒駆動系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系の設計基準事故対処設備との多様性及び位置的分散について、表3.1-18に示す。 (44-3, 44-4)</p>	<p><u>電機からの給電により駆動することで、アキュムレータにより駆動する制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニット</u>に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、原子炉建屋原子炉棟内の制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系の設計基準事故対処設備との多様性及び位置的分散について、第3.1-17表に示す。 (44-2-3, 44-3-4, 6, 8)</p>	<p>駆動できるようにすることで、<u>アキュムレータを駆動源とする制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニット</u>に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系ポンプ及びほう酸水貯蔵タンクは、原子炉格納容器内及び原子炉建物原子炉棟内の制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットと異なる区画に設置することで、制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニットと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ほう酸水注入系の設計基準事故対処設備との多様性及び位置的分散について、第3.1-17表に示す。 (44-3, 44-4)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違【柏崎6/7】③の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7】③の相違</li> </ul>																																																																							
<p>表3.1-18 多様性又は多重性、位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="172 1012 893 1566"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>制御棒 制御棒駆動系水圧制御ユニット</td> <td>ほう酸水注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器</td> <td>アキュムレータ</td> <td>ほう酸水注入系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋地下3階</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源</td> <td>不要</td> <td>ほう酸水注入系貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>不要</td> <td>非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		制御棒 制御棒駆動系水圧制御ユニット	ほう酸水注入系	機器	アキュムレータ	ほう酸水注入系ポンプ	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地上3階	水源	不要	ほう酸水注入系貯蔵タンク	—	原子炉建屋地上3階	駆動電源	不要	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)	—	原子炉建屋地上1階	<p>第3.1-17表 多様性及び位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="946 1012 1709 1776"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>制御棒 制御棒駆動系水圧制御ユニット</td> <td>ほう酸水注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器</td> <td>アキュムレータ</td> <td>ほう酸水注入系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟3階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源</td> <td>不要</td> <td>ほう酸水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉建屋原子炉棟5階</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>不要</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉建屋原子炉棟附属棟地下1階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		制御棒 制御棒駆動系水圧制御ユニット	ほう酸水注入系	機器	アキュムレータ	ほう酸水注入系ポンプ	原子炉建屋原子炉棟3階	原子炉建屋原子炉棟5階	水源	不要	ほう酸水貯蔵タンク	—	原子炉建屋原子炉棟5階	駆動用空気	不要	不要	潤滑油	不要	不要	冷却水	不要	不要	駆動電源	不要	非常用ディーゼル発電機	—	原子炉建屋原子炉棟附属棟地下1階	<p>第3.1-17表 多様性又は多重性、位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="1739 1012 2502 1713"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>制御棒 制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニット</td> <td>ほう酸水注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器</td> <td>アキュムレータ</td> <td>ほう酸水注入系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物原子炉棟2階</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水源</td> <td>不要</td> <td>ほう酸水貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉建物原子炉棟3階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>不要</td> <td>非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉建物附属棟1階</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> </ul>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		制御棒 制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニット	ほう酸水注入系	機器	アキュムレータ	ほう酸水注入系ポンプ	原子炉建物原子炉棟2階	原子炉建物原子炉棟3階	水源	不要	ほう酸水貯蔵タンク	—	原子炉建物原子炉棟3階	駆動電源	不要	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)	—	原子炉建物附属棟1階
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																								
	制御棒 制御棒駆動系水圧制御ユニット	ほう酸水注入系																																																																								
機器	アキュムレータ	ほう酸水注入系ポンプ																																																																								
	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地上3階																																																																								
水源	不要	ほう酸水注入系貯蔵タンク																																																																								
	—	原子炉建屋地上3階																																																																								
駆動電源	不要	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)																																																																								
	—	原子炉建屋地上1階																																																																								
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																								
	制御棒 制御棒駆動系水圧制御ユニット	ほう酸水注入系																																																																								
機器	アキュムレータ	ほう酸水注入系ポンプ																																																																								
	原子炉建屋原子炉棟3階	原子炉建屋原子炉棟5階																																																																								
水源	不要	ほう酸水貯蔵タンク																																																																								
	—	原子炉建屋原子炉棟5階																																																																								
駆動用空気	不要	不要																																																																								
潤滑油	不要	不要																																																																								
冷却水	不要	不要																																																																								
駆動電源	不要	非常用ディーゼル発電機																																																																								
	—	原子炉建屋原子炉棟附属棟地下1階																																																																								
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																								
	制御棒 制御棒駆動系水圧系水圧制御ユニット	ほう酸水注入系																																																																								
機器	アキュムレータ	ほう酸水注入系ポンプ																																																																								
	原子炉建物原子炉棟2階	原子炉建物原子炉棟3階																																																																								
水源	不要	ほう酸水貯蔵タンク																																																																								
	—	原子炉建物原子炉棟3階																																																																								
駆動電源	不要	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)																																																																								
	—	原子炉建物附属棟1階																																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
	<p>3.1.2.4 自動減圧系の起動阻止スイッチ</p> <p>3.1.2.4.1 設備概要</p> <p>原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され、出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び過渡時自動減圧機能による自動減圧を阻止するため自動減圧系の起動阻止スイッチを設けるものである。自動減圧系の起動阻止スイッチに関する重大事故等対処設備一覧を第3.1-18表に示す。</p> <p>第3.1-18表 自動減圧系の起動阻止スイッチに関する重大事故等対処設備</p> <table border="1" data-bbox="940 785 1715 1539"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">主要設備</td> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ【常設】</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関連設備</td> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※1 (燃料給油設備含む)</td> <td>非常用交流電源設備 2C非常用ディーゼル発電機【常設】 2D非常用ディーゼル発電機【常設】 2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備※2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>※2：主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるための操作に必要な計装設備。なお、計装制御設備については「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分		設備名	主要設備		自動減圧系の起動阻止スイッチ【常設】	関連設備	付属設備	—	水源	—	流路	—	注水先	—	電源設備※1 (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C非常用ディーゼル発電機【常設】 2D非常用ディーゼル発電機【常設】 2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】	計装設備※2	—		<p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、自動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動阻止スイッチを46条で記載する整理としている</p>
設備区分		設備名																				
主要設備		自動減圧系の起動阻止スイッチ【常設】																				
関連設備	付属設備	—																				
	水源	—																				
	流路	—																				
	注水先	—																				
	電源設備※1 (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 2C非常用ディーゼル発電機【常設】 2D非常用ディーゼル発電機【常設】 2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】 軽油貯蔵タンク【常設】																				
計装設備※2	—																					

3.1.2.4.2 主要設備の仕様

第3.1-6図に自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止の概要図を示す。



第3.1-6図 自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止概要図

3.1.2.4.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

3.1.2.4.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチは、中央制御室に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、中央制御室の環境条件を考慮し、以下の第3.1-19表に示す設計とする。以下の第3.1-20表に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.1-20表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="943 653 1715 789"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>通常→阻止</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(44-3-9)</p> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチの機能・性能検査は、第3.1-21表に示すように停止中に実操作による論理回路確認 (自動減圧系の起動阻止スイッチの機能確認を含む) が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">第3.1-21表 自動減圧系の起動阻止スイッチの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="943 1556 1715 1734"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>論理回路確認 (自動減圧系の起動阻止スイッチの機能確認を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(44-5-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	自動減圧系の起動阻止スイッチ	通常→阻止	中央制御室	スイッチ操作	原子炉の状態	項目	内容	停止中	機能・性能検査	論理回路確認 (自動減圧系の起動阻止スイッチの機能確認を含む)		
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法														
自動減圧系の起動阻止スイッチ	通常→阻止	中央制御室	スイッチ操作														
原子炉の状態	項目	内容															
停止中	機能・性能検査	論理回路確認 (自動減圧系の起動阻止スイッチの機能確認を含む)															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</u></p> <p><u>(i) 要求事項</u></p> <p><u>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</u></p> <p><u>(ii) 適合性</u></p> <p><u>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</u></p> <p><u>自動減圧系の起動阻止スイッチは、本来の用途以外には使用しない設計とする。</u></p> <p><u>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)</u></p> <p><u>(i) 要求事項</u></p> <p><u>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</u></p> <p><u>(ii) 適合性</u></p> <p><u>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</u></p> <p><u>自動減圧系の起動阻止スイッチは、過渡時自動減圧機能と自動減圧系で阻止スイッチ (ハードスイッチ) を共用しているが、スイッチの接点で分離することで、自動減圧系に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</u></p> <p><u>(i) 要求事項</u></p> <p><u>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</u></p> <p><u>(ii) 適合性</u></p> <p><u>基本方針については「2.3.3 環境条件等」に示す。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
	<p data-bbox="1003 212 1712 380">自動減圧系の起動阻止スイッチは中央制御室の制御盤のスイッチでの操作が可能な設計とし、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。以下の第3.1-22表に操作対象機器設置場所を示す。</p> <p data-bbox="1110 436 1555 468">第3.1-22表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="946 474 1712 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="946 474 1240 520">機器名称</th> <th data-bbox="1240 474 1501 520">設置場所</th> <th data-bbox="1501 474 1712 520">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="946 520 1240 611">自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td data-bbox="1240 520 1501 611">中央制御室</td> <td data-bbox="1501 520 1712 611">中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	自動減圧系の起動阻止スイッチ	中央制御室	中央制御室		
機器名称	設置場所	操作場所							
自動減圧系の起動阻止スイッチ	中央制御室	中央制御室							

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 添付資料〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉の高圧原子炉代替注水系は、第一水源であるサプレッション・チェンバを使用する（原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系も同様）		
②	東海第二は、逃がし安全弁によるRCPBの圧力上昇抑制を45条設備として整理しているが、島根2号炉は46条設備として整理		
③	電源系統構成の相違		
④	島根2号炉は常設代替直流電源設備への給電のための設備を主要な設備として個別に記載していない		
⑤	ECCS構成設備の相違 【ABWR】 低圧注水系，高圧炉心注水系，原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系 【BWR5】 低圧注水系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系		
⑥	島根2号炉の手順については、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」に記載		
⑦	島根2号炉の高圧原子炉代替注水系はS/Cを水源とした循環運転であり、水源は枯渇しないため、S/Cへの海水補給は行わない		
⑧	島根2号炉は、柏崎6/7と同様に系統構成に必要な弁は流路として整理しており、主要設備として個別に記載していない		
⑨	島根2号炉は「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備」にて記載		
⑩	島根2号炉は、「原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁」を新設せず、高圧原子炉代替注水系への蒸気供給を確保するために原子炉隔離時冷却系への蒸気供給を隔離する必要がある場合は、既設の原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁にて対応を行う		
⑪	RCICタービン蒸気入口弁は通常時閉であり、運転中及び停止中のRCIC機能検査時に当該弁を全開及び全閉操作を行う		
⑫	島根2号炉におけるDB設備との共通要因故障を防止するための設計としては東海第二と同様		
⑬	島根2号炉は中央制御室で必要な監視パラメータの計測、監視が可能		
⑭	島根2号炉は、排水を処理しなかった場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却ポンプを水没させずに継続して運転可能である		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p><b>【45条】</b></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)</p> <p>第四十五条発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第45条に規定する「発電用原子炉を冷却するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失・常設直流電源系統喪失を想定し、原子炉隔離時冷却系(RCIC)若しくは非常用復水器(BWRの場合)又はタービン動補助給水ポンプ(PWRの場合)(以下「RCIC等」という。)により発電用原子炉を冷却するため、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を整備すること。</p> <p>a) 可搬型重大事故防止設備</p> <p>i) 現場での可搬型重大事故防止設備(可搬型バッテリー又は窒素ボンベ等)を用いた弁の操作により、RCIC等の起動及び十分な期間※の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等を整備すること。ただし、下記(1)b)i)の人力による措置が容易に行える場合を除く。</p> <p>b) 現場操作</p> <p>i) 現場での人力による弁の操作により、RCIC等の起動及び十分な期間※の運転継続を行うために必要な設備を整備すること。</p> <p>※:原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間のこと。</p>	<p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p><b>【45条】</b></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)</p> <p>第四十五条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第45条に規定する「発電用原子炉を冷却するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失・常設直流電源系統喪失を想定し、原子炉隔離時冷却系(RCIC)若しくは非常用復水器(BWRの場合)又はタービン動補助給水ポンプ(PWRの場合)(以下「RCIC等」という。)により発電用原子炉を冷却するため、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を整備すること。</p> <p>a) 可搬型重大事故防止設備</p> <p>i) 現場での可搬型重大事故防止設備(可搬型バッテリー又は窒素ボンベ等)を用いた弁の操作により、RCIC等の起動及び十分な期間※の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等を整備すること。ただし、下記(1)b)i)の人力による措置が容易に行える場合を除く。</p> <p>b) 現場操作</p> <p>i) 現場での人力による弁の操作により、RCIC等の起動及び十分な期間※の運転継続を行うために必要な設備を整備すること。</p> <p>※:原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間のこと。</p>	<p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p><b>【45条】</b></p> <p><b>【設置許可基準規則】</b>  (原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)</p> <p>第四十五条発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第45条に規定する「発電用原子炉を冷却するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失・常設直流電源系統喪失を想定し、原子炉隔離時冷却系(RCIC)若しくは非常用復水器(BWRの場合)又はタービン動補助給水ポンプ(PWRの場合)(以下「RCIC等」という。)により発電用原子炉を冷却するため、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を整備すること。</p> <p>a) 可搬型重大事故防止設備</p> <p>i) 現場での可搬型重大事故防止設備(可搬型バッテリー又は窒素ボンベ等)を用いた弁の操作により、RCIC等の起動及び十分な期間※の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等を整備すること。ただし、下記(1)b)i)の人力による措置が容易に行える場合を除く。</p> <p>b) 現場操作</p> <p>i) 現場での人力による弁の操作により、RCIC等の起動及び十分な期間※の運転継続を行うために必要な設備を整備すること。</p> <p>※:原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間のこと。</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>3.2.1 設置許可基準規則第45条への適合方針</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、以下の対策及び設備を設ける。</p> <p>(1) <u>高圧代替注水系の設置</u>（設置許可基準規則解釈の第1項(1)）</p> <p>設計基準事故対処設備である<u>高圧炉心注水系</u>及び原子炉隔離時冷却系が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するために、重大事故防止設備として<u>高圧代替注水系</u>を使用する。</p> <p><u>高圧代替注水系</u>は、原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合でも、<u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u>よりも高所に配置された<u>高圧代替注水系ポンプ</u>を用い、<u>復水貯蔵槽</u>を水源として高圧状態の原子炉圧力容器に注水し炉心を冷却できる設計とする。また、<u>高圧代替注水系ポンプ</u>は、原子炉蒸気で駆動可能な蒸気タービン駆動ポンプとし、原子炉蒸気を弁操作で<u>高圧代替注水系ポンプ駆動用タービン</u>に供給することで起動可能な設計とする。</p>	<p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>3.2.1 設置許可基準規則第45条への適合方針</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために<u>必要な重大事故等対処設備</u>を設置する。</p> <p>3.2.1.1 <u>重大事故等対処設備</u></p> <p><u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却するための設備として、高圧代替注水系を設ける。また、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により起動できない、かつ、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合に、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させる。</u></p> <p>(1) <u>フロントライン系故障時に用いる設備</u></p> <p>a. <u>高圧代替注水系による発電用原子炉の冷却</u>（設置許可基準規則解釈の第1項(1)）</p> <p><u>高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、高圧代替注水系は、蒸気タービン駆動ポンプである常設高圧代替注水系ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッション・チェンバのプール水を高圧炉心スプレイ系等を経由して、原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</u></p>	<p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>3.2.1 設置許可基準規則第45条への適合方針</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、<u>炉心の著しい損傷を防止するため、以下の対策及び設備を設ける。</u></p> <p>(1) <u>高圧原子炉代替注水系の設置</u>（設置許可基準規則解釈の第1項(1)）</p> <p><u>設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するために、重大事故防止設備として高圧原子炉代替注水系を使用する。</u></p> <p><u>高圧原子炉代替注水系は、原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合でも、原子炉隔離時冷却ポンプと異なる区画に配置された高圧原子炉代替注水ポンプを用い、サプレッション・チェンバを水源として高圧状態の原子炉圧力容器に注水し炉心を冷却できる設計とする。また、高圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉蒸気で駆動可能な蒸気タービン駆動ポンプとし、原子炉蒸気を弁操作で高圧原子炉代替注水ポンプ駆動用蒸気タービンに供給することで起動可能な設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉はまとめ資料本文3.2.1.1項にて記載</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は、3.2.1.1項にて同様の記載をしている</p> <p>・SA水源の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の高圧原子炉代替注水系は、第一水源であるサプレッション・チェンバを使用する（原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系も同様）（以下、①の相違）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、<u>高圧代替注水系</u>は、全交流動力電源喪失及び設計基準事故対処設備である常設直流電源が喪失した場合でも、常設代替直流電源設備からの給電により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</p> <p>これにより、<u>高圧代替注水系</u>は、原子炉隔離時冷却系の現場での可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリー又は窒素ポンプ等）を用いた弁の操作による起動及び十分な期間の運転継続を行うための措置や、原子炉隔離時冷却系の現場での人力による弁の操作により起動及び十分な期間の運転継続を行うための措置に対し、同等以上の効果を有する設計とする。</p> <p>(2) <u>高圧代替注水系の現場操作による運転</u>（設置許可基準規則解釈の第1項(1)b))</p> <p><u>高圧代替注水系</u>は、全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失した場合でも、現場で系統構成に必要な弁を人力で操作することにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</p>	<p>また、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</u></p> <p><u>高圧代替注水系</u>は、<u>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。</u></p> <p>b. <u>高圧代替注水系による原子炉注水（現場手動操作による高圧代替注水系起動）</u>（設置許可基準規則解釈の第1項(1)b))</p> <p><u>高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、高圧代替注水系を現場操作により起動させて使用する。</u></p> <p><u>高圧代替注水系</u>は、<u>全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまで</u></p>	<p>また、<u>高圧原子炉代替注水系</u>は、<u>全交流動力電源喪失及び設計基準事故対処設備である常設直流電源が喪失した場合でも、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</u></p> <p>これにより、<u>高圧原子炉代替注水系</u>は、<u>原子炉隔離時冷却系の現場での可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリー又は窒素ポンプ等）を用いた弁の操作による起動及び十分な期間の運転継続を行うための措置や、原子炉隔離時冷却系の現場での人力による弁の操作により起動及び十分な期間の運転継続を行うための措置に対し、同等以上の効果を有する設計とする。</u></p> <p>(2) <u>高圧原子炉代替注水系の現場操作による運転</u>（設置許可基準規則解釈の第1項(1)b))</p> <p><u>高圧原子炉代替注水系</u>は、<u>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統が喪失した場合でも、現場で系統構成に必要な弁を人力で操作することにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は、逃がし安全弁による RCPB の圧力上昇抑制を 45 条設備として整理しているが、島根 2 号炉は 46 条設備として整理（以下、②の相違）</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は常設代替直流電源設備への給電のための設備を主要な設備として個別に記載していない（以下、④の相違）</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は可搬直流電源設備による電源供給も想定しており、設備を明確に記載</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉はまとめ資料本文 3.2.1.1 (1) 項にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、人力による措置が容易に行えるよう、<u>高压代替注水系は機械式ガバナでタービン給気蒸気量を制御する方式とし、弁操作のみで起動停止運転継続が可能な設計とする。</u>本操作弁については手動で操作できる設計とし、共通要因によって常設直流電源を用いた弁と同時に機能を損なわないよう、ハンドルを設け、手動操作可能とすることで多様性を持つ設計とする。</p> <p>なお、人力による措置が容易に行えるため、「現場での可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリー又は窒素ポンベ等）を用いた弁の操作により、<u>高压代替注水系の起動及び十分な期間の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等の整備</u>」（設置許可基準規則解釈の第1項(1)a）は不要とするが、設置許可基準規則第57条への適合方針として、可搬型直流電源設備による給電も可能な設計とする。</p> <p>(3) 原子炉隔離時冷却系の現場操作による運転（設置許可基準規則解釈の第1項(1)b）</p> <p>設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失した場合でも、現場で系統構成に必要な弁を人力で操作することにより、起動及び運転継続ができる設計とする。</p>	<p>の期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</p> <p>なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>また、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</u></p> <p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>a. <u>原子炉隔離時冷却系による原子炉注水（現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動）</u>（設置許可基準規則解釈の第1項（1）b））</p> <p><u>全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、高压炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高压代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させて使用する。</u></p> <p>原子炉隔離時冷却系は、<u>全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</u></p>	<p>なお、人力による措置が容易に行えるよう、<u>高压原子炉代替注水系は機械式ガバナでタービン給気蒸気量を制御する方式とし、弁操作のみで起動停止運転継続が可能な設計とする。</u>本操作弁については手動で操作できる設計とし、共通要因によって常設直流電源を用いた弁と同時に機能を損なわないよう、ハンドルを設け、手動操作可能とすることで多様性を持つ設計とする。</p> <p>なお、<u>人力による措置が容易に行えるため、「現場での可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリー又は窒素ポンベ等）を用いた弁の操作により、高压原子炉代替注水系の起動及び十分な期間の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等の整備</u>」（設置許可基準規則解釈の第1項(1)a）は不要とするが、<u>設置許可基準規則第57条への適合方針として、可搬型直流電源設備による給電も可能な設計とする。</u></p> <p>(3) 原子炉隔離時冷却系の現場操作による運転（設置許可基準規則解釈の第1項(1)b）</p> <p>設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系は、<u>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統が喪失した場合でも、現場で系統構成に必要な弁を人力で操作することにより、起動及び運転継続ができる設計とする。</u></p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉はまとめ資料本文3.2.1.1(2)a項にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、人力による措置が容易に行えるよう、本操作弁については手動で操作できる設計とし、共通要因によって常設直流電源を用いた弁と同時に機能を損なわないよう、ハンドルを設け、手動操作可能とすることで多様性を持つ設計とする。</p> <p>また、原子炉隔離時冷却系は常設直流電源系統喪失時にタービンランド部より蒸気が漏えいするが、蒸気漏えいによる劣悪な作業環境状態を回避するために、<u>原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのはポンプ起動時のみとし、ポンプ起動後については原子炉隔離時冷却系ポンプ室から退室し、原子炉建屋地下1階に設置した原子炉隔離時冷却系過酷事故蒸気止め弁の開度調整により制御可能な運用とする。</u>なお、ポンプ起動時は<u>原子炉隔離時冷却系ポンプ室内に入室するが、その後速やかに退室するため蒸気漏えいによる環境温度の急激な上昇はないものと考えており、防護具（酸素呼吸器及び耐熱服）を確実に装着することにより現場操作が可能な運用とする。</u></p> <p><u>高圧代替注水系の人力による現場操作に加え、高圧代替注水系とは別系統の原子炉隔離時冷却系についても人力による現場操作をできるように整備しておくことで、人力による措置の容易性が拡充されるため、「現場での可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリー又は窒素ポンベ等）を用いた弁の操作により、原子炉隔離時冷却系の起動及び十分な期間の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等の整備」（設置許可基準規則解釈の第1項(1)a)）は不要とする。</u></p>	<p>なお、人力による措置は<u>容易に行える設計とする。</u></p> <p><b>b. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</b></p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブレーション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p>	<p>なお、人力による措置が容易に行えるよう、本操作弁については手動で操作できる設計とし、共通要因によって常設直流電源を用いた弁と同時に機能を損なわないよう、ハンドルを設け、手動操作可能とすることで多様性を持つ設計とする。</p> <p>また、<u>原子炉隔離時冷却系は常設直流電源系統喪失時にタービンランド部より蒸気が漏えいするが、蒸気漏えいによる劣悪な作業環境状態を回避するために、原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのはポンプ起動時のみとし、ポンプ起動後については原子炉隔離時冷却系ポンプ室から退室し、原子炉建物原子炉棟中1階に設置した蒸気外側隔離弁の開度調整により制御可能な運用とする。</u>なお、<u>ポンプ起動時は原子炉隔離時冷却系ポンプ室内に入室するが、その後速やかに退室するため蒸気漏えいによる環境温度の急激な上昇はないものと考えており、防護具（酸素呼吸器及び耐熱服）を確実に装着することにより現場操作が可能な運用とする。</u></p> <p><u>高圧原子炉代替注水系の人力による現場操作に加え、高圧原子炉代替注水系とは別系統の原子炉隔離時冷却系についても人力による現場操作をできるように整備しておくことで、人力による措置の容易性が拡充されるため、「現場での可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリー又は窒素ポンベ等）を用いた弁の操作により、原子炉隔離時冷却系の起動及び十分な期間の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備等の整備」（設置許可基準規則解釈の第1項(1)a)）は不要とする。</u></p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は、3.2.1(7)項にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>その他，設計基準対象施設であるが，想定される重大事故時等においてその機能を期待するため，以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(4) 原子炉隔離時冷却系 原子炉隔離時冷却系は，<u>冷却材喪失事故時において，低圧注水系，高圧炉心注水系及び自動減圧系と連携して，炉心を冷却する機能を有する。</u></p>	<p>(3) <u>監視及び制御に用いる設備</u> 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態が発電用原子炉を冷却する場合に監視及び制御に使用する重大事故等対処設備として，<u>原子炉水位（広帯域），原子炉水位（燃料域），原子炉水位（SA広帯域）及び原子炉水位（SA燃料域）は，原子炉水位を監視又は推定でき，原子炉圧力，原子炉圧力（SA），高圧代替注水系系統流量及びサプレッション・プール水位は原子炉圧力容器へ注水するための高圧代替注水系の作動状況を確認できる設計とする。</u> <u>具体的な設備は，以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉水位（広帯域）</u></li> <li>・<u>原子炉水位（燃料域）</u></li> <li>・<u>原子炉水位（SA広帯域）</u></li> <li>・<u>原子炉水位（SA燃料域）</u></li> <li>・<u>原子炉圧力</u></li> <li>・<u>原子炉圧力（SA）</u></li> <li>・<u>高圧代替注水系系統流量</u></li> <li>・<u>サプレッション・プール水位</u></li> </ul> <p>なお，計装設備については，「3.15 電源設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>(4) <u>事象進展抑制のために用いる設備</u> a. <u>ほう酸水注入系による進展抑制</u> <u>高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系を用いた発電用原子炉への高圧注水により原子炉水位を維持できない場合を想定した重大事故等対処設備として，ほう酸水注入系は，ほう酸水注入ポンプにより，ほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで，重大事故等の進展を抑制できる設計とする。</u> <span style="float: right;">(45-4-3)</span></p> <p>その他，設計基準事故対処設備であるが，想定される重大事故等時において健全であれば，以下の設備を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(5) 原子炉隔離時冷却系 原子炉隔離時冷却系は，原子炉停止後，<u>何らかの原因で給水が停止した場合等に，発電用原子炉からの蒸気の一部を用いてタービン駆動ポンプを作動させ，発電用原子炉に</u></p>	<p>その他，設計基準対象施設であるが，想定される重大事故等時においてその機能を期待するため，以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(4) 原子炉隔離時冷却系 原子炉隔離時冷却系は，<u>原子炉停止後何らかの原因で復水・給水が停止した場合に，原子炉水位を維持するため，原子炉蒸気の一部を用いたタービン駆動ポンプにより，サプレ</u></p>	<p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は 3.2.1 (6) 項にて記載</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は 3.2.1 (8) 項にて記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ECCS 構成設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>本系統は、<u>原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号で</u>作動を開始し、<u>復水貯蔵槽の水又はサプレッション・チェンバのプール水を給水系等を経由して原子炉圧力容器へ注水する。</u>また、<u>原子炉水位高信号で注水を自動的に停止する。</u></p> <p>(5) <u>高圧炉心注水系</u>  <u>高圧炉心注水系は、冷却材喪失事故時において、低圧注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系と連携して、炉心を冷却する機能を有する。</u></p> <p>本系統は、<u>原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号で</u>作動を開始し、<u>復水貯蔵槽の水又はサプレッション・チェンバのプール水を炉心上部に取付けられたスパージャから燃料集合体上に注水することによって炉心を冷却する。</u></p> <p>また、<u>原子炉水位高信号で注水を自動的に停止する。</u></p>	<p><u>注水し水位を維持する設計とする。</u></p> <p>原子炉隔離時冷却系の水源としては、<u>通常はサプレッション・チェンバを使用するが、自主対策設備である復水貯蔵タンクの水も利用することが可能な設計とする。</u>原子炉隔離時冷却系は、<u>中央制御室でのスイッチ操作による起動又は原子炉水位異常低下（レベル2）信号によって自動起動する設計とする。</u></p> <p>(6) <u>高圧炉心スプレイ系</u>  <u>高圧炉心スプレイ系は、冷却材喪失事故時に、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び自動減圧系と連携して炉心を冷却する機能を有する設計とする。</u></p> <p>高圧炉心スプレイ系は、<u>原子炉水位異常低下（レベル2）信号又はドライウェル圧力高信号で作動を開始し、サプレッション・チェンバのプール水又は自主対策設備である復水貯蔵タンクの水を、炉心上部に取付けられたスパージャ・ヘッダのノズルから燃料集合体上にスプレイすることによって炉心を冷却する設計とする。</u></p> <p>また、<u>原子炉水位高信号でスプレイを自動的に停止する設計とする。</u></p> <p>また、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、発</u></p>	<p><u>ッション・プール水を炉心に注入することを目的とする。</u></p> <p>原子炉隔離時冷却系の水源としては、<u>サプレッション・チェンバを使用することが可能な設計とする。</u>原子炉隔離時冷却系は、<u>中央制御室でのスイッチ操作による起動又は原子炉水位異常低下（レベル2）信号によって自動起動する設計とする。</u></p> <p>(5) <u>高圧炉心スプレイ系</u>  <u>高圧炉心スプレイ系は、大破断事故時には低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系と連携し、中小破断事故時には単独で炉心を冷却する機能を有する。</u></p> <p>本系統は、<u>原子炉水位低（レベル1H）又は格納容器圧力高の信号で作動を開始し、サプレッション・プール水を炉心上部に取付けられたスパージャ・ヘッダのノズルから燃料集合体上にスプレイすることによって炉心を冷却する。</u></p> <p>また、<u>原子炉水位高（レベル8）信号で注水を自動的に停止する。</u></p>	<p>【ABWR】  低圧注水系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系</p> <p>【BWR5】  低圧注水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び自動減圧系（以下、⑤の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】  ⑤の相違</p> <p>・SA 水源の相違</p> <p>【柏崎 6/7】  ①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7、東海第二】  島根 2号炉の HPCS ポンプは、LOCA 時において ADS と連携しない</p> <p>・SA 水源の相違</p> <p>【柏崎 6/7】  ①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】  ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、技術的能力審査基準への適合のため、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な監視及び制御の手順等として、以下を整備する。</p> <p>(6) 監視及び制御に用いる設備  「<u>高圧代替注水系による発電用原子炉の冷却</u>」及び「<u>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の発電用原子炉の冷却</u>」により原子炉圧力容器を冷却する場合に監視及び制御に使用する重大事故等対処設備（監視及び制御）として、<u>原子炉水位</u>、<u>原子炉圧力</u>、<u>高圧代替注水系系統流量</u>、<u>復水貯蔵槽水位</u>を使用する。</p>	<p><u>電用原子炉を冷却するために必要な設備として、原子炉冷却系の過圧防止機能である逃がし安全弁（安全弁機能）を設ける。</u></p> <p>また、<u>技術的能力審査基準への適合のため、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に、発電用原子炉を冷却するために必要な監視及び制御の手順等として以下の「高圧代替注水系による原子炉注水」及び「全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源系統喪失時の原子炉注水」手順については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合状況について」の「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の以下の項目で示す。</u></p> <p>① <u>高圧代替注水系による原子炉注水</u>  1.2.2 重大事故等発生時の手順 1.2.2.2 フロントライン系故障時の対応手順 (1) 高圧代替注水系による原子炉注水 a. 中央制御室からの高圧代替注水系起動</p> <p>② <u>全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源系統喪失時の原子炉注水</u>  1.2.2 重大事故等発生時の手順 1.2.2.3 サポート系故障時の対応手順 (1) 全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源系統喪失時の原子炉注水 a. 中央制御室からの高圧代替注水系起動及び b. 現場手動操作による高圧代替注水系起動</p>	<p><u>また、技術的能力審査基準への適合のため、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な監視及び制御の手順等として、以下を整備する。</u></p> <p>(6) <u>監視及び制御に用いる設備</u>  「<u>高圧原子炉代替注水系による発電用原子炉の冷却</u>」及び「<u>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の発電用原子炉の冷却</u>」により原子炉圧力容器を冷却場合に<u>監視及び制御に使用する重大事故等対処設備（監視及び制御）</u>として、<u>原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA）、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、高圧原子炉</u></p>	<p>・資料構成の相違  【東海第二】  島根2号炉の手順については、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」にて記載（以下、⑥の相違）</p> <p>・資料構成の相違  【東海第二】  東海第二の監視及び制御の手順等については、3.2.1.1 (3) 項にて記載</p> <p>・SA水源の相違  【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉水位は発電用原子炉を冷却するための原子炉水位を監視又は推定でき、原子炉圧力、<u>高压代替注水系系統流量</u>、<u>復水貯蔵槽水位</u>は原子炉圧力容器へ注水するための<u>高压代替注水系</u>及び原子炉隔離時冷却系の作動状況を確認できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉水位 (広帯域, 燃料域, SA)</u> (3. 15 計装設備【58 条】)</li> <li>・原子炉圧力 (3. 15 計装設備【58 条】)</li> <li>・原子炉圧力 (SA) (3. 15 計装設備【58 条】)</li> <li>・<u>高压代替注水系系統流量</u> (3. 15 計装設備【58 条】)</li> <li>・<u>復水貯蔵槽水位 (SA)</u> (3. 15 計装設備【58 条】)</li> </ul> <p>また、技術的能力審査基準への適合のため、復旧手段として、以下を整備する。</p> <p>(7) 復旧手段の整備</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を<u>所内蓄電式直流電源設備</u>により給電している場合は、<u>所内蓄電式直流電源設備</u>の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備 (常設又は可搬型)、可搬型直流電源設備及び自主対策設備である直流給電車により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する手段を整備する。</p> <p>なお、電源設備については「3. 14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>また、技術的能力審査基準への適合のため、復旧手段として以下を整備する。</p> <p>(7) 復旧手段の整備</p> <p>全交流動力電源の喪失により<u>所内常設直流電源設備のうち直流 125V 充電器が機能喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動及び運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備の蓄電池により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備として使用する常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低压電源車により所内常設直流電源設備のうち直流 125V 充電器に給電又は可搬型代替直流電源設備により給電し、原子炉隔離時冷却系の起動及び運転継続に必要な直流電源を確保して原子炉注水を実施する手段を整備する。</u></p> <p>なお、電源設備については、「3. 14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p><u>また、手順については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置</u></p>	<p><u>代替注水流量, サプレッション・プール水位 (SA) を使用する。</u></p> <p><u>原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域), 原子炉水位 (SA) は発電用原子炉を冷却するための原子炉水位を監視又は推定でき、原子炉圧力, 原子炉圧力 (SA), 高压原子炉代替注水流量及びサプレッション・プール水位 (SA) は原子炉圧力容器へ注水するための高压原子炉代替注水系及び原子炉隔離時冷却系の作動状況を確認できる設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉水位 (広帯域) (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> <li>・<u>原子炉水位 (燃料域) (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> <li>・<u>原子炉水位 (SA) (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> <li>・<u>原子炉圧力 (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> <li>・<u>原子炉圧力 (SA) (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> <li>・<u>高压原子炉代替注水流量 (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> <li>・<u>サプレッション・プール水位 (SA) (3. 15 計装設備【58 条】)</u></li> </ul> <p>また、技術的能力審査基準への適合のため、復旧手段として、以下を整備する。</p> <p>(7) 復旧手段の整備</p> <p>全交流動力電源が喪失し、<u>原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備 (常設又は可搬型)、可搬型直流電源設備及び自主対策設備である直流給電車により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する手段を整備する。</u></p> <p>なお、電源設備については「3. 14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>①の相違</p> <p>・ SA 水源の相違【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・ SA 水源の相違【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・ 資料構成の相違【東海第二】</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、技術的能力審査基準への適合のため、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に重大事故等の進展抑制をするための手段として、以下を整備する。</p> <p>(8) ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>高圧炉心注水系，原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への高圧注水により原子炉水位が維持できない場合に、ほう酸水注入系を重大事故等の進展抑制のために使用し、ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電により、ほう酸水注入系ポンプを用いて原子炉圧力容器への注水を実施する。なお、ほう酸水注入系については「3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備（設置許可基準規則第 44 条に対する設計方針を示す章）」で示す。常設代替交流電源設備については、「3.14 電源設備（設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>なお、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に重大事故等の進展抑制をするための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(9) ほう酸水注入系による進展抑制（原子炉圧力容器への注水を継続させる場合）</p> <p>高圧炉心注水系，原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、「(8)ほ</p>	<p><u>を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合状況について」の「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の以下の項目で示す。</u></p> <p><u>① 全交流動力電源喪失時における原子炉隔離時冷却系の復旧</u></p> <p><u>1.2.2 重大事故等発生時の手順 1.2.2.2サポート系故障時の対応手順 (2)復旧 a. 代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電 b. 代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電</u></p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に、重大事故等の進展抑制をするための自主対策設備として以下を整備する。</p> <p>(8) 純水系（ほう酸水注入系による原子炉注水を継続させる場合）</p> <p>純水系を水源としてほう酸水貯蔵タンクに補給する設計とする。ほう酸水貯蔵タンクへの補給に使用する純水系は、耐</p>	<p>また、技術的能力審査基準への適合のため、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に重大事故等の進展抑制をするための手段として、以下を整備する。</p> <p>(8) ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>高圧炉心スプレイ系，原子炉隔離時冷却系及び高圧原子炉代替注水系による原子炉圧力容器への高圧注水により原子炉水位が維持できない場合に、ほう酸水注入系を重大事故等の進展抑制のために使用し、ほう酸水貯蔵タンクを水源として、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電により、ほう酸水注入系ポンプを用いて原子炉圧力容器への注水を実施する。なお、ほう酸水注入系については「3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備（設置許可基準規則第 44 条に対する設計方針を示す章）」で示す。常設代替交流電源設備については、「3.14 電源設備（設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>なお、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に重大事故等の進展抑制をするための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(9) ほう酸水注入系による進展抑制（原子炉圧力容器への注水を継続させる場合）</p> <p>高圧炉心スプレイ系，原子炉隔離時冷却系及び高圧原子炉代替注水系による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場</p>	<p>⑥の相違</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の重大事故等の進展抑制手段については、3.2.1.1 (4) 項にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>う酸水注入系による進展抑制」に加えて、原子炉圧力容器への注水を継続するために、<u>復水補給水系等を水源としてほう酸水注入系貯蔵タンク又はほう酸水注入系テストタンクに補給する手順を整備する。</u>これらの整備により、重大事故等の進展抑制のために、「(8)ほう酸水注入系による進展抑制」に加えて、原子炉圧力容器への注水を継続する。</p> <p>(10) <u>制御棒駆動系による進展抑制</u>  <u>高圧炉心注水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、重大事故等の進展抑制のために、<u>原子炉補機冷却系により冷却水を確保し、復水貯蔵槽を水源として制御棒駆動水ポンプを用いて原子炉圧力容器への注水を実施する。</u></p> <p>(11) <u>高圧炉心注水系緊急注水の整備</u>  <u>全交流動力電源喪失時、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系が機能喪失した場合、重大事故等の進展抑制のために、常設代替交流電源設備により高圧炉心注水系の電源を復旧し、高圧炉心注水系ポンプを無冷却水の状態で短時間起動し、原子炉圧力容器への注水を実施する。</u></p> <p><u>また、代替淡水源（淡水貯水池及び防火水槽）の淡水が枯渇した場合の海水の利用手段として、以下を整備する。</u></p> <p>(12) <u>高圧代替注水系の海水の利用</u>  <u>高圧代替注水系の水源である復水貯蔵槽の淡水が枯渇した場合において、防潮堤の内側に設置している海水取水箇所（取水路）より、大容量送水車（海水取水用）を用いて復水貯蔵槽への供給を行う設計とする。なお、海の利用については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備（設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章）」で示す。</u></p>	<p><u>震SクラスではなくS<sub>s</sub>機能維持を担保できないが、使用可能であれば、ほう酸水貯蔵タンクに純水を補給することができ、ほう酸水注入系による発電用原子炉への注水を継続することが可能となることから、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時における重大事故等の進展を抑制する手段として有効である。</u></p> <p>(9) <u>制御棒駆動水圧系による原子炉注水</u>  <u>原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系及び高圧代替注水系による発電用原子炉への注水機能が喪失した場合、重大事故等の進展抑制のため、冷却水として原子炉補機冷却系を確保し、自主対策設備である復水貯蔵タンクを水源として制御棒駆動水ポンプによる発電用原子炉への注水を実施する。</u>  <u>制御棒駆動水ポンプにより発電用原子炉を冷却するには十分な注水量を確保できない。また、制御棒駆動水ポンプ等は、耐震SクラスではなくS<sub>s</sub>機能維持を担保できないが、使用可能であれば、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時における重大事故等の進展抑制のための手段として有効である。</u></p>	<p>合、「(8)ほう酸水注入系による進展抑制」に加えて、原子炉圧力容器への注水を継続するために、<u>復水輸送系等を水源としてほう酸水貯蔵タンク又はほう酸水注入系テストタンクに補給する手順を整備する。</u>これらの整備により、重大事故等の進展抑制のために、「(8)ほう酸水注入系による進展抑制」に加えて、原子炉圧力容器への注水を継続する。</p> <p>(10) <u>制御棒駆動水圧系による進展抑制</u>  <u>高圧炉心スプレイ系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧原子炉代替注水系</u>による原子炉圧力容器への注水機能が喪失した場合、重大事故等の進展抑制のために、<u>原子炉補機冷却系（原子炉補機海水系を含む。）により冷却水を確保し、復水貯蔵タンクを水源として制御棒駆動水圧ポンプを用いて原子炉圧力容器への注水を実施する。</u></p>	<p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  電源系統構成の相違  （以下、③の相違）</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>  島根 2号炉の高圧原子炉代替注水系は S/C を水源とした循環運転であり、水源は枯渇しないため、S/C への海水補給は行わない（以下、⑦の相違）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.2.2.1 高压代替注水系の設置</p> <p>3.2.2.1.1 設備概要</p> <p>高压代替注水系は、設計基準事故対処設備である高压炉心注水系及び原子炉隔離時冷却系の有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合に、この機能を代替し、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉圧力容器を冷却すること及び、原子炉水位を維持することを目的として使用する。</p> <p>本系統は、蒸気タービン駆動ポンプである高压代替注水系ポンプ1台、電源設備（常設代替直流電源設備）、計測制御装置及び、水源である復水貯蔵槽、注水流路である高压代替注水系（注水系）、高压炉心注水系、残留熱除去系（7号炉のみ）の配管及び弁、復水補給水系の配管、並びに給水系の配管、弁及びスパージャ、蒸気流路である高压代替注水系（蒸気系）、主蒸気系、原子炉隔離時冷却系の配管及び弁、注水先である原子炉圧力容器から構成される。</p> <p>高压代替注水系の系統概要図を図3.2-1に、重大事故等対処設備一覧を表3.2-1に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源及び設計基準事故対処設備である常設直流電源が喪失した場合でも、常設代替直流電源設備からの給電により中央制御室から遠隔手動操作によって、</p>	<p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.2.2.1 高压代替注水系</p> <p>3.2.2.1.1 設備概要</p> <p>高压代替注水系は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高压炉心スプレイ系の有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合に、この機能を代替し、炉心の著しい損傷を防止するため発電用原子炉を冷却すること及び原子炉水位を維持することを目的として設置するものである。</p> <p>高压代替注水系は、ポンプ1台（蒸気タービン駆動）、電源設備（常設代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備）、水源であるサプレッション・チェンバ、注水流路である高压炉心スプレイ系配管・弁、高压代替注水系配管・弁及び原子炉隔離時冷却系配管・弁、蒸气流路である原子炉隔離時冷却系配管・弁、主蒸気系配管・弁及び高压代替注水系配管・弁、注水先である原子炉圧力容器等から構成される。</p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</p> <p>高压代替注水系の系統概要図を第3.2-1図に重大事故等対処設備一覧を表3.2-1表に示す。</p> <p>高压代替注水系は、全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源系統が喪失した場合でも、常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低压電源車、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から給電し、中央制御室からのスイッチ操作によって、</p>	<p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.2.2.1 高压原子炉代替注水系の設置</p> <p>3.2.2.1.1 設備概要</p> <p>高压原子炉代替注水系は、設計基準事故対処設備である高压炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系の有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合に、この機能を代替し、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉圧力容器を冷却すること及び、原子炉水位を維持することを目的として使用する。</p> <p>本系統は、蒸気タービン駆動ポンプである高压原子炉代替注水系ポンプ1台、電源設備（常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備）、計測制御装置及び、水源であるサプレッション・チェンバ、注水流路である高压原子炉代替注水系（注水系）、原子炉隔離時冷却系の配管及び弁、残留熱除去系の配管・弁・ストレーナ、原子炉浄化系の配管、並びに給水系の配管、弁及びスパージャ、蒸气流路である高压原子炉代替注水系（蒸気系）、原子炉隔離時冷却系の配管及び弁、並びに主蒸気系の配管、注水先である原子炉圧力容器から構成される。</p> <p>高压原子炉代替注水系の系統概要図を図3.2-1に、重大事故等対処設備一覧を表3.2-1に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源及び設計基準事故対処設備である常設直流電源が喪失した場合でも、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電により中央制御室から遠隔手動操作によって、</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違【柏崎6/7】 島根2号炉は可搬直流電源設備による電源供給も想定しており、設備を明確に記載【東海第二】 ④の相違</li> <li>・SA水源の相違【柏崎6/7】 ①の相違</li> <li>・設備の相違【柏崎6/7、東海第二】 系統構成の相違</li> <li>・資料構成の相違【東海第二】 ②の相違</li> <li>・記載方針の相違【東海第二】 ④の相違【柏崎6/7】 島根2号炉は可搬直流電源設備による電源供給も想定しており、設備を明確に記載</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>復水貯蔵槽</u>を水源に、給水系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>仮に、常設代替直流電源設備が機能しない場合でも、現場での人力による弁の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</p> <p>高圧代替注水系蒸気供給ラインは、原子炉隔離時冷却系蒸気供給ラインから分岐し、<u>高圧代替注水系タービン止め弁の開閉操作</u>により高圧代替注水系ポンプ駆動用タービンに蒸気を導く。</p> <p>高圧代替注水系排気ラインは、原子炉隔離時冷却系排気ラインに合流し、サブプレッション・チェンバへ放出する。</p> <p>高圧代替注水系ポンプ吸込ラインは、<u>高圧炉心注水系ポンプ吸込ラインから分岐し</u>、<u>復水貯蔵槽</u>の水が供給される。</p> <p>高圧代替注水系ポンプ吐出ラインは、給水系等を経由して原子炉圧力容器へつながる。なお、<u>高圧代替注水系ポンプ吐出ライン</u>にはサブプレッション・チェンバにつながるテストラインも設ける。</p> <p>水源である復水貯蔵槽は、<u>枯渇しそうな場合においても、代替淡水源（淡水貯水池及び防火水槽）の淡水を、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いて、廃棄物処理建屋外壁に設置した外部接続口から復水貯蔵槽へ供給できる設計とする。</u></p> <p>本系統の操作に当たっては、中央制御室又は現場で高圧代替注水系タービン止め弁及び高圧代替注水系注入弁の開操作をすることで本系統を起動させ、運転を行う。</p>	<p><u>サブプレッション・チェンバ</u>を水源として、<u>原子炉隔離時冷却系を介して発電用原子炉へ注水可能な設計とする。</u></p> <p>中央制御室から高圧代替注水系を起動できない場合でも、現場での高圧代替注水系タービン止め弁の人力による操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたって高圧注水系の運転を継続できる設計とする。</p> <p>常設高圧代替注水系ポンプ駆動タービンへの蒸気供給ラインは、原子炉隔離時冷却系の蒸気供給ラインから分岐し、<u>高圧代替注水系タービン止め弁の開操作により</u>、<u>常設高圧代替注水系ポンプ駆動タービン</u>に蒸気を導く設計とする。</p> <p>常設高圧代替注水系ポンプ駆動タービンの排気は、原子炉隔離時冷却系タービン排気ラインに合流し、サブプレッション・チェンバへ放出する設計とする。</p> <p>常設高圧代替注水系ポンプの吸込ラインは、<u>サブプレッション・チェンバを水源とする高圧炉心スプレイ系から分岐してポンプに供給する設計とする。</u></p> <p>常設高圧代替注水系ポンプの吐出ラインは、<u>原子炉隔離時冷却系の原子炉への注水配管に接続する設計とし</u>、<u>吐出ラインには、サブプレッション・チェンバに戻るテストラインを設ける設計とする。</u></p> <p>高圧代替注水系は、中央制御室又は現場で高圧代替注水系タービン止め弁、高圧代替注水系注入弁及び原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁の開操作をすることで運転を行う設計とする。</p>	<p><u>サブプレッション・チェンバ</u>を水源に、<u>給水系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</u></p> <p>仮に、常設代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備が機能しない場合でも、現場での人力による弁の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、<u>発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。</u></p> <p>高圧原子炉代替注水系蒸気供給ラインは、原子炉隔離時冷却系蒸気供給ラインから分岐し、<u>RCIC HPACタービン蒸気入口弁の開操作により高圧原子炉代替注水ポンプ駆動用蒸気タービン</u>に蒸気を導く。</p> <p>高圧原子炉代替注水系排気ラインは、原子炉隔離時冷却系排気ラインに合流し、サブプレッション・チェンバへ放出する。</p> <p>高圧原子炉代替注水ポンプ吸込ラインは、<u>残留熱除去ポンプ吸込ラインから分岐し</u>、<u>サブプレッション・チェンバのプール水が供給される。</u></p> <p>高圧原子炉代替注水ポンプ吐出ラインは、<u>給水系等を経由して原子炉圧力容器へつながる。なお、高圧原子炉代替注水ポンプ吐出ラインにはサブプレッション・チェンバにつながるテストラインも設ける。</u></p> <p>本系統の操作に当たっては、中央制御室又は現場で<u>RCIC HPACタービン蒸気入口弁及びHPAC注水弁</u>の開操作をすることで本系統を起動させ、運転を行う。</p>	<p>・SA水源の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は可搬型直流電源設備による電源供給も想定しており、設備を明確に記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 系統構成の相違</p> <p>・SA水源の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 系統構成の相違</p>

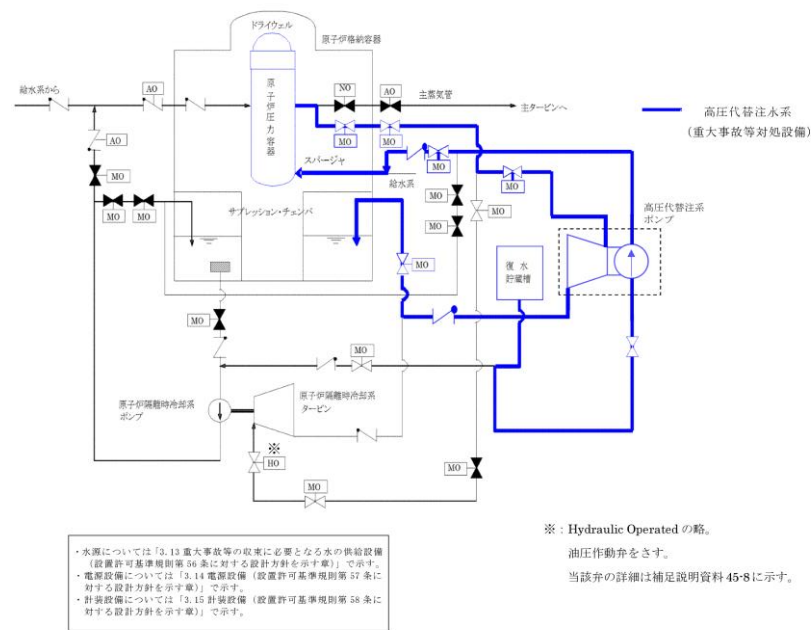
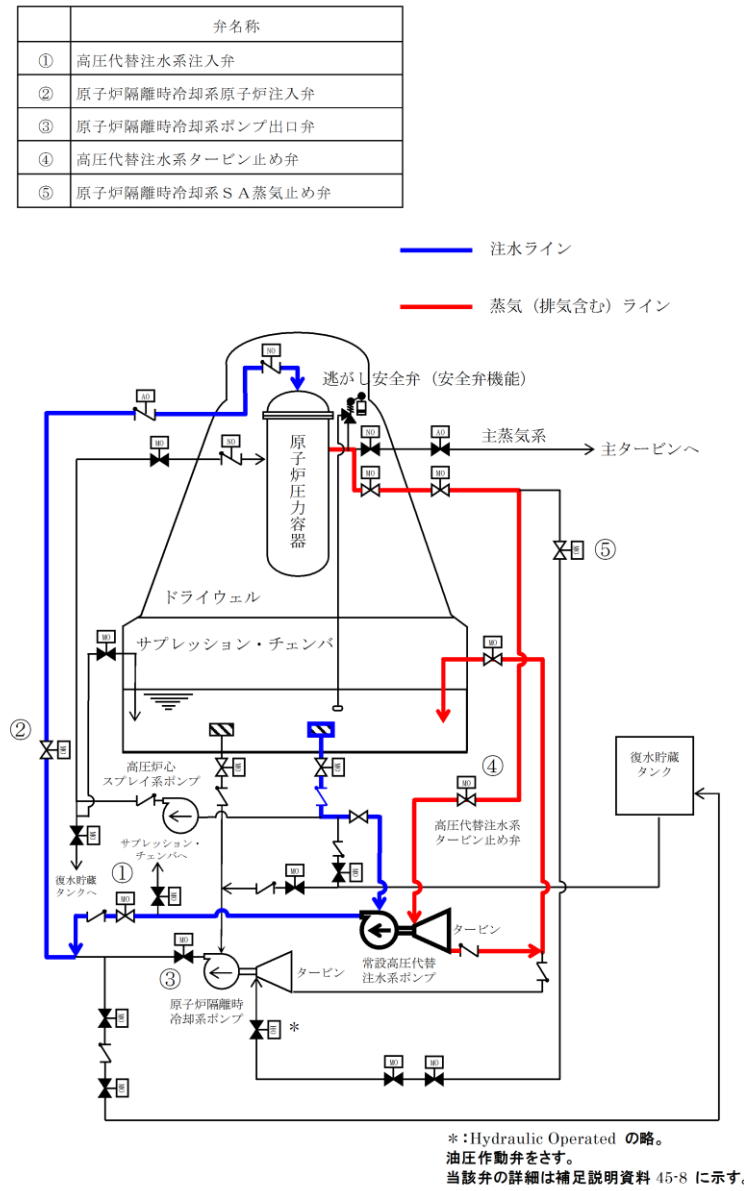


図 3.2-1 高圧代替注水系 系統概要図



第 3.2-1 図 高圧代替注水系系統概要図

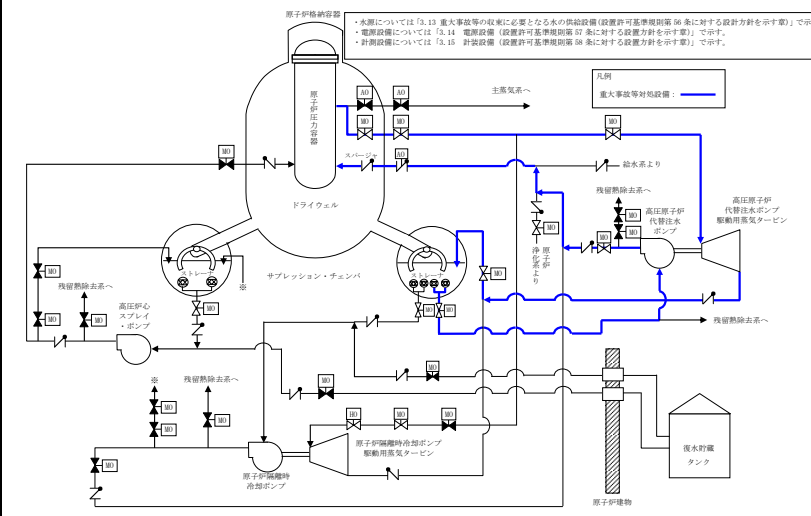


図 3.2-1 高圧原子炉代替注水系 系統概要図

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
表 3.2-1 高圧代替注水系に関する重大事故等対処設備一覧	第 3.2-1 表 高圧代替注水系に関する重大事故等対処設備一覧	表 3.2-1 高圧原子炉代替注水系に関する重大事故等対処設備一覧	・記載方針の相違																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>高圧代替注水系ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源※1</td> <td>復水貯蔵槽【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>蒸気系 高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 注水系 高圧代替注水系(注水系) 配管・弁【常設】 復水補給水系 配管【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁【常設】 残留熱除去系 配管・弁(7号炉のみ)【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>原子炉圧力容器【常設】</td> </tr> <tr> <td>電源設備※2</td> <td>常設代替直流電源設備 AM用直流125V蓄電池【常設】 AM用直流125V充電器【常設】 上記常設代替直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 電源車【可搬】 AM用直流125V充電器【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備※3</td> <td>高圧代替注水系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 復水貯蔵槽水位(SA)【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	高圧代替注水系ポンプ【常設】	附属設備	—	水源※1	復水貯蔵槽【常設】	流路	蒸気系 高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 注水系 高圧代替注水系(注水系) 配管・弁【常設】 復水補給水系 配管【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁【常設】 残留熱除去系 配管・弁(7号炉のみ)【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】	注水先	原子炉圧力容器【常設】	電源設備※2	常設代替直流電源設備 AM用直流125V蓄電池【常設】 AM用直流125V充電器【常設】 上記常設代替直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 電源車【可搬】 AM用直流125V充電器【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】	計装設備※3	高圧代替注水系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 復水貯蔵槽水位(SA)【常設】	<p style="text-align: center;">(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>常設高圧代替注水系ポンプ【常設】 高圧代替注水系タービン止め弁【常設】 逃がし安全弁(安全弁機能)【常設】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源※1</td> <td>サブプレッション・チェンバ【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>蒸気系 高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁【常設】 主蒸気系配管・弁【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁【常設】 注水系 高圧代替注水系(注水系)配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・スプレイノズル【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>原子炉圧力容器【常設】</td> </tr> <tr> <td>関連設備</td> <td>常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 常設代替直流電源設備 緊急用125V系蓄電池【常設】 可搬型代替直流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 可搬型整流器【可搬】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電源設備※2 (燃料給油設備を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源設備※2 (燃料給油設備を含む)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	常設高圧代替注水系ポンプ【常設】 高圧代替注水系タービン止め弁【常設】 逃がし安全弁(安全弁機能)【常設】	付属設備	—	水源※1	サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	蒸気系 高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁【常設】 主蒸気系配管・弁【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁【常設】 注水系 高圧代替注水系(注水系)配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・スプレイノズル【常設】	注水先	原子炉圧力容器【常設】	関連設備	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 常設代替直流電源設備 緊急用125V系蓄電池【常設】 可搬型代替直流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 可搬型整流器【可搬】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】	電源設備※2 (燃料給油設備を含む)		電源設備※2 (燃料給油設備を含む)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>高圧原子炉代替注水系ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源※1</td> <td>サブプレッション・チェンバ【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>蒸気系 高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 注水系 高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁【常設】 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁【常設】 原子炉浄化系 配管【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>原子炉圧力容器【常設】</td> </tr> <tr> <td>電源設備※2 (燃料補給設備を含む)</td> <td>常設代替直流電源設備 SA用115V系充電器盤【常設】 SA用115V系蓄電池【常設】 上記常設代替直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 SA用115V系充電器【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 燃料補給設備 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>計装設備※3</td> <td>高圧原子炉代替注水系流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位(SA)【常設】 可搬型計測器【可搬型】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	高圧原子炉代替注水系ポンプ【常設】	附属設備	—	水源※1	サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	蒸気系 高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 注水系 高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁【常設】 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁【常設】 原子炉浄化系 配管【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】	注水先	原子炉圧力容器【常設】	電源設備※2 (燃料補給設備を含む)	常設代替直流電源設備 SA用115V系充電器盤【常設】 SA用115V系蓄電池【常設】 上記常設代替直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 SA用115V系充電器【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 燃料補給設備 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】	計装設備※3	高圧原子炉代替注水系流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位(SA)【常設】 可搬型計測器【可搬型】	<p>【東海第二】 島根2号炉は、柏崎6/7と同様に系統構成に必要な弁は流路として整理しており、主要設備として個別に記載していない(以下、⑧の相違)</p>
設備区分	設備名																																																				
主要設備	高圧代替注水系ポンプ【常設】																																																				
附属設備	—																																																				
水源※1	復水貯蔵槽【常設】																																																				
流路	蒸気系 高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 注水系 高圧代替注水系(注水系) 配管・弁【常設】 復水補給水系 配管【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁【常設】 残留熱除去系 配管・弁(7号炉のみ)【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】																																																				
注水先	原子炉圧力容器【常設】																																																				
電源設備※2	常設代替直流電源設備 AM用直流125V蓄電池【常設】 AM用直流125V充電器【常設】 上記常設代替直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 電源車【可搬】 AM用直流125V充電器【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】																																																				
計装設備※3	高圧代替注水系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 復水貯蔵槽水位(SA)【常設】																																																				
設備区分	設備名																																																				
主要設備	常設高圧代替注水系ポンプ【常設】 高圧代替注水系タービン止め弁【常設】 逃がし安全弁(安全弁機能)【常設】																																																				
付属設備	—																																																				
水源※1	サブプレッション・チェンバ【常設】																																																				
流路	蒸気系 高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁【常設】 主蒸気系配管・弁【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁【常設】 注水系 高圧代替注水系(注水系)配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・スプレイノズル【常設】																																																				
注水先	原子炉圧力容器【常設】																																																				
関連設備	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 常設代替直流電源設備 緊急用125V系蓄電池【常設】 可搬型代替直流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 可搬型整流器【可搬】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】																																																				
電源設備※2 (燃料給油設備を含む)																																																					
電源設備※2 (燃料給油設備を含む)																																																					
設備区分	設備名																																																				
主要設備	高圧原子炉代替注水系ポンプ【常設】																																																				
附属設備	—																																																				
水源※1	サブプレッション・チェンバ【常設】																																																				
流路	蒸気系 高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管【常設】 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 注水系 高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁【常設】 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁【常設】 原子炉浄化系 配管【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】																																																				
注水先	原子炉圧力容器【常設】																																																				
電源設備※2 (燃料補給設備を含む)	常設代替直流電源設備 SA用115V系充電器盤【常設】 SA用115V系蓄電池【常設】 上記常設代替直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 高圧発電機車【可搬型】 SA用115V系充電器【常設】 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】 燃料補給設備 ガスタービン発電機用軽油タンク【常設】 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】																																																				
計装設備※3	高圧原子炉代替注水系流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位(SA)【常設】 可搬型計測器【可搬型】																																																				
<p>※1: 水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2: 単線結線図を補足説明資料45-2に示す。 電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※3: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p style="text-align: center;">(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連設備</td> <td>計装設備※3 高圧代替注水系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA広帯域)【常設】 原子炉水位(SA燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 水源については、「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2: 電源設備については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※3: 計装設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	関連設備	計装設備※3 高圧代替注水系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA広帯域)【常設】 原子炉水位(SA燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力【常設】	<p>※1: 水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2: 単線結線図を補足資料47-2に示す。 電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※3: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																															
設備区分	設備名																																																				
関連設備	計装設備※3 高圧代替注水系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA広帯域)【常設】 原子炉水位(SA燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力【常設】																																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>3.2.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。 (1) <u>高压代替注水系ポンプ</u></p> <p>種類 : ターボ形</p> <p>容量 : <u>182m<sup>3</sup>/h/台</u> 全揚程 : <u>958m</u> 最高使用圧力 : 吸込側 <u>1.37MPa[gage]</u> / 吐出側 <u>11.8MPa[gage]</u> 最高使用温度 : <u>77℃</u> 個数 : 1 取付箇所 : <u>原子炉建屋地下2階</u></p>	<p>3.2.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器仕様を以下に示す。 (1) <u>常設高压代替注水系ポンプ</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</u></p> <table border="0"> <tr><td>型 式</td><td>ターボ形</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td><u>約136.7m<sup>3</sup>/h</u></td></tr> <tr><td>全 揚 程</td><td><u>約900m</u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td><u>10.7MPa [gage]</u></td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>120℃</td></tr> <tr><td>取 付 箇 所</td><td><u>原子炉建屋原子炉棟地下2階</u></td></tr> </table> <p>(2) <u>高压代替注水系タービン止め弁</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</u></p> <table border="0"> <tr><td>型 式</td><td><u>電気作動</u></td></tr> <tr><td>個 数</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td><u>8.62MPa[gage]</u></td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td><u>302℃</u></td></tr> <tr><td>材 料</td><td><u>炭素鋼</u></td></tr> </table> <p>(3) <u>サプレッション・チェンバ</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u> <u>・原子炉格納施設</u> <u>・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u> <u>・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u> <u>・原子炉格納容器内の冷却等のための設備</u> <u>・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</u> <u>・原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</u> <u>・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</u></p> <table border="0"> <tr><td>基 数</td><td><u>1</u></td></tr> </table>	型 式	ターボ形	台 数	1	容 量	<u>約136.7m<sup>3</sup>/h</u>	全 揚 程	<u>約900m</u>	最高使用圧力	<u>10.7MPa [gage]</u>	最高使用温度	120℃	取 付 箇 所	<u>原子炉建屋原子炉棟地下2階</u>	型 式	<u>電気作動</u>	個 数	<u>1</u>	最高使用圧力	<u>8.62MPa[gage]</u>	最高使用温度	<u>302℃</u>	材 料	<u>炭素鋼</u>	基 数	<u>1</u>	<p>3.2.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。 (1) <u>高压原子炉代替注水ポンプ</u></p> <p>種類 : ターボ形</p> <p>容量 : <u>75m<sup>3</sup>/h/台</u> 全揚程 : <u>918m</u> 最高使用圧力 : 吸込側 <u>1.37MPa[gage]</u> / 吐出側 <u>11.3MPa[gage]</u> 最高使用温度 : <u>120℃</u> 個数 : 1 取付箇所 : <u>原子炉建物原子炉棟地下2階</u></p>	<p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は、まとめ資料本文第3.2-1表にて記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設計仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設計仕様の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 ⑧の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は「3.13重大事故等の収束に必要な水の供給設備」にて記載(以下、⑨の相違)</p>
型 式	ターボ形																												
台 数	1																												
容 量	<u>約136.7m<sup>3</sup>/h</u>																												
全 揚 程	<u>約900m</u>																												
最高使用圧力	<u>10.7MPa [gage]</u>																												
最高使用温度	120℃																												
取 付 箇 所	<u>原子炉建屋原子炉棟地下2階</u>																												
型 式	<u>電気作動</u>																												
個 数	<u>1</u>																												
最高使用圧力	<u>8.62MPa[gage]</u>																												
最高使用温度	<u>302℃</u>																												
材 料	<u>炭素鋼</u>																												
基 数	<u>1</u>																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p>なお、水源については「3. 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備（設置許可基準規則第 56 条に対する設計方針を示す章）」、電源設備については「3. 14 電源設備（設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章）」、計装設備については「3. 15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	<p>容 量 約 3,400m<sup>3</sup> (サプレッション・チェンバ・プール水量を示す。)</p> <p>最高使用圧力 310kPa[gage] 最高使用温度 104℃ 材 料 炭素鋼 取 付 箇 所 格納容器内</p> <p>(4) 逃がし安全弁 兼用する設備は以下のとおり。 ・主蒸気系 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>型 式 バネ式 (アクチュエータ付) 個 数 18</p> <p>(安全弁機能)</p> <table border="1" data-bbox="1026 894 1694 1119"> <thead> <tr> <th>吹出圧力 MPa [gage]</th> <th>弁個数</th> <th>容量/個 t/h (吹出し圧力×1.03において)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7.79</td><td>2</td><td>385.2</td></tr> <tr><td>8.10</td><td>4</td><td>400.5</td></tr> <tr><td>8.17</td><td>4</td><td>403.9</td></tr> <tr><td>8.24</td><td>4</td><td>407.2</td></tr> <tr><td>8.31</td><td>4</td><td>410.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(逃がし弁機能)</p> <table border="1" data-bbox="1026 1220 1694 1472"> <thead> <tr> <th>吹出圧力 MPa [gage]</th> <th>弁個数</th> <th>容量/個 t/h (吹出し圧力において)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7.37</td><td>2</td><td>354.6</td></tr> <tr><td>7.44</td><td>4</td><td>357.8</td></tr> <tr><td>7.51</td><td>4</td><td>361.1</td></tr> <tr><td>7.58</td><td>4</td><td>364.3</td></tr> <tr><td>7.65</td><td>4</td><td>367.6</td></tr> </tbody> </table>	吹出圧力 MPa [gage]	弁個数	容量/個 t/h (吹出し圧力×1.03において)	7.79	2	385.2	8.10	4	400.5	8.17	4	403.9	8.24	4	407.2	8.31	4	410.6	吹出圧力 MPa [gage]	弁個数	容量/個 t/h (吹出し圧力において)	7.37	2	354.6	7.44	4	357.8	7.51	4	361.1	7.58	4	364.3	7.65	4	367.6	<p>なお、水源については「3. 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備（設置許可基準規則第 56 条に対する設計方針を示す章）」、電源設備については「3. 14 電源設備（設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章）」、計装設備については「3. 15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p>
吹出圧力 MPa [gage]	弁個数	容量/個 t/h (吹出し圧力×1.03において)																																					
7.79	2	385.2																																					
8.10	4	400.5																																					
8.17	4	403.9																																					
8.24	4	407.2																																					
8.31	4	410.6																																					
吹出圧力 MPa [gage]	弁個数	容量/個 t/h (吹出し圧力において)																																					
7.37	2	354.6																																					
7.44	4	357.8																																					
7.51	4	361.1																																					
7.58	4	364.3																																					
7.65	4	367.6																																					



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.2.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>高圧代替注水系の高圧代替注水系ポンプは、原子炉建屋原子炉区域内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋原子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.2-2に示す設計とする。</u></p> <p>(45-3, 45-4)</p>	<p>3.2.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.2.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>高圧代替注水系の常設高圧代替注水系ポンプ及び高圧代替注水系タービン止め弁は、原子炉建屋原子炉棟内に設置される設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し、第3.2-2表に示す設計とする。</u></p> <p><u>常設高圧代替注水系ポンプ、高圧代替注水系タービン止め弁は、中央制御室から操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>高圧代替注水系タービン止め弁は、放射線量が高くなるおそれのない場所を選定し設置するとともに、駆動部に手動操作ハンドルを設けることで、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合に、設置場所において人力により容易に操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>逃がし安全弁(安全弁機能)は、原子炉格納容器内に設置し、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p>(45-3-2~5, 8)</p>	<p>3.2.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.2.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>高圧原子炉代替注水系の高圧原子炉代替注水ポンプは、原子炉建物原子炉棟内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建物原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.2-2に示す設計とする。</u></p> <p>(45-3, 45-4)</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p align="center"><b>表 3.2-2 想定する環境条件及び荷重条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、<u>高圧代替注水系ポンプ</u>は、表 3.2-3 に示す操作対象弁を操作することで起動・停止し、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>高圧代替注水系を運転する場合は、原子炉隔離時冷却系側に蒸気が流入していないことを確認した後、高圧代替注水系注入弁及び高圧代替注水系タービン止め弁を開操作することで原子炉圧力容器へ注水を行う。</u></p> <p>なお、<u>原子炉隔離時冷却系タービン止め弁が開状態から動作不能になった場合や、配管機能が喪失した場合で高圧代替注水系側へ蒸気供給ができない状況においては、原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁</u>を開操作することで、<u>高圧代替注水系側へ蒸気供給を行うことができる。</u></p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p align="center"><b>第 3.2-2 表 想定する環境条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.3耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>機械装置のため、電磁波の影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項二）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 <u>高圧代替注水系の運転のため操作が必要な機器を第3.2-3表に示す。</u> <u>高圧代替注水系を運転する場合は、高圧代替注水系注入弁及び原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁を開にする。その後、高圧代替注水系タービン止め弁を開とし、常設高圧代替注水系ポンプを起動し、高圧代替注水系による原子炉注水を行う。</u></p> <p>なお、<u>R C I Cタービン止め弁が開状態から動作不能になった場合や、配管機能が喪失した場合で高圧代替注水系側へ十分な蒸気供給ができない状況への対応についても、原子炉隔離時冷却系 S A蒸気止め弁</u>を開操作することで、<u>高圧代替注水系側へ蒸気供給を行うことが可能な設計とする。</u></p>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.3耐震設計の基本方針」に示す）。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。	<p align="center"><b>表 3.2-2 想定する環境条件及び荷重条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、<u>高圧原子炉代替注水ポンプ</u>は、表 3.2-3 に示す操作対象弁を操作することで起動・停止し、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>高圧原子炉代替注水系を運転する場合は、原子炉隔離時冷却系側に蒸気が流入していないことを確認した後、HP A C注水弁及びR C I C H P A Cタービン蒸気入口弁を開操作することで原子炉圧力容器へ注水を行う。</u></p> <p>なお、<u>原子炉隔離時冷却系タービン主塞止弁が開状態から動作不能になった場合や、配管機能が喪失した場合で高圧原子炉代替注水系側へ蒸気供給ができない状況においては、原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁</u>を開操作することで、<u>高圧原子炉代替注水系側へ蒸気供給を行うことが可能な設計とする。</u></p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設計方針の相違 <b>【東海第二】</b> 島根 2 号炉は柏崎 6/7 と同様に、S A 事象と重畳する自然現象の規模を検討し、環境条件として地震、風（台風）、凍結、降水、積雪を考慮することとしている</p>
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	淡水だけでなく海水も使用できる設計とする（常時海水を通水しない）。なお、原子炉圧力容器への注水は、可能な限り淡水源を優先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を考慮する。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.3耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。																																														
考慮する外的事象	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
			<p>・設備の相違 <b>【柏崎 6/7，東海第二】</b> 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 <b>【柏崎 6/7，東海第二】</b> 島根 2 号炉は、「原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁」を新設せず、高圧原子炉代替注</p>																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>高圧代替注水系ポンプは、<u>高圧代替注水系注入弁を開操作することで起動することから</u>、ポンプ自体の起動操作は不要である。</p> <p>以上のことから、<u>高圧代替注水系の操作に必要な機器を表 3.2-3 に示す。</u></p> <p>表に示すとおり、<u>高圧代替注水系注入弁及び高圧代替注水系タービン止め弁の操作は</u>、いずれも中央制御室における操作盤上での操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>ただし、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても、<u>高圧代替注水系注入弁と高圧代替注水系タービン止め弁を現場で人力により手動操作することで</u>、操作可能な設計とする。</p> <p>いずれの操作弁も手動ハンドルが設置されており、現場での手動操作は、想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である<u>原子炉建屋原子炉区域内</u>の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、十分な操作空間を確保し、確実に手動操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(45-3, 45-4)</p>	<p>常設高圧代替注水系ポンプは、<u>高圧代替注水系タービン止め弁を開操作することで起動し</u>、ポンプ自体の起動操作が不要な設計とする。</p> <p>高圧代替注水系注入弁、<u>原子炉隔離時冷却系 SA 蒸気止め弁</u>、<u>原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁及び高圧代替注水系タービン止め弁の操作は</u>、いずれも中央制御室のスイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室に設置する操作盤の操作器、表示器及び銘板は、<u>操作者の操作・監視性・識別性を考慮しており</u>、また、<u>十分な操作空間を確保することで確実に操作できる設計とする。</u></p> <p>電源喪失により中央制御室からの電動弁の遠隔操作ができない場合であっても、<u>高圧代替注水系注入弁</u>、<u>原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁</u>、<u>高圧代替注水系タービン止め弁を現場で人力により確実に操作が可能とすることで高圧代替注水系の運転ができる設計とする。</u></p> <p>弁の現場操作を可能とするため、<u>操作弁駆動部に手動ハンドルを設け</u>、<u>想定される重大事故等が発生した場合の設置場所である原子炉建屋原子炉棟内</u>の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、<u>設置場所に十分な操作空間を確保し</u>、<u>確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-4-2)</p>	<p>高圧原子炉代替注水ポンプは、<u>HPAC注水弁及びRCIC HPACタービン蒸気入口弁を開操作することで起動し</u>、ポンプ自体の起動操作が不要な設計とする。</p> <p>以上のことから、<u>高圧原子炉代替注水系の操作に必要な機器を表 3.2-3 に示す。</u></p> <p>表に示すとおり、<u>HPAC注水弁及びRCIC HPACタービン蒸気入口弁の操作は</u>、いずれも中央制御室における操作盤上での操作スイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については弁番号を表示することで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>ただし、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても、<u>HPAC注水弁とRCIC HPACタービン蒸気入口弁を現場で人力により手動操作することで</u>、操作可能な設計とする。</p> <p>いずれの操作弁も手動ハンドルを設置し、現場での手動操作は、<u>想定される重大事故等が発生した場合において</u>、設置場所である<u>原子炉建物原子炉棟内</u>の環境条件（被ばく影響等）を考慮の上、十分な操作空間を確保し、<u>確実に手動操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-3, 45-4)</p>	<p>水系への蒸気供給を確保するために原子炉隔離時冷却系への蒸気供給を隔離する必要がある場合は、既設の原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁にて対応を行う（以下、⑩の相違）</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 系統構成の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																				
<p align="center"><b>表 3.2-3 操作対象機器</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高压代替注水系注入弁</td> <td rowspan="2">弁閉→弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋地下1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高压代替注水系タービン止め弁</td> <td rowspan="2">弁閉→弁開 弁開→弁閉</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋地下1階 (6号炉) 原子炉建屋地上1階 (7号炉)</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁*</td> <td>弁開→弁閉</td> <td>原子炉建屋地下1階</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：原子炉隔離時冷却系を運転中に原子炉隔離時冷却系タービン止め弁が開状態から動作不能となった場合や原子炉隔離時冷却系配管が機能喪失した場合に操作を行う。</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>高压代替注水系は表 3.2-4 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験が可能な設計とする。また、停止中にポンプ分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>高压代替注水系には、<u>高压代替注水系ポンプ吐出ラインからサブプレッション・チェンバにつながるテストラインを設置し、発電用原子炉の運転中に原子炉蒸気を用いて高压代替注水系ポンプ駆動用タービンを駆動させ、復水貯蔵槽</u></p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	高压代替注水系注入弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	原子炉建屋地下1階	手動操作	高压代替注水系タービン止め弁	弁閉→弁開 弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作	原子炉建屋地下1階 (6号炉) 原子炉建屋地上1階 (7号炉)	手動操作	原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁*	弁開→弁閉	原子炉建屋地下1階	手動操作	<p align="center"><b>第 3.2-3 表 操作対象機器</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高压代替注水系注入弁</td> <td rowspan="2">全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟地下2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁</td> <td rowspan="2">全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟4階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高压代替注水系タービン止め弁</td> <td rowspan="2">全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟地下1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉隔離時冷却系 SA 蒸気止め弁*</td> <td rowspan="2">全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟2階</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>*原子炉隔離時冷却系を運転中に R C I C 蒸気供給弁が開状態から動作不能となった場合や原子炉隔離時冷却系配管が機能喪失した場合に操作を行う。</p> <p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>高压代替注水系は、<u>第3.2-4表に示すように、発電用原子炉の運転中に機能・性能検査及び弁動作確認を、また、原子炉停止中に機能・性能検査、弁動作確認及び分解検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>常設高压代替注水系ポンプは、原子炉停止中に、分解検査としてケーシングカバー及びタービンカバーを取り外し、ポンプ及びタービンの部品（主軸、軸受、羽根車及びタービン等）の点検が可能な設計とする。弁については、弁体等の部品の状態を確認する分解検査が可能な設計とする。分解検査においては、浸透探傷試験により、性能に影響を及ぼす指示模様の有無を確認する。また、目視により、性能に影響を及ぼすおそれのあるき裂、打こん、変形及び摩耗の有無を確認可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、常設高压代替注水系ポンプは、吐出配管にテストラインを設置し、原子炉運転中又は原子炉停止中に、サブプレッション・チェンバを水源とした循環運転を行うことで、ポンプの吐出圧力・流量の確認に加え、運転時の振動、異</u></p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	高压代替注水系注入弁	全閉→全開	中央制御室	スイッチ	原子炉建屋原子炉棟地下2階	手動操作	原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁	全閉→全開	中央制御室	スイッチ	原子炉建屋原子炉棟4階	手動操作	高压代替注水系タービン止め弁	全閉→全開	中央制御室	スイッチ	原子炉建屋原子炉棟地下1階	手動操作	原子炉隔離時冷却系 SA 蒸気止め弁*	全閉→全開	中央制御室	スイッチ	原子炉建屋原子炉棟2階	手動操作	<p align="center"><b>表 3.2-3 操作対象機器</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">HPAC注水弁</td> <td rowspan="2">弁閉→弁開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物原子炉棟地下1階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RCIC HPACタービン蒸気入口弁</td> <td rowspan="2">弁閉→弁開 弁開→弁閉</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物原子炉棟地下2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁*</td> <td>弁開→弁閉</td> <td>原子炉建物原子炉棟地下2階</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：原子炉隔離時冷却系を運転中に原子炉隔離時冷却系タービン主塞止弁が開状態から動作不能となった場合や原子炉隔離時冷却系配管が機能喪失した場合に操作を行う。</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>高压原子炉代替注水系は表 3.2-4 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験が可能な設計とする。また、停止中にポンプ分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>高压原子炉代替注水系には、<u>高压原子炉代替注水ポンプ吐出ラインからサブプレッション・チェンバにつながるテストラインを設置し、発電用原子炉の運転中に原子炉蒸気を用いて高压原子炉代替注水ポンプ駆動用蒸気タービンを</u></p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	HPAC注水弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作	原子炉建物原子炉棟地下1階	手動操作	RCIC HPACタービン蒸気入口弁	弁閉→弁開 弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作	原子炉建物原子炉棟地下2階	手動操作	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁*	弁開→弁閉	原子炉建物原子炉棟地下2階	手動操作	<p>・設備の相違</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】 島根 2号炉は、4段落下にて記載</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																				
高压代替注水系注入弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作																																																																				
		原子炉建屋地下1階	手動操作																																																																				
高压代替注水系タービン止め弁	弁閉→弁開 弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作																																																																				
		原子炉建屋地下1階 (6号炉) 原子炉建屋地上1階 (7号炉)	手動操作																																																																				
原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁*	弁開→弁閉	原子炉建屋地下1階	手動操作																																																																				
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																				
高压代替注水系注入弁	全閉→全開	中央制御室	スイッチ																																																																				
		原子炉建屋原子炉棟地下2階	手動操作																																																																				
原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁	全閉→全開	中央制御室	スイッチ																																																																				
		原子炉建屋原子炉棟4階	手動操作																																																																				
高压代替注水系タービン止め弁	全閉→全開	中央制御室	スイッチ																																																																				
		原子炉建屋原子炉棟地下1階	手動操作																																																																				
原子炉隔離時冷却系 SA 蒸気止め弁*	全閉→全開	中央制御室	スイッチ																																																																				
		原子炉建屋原子炉棟2階	手動操作																																																																				
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																				
HPAC注水弁	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作																																																																				
		原子炉建物原子炉棟地下1階	手動操作																																																																				
RCIC HPACタービン蒸気入口弁	弁閉→弁開 弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作																																																																				
		原子炉建物原子炉棟地下2階	手動操作																																																																				
原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁*	弁開→弁閉	原子炉建物原子炉棟地下2階	手動操作																																																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の水をサプレッション・チェンバへ送水する機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の停止中においても所内蒸気による機能・性能試験も可能となるよう、<u>高圧代替注水系蒸気供給ラインに所内蒸気供給ラインを設け、高圧代替注水系ポンプ駆動用タービンに所内蒸気を供給可能な設計とする。</u></p> <p><u>高圧代替注水系を運転するために必要な操作対象弁（高圧代替注水系注入弁、高圧代替注水系タービン止め弁）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作確認可能な構成とすることで、弁動作試験が可能な設計とする。</u></p> <p><u>一方で、原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁については、発電用原子炉の運転中に開閉試験を行った場合に、閉状態で動作不能になるリスクを踏まえて、停止中のみ弁動作試験を実施する。</u></p> <p>また、<u>高圧代替注水系ポンプは、ケーシングカバー及びタービンカバーの取り外しが可能な構造とし、停止中にポンプ及びタービンの部品（主軸、軸受、羽根車及びタービン等）の分解検査による内部確認が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-5)</p>	<p><u>音、異臭及び漏えいの確認が可能な設計とする。</u></p> <p>弁については、<u>原子炉運転中又は原子炉停止中に弁動作確認を実施することで弁開閉動作の確認が可能な設計とする。</u>ポンプ及び系統配管・弁については、<u>機能・性能検査等に合わせて外観及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-5-2, 3)</p>	<p><u>駆動させ、サプレッション・チェンバのプール水をサプレッション・チェンバへ送水する機能・性能試験が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、発電用原子炉の停止中においても所内蒸気による機能・性能試験も可能となるよう、高圧原子炉代替注水系蒸気供給ラインに所内蒸気供給ラインを設け、高圧原子炉代替注水ポンプ駆動用蒸気タービンに所内蒸気を供給可能な設計とする。</u></p> <p><u>高圧原子炉代替注水系を運転するために必要な操作対象弁（HPAC注水弁、RCIC HPACタービン蒸気入口弁）及び原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁については、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作確認可能な構成とすることで、弁動作試験が可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>高圧原子炉代替注水ポンプは、ケーシングカバー及びタービンカバーの取り外しが可能な構造とし、停止中にポンプ及びタービンの部品（主軸、軸受、羽根車及びタービン等）の分解検査による内部確認が可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-5)</p>	<p>・SA水源の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 ・記載方針の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁は通常時閉であり、運転中及び停止中のRCIC機能検査時に当該弁を全開及び全閉操作を行う（以下、①の相違）</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 東海第二は、4段落上にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																													
<p style="text-align: center;"><u>表 3.2-4 高压代替注水系の試験及び検査</u></p> <table border="1" data-bbox="201 247 914 466"> <thead> <tr> <th>プラント状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能確認</td> <td>運転性能の確認, 漏えいの確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作確認</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認, 漏えいの確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作試験</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>ポンプ及びタービン部品の表面状態を, 試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>ポンプ外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては, 通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>高压代替注水系は, 原子炉隔離時冷却系と共用する高压代替注水系蒸気供給ライン, 高压炉心注水系と共用する高压代替注水系ポンプ吸込ライン, 給水系 (7号炉は残留熱除去系を含む) と共用する高压代替注水系ポンプ吐出ライン以外については, 重大事故防止設備の目的のみに使用されるため, 本来の用途以外の用途には使用しない。</u></p> <p>本来の用途以外の用途として高压代替注水系に使用する原子炉隔離時冷却系, 高压炉心注水系及び給水系 (7号炉は残留熱除去系を含む) の配管ラインについては, 通常時の隔離された系統構成から高压代替注水系に切り替えるた</p>	プラント状態	項目	内容	運転中	機能・性能確認	運転性能の確認, 漏えいの確認	弁動作確認	弁開閉動作の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能の確認, 漏えいの確認	弁動作試験	弁開閉動作の確認	分解点検	ポンプ及びタービン部品の表面状態を, 試験及び目視により確認	外観点検	ポンプ外観の確認	<p style="text-align: center;"><u>第 3.2-4 表 高压代替注水系の試験検査</u></p> <table border="1" data-bbox="955 256 1685 592"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>ポンプ運転性能確認, ポンプ及び系統配管・弁の漏えいの確認, 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作確認</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>ポンプ運転性能確認, ポンプ及び系統配管・弁の漏えいの確認, 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>弁動作確認</td> <td>弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>ポンプ又は弁の部品の表面状態について, 浸透探傷試験及び目視により確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>切替え</u>の容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては, 通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性 <u>について</u>」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>高压代替注水系は, 本来の用途として使用する。</u></p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能検査	ポンプ運転性能確認, ポンプ及び系統配管・弁の漏えいの確認, 外観の確認	弁動作確認	弁開閉動作の確認	停止中	機能・性能検査	ポンプ運転性能確認, ポンプ及び系統配管・弁の漏えいの確認, 外観の確認	弁動作確認	弁開閉動作の確認	分解検査	ポンプ又は弁の部品の表面状態について, 浸透探傷試験及び目視により確認	<p style="text-align: center;"><u>表 3.2-4 高压原子炉代替注水系の試験及び検査</u></p> <table border="1" data-bbox="1786 247 2499 466"> <thead> <tr> <th>プラント状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能確認</td> <td>運転性能の確認, 漏えいの確認 弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認, 漏えいの確認 弁開閉動作の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>ポンプ及びタービン部品の表面状態を, 試験及び目視により確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>ポンプ外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>切り替え</u>の容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項四)</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては, 通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については, 「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p style="text-align: center;"><u>高压原子炉代替注水系は, 原子炉隔離時冷却系と共用する高压原子炉代替注水系蒸気供給ライン, 残留熱除去系と共用する高压原子炉代替注水ポンプ吸込ライン, 給水系及び原子炉浄化系と共用する高压原子炉代替注水ポンプ吐出ライン以外については, 重大事故防止設備の目的のみに使用されるため, 本来の用途以外の用途には使用しない。</u></p> <p><u>本来の用途以外の用途として高压原子炉代替注水系に使用する原子炉隔離時冷却系, 残留熱除去系, 原子炉浄化系及び給水系の配管ラインについては, 通常時の隔離された系統構成から高压原子炉代替注水系に切り替えるために表</u></p>	プラント状態	項目	内容	運転中	機能・性能確認	運転性能の確認, 漏えいの確認 弁開閉動作の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能の確認, 漏えいの確認 弁開閉動作の確認	分解点検	ポンプ及びタービン部品の表面状態を, 試験及び目視により確認	外観点検	ポンプ外観の確認	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2号炉は, 柏崎と同様に流路として他系統を経由する箇所 <u>の切り替えについて記載</u></li> <li>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</li> <li>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</li> </ul>
プラント状態	項目	内容																																														
運転中	機能・性能確認	運転性能の確認, 漏えいの確認																																														
	弁動作確認	弁開閉動作の確認																																														
停止中	機能・性能試験	運転性能の確認, 漏えいの確認																																														
	弁動作試験	弁開閉動作の確認																																														
	分解点検	ポンプ及びタービン部品の表面状態を, 試験及び目視により確認																																														
	外観点検	ポンプ外観の確認																																														
原子炉の状態	項目	内容																																														
運転中	機能・性能検査	ポンプ運転性能確認, ポンプ及び系統配管・弁の漏えいの確認, 外観の確認																																														
	弁動作確認	弁開閉動作の確認																																														
停止中	機能・性能検査	ポンプ運転性能確認, ポンプ及び系統配管・弁の漏えいの確認, 外観の確認																																														
	弁動作確認	弁開閉動作の確認																																														
	分解検査	ポンプ又は弁の部品の表面状態について, 浸透探傷試験及び目視により確認																																														
プラント状態	項目	内容																																														
運転中	機能・性能確認	運転性能の確認, 漏えいの確認 弁開閉動作の確認																																														
	停止中	機能・性能試験	運転性能の確認, 漏えいの確認 弁開閉動作の確認																																													
分解点検		ポンプ及びタービン部品の表面状態を, 試験及び目視により確認																																														
外観点検		ポンプ外観の確認																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>めに表 3.2-3 で示す弁操作を行う。</p> <p>原子炉隔離時冷却系と共用する<u>高压代替注水系蒸気供給ライン</u>については、通常時の隔離された系統構成から<u>高压代替注水系タービン止め弁</u>を開操作することで、原子炉隔離時冷却系から<u>高压代替注水系側</u>への蒸気供給に切り替えることができる。</p> <p>また、給水系 (<u>7号炉は残留熱除去系を含む</u>) と共用する<u>高压代替注水系ポンプ吐出ライン</u>については、通常時の隔離された系統構成から<u>高压代替注水系注入弁</u>を開操作することで、<u>高压代替注水系</u>の流路に切り替えることができる。これらの切替え操作については、中央制御室から遠隔操作可能な設計とし、操作弁も2弁と最小限の弁操作とする系統構成とすることで、図 3.2-2 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替え可能な設計とする。</p> <p>なお、<u>高压炉心注水系</u>のポンプ吸込ラインについては、弁操作で切り替えなくとも<u>復水貯蔵槽</u>の水を吸込可能な系統設計とする。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系タービン止め弁</u>が開状態から動作不能になった場合や、配管機能が喪失した場合で<u>高压代替注水系側</u>へ蒸気供給ができない状況においては、<u>原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁</u>を開操作することで、<u>高压代替注水系側</u>へ蒸気供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても、<u>高压代替注水系注入弁</u>及び<u>高压代替注水系タービン止め弁</u>を現場で手動弁操作することにより、図 3.2-3 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替え可能とする。</p> <p style="text-align: right;">45-4)</p>	<p style="text-align: center;">(45-4-2)</p>	<p>3.2-3 で示す弁操作を行う。</p> <p>原子炉隔離時冷却系と共用する<u>高压原子炉代替注水系蒸気供給ライン</u>については、通常時の隔離された系統構成から<u>RCIC HPACタービン蒸気入口弁</u>を開操作することで、原子炉隔離時冷却系から<u>高压原子炉代替注水系側</u>への蒸気供給に切り替えることができる。</p> <p>また、原子炉浄化系及び給水系と共用する<u>高压原子炉代替注水ポンプ吐出ライン</u>については、通常時の隔離された系統構成から<u>HPAC注水弁</u>を開操作することで、<u>高压原子炉代替注水系</u>の流路に切り替えることができる。これらの切替え操作については、中央制御室から遠隔操作可能な設計とし、操作弁も2弁と最小限の弁操作とする系統構成とすることで、図 3.2-2 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替え可能な設計とする。</p> <p>なお、<u>残留熱除去系</u>のポンプ吸込ラインについては、弁操作で切り替えなくとも<u>サブプレッション・チェンバ</u>のプール水を吸込可能な系統設計とする。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系タービン主塞止弁</u>が開状態から動作不能になった場合や、配管機能が喪失した場合で<u>高压原子炉代替注水系側</u>へ蒸気供給ができない状況においては、<u>原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口弁</u>を開操作することで、<u>高压原子炉代替注水系側</u>へ蒸気供給を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても<u>HPAC注水弁</u>及び<u>RCIC HPACタービン蒸気入口弁</u>を現場で手動弁操作することにより、図 3.2-3 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替え可能とする。</p> <p style="text-align: right;">(45-4)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</p> <p>・SA 水源の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑩の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</p>



図 3.2-2 中央制御室からの高圧代替注水系起動のタイムチャート\*

\* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート

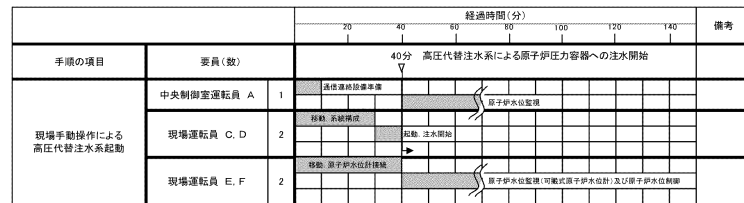


図 3.2-3 現場手動操作による高圧代替注水系起動のタイムチャート\*

\* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。

高圧代替注水系は、通常時は高圧代替注水系タービン止め弁を閉運用とすることで原子炉隔離時冷却系の蒸気供給ラインから隔離し、高圧代替注水系注入弁を閉運用することで6号炉においては給水系の注水ライン、7号炉においては残留熱除去系の注水ラインから隔離する構成としており、原子炉隔離時冷却系に対して悪影響を及ぼさない設計

(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について」に示す。

高圧代替注水系は、第3.2-5表に示すとおり、通常待機時は、高圧代替注水系タービン止め弁を閉とすることで、原子炉隔離時冷却系の蒸気ラインから隔離するとともに、高圧代替注水系注入弁を閉とすることで、原子炉隔離時冷却系の注水ラインから隔離する設計としており、重大事故等時に高圧代替注水系を用いる場合は、弁操作によって、



図 3.2-2 中央制御室からの高圧原子炉代替注水系起動のタイムチャート\*

\* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート

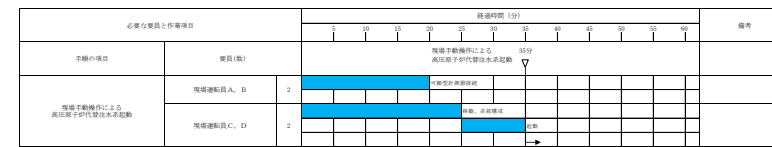


図 3.2-3 現場手動操作による高圧原子炉代替注水系起動のタイムチャート\*

\* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。

高圧原子炉代替注水系は、通常時はRCIC HPACタービン蒸気入口弁を閉運用とすることで原子炉隔離時冷却系の蒸気供給ラインから隔離し、HPAC注水弁を閉運用することで給水系の注水ラインから隔離する構成としており、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。

・運用の相違

・運用の相違

・設備の相違

【柏崎 6/7】  
系統構成の相違



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とする。</p> <p>また、<u>高圧代替注水系は、高圧炉心注水系(B)及び(C)に対して独立した注水ラインを有する設計とすることで、相互に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>高圧代替注水系は、原子炉隔離時冷却系運転時に系統隔離弁が自動開することによる原子炉隔離時冷却系機能への悪影響を防止するために、高圧代替注水系タービン止め弁及び高圧代替注水系注入弁に自動開閉インターロックを設けない設計とし、高圧代替注水系を用いる場合は、弁操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>他系統との隔離弁を表 3.2-5 に示す。</p> <p>なお、<u>高圧代替注水系と原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系は、相互に悪影響を及ぼすことのないように、同時に使用しない運用とする。</u></p> <p>また、<u>高圧代替注水系の蒸気系配管及び弁は、高圧の原子炉蒸気が供給されるラインであることから十分な強度をもたせた設計とする。</u></p> <p>また、<u>高圧代替注水系ポンプ駆動用タービンは、単段式のタービンであり、タービン翼は一体鍛造品の円板から放電加工により翼型を削り出す方法で製造されているものを適用することで、タービンが破損により飛散することがない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-3, 45-4, 45-7)</p>	<p><u>通常待機時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>高圧代替注水系は、高圧炉心スプレイ系に対し独立した注水ラインを有する設計とすることで、相互に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>高圧代替注水系は、原子炉隔離時冷却系運転時に、高圧代替注水系タービン止め弁が自動開することによる原子炉隔離時冷却系機能への悪影響を防止するため、高圧代替注水系タービン止め弁に自動開インターロックを設けない設計とし、高圧代替注水系と原子炉隔離時冷却系は、相互に悪影響を及ぼすことのないように、同時に使用しない運用とする。</u></p> <p>また、<u>常設高圧代替注水系ポンプ駆動タービンは、単段式であり、タービン翼は、鍛造品の削り出し加工により製造するものを適用することで、破損により飛散することがない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-4-2, 45-7-2~9)</p>	<p>また、<u>高圧原子炉代替注水系は、高圧炉心スプレイ系に対して独立した注水ラインを有する設計とすることで、相互に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>高圧原子炉代替注水系は、原子炉隔離時冷却系運転時に系統隔離弁が自動開することによる原子炉隔離時冷却系機能への悪影響を防止するために、RCIC HPA Cタービン蒸気入口弁及びHPAC注水弁に自動開閉インターロックを設けない設計とし、高圧原子炉代替注水系を用いる場合は、弁操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>他系統との隔離弁を表 3.2-5 に示す。</u></p> <p>なお、<u>高圧原子炉代替注水系と原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系は、相互に悪影響を及ぼすことのないように、同時に使用しない運用とする。</u></p> <p>また、<u>高圧原子炉代替注水系の蒸気系配管及び弁は、高圧の原子炉蒸気が供給されるラインであることから十分な強度をもたせた設計とする。</u></p> <p>また、<u>高圧原子炉代替注水ポンプ駆動用蒸気タービンは、単段式のタービンであり、タービン翼は一体鍛造品の円板から放電加工により翼型を削り出す方法で製造されているものを適用することで、タービンが破損により飛散することがない設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-3, 45-4, 45-5, 45-7)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 東海第二は、3段落上にて記載</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 東海第二は、2段落前にて記載</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p style="text-align: center;"><u>表 3.2-5 他系統との隔離弁</u></p> <table border="1" data-bbox="222 247 914 409"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>機器名称</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水系 (6号炉) 残留熱除去系 (7号炉)</td> <td>高压代替注水系注入弁</td> <td>電動駆動</td> <td>通常時閉 電源喪失時閉</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>高压代替注水系タービン止め弁</td> <td>電動駆動</td> <td>通常時閉 電源喪失時閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>高压代替注水系の系統構成に操作が必要な弁の設置場所、操作場所を表 3.2-6 に示す。</p> <p><u>このうち、高压代替注水系注入弁、高压代替注水系タービン止め弁は、中央制御室で操作するため、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</u></p> <p>また、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合については、<u>高压代替注水系注入弁及び高压代替注水系タービン止め弁を原子炉建屋内の設置場所で人力により手動操作を行うが、高压代替注水系は事象初期に操作するものであり、操作位置の放射線量が高くなる前に操作する運用とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-3)</p>	取合系統	機器名称	駆動方式	動作	給水系 (6号炉) 残留熱除去系 (7号炉)	高压代替注水系注入弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉	原子炉隔離時冷却系	高压代替注水系タービン止め弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉	<p style="text-align: center;"><u>第 3.2-5 表 他系統との隔離弁</u></p> <table border="1" data-bbox="952 262 1700 457"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離弁</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>高压代替注水系注入弁</td> <td>電動駆動</td> <td>通常待機時閉 電源喪失時閉</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>高压代替注水系タービン止め弁</td> <td>電動駆動</td> <td>通常待機時閉 電源喪失時閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>高压代替注水系の系統構成に操作が必要な弁の設置場所、操作場所を<u>第3.2-6表</u>に示す。</p> <p><u>高压代替注水系注入弁、原子炉隔離時冷却系 SA 蒸気止め弁、原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁及び高压代替注水系タービン止め弁は、原子炉建屋原子炉棟内に設置されるが、中央制御室からの遠隔操作を可能とすることにより、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ない設計とする。</u></p> <p>また、仮に<u>電源が喪失し</u>、中央制御室からの遠隔操作ができない場合は、<u>高压代替注水系注入弁、原子炉隔離時冷却系 SA 蒸気止め弁、原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁及び高压代替注水系タービン止め弁を原子炉建屋原子炉棟内の現場で人力により手動操作を行うことから、操作場所の放射線量が高ならないよう考慮した場所に設置する設計とする。</u>第3.2-6表に設置場所と操作方法を、第3.2-4図に系統上の現場操作弁の配置を示す。</p> <p style="text-align: right;">(45-3-4~5, 45-4-2)</p>	取合系統	系統隔離弁	駆動方式	動作	原子炉隔離時冷却系	高压代替注水系注入弁	電動駆動	通常待機時閉 電源喪失時閉	原子炉隔離時冷却系	高压代替注水系タービン止め弁	電動駆動	通常待機時閉 電源喪失時閉	<p style="text-align: center;"><u>表 3.2-5 他系統との隔離弁</u></p> <table border="1" data-bbox="1801 247 2504 382"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>機器名称</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉浄化系</td> <td>HPAC注水弁</td> <td>電動駆動</td> <td>通常時閉 電源喪失時閉</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>RCIC HPACタービン蒸気入口弁</td> <td>電動駆動</td> <td>通常時閉 電源喪失時閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>高压原子炉代替注水系の系統構成に操作が必要な弁の設置場所、操作場所を<u>表 3.2-6</u>に示す。</p> <p><u>このうち、HPAC注水弁、RCIC HPACタービン蒸気入口弁は、中央制御室で操作可能とすることにより、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ない設計とする。</u></p> <p>また、仮に、<u>電源設備が全て喪失し</u>、中央制御室からの遠隔操作ができない場合については、<u>HPAC注水弁及びRCIC HPACタービン蒸気入口弁を原子炉建物原子炉棟内の設置場所で人力により手動操作を行うが、高压原子炉代替注水系は事象初期に操作するものであり、操作位置の放射線量が高くなる前に操作する運用とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(45-3)</p>	取合系統	機器名称	駆動方式	動作	原子炉浄化系	HPAC注水弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉	原子炉隔離時冷却系	RCIC HPACタービン蒸気入口弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 系統構成の相違</p>
取合系統	機器名称	駆動方式	動作																																				
給水系 (6号炉) 残留熱除去系 (7号炉)	高压代替注水系注入弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉																																				
原子炉隔離時冷却系	高压代替注水系タービン止め弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉																																				
取合系統	系統隔離弁	駆動方式	動作																																				
原子炉隔離時冷却系	高压代替注水系注入弁	電動駆動	通常待機時閉 電源喪失時閉																																				
原子炉隔離時冷却系	高压代替注水系タービン止め弁	電動駆動	通常待機時閉 電源喪失時閉																																				
取合系統	機器名称	駆動方式	動作																																				
原子炉浄化系	HPAC注水弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉																																				
原子炉隔離時冷却系	RCIC HPACタービン蒸気入口弁	電動駆動	通常時閉 電源喪失時閉																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

表 3.2-6 操作対象機器設置場所

機器名称	設置場所	操作場所
高圧代替注水系 注入弁	原子炉建屋地下1階	中央制御室
		原子炉建屋地下1階
高圧代替注水系 タービン止め弁	原子炉建屋地下1階(6号炉) 原子炉建屋地上1階(7号炉)	中央制御室
		原子炉建屋地下1階(6号炉)
		原子炉建屋地上1階(7号炉)
原子炉隔離時冷 却系過酷事故時 蒸気止め弁*	原子炉建屋地下1階	原子炉建屋地下1階

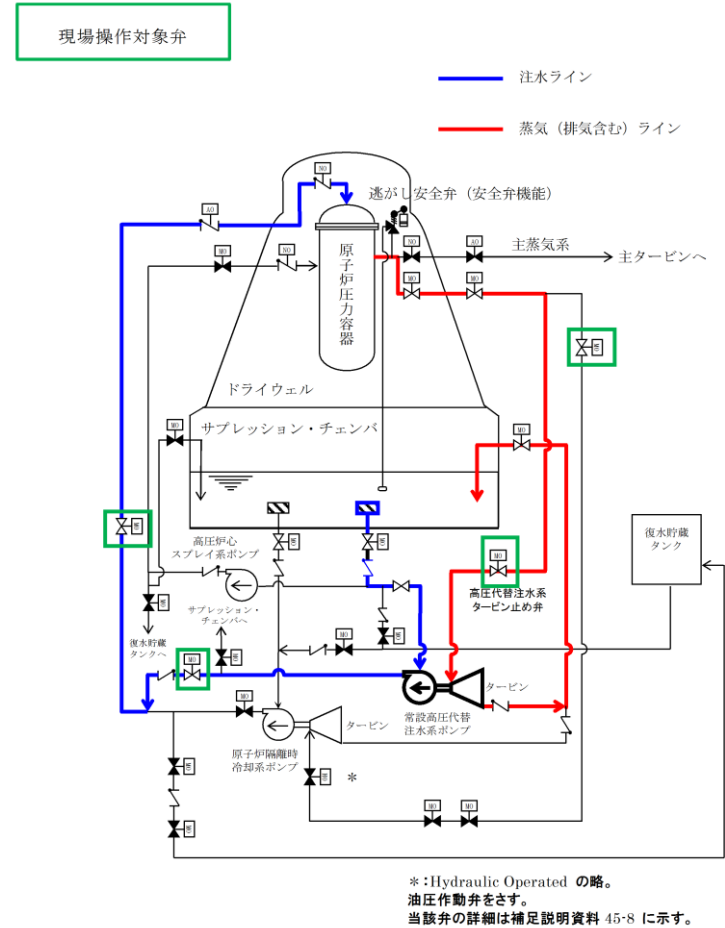
※原子炉隔離時冷却系を運転中に原子炉隔離時冷却系タービン止め弁が開状態から動作不能となった場合や原子炉隔離時冷却系配管が機能喪失した場合に操作を行う。

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

第 3.2-6 表 操作対象機器設置場所

機器名称	設置場所	操作場所
高圧代替注水系注入弁	原子炉建屋原子炉棟地下2階	中央制御室
		原子炉建屋原子炉棟地下2階
原子炉隔離時冷却系原 子炉注入弁	原子炉建屋原子炉棟4階	中央制御室
		原子炉建屋原子炉棟4階
高圧代替注水系ター ビン止め弁	原子炉建屋原子炉棟地下1階	中央制御室
		原子炉建屋原子炉棟地下1階
原子炉隔離時冷却系 S A蒸気止め弁*	原子炉建屋原子炉棟2階	中央制御室
		原子炉建屋原子炉棟2階

\*原子炉隔離時冷却系を運転中にRCIC蒸気供給弁が開状態から作動不能となった場合や原子炉隔離時冷却系配管が機能喪失した場合に操作を行う。



第 3.2-4 図 高圧代替注水系の現場操作弁の配置

島根原子力発電所 2号炉

表 3.2-6 操作対象機器

機器名称	設置場所	操作場所
HPAC注水弁	原子炉建物原子炉棟地 下1階	中央制御室
		原子炉建物原子炉棟地 下1階
RCIC HPACタービン 蒸気入口弁	原子炉建物原子炉棟地 下2階	中央制御室
		原子炉建物原子炉棟地 下2階
原子炉隔離時冷却系タービン 蒸気入口弁※	原子炉建物原子炉棟地 下2階	原子炉建物原子炉棟地 下2階

※：原子炉隔離時冷却系を運転中に原子炉隔離時冷却系タービン主塞止弁が開状態から動作不能となった場合や原子炉隔離時冷却系配管が機能喪失した場合に操作を行う。

・設備の相違

・資料構成の相違  
【東海第二】  
島根 2号炉は 3.2.3  
項にて記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>高圧代替注水系は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、十分な期間、原子炉水位を維持できる容量を有する設計とする。<u>高圧代替注水系ポンプの容量は、原子炉停止30分後に注水を確立した場合に炉心損傷を防止するために必要な流量114m<sup>3</sup>/h以上とし、設計基準事故対処設備の原子炉隔離時冷却系注水流量182m<sup>3</sup>/hにあわせて182m<sup>3</sup>/hを公称値とする。なお、安全解析において、高圧代替注水系注水流量が182m<sup>3</sup>/hの20%減である約146m<sup>3</sup>/hとした場合でも炉心損傷を防止することを確認しているため、注水流量の最小値は約146m<sup>3</sup>/hとする。</u></p> <p>また、原子炉圧力容器に注水する場合の高圧代替注水系ポンプの全揚程は、原子炉圧力容器に注水する場合の水源（復水貯蔵槽）と注水先（原子炉圧力容器）の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を考慮し、高圧代替注水系ポンプ1台運転で注水流量182m<sup>3</sup>/h達成可能な設計とする。</p> <p>(45-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>3.2.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>高圧代替注水系は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、十分な期間、原子炉水位を維持できる容量を有する設計とする。<u>常設高圧代替注水系ポンプの容量は、原子炉停止15分後に注水を確立した場合に炉心損傷を防止するために必要な流量136.7m<sup>3</sup>/hとし、ポンプ容量として約136.7m<sup>3</sup>/hの容量で設計する。</u></p> <p>また、原子炉に注水する場合の常設高圧代替注水系ポンプの揚程は、<u>136.7m<sup>3</sup>/hで注水を実施する場合の圧損（水源（代替淡水貯槽）と注水先（格納容器）の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損）を考慮した要求値が894mであることから、約900mの揚程を確保可能な設計とする。</u></p> <p>(45-6-2~4)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p><u>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を</u></p>	<p>3.2.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>高圧原子炉代替注水系は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、十分な期間、原子炉水位を維持できる容量を有する設計とする。<u>高圧原子炉代替注水系ポンプの容量は、事象発生から60分後に注水を確立した場合に炉心損傷を防止するために必要な流量70m<sup>3</sup>/h以上とし、設計基準事故対処設備の原子炉隔離時冷却系注水流量93m<sup>3</sup>/hにあわせて93m<sup>3</sup>/hを公称値とする。なお、安全解析において、高圧原子炉代替注水系注水流量が93m<sup>3</sup>/hの20%減である約75m<sup>3</sup>/hとした場合でも炉心損傷を防止することを確認しているため、注水流量の最小値は約75m<sup>3</sup>/hとする。</u></p> <p>また、原子炉圧力容器に注水する場合の高圧原子炉代替注水系ポンプの全揚程は、<u>原子炉圧力容器に注水する場合の水源（サブプレッション・チェンバ）と注水先（原子炉圧力容器）の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を考慮し、高圧原子炉代替注水系ポンプ1台運転で注水流量75m<sup>3</sup>/hを達成可能な設計とする。</u></p> <p>(45-6)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p><u>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・SA水源の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧代替注水系の高圧代替注水系ポンプは, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧代替注水系は, 高圧注水機能を持つ設計基準事故対処設備である高圧炉心注水系, 原子炉隔離時冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 表3.2-7に示すとおり多様性, 位置的分散を図った設計とする。</p> <p>ポンプについては, 地震, 津波, 溢水及び火災に対して, 高圧炉心注水系ポンプ(B)及び(C), 原子炉隔離時冷却系ポンプと同時に機能を損なうおそれがないように, 異なる階に位置的分散された原子炉建屋地下2階に配置する設計とする。</p>	<p>及ぼさない場合は, 共用できる設計とする。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について」に示す。</p> <p>高圧代替注水系の各機器については, 一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性及び位置的分散 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について」に示す。</p> <p>高圧代替注水系は, 高圧注水機能を持つ設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系に対し, 第3.2-7表に示すとおり多様性を有し位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設高圧代替注水系ポンプは, 原子炉建屋原子炉棟に設置するが, 設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ポンプとは異なる区画に設置することで, 位置的分散を図る設計とする。</p> <p>水源としては, サプレッション・チェンバのプール水を使用し, 原子炉隔離時冷却系と吸い込み口を分離配置することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧原子炉代替注水系の高圧原子炉代替注水ポンプは, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は, 共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧原子炉代替注水系は, 高圧注水機能を持つ設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系, 原子炉隔離時冷却系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 表3.2-7に示すとおり多様性, 位置的分散を図った設計とする。</p> <p>ポンプについては, 地震, 津波, 溢水及び火災に対して, 高圧炉心スプレイ・ポンプ, 原子炉隔離時冷却ポンプと同時に機能を損なうおそれがないように, 異なる区画に位置的分散された原子炉建物原子炉棟地下2階に配置する設計とする。</p> <p>水源としては, サプレッション・チェンバのプール水を使用し, 原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系と吸い込み口を分離配置することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉のHPACは, RCIC及びHPCSと吸い込み口を分離する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>高圧代替注水系のサポート系として、冷却水は自己冷却とすることで高圧炉心注水系ポンプ(B)及び(C)、原子炉隔離時冷却系ポンプの冷却水と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>ポンプ駆動源については、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、タービン駆動とすることで電動機駆動ポンプを使用する高圧炉心注水系に対して多様性を確保する設計とする。</p> <p>なお、タービンを駆動させるための蒸気を供給する電動弁については、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、設計基準事故対処設備である高圧炉心注水系(B)及び(C)、原子炉隔離時冷却系と異なる常設代替直流電源設備(AM用125V蓄電池)により電源供給する設計とし、同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>また、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても、高圧代替注水系注入弁と高圧代替注水系タービン止め弁はハンドルを設けており手動操作可能であるため、現場で人力により手動操作することで、ポンプ起動可能であり、高圧炉心注水系と原子炉隔離時冷却系の電源と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>上記のとおり、高圧代替注水系は高圧注水機能を持つ設計基準事故対処設備である高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系と位置的分散され、可能な限り多様性を図った設計とする。</p> <p>(45-2, 45-3, 45-4, 45-7)</p>	<p>常設高圧代替注水系ポンプのサポート系として、冷却水を自己冷却とすることで原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ポンプの冷却水(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ)と同時に機能喪失しない多様性を有する設計とする。</p> <p>駆動源については、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の駆動源(電動機)と異なるタービン駆動とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>流路については、サブプレッション・チェンバから原子炉圧力容器へ注水する原子炉隔離時冷却系配管との合流部まで、原子炉隔離時冷却系ポンプを使用する系統に対して独立した設計とする。また、サブプレッション・チェンバから原子炉圧力容器へ注水する高圧炉心スプレイ系配管は、高圧代替注水系と異なった流路とし、高圧炉心スプレイ系ポンプを使用する系統に対して独立した設計とする。</p> <p>常設高圧代替注水系ポンプのタービンを駆動させるための蒸気を供給する電動弁については、原子炉隔離時冷却系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急用125V系蓄電池により給電できる多様性を有する設計とする。</p> <p>また、高圧代替注水系注入弁及び高圧代替注水系タービン止め弁は手動操作ハンドルを設けており、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても、現場で容易に人力により手動操作することでポンプの起動が可能で設計とし、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系に対し多様性を有する設計とする。</p>	<p>高圧原子炉代替注水系のサポート系として、冷却水は自己冷却とすることで高圧炉心スプレイ・ポンプ、原子炉隔離時冷却ポンプの冷却水と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>ポンプ駆動源については、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、タービン駆動とすることで電動機駆動ポンプを使用する高圧炉心スプレイ系に対して多様性を確保する設計とする。</p> <p>なお、タービンを駆動させるための蒸気を供給する電動弁については、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系と異なる常設代替直流電源設備(SA用115V系蓄電池)により電源供給する設計とし、同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>また、仮に、電源設備が全て喪失し、中央制御室からの遠隔操作ができない場合であっても、HPAC注水弁とRCIC HPACタービン蒸気入口弁はハンドルを設けており手動操作可能であるため、現場で人力により手動操作することで、ポンプ起動可能であり、高圧炉心スプレイ系と原子炉隔離時冷却系の電源と同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>上記のとおり、高圧原子炉代替注水系は高圧注水機能を持つ設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系と位置的分散され、可能な限り多様性を図った設計とする。</p> <p>(45-2, 45-3, 45-4, 45-7)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料構成の相違</li> <li>【東海第二】 島根2号炉は柏崎6/7と同様に、表3.2-6に基づく多様性及び位置的分散について記載する整理としており、流路に関しては記載しない</li> <li>設備の相違</li> <li>【東海第二】 ③の相違及び④の相違</li> <li>設備の相違</li> <li>【柏崎6/7, 東海第二】 系統構成の相違</li> <li>記載方針の相違</li> <li>【東海第二】</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>電源設備の多様性及び位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に示す。</u></p> <p><u>高压代替注水系は、第3.2-8表 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水による共通要因故障を防止するために、独立性を確保する設計とする。</u></p> <p><u>逃がし安全弁（安全弁機能）は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性及び位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</u></p> <p><u>逃がし安全弁（安全弁機能）の多様性及び位置的分散を除く設置許可基準規則第43条への適合方針については、「3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 3.3.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針」のうち、逃がし安全弁に係る記載と同じであるが、逃がし安全弁（安全弁機能）は、手動操作等はないことから「(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項二）」「(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項四）」は適用しない。</u></p> <p><u>容量については、「3.3.2.1.2 主要設備の仕様」に記載のとおりである。</u></p>		<p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉は、電源設備を57条で記載する整理としている</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉におけるDB設備との共通要因故障を防止するための設計としては東海第二と同様（以下、⑫の相違）</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

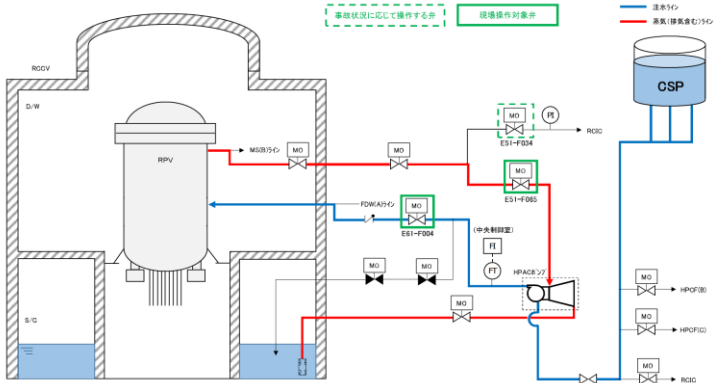
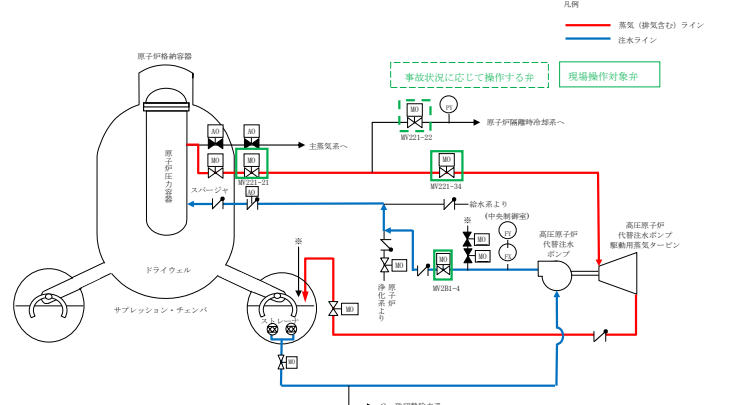
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)					東海第二発電所 (2018.9.18版)				島根原子力発電所 2号炉					備考
<u>表 3.2-7 多様性又は多重性, 位置的分散</u>					<u>第 3.2-7 表 設計基準事故対処設備との多様性及び位置的分散</u>				<u>表 3.2-7 多様性又は多重性, 位置的分散</u>					・設備の相違  ・記載方針の相違 <b>【東海第二】</b> ⑫の相違
項目	設計基準事故対処設備				重大事故防止設備			項目	設計基準事故対処設備				常設重大事故防止設備	
	高圧炉心注水系		原子炉隔離時冷却系		高圧代替注水系				高圧炉心スプレイ系		原子炉隔離時冷却系		高圧原子炉代替注水系	
ポンプ	高圧炉心注水系ポンプ (B)(C)		原子炉隔離時冷却系ポンプ		高圧代替注水系ポンプ			ポンプ	高圧炉心スプレイ系ポンプ		原子炉隔離時冷却系ポンプ		高圧原子炉代替注水系ポンプ	
	原子炉建屋地下3階		原子炉建屋地下3階		原子炉建屋地下2階				原子炉建屋原子炉棟地下2階		原子炉建屋原子炉棟地下2階		原子炉建物原子炉棟地下2階	
水源	復水貯蔵槽	サブプレッション・チェンバ	復水貯蔵槽	サブプレッション・チェンバ	復水貯蔵槽			水源	サブプレッション・チェンバ	サブプレッション・チェンバ	サブプレッション・チェンバ (原子炉隔離時冷却系と吸込口分離配置)			
	廃棄物処理建屋地下2階	原子炉建屋地下3階	廃棄物処理建屋地下2階	原子炉建屋地下3階	廃棄物処理建屋地下2階									
駆動用空気	不要		不要		不要			駆動用空気	不要		不要		不要	
潤滑方式	水潤滑		軸直結ポンプによる油潤滑		水潤滑			潤滑油	不要 (内包油)		内包油 (内包油)		不要 (水潤滑)	
冷却水	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系		自己冷却		自己冷却			冷却水	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水系		自己冷却		自己冷却	
駆動電源	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)		非常用直流電源設備 (蓄電池 (非常用))		常設代替直流電源設備 (AM用125V蓄電池)			電源	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機		所内常設直流電源		常設代替直流電源設備又は手動操作	
	原子炉建屋地上1階		コントロール建屋地下1階及び地下中2階		原子炉建屋地上4階									
操作系	手動操作		手動操作		手動操作									
	中央制御室		中央制御室		中央制御室									
					<u>第 3.2-8 表 設計基準事故対処設備との独立性</u>									
					項目									
					設計基準事故対処設備									
					高圧炉心スプレイ系		原子炉隔離時冷却系		重大事故防止設備					
					高圧炉心スプレイ系		原子炉隔離時冷却系		高圧代替注水系					
					地震									
					津波									
					火災									
					溢水									


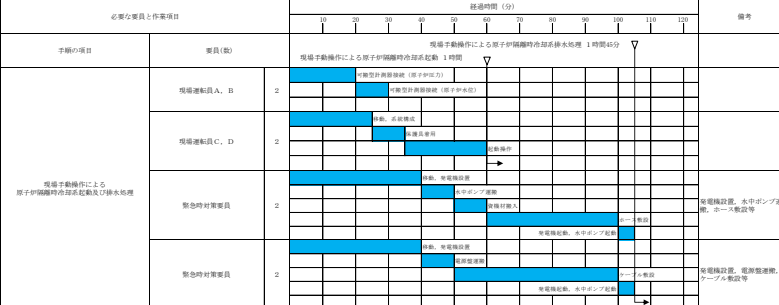


柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2.3 <u>高圧代替注水系の現場操作の整備</u></p> <p>全交流動力電源喪失，直流電源喪失を想定し，<u>高圧代替注水系</u>について，現場での人力による弁の操作で系統の起動及び原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続を行うために必要な設備を整備する。</p> <p>なお，操作手順等の詳細については，「<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準</u>」への適合状況について（個別手順）の1.2に示す。</p> <p>(1) <u>操作概要</u></p> <p>全交流動力電源喪失，常設直流電源系統喪失により中央制御室からの遠隔操作ができない場合に，現場での手動操作により<u>高圧代替注水系</u>を起動し，原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p><u>また，高圧代替注水系の現場起動操作において現場での原子炉水位監視のため可搬式原子炉水位計の接続を行う。</u></p> <p>(2) <u>操作場所（7号炉の例）</u></p> <p>・<u>原子炉建屋 地上1階，地下1階，地下2階（管理区域）</u></p> <p>(3) <u>必要要員数及び時間</u></p> <p><u>高圧代替注水系現場起動のうち，現場での高圧代替注水系の系統構成及びタービン起動操作に必要な要員数，時間は以下のとおり。</u></p>	<p>3.2.2.2 <u>高圧代替注水系の現場操作の整備</u></p> <p>全交流電源喪失及び常設直流電源系統喪失を想定し，<u>中央制御室からの遠隔操作ができない場合に</u>，現場での人力による弁の操作で系統の起動及び十分な期間の運転継続に必要な設備を整備する</p> <p>なお，操作手順等の詳細については，「<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合状況について</u>」の「<u>1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</u>」の以下の項目で示す。</p> <p>a. <u>全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源喪失時の原子炉注水</u></p> <p>1.2.2 <u>重大事故等発生時の手順</u> 1.2.2.1 <u>フロントライン系故障時の対応手順</u> (1) <u>高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水</u> b. <u>現場手動操作による高圧代替注水系起動</u></p>	<p>3.2.3 <u>高圧原子炉代替注水系の現場操作の整備</u></p> <p>全交流動力電源喪失，直流電源喪失を想定し，<u>高圧原子炉代替注水系</u>について，現場での人力による弁の操作で系統の起動及び原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続を行うために必要な設備を整備する。</p> <p>なお，操作手順等の詳細については，「<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準</u>」への適合状況について（個別手順）の1.2に示す。</p> <p>(1) <u>操作概要</u></p> <p><u>全交流動力電源喪失，常設直流電源系統喪失により中央制御室からの遠隔操作ができない場合に，現場での手動操作により高圧原子炉代替注水系を起動し，原子炉圧力容器への注水を実施する。</u></p> <p>(2) <u>操作場所</u></p> <p>・<u>原子炉建物原子炉棟地下1階，地下2階（管理区域）</u></p> <p>(3) <u>必要要員数及び時間</u></p> <p><u>高圧原子炉代替注水系現場起動のうち，現場での高圧原子炉代替注水系の系統構成及びタービン起動操作に必要な要員数，時間は以下のとおり。</u></p>	<p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」にて記載</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は中央制御室で必要な監視パラメータの計測，監視が可能（以下，⑬の相違）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>・必要要員数：2名（現場運転員2名） ・想定時間：40分（実績時間：35分）</p> <p>また、現場での高圧代替注水系現場起動のうち、現場での可搬式原子炉水位計の接続に必要な要員数、時間は以下のとおり。</p> <p>・必要要員数：2名（現場運転員2名） ・想定時間：40分（実績時間：37分）</p> <p>高圧代替注水系現場起動のタイムチャートを図3.2-4に示す。本操作は、放射線量が上昇する前に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="192 903 890 1081"> <thead> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員(数)</th> <th>経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現場手動操作による高圧代替注水系起動</td> <td>中央制御室運転員 A</td> <td>1</td> <td>40分 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始</td> </tr> <tr> <td>現場運転員 C, D</td> <td>2</td> <td>原子炉水位監視</td> </tr> <tr> <td>現場運転員 E, F</td> <td>2</td> <td>原子炉水位監視(可搬式原子炉水位計)及び原子炉水位制御</td> </tr> </tbody> </table>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考	現場手動操作による高圧代替注水系起動	中央制御室運転員 A	1	40分 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始	現場運転員 C, D	2	原子炉水位監視	現場運転員 E, F	2	原子炉水位監視(可搬式原子炉水位計)及び原子炉水位制御		<p>・必要要員数：4名（現場運転員4名） ・想定時間：35分（実績時間：16分）</p> <p>高圧原子炉代替注水系現場起動のタイムチャートを図3.2-4に示す。本操作は、放射線量が上昇する前に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1765 945 2478 1071"> <thead> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員(数)</th> <th>経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現場手動操作による高圧原子炉代替注水系起動</td> <td>現場運転員 A, B</td> <td>2</td> <td>40分 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始</td> </tr> <tr> <td>現場運転員 C, D</td> <td>2</td> <td>原子炉水位監視</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉水位監視(可搬式原子炉水位計)及び原子炉水位制御</td> </tr> </tbody> </table>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考	現場手動操作による高圧原子炉代替注水系起動	現場運転員 A, B	2	40分 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始	現場運転員 C, D	2	原子炉水位監視			原子炉水位監視(可搬式原子炉水位計)及び原子炉水位制御	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 設備設計の相違による運用の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ⑬の相違</p>
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考																												
現場手動操作による高圧代替注水系起動	中央制御室運転員 A	1	40分 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始																												
	現場運転員 C, D	2	原子炉水位監視																												
	現場運転員 E, F	2	原子炉水位監視(可搬式原子炉水位計)及び原子炉水位制御																												
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考																												
現場手動操作による高圧原子炉代替注水系起動	現場運転員 A, B	2	40分 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始																												
	現場運転員 C, D	2	原子炉水位監視																												
			原子炉水位監視(可搬式原子炉水位計)及び原子炉水位制御																												
<p>図 3.2-4 現場手動操作による高圧代替注水系起動のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート</p> <p>(4) 操作の成立性について</p> <p>・作業環境：バッテリー内蔵型LED照明を操作エリアに配備しており、建屋内常用照明消灯時における作業性を確保している。また、ヘッドライト・懐中電灯をバックアップとして携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋）を装備して作業を行う。</p> <p>・移動経路：バッテリー内蔵型LED照明をアクセスルート上に配備しており近接可能である。また、へ</p>		<p>図 3.2-4 現場手動操作による高圧原子炉代替注水系起動のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート</p> <p>(4) 操作の成立性について</p> <p>作業環境：常用照明消灯時においても、電源内蔵型照明を作業エリアに配備している。また、ヘッドライト又は懐中電灯を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し防護具（全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋、汚染防護服）を着用又は携行して作業を行う。</p> <p>移動経路：電源内蔵型照明をアクセスルート上に配備していること、ヘッドライト又は懐中電灯を携</p>	<p>・運用の相違</p>																												

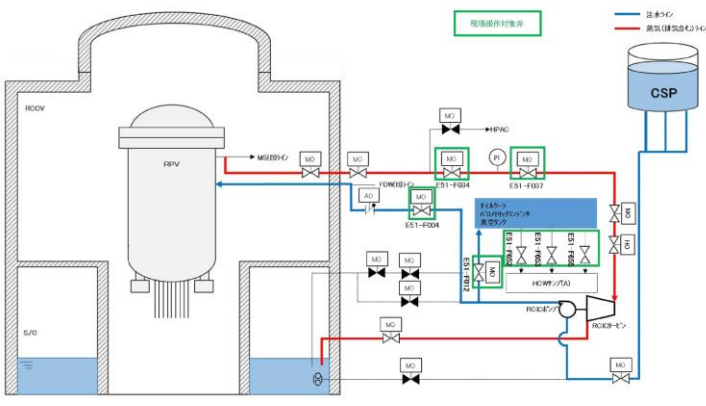
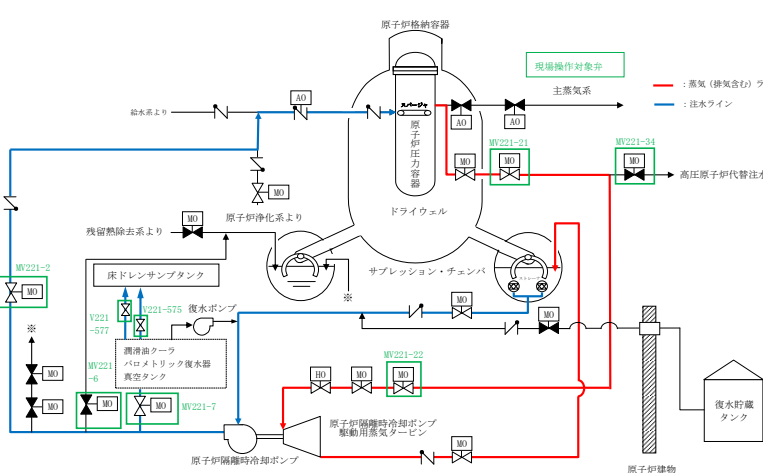
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ツドライト・懐中電灯をバックアップとして携行している。 アクセスルート上に支障となる設備はない。</p> <p>・操作性：通常の弁操作であり，<u>操作性に支障はない。</u></p> <p>・連絡手段：<u>通信連絡設備（送受信器，電力保安通信用電話設備，携帯型音声呼出電話設備）のうち，使用可能な設備により，中央制御室に連絡する。</u></p> <p>(5) 人力操作対象弁について (7号炉の例) <u>高圧代替注水系の人力による現場起動に当たっては，プラント通常運転状態から，図3.2-5で示す高圧代替注水系注入弁を開操作した後に，高圧代替注水系タービン止め弁の開閉操作で起動停止可能な設計であり，これら2弁は手動ハンドルが設置されている。</u></p> <p>(6) 運転継続について <u>高圧代替注水系ポンプを人力操作で起動した後は，可搬式原子炉水位計を監視し，原子炉水位を所定の水位(L-3～L-8)に維持するように，L-8に到達した場合は高圧代替注水系を停止し，L-3に到達した場合は高圧代替注水系を起動する操作を行う。</u> <u>また，復水貯蔵槽の補給が必要となった場合は，代替淡水源から外部接続口を通じて補給可能な設計となっている。</u></p> <p>以上の運転操作で，原子炉圧力容器が低圧になるまでの間，<u>高圧代替注水系を運転することが可能であり，原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続が可能であると考えている。</u></p>		<p><u>行していることから接近可能である。また，アクセスルート上に支障となる設備はない。</u></p> <p><u>操作性：電動弁の手動ハンドルによる現場操作については，操作に工具等は必要とせず，手動弁と同様な操作であるため，容易に操作可能である。</u> <u>操作対象弁には，暗闇でも識別し易いように反射テープを施している。</u></p> <p><u>連絡手段：有線式通信設備，所内通信連絡設備，電力保安通信用電話設備のうち，使用可能な設備より，中央制御室との連絡が可能である。</u></p> <p>(5) 人力操作対象弁について <u>高圧原子炉代替注水系の人力による現場起動に当たっては，プラント通常運転状態から，図3.2-5で示すHPAC注水弁及びRCIC HPACタービン蒸気入口弁を開操作した後に，蒸気外側隔離弁の開閉操作で起動停止可能な設計とし，これら3弁は手動ハンドルを設置する。</u></p> <p>(6) 運転継続について <u>高圧原子炉代替注水ポンプを人力操作で起動した後は，原子炉水位計を監視し，原子炉水位を所定の水位(L-3～L-8)に維持するように，L-8に到達した場合は高圧原子炉代替注水系を停止し，L-3に到達した場合は高圧原子炉代替注水系を起動する操作を行う。</u></p> <p><u>以上の運転操作で，原子炉圧力容器が低圧になるまでの間，高圧原子炉代替注水系を運転することが可能であり，原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続が可能であると考えている。</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 系統構成の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 ⑬の相違</p> <p>・SA水源の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			備考
<p>図 3.2-5 高压代替注水系 (HPAC) の現場操作 (7 号炉の例) について</p>		<p>図 3.2-5 高压原子炉代替注水系 (HPAC) の現場操作について</p>	<p>・設備の相違</p>
<p>3.2.4 原子炉隔離時冷却系の現場操作の整備</p> <p>全交流動力電源喪失，直流電源喪失を想定し，原子炉隔離時冷却系について，現場での人力による弁の操作でシステムの起動及び原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続を行うために必要な設備を整備する。</p> <p>なお，操作手順等の詳細については，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.2 に示す。</p> <p>(1) 操作概要</p> <p>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により，中央制御室からの操作により <u>高压代替注水系</u> を起動できない場合，かつ現場での弁の手動操作により <u>高压代替注水系</u> を起動できない場合は，現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p><u>また，原子炉隔離時冷却系の現場起動操作において現場での原子炉水位監視のため可搬式原子炉水位計の接続を行う。</u></p> <p>(2) 操作場所 (7 号炉の例)</p> <p>・原子炉建屋 地上 1 階，地下 1 階，地下 3 階 (管理区域)</p>		<p>3.2.4 原子炉隔離時冷却系の現場操作の整備</p> <p><u>全交流動力電源喪失，直流電源喪失を想定し，原子炉隔離時冷却系について，現場での人力による弁の操作でシステムの起動及び原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続を行うために必要な設備を整備する。</u></p> <p><u>なお，操作手順等の詳細については，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.2 に示す。</u></p> <p>(1) 操作概要</p> <p><u>全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により，中央制御室からの操作により高压原子炉代替注水系を起動できない場合，かつ現場での弁の手動操作により高压原子炉代替注水系を起動できない場合は，現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し原子炉圧力容器への注水を実施する。</u></p> <p>(2) 操作場所</p> <p>・原子炉建物原子炉棟 1 階，地下 2 階 (管理区域)</p>	<p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」にて記載</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑬の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 必要要員数及び時間</p> <p>原子炉隔離時冷却系現場起動のうち、現場での原子炉隔離時冷却系系統構成及びタービン起動操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要要員数 : 2名 (現場運転員2名)</li> <li>想定時間 : <u>90分</u> (実績時間 : <u>80分</u>)</li> </ul> <p>また、<u>原子炉隔離時冷却系現場起動のうち、現場での可搬式原子炉水位計の接続に必要な要員数、時間は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要要員数 : <u>2名</u> (現場運転員2名)</li> <li>想定時間目安 : <u>40分</u> (実績時間 : <u>37分</u>)</li> </ul> <p>原子炉隔離時冷却系現場起動のタイムチャートを図3.2-6に示す。本操作は、放射線量が上昇する前に操作を行う。</p> 		<p>(3) 必要要員数及び時間</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系現場起動のうち、現場での原子炉隔離時冷却系系統構成及びタービン起動操作に必要な要員数、時間は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要要員数 : <u>4名</u> (現場運転員4名)</li> <li>想定時間 : <u>1時間</u> (実績時間 : <u>41分</u>)</li> </ul> <p><u>原子炉隔離時冷却系現場起動のタイムチャートを図3.2-6に示す。本操作は、放射線量が上昇する前に操作を行う。</u></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の相違【柏崎6/7】 設備設計の相違による運用の相違</li> <li>運用の相違【柏崎6/7】 ⑬の相違</li> </ul>
<p>図3.2-6 現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動及び排水処理のタイムチャート*</p> <p>* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート</p> <p>(4) 操作の成立性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境 : <u>バッテリー内蔵型LED照明</u>を作業エリアに配備しており、<u>建屋内常用照明消灯時における作業性を確保</u>している。また、<u>懐中電灯をバックアップとして</u>携行している。 直流電源喪失時に原子炉隔離時冷却系を運転するとタービングランド部より蒸気が漏えい</li> </ul>		<p>図3.2-6 現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動のタイムチャート*</p> <p>* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.2で示すタイムチャート</p> <p>(4) 操作の成立性について</p> <p><u>作業環境</u> : <u>常用照明消灯時においても、電源内蔵型照明を作業エリアに配備している。また、ヘッドライト又は懐中電灯を携行している。</u></p> <p><u>直流電源喪失時に原子炉隔離時冷却系を運転するとタービングランド部から蒸気が漏えい</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>することから、<u>原子炉隔離時冷却系ポンプ室</u>に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する手順とする。したがって、<u>原子炉隔離時冷却系ポンプ室入室時の蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響はないもの</u>と考えており、防護具（酸素呼吸器及び耐熱服）を確実に装着することにより本操作が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動経路：<u>バッテリー内蔵型LED照明</u>をアクセスルート上に配備しており近接可能である。また、ヘッドライト・懐中電灯をバックアップとして携行している。 アクセスルート上に支障となる設備はない。</li> <li>・操作性：<u>通常の弁操作であり、操作性に支障はない。</u></li> </ul> <p>・連絡手段：<u>通信連絡設備（送受話器、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備）のうち、使用可能な設備により、中央制御室に連絡する。</u></p> <p>(5) <u>人力操作対象弁について（7号炉の例）</u> 原子炉隔離時冷却系の人力による現場起動に当たっては、プラント通常運転状態から、図3.2-7で示す<u>原子炉隔離時冷却系注入弁の開操作、及びポンプ冷却水の流路確保のため、原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁、原子炉隔離時冷却系その他ドレン弁を開操作した後に、原子炉隔離時冷却系タービン止め弁の開閉操作で起動停止可能な設計であり、これら7弁は手動ハンドルが設置されている。</u></p>		<p>するため、<u>RCICポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する手順とする。</u> <u>したがって、RCICポンプ室入室時の蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響はないものと考えており、防護具（酸素呼吸器及び耐熱服）を確実に装着することにより本操作が可能である。</u></p> <p><u>移動経路</u>：電源内蔵型照明をアクセスルート上に配備していること、ヘッドライト又は懐中電灯を携行していることから接近可能である。 <u>また、アクセスルート上に支障となる設備はない。</u></p> <p><u>操作性</u>：電動弁の手動ハンドルによる現場操作については、操作に工具等は必要とせず、手動弁と同様な操作であるため、容易に操作可能である。 <u>操作対象弁には、暗闇でも識別し易いように反射テープを施している。</u></p> <p><u>連絡手段</u>：有線式通信設備、所内通信連絡設備、電力保安通信用電話設備のうち、使用可能な設備により、中央制御室との連絡が可能である。</p> <p>(5) <u>人力操作対象弁について</u> <u>原子炉隔離時冷却系の人力による現場起動に当たっては、プラント通常運転状態から、図3.2-7で示すRCIC注水弁、RCICポンプミニマムフロー弁及びRCICタービン蒸気入口弁の開操作及びポンプ冷却水流量確保のため、復水器冷却水入口弁その他ドレン弁2弁を開操作した後に、蒸気外側隔離弁の開閉操作で起動停止可能な設計とし、これら7弁は手動ハンドルを設置する。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> <li>・運用の相違</li> <li>・運用の相違</li> <li>【柏崎6/7】 島根2号炉の高圧原子炉代替注水系はSA水源としてS/Cを使用する操作を行う</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】 系統構成の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) 運転継続について</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプを人力操作で起動した後は、可搬式原子炉水位計を監視し、原子炉水位を所定の水位 (L-3 ~L-8) に維持するように、原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁の開度調整を行う。</u></p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプ起動後、排水がポンプ室床面に溢水することが想定されるが、ポンプ本体が水没する前に、排水を移送することで運転継続可能とする。</u></p> <p>なお、運転継続に必要な<u>原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁の開度調整及び排水処理についてはポンプ室外での運転操作であり、操作時に原子炉隔離時冷却系タービンからの蒸気漏えいの影響がない場所での操作運用とする。</u></p> <p><u>また、復水貯蔵槽の補給が必要となった場合は、代替淡水源から外部接続口を通じて補給可能な設計となっている。</u></p> <p>以上の運転操作で、原子炉圧力容器が低圧になるまでの間、原子炉隔離時冷却系を運転することが可能であり、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続が可能であると考えている。</p>		<p>(6) 運転継続について</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプを人力操作で起動した後は、タービン回転数、原子炉圧力及び原子炉水位等を確認し、原子炉水位をL 3 ~L 8 に維持するように、蒸気外側隔離弁の開度調整を行う。</u></p> <p>なお、運転継続に必要な蒸気外側隔離弁の開度調整は<u>ポンプ室外での運転操作であり、操作時に原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用蒸気タービンからの蒸気漏えいの影響がない場所での操作運用とする。</u></p> <p><u>以上の運転操作で、原子炉圧力容器が低圧になるまでの間、原子炉隔離時冷却系を運転することが可能であり、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの十分な期間の運転継続が可能であると考えている。</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は原子炉水位を中央制御室にて監視し、有線式通信機により現場運転員に連絡する</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、排水を処理しなかった場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系ポンプを水没させずに継続して運転可能である (以下、⑭の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 系統構成の相違及び⑭の相違</p> <p>・SA 水源の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			
<p>図 3.2-7 原子炉隔離時冷却系 (RCIC) の現場操作 (7号炉の例) について</p>		<p>図 3.2-7 原子炉隔離時冷却系 (RCIC) の現場操作について</p>	<p>・設備の相違</p>
<p>3.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</p>	<p>3.2.3 設計基準事故対処設備を用いた重大事故等対処設備</p>	<p>3.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準拡張)</p>	
<p>3.2.5.1 原子炉隔離時冷却系</p>	<p>3.2.3.1 原子炉隔離時冷却系</p>	<p>3.2.5.1 原子炉隔離時冷却系</p>	
<p>3.2.5.1.1 設備概要</p>	<p>3.2.3.1.1 設備概要</p>	<p>3.2.5.1.1 設備概要</p>	
<p>原子炉隔離時冷却系は、<u>非常用炉心冷却系の1つである。非常用炉心冷却系は、冷却材喪失事故時に燃料被覆管の重大な損傷を防止し、ジルコニウム-水反応を極力抑え、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持ち、</u>低圧注水系、高圧炉心注水系、<u>原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系で構成する。</u></p>	<p>原子炉隔離時冷却系は、<u>原子炉停止後、何らかの原因で給水が停止した場合等に、原子炉蒸気の一部を用いてタービン駆動ポンプを作動させ、</u>サプレッション・チェンバ又は自主対策設備である復水貯蔵タンクの水を発電用原子炉に注水し水位を維持する。</p>	<p>原子炉隔離時冷却系は、<u>原子炉停止後何らかの原因で復水・給水が停止した場合に、原子炉水位を維持するため、原子炉蒸気の一部を用いたタービン駆動ポンプにより、</u>サプレッション・プール水を炉心に注入することを目的とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
<p>原子炉隔離時冷却系は、<u>蒸気駆動タービン1台、タービン駆動ポンプ1台、配管、弁類、ストレナ及び計測制御装置からなり、</u>冷却材喪失事故時には、<u>低圧注水系、高圧炉心注水系及び自動減圧系と連携して、炉心を冷却する機能を有する。</u></p>	<p>原子炉隔離時冷却系は、<u>タービン駆動ポンプ1台、蒸気駆動タービン1台、配管・弁等からなり、</u>ドライウエル内側の隔離弁の上流から抽出した蒸気によってタービンを駆動することで、<u>外部電源を必要としない設計とする。</u></p>	<p>原子炉隔離時冷却系の系統構成は、<u>ポンプ、蒸気駆動タービン、配管、弁類及び計測制御装置からなり、</u>ドライウエル内側の主蒸気隔離弁の上流から抽出した蒸気によってタービンを駆動する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
<p>本系統は、<u>原子炉水位低又はドライウエル圧力高の信号で作動を開始し、</u>復水貯蔵槽の水又はサプレッション・チェンバのプール水を給水系等を経由して原子炉圧力容器へ注水する。</p>	<p>原子炉隔離時冷却系は、<u>中央制御室からのスイッチ操作又は原子炉水位異常低下信号によって起動する。</u></p>	<p>原子炉停止後、<u>原子炉が何らかの原因で熱除去源としての復水器から隔離されると、炉心崩壊熱により発生した蒸気は、逃がし安全弁を通してサプレッション・プール水中に流入する。</u>復水・給水系が停止したことにより原子炉水位は低下し、<u>原子炉水位低の信号で原子炉隔離時冷却系が自動起動して原子炉水位の回復を図る。</u>この系統は、<u>原子炉水位低の信号による自動起動のほかに、中央制御室又は中央制御室外原子炉停止装置からの手動操作によっても運転が可能である。</u></p>	<p>・SA水源の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
<p>水源は、<u>第一次水源として復水貯蔵槽の水を使用するが、</u>復水貯蔵槽の水位が設定値より下がるか、<u>サプレッション・チェンバのプール水位が設定値より上がると第二次水源のサプレッション・チェンバのプール水に自動的に切り替わる。</u></p>	<p>原子炉隔離時冷却系の操作に必要な弁は、<u>中央制御室から操作ができない場合においても、現場操作が可能となるように手動ハンドルを設け、現場で人力により確実に操作が可能となる設計とする。</u></p>		
<p>なお、本系統は、<u>給水系からの給水喪失時に原子炉水位の異常</u></p>			



低下を防止し水位を維持する機能も併せ持っている。

本システムの系統概要図を図3.2-8に、重大事故等対処設備（設計基準拡張）一覧を表3.2-8に示す。

本システムは設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を期待するため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。

- ・水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備（設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章）」で示す。
- ・電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。
- ・計装設備については「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。

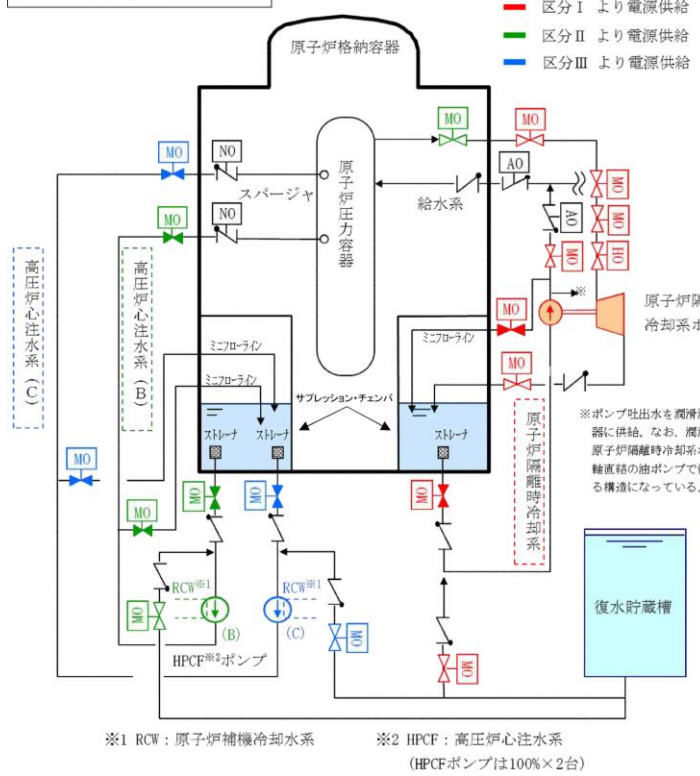
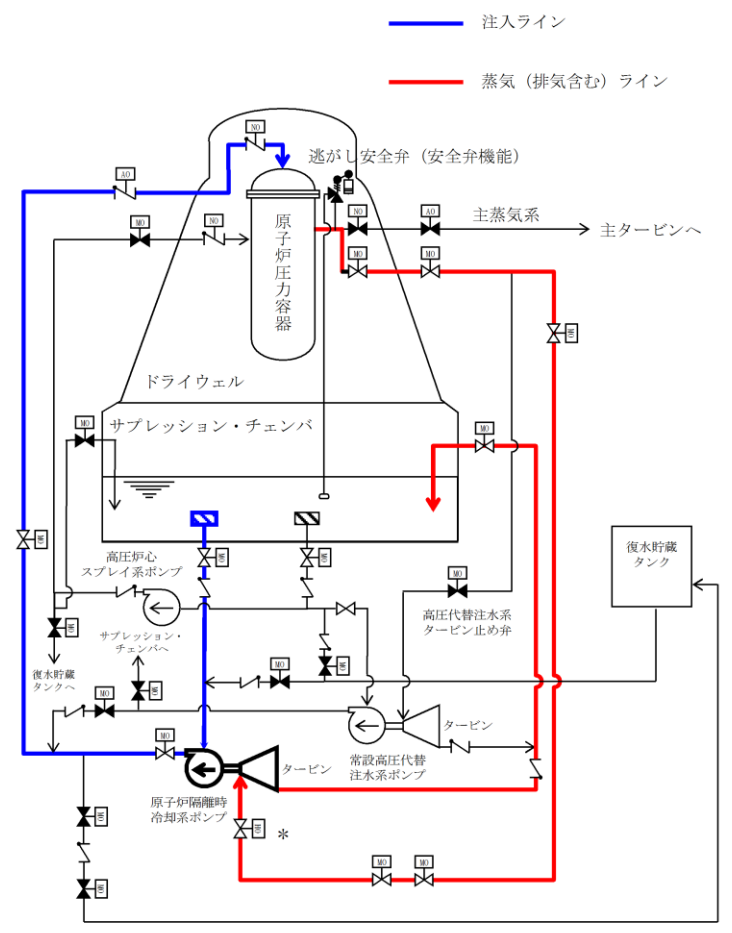


図 3.2-8 原子炉隔離時冷却系 系統概要図

本システムの系統概要図を第3.2-5図に、重大事故等対処設備一覧を第3.2-9表に示す。

原子炉隔離時冷却系は、設計基準事故対処設備であるが、想定される重大事故等時において健全であれば、重大事故等対処設備として使用する。



\*: Hydraulic Operated の略。  
油圧作動弁をさす。  
当該弁の詳細は補足説明資料 45-8 に示す。

第 3.2-5 図 原子炉隔離時冷却系 系統概要図

本システムの系統概要図を図3.2-8に、重大事故等対処設備（設計基準拡張）一覧を表3.2-8に示す。

本システムは設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を期待するため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。

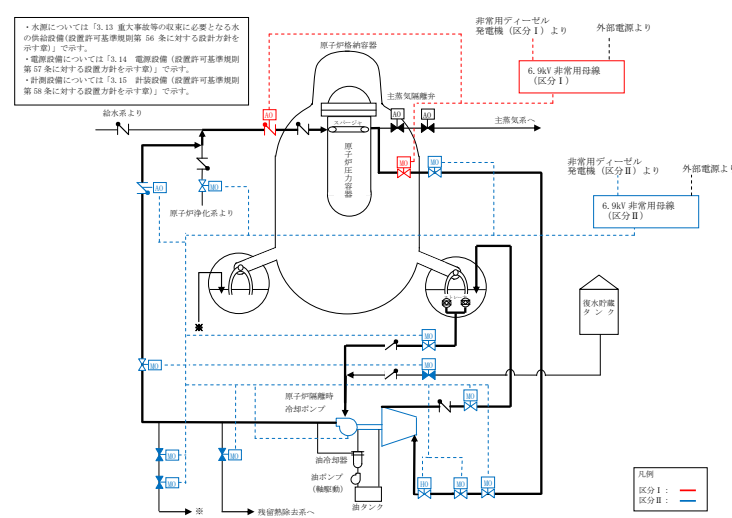


図 3.2-8 原子炉隔離時冷却系 系統概要図

・設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
表 3.2-8 原子炉隔離時冷却系に関する重大事故等対処設備 (設計	第 3.2-9 表 原子炉隔離時冷却系に関する重大事故等対処設備	表 3.2-8 原子炉隔離時冷却系に関する重大事故等対処設備 (設計	・設備の相違																																																
基準拡張) 一覧	一覧	基準拡張) 一覧																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源<sup>※1</sup></td> <td>復水貯蔵槽【常設】 サブプレッション・チェンバ【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>原子炉隔離時冷却系 配管・弁・ストレーナ【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 復水補給水系 配管【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】</td> </tr> <tr> <td>注入先</td> <td>原子炉压力容器【常設】</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※2</sup></td> <td>所内蓄電式直流電源設備 直流 125V 蓄電池 A【常設】 直流 125V 蓄電池 A-2【常設】 AM用直流 125V 蓄電池【常設】 直流 125V 充電器 A【常設】 直流 125V 充電器 A-2【常設】 AM用直流 125V 充電器【常設】 上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※3</sup></td> <td>原子炉隔離時冷却系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 復水貯蔵槽水位(SA)【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】	附属設備	—	水源 <sup>※1</sup>	復水貯蔵槽【常設】 サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	原子炉隔離時冷却系 配管・弁・ストレーナ【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 復水補給水系 配管【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】	注入先	原子炉压力容器【常設】	電源設備 <sup>※2</sup>	所内蓄電式直流電源設備 直流 125V 蓄電池 A【常設】 直流 125V 蓄電池 A-2【常設】 AM用直流 125V 蓄電池【常設】 直流 125V 充電器 A【常設】 直流 125V 充電器 A-2【常設】 AM用直流 125V 充電器【常設】 上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	計装設備 <sup>※3</sup>	原子炉隔離時冷却系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 復水貯蔵槽水位(SA)【常設】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】 逃がし安全弁(安全弁機能)【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源<sup>※1</sup></td> <td>サブプレッション・チェンバ【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>蒸気系 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 注水系 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁・ストレーナ【常設】</td> </tr> <tr> <td>注入先</td> <td>原子炉压力容器【常設】</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※2</sup> (燃料給油設備含む)</td> <td>常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 常設代替直流電源設備 緊急用125V系蓄電池【常設】 所内常設直流電源設備 125V系蓄電池A系【常設】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※3</sup></td> <td>原子炉隔離時冷却系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA広帯域)【常設】 原子炉水位(SA燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】 逃がし安全弁(安全弁機能)【常設】	附属設備	—	水源 <sup>※1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	蒸気系 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 注水系 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁・ストレーナ【常設】	注入先	原子炉压力容器【常設】	電源設備 <sup>※2</sup> (燃料給油設備含む)	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 常設代替直流電源設備 緊急用125V系蓄電池【常設】 所内常設直流電源設備 125V系蓄電池A系【常設】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】	計装設備 <sup>※3</sup>	原子炉隔離時冷却系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA広帯域)【常設】 原子炉水位(SA燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力【常設】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源<sup>※1</sup></td> <td>サブプレッション・チェンバ【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>蒸気系 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管【常設】 注水系 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉浄化系 配管【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】</td> </tr> <tr> <td>注入先</td> <td>原子炉压力容器【常設】</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※2</sup></td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備 B-115V系蓄電池【常設】 B1-115V系蓄電池(SA)【常設】 230V系蓄電池(RCIC)【常設】 B-115V系充電器【常設】 B1-115V系充電器(SA)【常設】 230V系充電器(RCIC)【常設】 上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>計装設備<sup>※3</sup></td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位(SA)【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】	附属設備	—	水源 <sup>※1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	蒸気系 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管【常設】 注水系 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉浄化系 配管【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】	注入先	原子炉压力容器【常設】	電源設備 <sup>※2</sup>	所内常設蓄電式直流電源設備 B-115V系蓄電池【常設】 B1-115V系蓄電池(SA)【常設】 230V系蓄電池(RCIC)【常設】 B-115V系充電器【常設】 B1-115V系充電器(SA)【常設】 230V系充電器(RCIC)【常設】 上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	計装設備 <sup>※3</sup>	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位(SA)【常設】	
設備区分	設備名																																																		
主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 <sup>※1</sup>	復水貯蔵槽【常設】 サブプレッション・チェンバ【常設】																																																		
流路	原子炉隔離時冷却系 配管・弁・ストレーナ【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 復水補給水系 配管【常設】 高圧炉心注水系 配管・弁【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】																																																		
注入先	原子炉压力容器【常設】																																																		
電源設備 <sup>※2</sup>	所内蓄電式直流電源設備 直流 125V 蓄電池 A【常設】 直流 125V 蓄電池 A-2【常設】 AM用直流 125V 蓄電池【常設】 直流 125V 充電器 A【常設】 直流 125V 充電器 A-2【常設】 AM用直流 125V 充電器【常設】 上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備																																																		
計装設備 <sup>※3</sup>	原子炉隔離時冷却系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 復水貯蔵槽水位(SA)【常設】																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】 逃がし安全弁(安全弁機能)【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 <sup>※1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】																																																		
流路	蒸気系 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管・弁【常設】 注水系 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁・ストレーナ【常設】																																																		
注入先	原子炉压力容器【常設】																																																		
電源設備 <sup>※2</sup> (燃料給油設備含む)	常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置【常設】 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車【可搬】 常設代替直流電源設備 緊急用125V系蓄電池【常設】 所内常設直流電源設備 125V系蓄電池A系【常設】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【常設】 可搬型設備用軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】																																																		
計装設備 <sup>※3</sup>	原子炉隔離時冷却系系統流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA広帯域)【常設】 原子炉水位(SA燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】 原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力【常設】																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 <sup>※1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】																																																		
流路	蒸気系 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁【常設】 主蒸気系 配管【常設】 注水系 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁・ストレーナ【常設】 原子炉浄化系 配管【常設】 給水系 配管・弁・スパージャ【常設】																																																		
注入先	原子炉压力容器【常設】																																																		
電源設備 <sup>※2</sup>	所内常設蓄電式直流電源設備 B-115V系蓄電池【常設】 B1-115V系蓄電池(SA)【常設】 230V系蓄電池(RCIC)【常設】 B-115V系充電器【常設】 B1-115V系充電器(SA)【常設】 230V系充電器(RCIC)【常設】 上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設備を使用する。 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備																																																		
計装設備 <sup>※3</sup>	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量【常設】 原子炉水位(広帯域)【常設】 原子炉水位(燃料域)【常設】 原子炉水位(SA)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力(SA)【常設】 サブプレッション・プール水位(SA)【常設】																																																		
<p>※1: 水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2: 電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※3: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1: 水源については、「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2: 電源設備については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※3: 計装制御設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1: 水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2: 電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※3: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																	
<p>3.2.5.1.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u></p>	<p>3.2.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u></p> <p><u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉隔離時冷却系</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</u></li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型 式</th> <th>横置多段うず巻き形</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台 数</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	型 式	横置多段うず巻き形	台 数	1	<p>3.2.5.1.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>設備仕様の相違</p>																																												
型 式	横置多段うず巻き形																																																		
台 数	1																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>容量 : <u>約 190m<sup>3</sup>/h/台</u>  全揚程 : <u>約 190m~約 900m</u>  個数 : 1</p> <p>取付箇所 : <u>原子炉建屋地下 3 階</u></p> <p>なお、水源については「3. 13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (設置許可基準規則第 56 条に対する設計方針を示す章)」、電源設備については「3. 14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」、計装設備については「3. 15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>容 量 : <u>約 142m<sup>3</sup>/h</u>  全 揚 程 : <u>約 869m~約 186m</u></p> <p><u>最高使用圧力</u> : <u>10. 35MPa [gage]</u>  <u>最高使用温度</u> : <u>77℃</u>  材 料 : <u>炭素鋼</u></p> <p>(2) <u>サプレッション・チェンバ</u>  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉格納施設</u></li> <li>・<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u></li> <li>・<u>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器内の冷却等のための設備</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</u></li> <li>・<u>原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</u></li> <li>・<u>重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</u></li> </ul> <p><u>基 数</u> : <u>1</u>  <u>容 量</u> : <u>約3, 400m<sup>3</sup></u>  (サプレッション・チェンバ・  プール水量を示す。)</p> <p><u>最高使用圧力</u> : <u>310kPa [gage]</u>  <u>最高使用温度</u> : <u>104℃</u>  材 料 : <u>炭素鋼</u></p>	<p>容量 : <u>約 100m<sup>3</sup>/h/台</u>  全揚程 : <u>約 120m~約 900m</u>  個数 : <u>1</u></p> <p>取付箇所 : <u>原子炉建物原子炉棟地下 2 階</u></p> <p>なお、水源については「3. 13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (設置許可基準規則第 56 条に対する設計方針を示す章)」、電源設備については「3. 14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」、計装設備については「3. 15 計装設備 (設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>・設備の相違  【柏崎 6/7, 東海第二】  設備仕様の相違</p> <p>・資料構成の相違  【東海第二】  ⑨の相違</p> <p>・記載方針の相違  【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2.5.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u>については、設計基準事故対処設備として使用する場合同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）としての<u>原子炉隔離時冷却系ポンプの多様性又は多重性</u>、位置的分散については、<u>非常用交流電源設備（非常用ディーゼル発電機）及び非常用直流電源設備（蓄電池（非常用））</u>が使用可能な場合において、設計基準対象施設として使用する場合同様に表3.2-9に示す設計である。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>3.2.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、<u>多様性及び位置的分散</u>を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u>については、設計基準事故対処設備として使用する場合同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>重大事故等対処設備としての<u>原子炉隔離時冷却系ポンプの多様性及び位置的分散</u>については、<u>非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源</u>が使用可能な場合において、設計基準事故対処設備として使用する場合同様に第3.2-10表に示す設計である。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、二以上の原子炉施設において共用しない設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p>	<p>3.2.5.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、<u>多様性、位置的分散</u>を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u>については、設計基準事故対処設備として使用する場合同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）としての<u>原子炉隔離時冷却系ポンプの多様性又は多重性</u>、位置的分散については、<u>非常用交流電源設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）及び非常用直流電源設備（蓄電池（非常用））</u>が使用可能な場合において、設計基準対象施設として使用する場合同様に表3.2-9に示す設計である。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																									
<p>表 3.2-9 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の多様性及び位置的分散性、位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="163 289 914 724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備（設計基準拡張）</th> </tr> <tr> <th>高圧炉心注水系</th> <th>原子炉隔離時冷却系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>高圧炉心注水系ポンプ (B) (C) 原子炉建屋地下3階</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建屋地下3階</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>復水貯蔵槽 サブプレッション・チェンバ</td> <td>復水貯蔵槽 サブプレッション・チェンバ</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑方式</td> <td>水潤滑</td> <td>軸直結ポンプによる油潤滑</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>原子炉補機冷却水系 及び原子炉補機冷却海水系</td> <td>自己冷却</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)</td> <td>非常用直流電源設備 (蓄電池(非常用))</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>コントロール建屋 地下1階及び地下中2階</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプについては、<u>設計基準事故時の非常用炉心冷却機能を兼用しており</u>、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分である。 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプについては、<u>原子炉建屋原子炉区域内に設置される設備であることから</u>、想定される重大事故等が発生した場合における<u>原子炉建屋原子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し</u>、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3.2-10 に示す設計である。</p>	項目	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		高圧炉心注水系	原子炉隔離時冷却系	ポンプ	高圧炉心注水系ポンプ (B) (C) 原子炉建屋地下3階	原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建屋地下3階	水源	復水貯蔵槽 サブプレッション・チェンバ	復水貯蔵槽 サブプレッション・チェンバ	駆動用空気	不要	不要	潤滑方式	水潤滑	軸直結ポンプによる油潤滑	冷却水	原子炉補機冷却水系 及び原子炉補機冷却海水系	自己冷却	駆動電源	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)	非常用直流電源設備 (蓄電池(非常用))	原子炉建屋 地上1階	コントロール建屋 地下1階及び地下中2階	<p>第 3.2-10 表 重大事故等対処設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="958 321 1694 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>高圧炉心スプレイ系</th> <th>原子炉隔離時冷却系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>高圧炉心スプレイ系ポンプ 原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建屋原子炉棟 地下2階(別区画)</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>サブプレッション・チェンバ</td> <td>サブプレッション・チェンバ</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要(内包油)</td> <td>不要(内包油)</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 用海水系</td> <td>自己冷却</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>所内常設直流電源</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプについては、<u>設計基準事故時の非常用炉心冷却機能を兼用しており</u>、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分である。 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプについては、<u>原子炉建屋原子炉棟内に設置される設備であることから</u>、想定される重大事故等が発生した場合における<u>原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し</u>、その機能を有効に発揮することができるよう、<u>第3.2-11表</u>に示す設計である。</p>	項目	重大事故等対処設備		高圧炉心スプレイ系	原子炉隔離時冷却系	ポンプ	高圧炉心スプレイ系ポンプ 原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建屋原子炉棟 地下2階(別区画)	水源	サブプレッション・チェンバ	サブプレッション・チェンバ	駆動用空気	不要	不要	潤滑油	不要(内包油)	不要(内包油)	冷却水	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 用海水系	自己冷却	電源	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	所内常設直流電源	<p>表 3.2-9 重大事故等対処設備（設計基準拡張）の多様性及び位置的分散性、位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="1748 289 2499 741"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備（設計基準拡張）</th> </tr> <tr> <th>高圧炉心スプレイ系</th> <th>原子炉隔離時冷却系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>高圧炉心スプレイ・ポンプ 原子炉建物原子炉棟地下2階</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建物原子炉棟地下2階</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>サブプレッション・チェンバ</td> <td>サブプレッション・チェンバ</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑方式</td> <td>水潤滑</td> <td>軸直結ポンプによる油潤滑</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却系及び 高圧炉心スプレイ補機海水系</td> <td>自己冷却</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用交流電源設備 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電機)</td> <td>非常用直流電源設備 (蓄電池(非常用))</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物付属棟 地下2階</td> <td>廃棄物処理建物 地下中1階</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプについては、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分である。 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉隔離時冷却系ポンプについては、<u>原子炉建物原子炉棟内に設置される設備であることから</u>、想定される重大事故等が発生した場合における<u>原子炉建物原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し</u>、その機能を有効に発揮することができるよう、<u>表 3.2-10</u> に示す設計である。</p>	項目	重大事故等対処設備（設計基準拡張）		高圧炉心スプレイ系	原子炉隔離時冷却系	ポンプ	高圧炉心スプレイ・ポンプ 原子炉建物原子炉棟地下2階	原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建物原子炉棟地下2階	水源	サブプレッション・チェンバ	サブプレッション・チェンバ	駆動用空気	不要	不要	潤滑方式	水潤滑	軸直結ポンプによる油潤滑	冷却水	高圧炉心スプレイ補機冷却系及び 高圧炉心スプレイ補機海水系	自己冷却	駆動電源	非常用交流電源設備 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電機)	非常用直流電源設備 (蓄電池(非常用))	原子炉建物付属棟 地下2階	廃棄物処理建物 地下中1階	<p>・設備の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑤の相違</p>
項目		重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																										
	高圧炉心注水系	原子炉隔離時冷却系																																																																										
ポンプ	高圧炉心注水系ポンプ (B) (C) 原子炉建屋地下3階	原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建屋地下3階																																																																										
水源	復水貯蔵槽 サブプレッション・チェンバ	復水貯蔵槽 サブプレッション・チェンバ																																																																										
駆動用空気	不要	不要																																																																										
潤滑方式	水潤滑	軸直結ポンプによる油潤滑																																																																										
冷却水	原子炉補機冷却水系 及び原子炉補機冷却海水系	自己冷却																																																																										
駆動電源	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)	非常用直流電源設備 (蓄電池(非常用))																																																																										
	原子炉建屋 地上1階	コントロール建屋 地下1階及び地下中2階																																																																										
項目	重大事故等対処設備																																																																											
	高圧炉心スプレイ系	原子炉隔離時冷却系																																																																										
ポンプ	高圧炉心スプレイ系ポンプ 原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建屋原子炉棟 地下2階(別区画)																																																																										
水源	サブプレッション・チェンバ	サブプレッション・チェンバ																																																																										
駆動用空気	不要	不要																																																																										
潤滑油	不要(内包油)	不要(内包油)																																																																										
冷却水	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 用海水系	自己冷却																																																																										
電源	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	所内常設直流電源																																																																										
項目	重大事故等対処設備（設計基準拡張）																																																																											
	高圧炉心スプレイ系	原子炉隔離時冷却系																																																																										
ポンプ	高圧炉心スプレイ・ポンプ 原子炉建物原子炉棟地下2階	原子炉隔離時冷却系ポンプ 原子炉建物原子炉棟地下2階																																																																										
水源	サブプレッション・チェンバ	サブプレッション・チェンバ																																																																										
駆動用空気	不要	不要																																																																										
潤滑方式	水潤滑	軸直結ポンプによる油潤滑																																																																										
冷却水	高圧炉心スプレイ補機冷却系及び 高圧炉心スプレイ補機海水系	自己冷却																																																																										
駆動電源	非常用交流電源設備 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電機)	非常用直流電源設備 (蓄電池(非常用))																																																																										
	原子炉建物付属棟 地下2階	廃棄物処理建物 地下中1階																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p style="text-align: center;"><u>表 3.2-10 想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="201 247 920 655"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、原子炉隔離時冷却系は想定される重大事故等時において、中央制御室にて操作可能な設計である。原子炉隔離時冷却系の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉隔離時冷却系については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。また、原子炉隔離時冷却系については、テストラインにより系統の機能・性能試験及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能設計である。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u>については、発電用原子炉の運転中又は停止中に系統の機能・性能試験が可能設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p style="text-align: center;"><u>第 3.2-11 表 想定する環境条件</u></p> <table border="1" data-bbox="958 247 1703 865"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.3 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>機械装置のため、電磁波の影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、原子炉隔離時冷却系は中央制御室にて操作可能な設計である。原子炉隔離時冷却系の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉隔離時冷却系については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。また、原子炉隔離時冷却系については、テストラインにより系統の機能・性能試験が可能設計である。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却系ポンプ</u>については、発電用原子炉の運転中又は停止中に系統の機能・性能試験が可能設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.3 耐震設計の基本方針」に示す）。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。	<p style="text-align: center;"><u>表 3.2-10 想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="1754 247 2487 655"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、原子炉隔離時冷却系は<u>想定される重大事故等時において</u>、中央制御室にて操作可能な設計である。原子炉隔離時冷却系の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉隔離時冷却系については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。また、原子炉隔離時冷却系については、テストラインにより系統の機能・性能試験及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能設計である。</p> <p><u>原子炉隔離時冷却ポンプ</u>については、発電用原子炉の運転中又は停止中に系統の機能・性能試験が可能設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は、「2.1.3 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																														
風（台風）・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2.5.2 高圧炉心注水系</p> <p>3.2.5.2.1 設備概要</p> <p>高圧炉心注水系は、非常用炉心冷却系の1つである。</p> <p>非常用炉心冷却系は、冷却材喪失事故時に燃料被覆管の<u>重大な損傷</u>を防止し、ジルコニウム-水反応を極力抑え、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持ち、<u>低圧注水系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系</u>で構成する。</p> <p>高圧炉心注水系は、電動機駆動ポンプ2台、<u>スパージャ、配管、弁類、ストレーナ及び計測制御装置</u>からなり、<u>冷却材喪失事故時には、低圧注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系と連携して炉心を冷却する機能を有する。</u></p> <p>本系統は、原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号で作動を開始し、<u>復水貯蔵槽の水又はサプレッション・チェンバのプール水を炉心上部に取付けられたスパージャから燃料集集体上に注水することによって炉心を冷却する。</u></p> <p>また、原子炉水位高信号で注水を自動的に停止する。<u>この系は、中央制御室外原子炉停止装置からの手動操作によっても運転が可能である。</u></p> <p>水源は、<u>第一次水源として復水貯蔵槽の水を使用するが、復水貯蔵槽の水位が設定値より下がるか、サプレッション・チェンバのプール水位が設定値より上がると第二次水源のサプレッション・チェンバのプール水に自動的に切り替わるようになっている。</u></p> <p>本系統の系統概要図を図3.2-9に、重大事故等対処設備（設計基準拡張）一覧を表3.2-11に示す。</p> <p>本系統は設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を期待するため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p>	<p>3.2.3.2 高圧炉心スプレイ系</p> <p>3.2.3.2.1 設備概要</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、非常用炉心冷却系の1つである。</p> <p>非常用炉心冷却系は、冷却材喪失事故時に燃料被覆管の<u>重大な損傷</u>を防止し、ジルコニウム-水反応を抑え、崩壊熱を長期にわたり除去する機能を持ち、<u>低圧注水系、低圧スプレイ系、高圧炉心スプレイ系及び自動減圧系</u>で構成する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系の構成は、電動機駆動ポンプ1台、<u>スパージャ、配管、弁等</u>からなり、<u>専用の母線及びディーゼル発電機により作動する。</u></p> <p>高圧炉心スプレイ系は、原子炉水位異常低下（レベル2）信号又はドライウェル圧力高信号により自動起動する。水源としては、<u>サプレッション・チェンバのプール水を使用するが、自主対策設備である復水貯蔵タンクの水も使用可能な系統となっている。</u></p> <p>高圧炉心スプレイ系の系統概要図を第3.2-6図に、重大事故等対処設備一覧を第3.2-12表に示す。</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、<u>設計基準事故対処設備</u>であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、重大事故等対処設備と位置付ける。</p>	<p>3.2.5.2 高圧炉心スプレイ系</p> <p>3.2.5.2.1 設備概要</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、非常用炉心冷却系の1つである。</p> <p>非常用炉心冷却系は、冷却材喪失事故時に燃料被覆管の<u>大破損</u>を防止し、ジルコニウム-水反応を極力抑え、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持ち、<u>低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系及び自動減圧系</u>で構成する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、電動機駆動ポンプ1台、<u>スパージャ配管・弁類、ストレーナ及び計測制御装置</u>からなり、<u>大破断事故時には低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系と連携し、中小破断事故時には単独で炉心を冷却する機能を有する。</u></p> <p>本系統は、原子炉水位低（レベル1H）又は格納容器圧力高の信号で作動を開始し、<u>サプレッション・プール水を炉心上部に取付けられたスパージャ・ヘッダのノズルから燃料集集体上にスプレイすることによって炉心を冷却する。</u></p> <p>また、原子炉水位高（レベル8）信号でスプレイを自動的に停止する。</p> <p>本系統の系統概要図を図3.2-9に、重大事故等対処設備（設計基準拡張）一覧を表3.2-11に示す。</p> <p>本系統は設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を期待するため、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 系統構成の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉のHPCSポンプは、LOCA時においてADSと連携しない</p> <p>・SA水源の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・SA水源の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

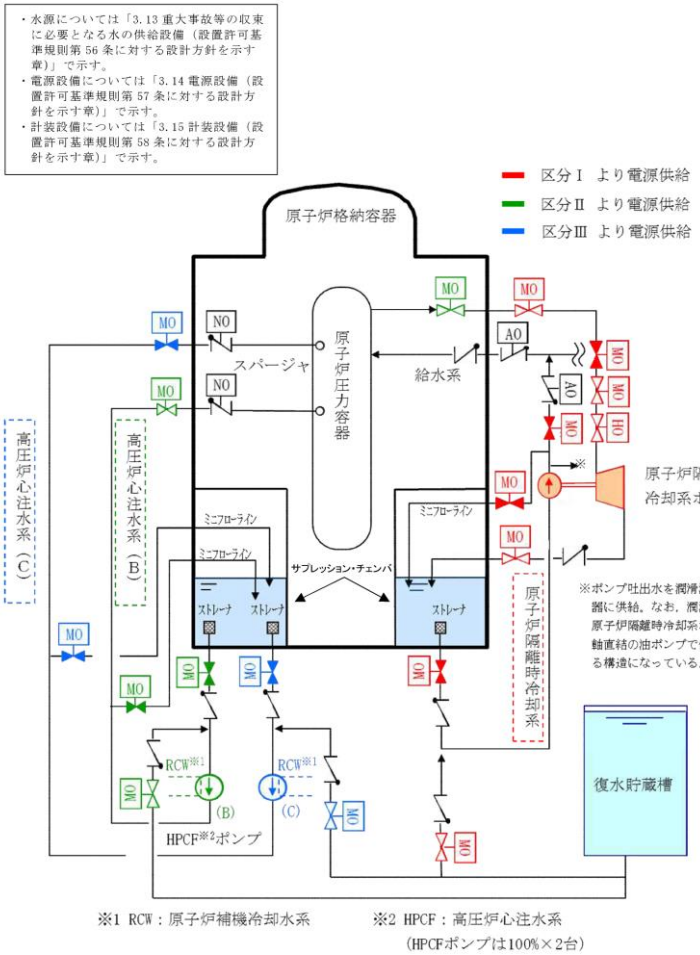
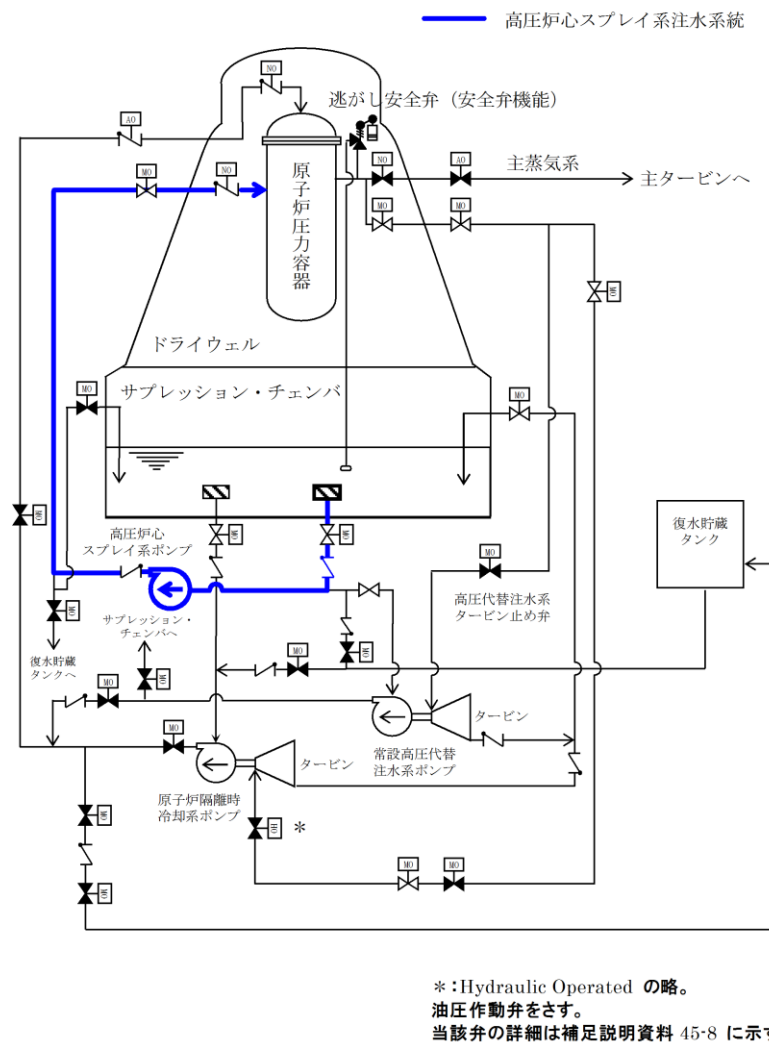


図 3.2-9 高圧炉心注水系 系統概要図



第 3.2-6 図 高圧炉心スプレイ系 系統概要図

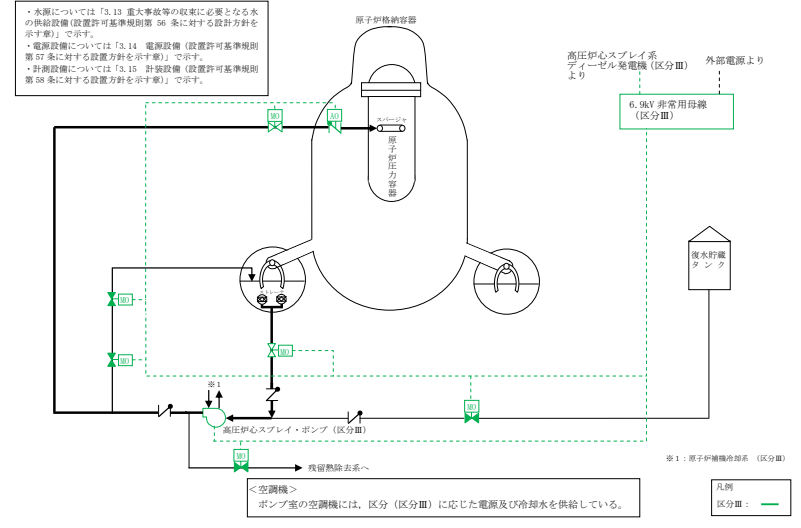


図 3.2-9 高圧炉心スプレイ系 系統概要図

・設備の相違



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p>表 3.2-11 高圧炉心注水系に関する重大事故等対処設備 (設計基準拡張) 一覧</p> <table border="1"> <tr><td>設備区分</td><td>設備名</td></tr> <tr><td>主要設備</td><td>高圧炉心注水系ポンプ【常設】</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>水源<sup>*1</sup></td><td>復水貯蔵槽【常設】 サブプレッション・チェンバ【常設】</td></tr> <tr><td>流路</td><td>高圧炉心注水系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】 復水補給水系配管【常設】</td></tr> <tr><td>注水先</td><td>原子炉圧力容器【常設】</td></tr> <tr><td>電源設備<sup>*1</sup></td><td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備<sup>*3</sup></td><td>高圧炉心注入系系統流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA)【常設】 復水貯蔵槽水位 (SA)【常設】</td></tr> </table> <p>※1: 水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。          ※2: 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。          ※3: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態          計装設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	高圧炉心注水系ポンプ【常設】	附属設備	—	水源 <sup>*1</sup>	復水貯蔵槽【常設】 サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	高圧炉心注水系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】 復水補給水系配管【常設】	注水先	原子炉圧力容器【常設】	電源設備 <sup>*1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】	計装設備 <sup>*3</sup>	高圧炉心注入系系統流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA)【常設】 復水貯蔵槽水位 (SA)【常設】	<p>第 3.2-12 表 高圧炉心スプレイ系に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <tr><td>設備区分</td><td>設備名</td></tr> <tr><td>主要設備</td><td>高圧炉心スプレイ系ポンプ【常設】 逃がし安全弁 (安全弁機能)【常設】</td></tr> <tr><td>付属設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>水源<sup>*1</sup></td><td>サブプレッション・チェンバ【常設】</td></tr> <tr><td>流路</td><td>高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】</td></tr> <tr><td>注水先</td><td>原子炉圧力容器【常設】</td></tr> <tr><td>電源設備<sup>*2</sup> (燃料給油設備含む)</td><td>非常用交流電源設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備<sup>*3</sup></td><td>高圧炉心スプレイ系系統流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA 広帯域)【常設】 原子炉水位 (SA 燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力 (SA)【常設】 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】</td></tr> </table> <p>※1: 水源については、「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。          ※2: 電源設備については、「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。          ※3: 計装制御設備については、「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	高圧炉心スプレイ系ポンプ【常設】 逃がし安全弁 (安全弁機能)【常設】	付属設備	—	水源 <sup>*1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】	注水先	原子炉圧力容器【常設】	電源設備 <sup>*2</sup> (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】	計装設備 <sup>*3</sup>	高圧炉心スプレイ系系統流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA 広帯域)【常設】 原子炉水位 (SA 燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力 (SA)【常設】 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】	<p>表 3.2-11 高圧炉心スプレイ系に関する重大事故等対処設備 (設計基準拡張) 一覧</p> <table border="1"> <tr><td>設備区分</td><td>設備名</td></tr> <tr><td>主要設備</td><td>高圧炉心スプレイ・ポンプ【常設】</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr><td>水源<sup>*1</sup></td><td>サブプレッション・チェンバ【常設】</td></tr> <tr><td>流路</td><td>高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】</td></tr> <tr><td>注水先</td><td>原子炉圧力容器【常設】</td></tr> <tr><td>電源設備<sup>*2</sup></td><td>非常用交流電源設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】</td></tr> <tr><td>計装設備<sup>*3</sup></td><td>高圧炉心スプレイポンプ出口流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA)【常設】 サブプレッション・プール水位 (SA)【常設】</td></tr> </table> <p>※1: 水源については「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。          ※2: 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。          ※3: 主要設備を用いた炉心損傷防止及び格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態          計装設備については「3.15 計装設備 (設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	高圧炉心スプレイ・ポンプ【常設】	附属設備	—	水源 <sup>*1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】	流路	高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】	注水先	原子炉圧力容器【常設】	電源設備 <sup>*2</sup>	非常用交流電源設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】	計装設備 <sup>*3</sup>	高圧炉心スプレイポンプ出口流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA)【常設】 サブプレッション・プール水位 (SA)【常設】	<p>・設備の相違</p>
設備区分	設備名																																																		
主要設備	高圧炉心注水系ポンプ【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 <sup>*1</sup>	復水貯蔵槽【常設】 サブプレッション・チェンバ【常設】																																																		
流路	高圧炉心注水系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】 復水補給水系配管【常設】																																																		
注水先	原子炉圧力容器【常設】																																																		
電源設備 <sup>*1</sup>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】																																																		
計装設備 <sup>*3</sup>	高圧炉心注入系系統流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA)【常設】 復水貯蔵槽水位 (SA)【常設】																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	高圧炉心スプレイ系ポンプ【常設】 逃がし安全弁 (安全弁機能)【常設】																																																		
付属設備	—																																																		
水源 <sup>*1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】																																																		
流路	高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】																																																		
注水先	原子炉圧力容器【常設】																																																		
電源設備 <sup>*2</sup> (燃料給油設備含む)	非常用交流電源設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ【常設】 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ【常設】																																																		
計装設備 <sup>*3</sup>	高圧炉心スプレイ系系統流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA 広帯域)【常設】 原子炉水位 (SA 燃料域)【常設】 原子炉圧力【常設】 原子炉圧力 (SA)【常設】 高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力【常設】 サブプレッション・プール水位【常設】																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	高圧炉心スプレイ・ポンプ【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源 <sup>*1</sup>	サブプレッション・チェンバ【常設】																																																		
流路	高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】																																																		
注水先	原子炉圧力容器【常設】																																																		
電源設備 <sup>*2</sup>	非常用交流電源設備 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (設計基準拡張)【常設】																																																		
計装設備 <sup>*3</sup>	高圧炉心スプレイポンプ出口流量【常設】 原子炉水位 (広帯域)【常設】 原子炉水位 (燃料域)【常設】 原子炉水位 (SA)【常設】 サブプレッション・プール水位 (SA)【常設】																																																		
<p>3.2.5.2.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>高圧炉心注水系ポンプ</u></p> <p>容量 : 約 180m<sup>3</sup>/h/台～約 730m<sup>3</sup>/h/台          全揚程 : 約 890m～約 190m          個数 : 2</p>	<p>3.2.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 高圧炉心スプレイ系ポンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・<u>非常用炉心冷却系</u></p> <table border="1"> <tr><td>型 式</td><td>多段たて形式</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 1,440t/h</td></tr> <tr><td>全 揚 程</td><td>約 257m</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>10.69MPa [gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>100℃</td></tr> </table>	型 式	多段たて形式	台 数	1	容 量	約 1,440t/h	全 揚 程	約 257m	最高使用圧力	10.69MPa [gage]	最高使用温度	100℃	<p>3.2.5.2.2 主要設備の仕様</p> <p>主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>高圧炉心スプレイ・ポンプ</u></p> <p>容量 : 約 320m<sup>3</sup>/h～約 1050m<sup>3</sup>/h          全揚程 : 約 890m～約 260m          個数 : 1</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】 設備仕様の相違</p>																																				
型 式	多段たて形式																																																		
台 数	1																																																		
容 量	約 1,440t/h																																																		
全 揚 程	約 257m																																																		
最高使用圧力	10.69MPa [gage]																																																		
最高使用温度	100℃																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p>取付箇所：<u>原子炉建屋地下3階</u></p> <p>なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備（設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章）」、電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」、計装設備については「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>3.2.5.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針  <u>高圧炉心注水系</u>は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。  <u>高圧炉心注水系ポンプ</u>については、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。  <u>重大事故等対処設備（設計基準拡張）としての高圧炉心注水系ポンプの多様性又は多重性、位置的分散</u>については、<u>非常用ディーゼル発電機</u>及び常設直流電源が使用可能な場合において、設計</p>	<p style="text-align: center;"><u>材 料</u>                      <u>鋳鋼</u></p> <p>(2) <u>サブプレッション・チェンバ</u>  兼用する設備は以下のとおり。  ・<u>原子炉格納施設</u>  ・<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u>  ・<u>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u>  ・<u>原子炉格納容器内の冷却等のための設備</u>  ・<u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</u>  ・<u>原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備</u>  ・<u>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;"><u>基 数</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>容 量</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約3,400m<sup>3</sup></u> (<u>サブプレッション・チェンバ・プール水量を示す。</u>)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>最高使用圧力</u></td> <td style="text-align: center;"><u>310kPa[gage]</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>最高使用温度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>104℃</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>材 料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>炭素鋼</u></td> </tr> </table> <p>3.2.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針  高圧炉心スプレイ系は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性及び位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。  高圧炉心スプレイ系ポンプは、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。  <u>重大事故等対処設備としての高圧炉心スプレイ系ポンプの多様性及び位置的分散</u>については、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u>及び常設直流電源が使用可能な場合において、設計基準事</p>	<u>基 数</u>	<u>1</u>	<u>容 量</u>	<u>約3,400m<sup>3</sup></u> ( <u>サブプレッション・チェンバ・プール水量を示す。</u> )	<u>最高使用圧力</u>	<u>310kPa[gage]</u>	<u>最高使用温度</u>	<u>104℃</u>	<u>材 料</u>	<u>炭素鋼</u>	<p>取付箇所：<u>原子炉建物原子炉棟地下2階</u></p> <p>なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備（設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章）」、電源設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」、計装設備については「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>3.2.5.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針  高圧炉心スプレイ系は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。  <u>高圧炉心スプレイ・ポンプ</u>については、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。  <u>重大事故等対処設備（設計基準拡張）としての高圧炉心スプレイ・ポンプの多様性又は多重性、位置的分散</u>については、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u>及び常設直流電源が使用可能な場</p>	<p>・資料構成の相違  【東海第二】  ⑨の相違</p> <p>・記載方針の相違  【東海第二】</p>
<u>基 数</u>	<u>1</u>												
<u>容 量</u>	<u>約3,400m<sup>3</sup></u> ( <u>サブプレッション・チェンバ・プール水量を示す。</u> )												
<u>最高使用圧力</u>	<u>310kPa[gage]</u>												
<u>最高使用温度</u>	<u>104℃</u>												
<u>材 料</u>	<u>炭素鋼</u>												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>基準対象施設として使用する場合と同様に表3.2-9に示す設計である。</p> <p>高圧炉心注水系は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧炉心注水系ポンプについては、設計基準事故時の非常用炉心冷却機能を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分である。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>高圧炉心注水系ポンプについては、原子炉建屋原子炉区域内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における原子炉建屋原子炉区域内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.2-12に示す設計である。</p>	<p>対処設備として使用する場合と同様に第3.2-10表に示す設計である。</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、二以上の原子炉施設において共用しない。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却機能を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等時の収束に必要な容量に対して十分である。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における原子炉建屋原子炉棟内の環境条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.2-13表に示す設計である。</p>	<p>合において、設計基準対象施設として使用する場合と同様に表3.2-9に示す設計である。</p> <p>高圧炉心スプレイ系は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>高圧炉心スプレイ・ポンプについては、設計基準事故時の非常用炉心冷却機能を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分である。</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>高圧炉心スプレイ・ポンプについては、原子炉建物原子炉棟内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における原子炉建物原子炉棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.2-12に示す設計である。</p>	<p>・記載方針の相違【東海第二】</p>																																												
<p>表3.2-12 想定する環境条件及び荷重条件</p>	<p>第3.2-13表 想定する環境条件</p>	<p>表3.2-12 想定する環境条件及び荷重条件</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度、圧力、湿度、放射線</td> <td>設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は、「2.1.3 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>機械装置のため、電磁波の影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は、「2.1.3 耐震設計の基本方針」に示す)。	津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。	風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水しない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋原子炉区域内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	原子炉建屋原子炉区域内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度、圧力、湿度、放射線	設置場所である原子炉建屋原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする(詳細は、「2.1.3 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤及び浸水防止設備を設置する設計とする。																																														
風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響	原子炉建屋原子炉棟内に設置するため、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	機械装置のため、電磁波の影響を受けない。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建物原子炉棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																														
風(台風)・積雪	原子炉建物原子炉棟内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、<u>高圧炉心注水系</u>は中央制御室にて操作可能な設計である。<u>高圧炉心注水系</u>の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>高圧炉心注水系</u>については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。</p> <p>また、<u>高圧炉心注水系</u>については、テストラインにより系統の機能・性能試験及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能設計である。</p> <p><u>高圧炉心注水系ポンプ</u>については、発電用原子炉の運転中又は停止中に系統の機能・性能試験が可能設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>また、<u>高圧炉心スプレイ系</u>は、中央制御室にて操作可能な設計である。<u>高圧炉心スプレイ系</u>の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>高圧炉心スプレイ系</u>には、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計とする。</p> <p>また、<u>高圧炉心スプレイ系</u>は、テストラインにより系統の機能・性能試験が可能設計である。</p> <p><u>高圧炉心スプレイ系ポンプ</u>については、発電用原子炉の運転中又は停止中に系統の機能・性能試験が可能設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>また、<u>高圧炉心スプレイ系</u>は中央制御室にて操作可能な設計である。<u>高圧炉心スプレイ系</u>の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>高圧炉心スプレイ系</u>については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等時においても使用する設計である。</p> <p>また、<u>高圧炉心スプレイ系</u>については、テストラインにより系統の機能・性能試験及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能設計である。</p> <p><u>高圧炉心スプレイ・ポンプ</u>については、発電用原子炉の運転中又は停止中に系統の機能・性能試験が可能設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能設計である。</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	